第一三節　小関漁業会所の設立とその後

幕末までの網組合

九十九里浦には多数の地曳網主が存在しており、共通の利害について網組合を設けて処理していたことは前に述べたとおりである。

一八二八年（文政一一）関東取締出役が設置されて以来、地曳網漁業を中心とする九十九里浦の取締は、主として八州廻りといわれるこれら出役の支配の下におかれていた。

小関漁業会所頭取甲賀秀実が一九三七年（明治一二）に著述した『九十九里浦地曳漁業沿革及附言』に、

「……（前略）……

文化ノ比ヨリ文政年中幕府ニ於テ猶厚ク御世話下サレ候故、渡世盛ニ相成リ……（中略）……幕府ニ於テ、水主不勤又ハ船中ヘ竹槍ノ類積込ム義幷ニ盗鰯三角長サデ（三角、長サデ皆魚ヲスクヒ取ル網具ノ名）都テ地曳漁事ノ障碍ニ相成ル廉ハ関東取締出役ノ上厳重ニ取リ糺シ世話行届キ漁業日日盛大ニ相成リ候

一天保年中ニ至リ前後コレナキ渡世盛ニ相成り歳々多分ニ漁揚候……（中略）……同酉年（一八三七）ハ米価稀成ル高価ニテ飢渇ニ及ブベキ処大漁ニテ九十九里更ニ患コレナキ故幕府ニ於テ厚ク世話下サレ候。

一嘉永安政ノ比ハ幕府ニ於テ世話行届カズ水主ハ不人気ニ相成リ小漁船ニ乗組ミ又ハ他稼ギイタシ候者ハ関東取締出役先ニ願立テ候テモ此後ノ廻村迄ト引延シ置カレ、猶人気目増ニ悪弊押移リ、地曳漁取り揚ゲ高相劣リ網数追々減少致シ候。」

と見える。

網組合について、山口和雄の『九十九里舊地曳網漁業』によれば、

「南部から北部にかけて地域別に
　長　柄　郡
　山辺郡から武射郡小松村迄
　武射郡木戸村より匝瑳郡を経て海上郡迄
の三大組合に分かれ、各大組合は更に数ヶ村宛三個の小組合に分かれていた。従つて、九十九里浦には当時九組の地曳網小組合が存在したのである。しかして此小組合には夫々二名乃至数名の網方行司が選出され、更にこの行司の中から大組合一組につき、一名乃至二名の網方行司惣代が選ばれていた。これらの行司は、組合を代表して関東取締出役並に各自の支配者に当ると共に、組合相互の交渉に従事し、更に組合内部の統制にも任じた。」

のごとき組織であった。

明治期に入ると、幕府の崩壊と共に関東取締出役の制度は廃止されて、これに代るべきものがないので、甲賀秀実も前述書の中で、

「一明治年中不漁引キ続キ候折柄……（中略）……貸金年限相立チ候分御採用ニ相成ラズ……（中略）……証文不都合ニ付書キ改ムベキ旨ノ御告諭ヨリ人気猶変シ、書換エヲ品能ク申シ延バシ、小漁船一方ニ相成リ新規コロ網ト唱ル張網等相始リ、小漁船主ニ於ケル地曳附属ノ水主タルヲ存シナガラ小漁船ヘ乗リ組マセ候成行、水主不足スル故ヲ以テ営業衰ルニ至レリ、爰ニ於テ進退相極ル時節ト困迷スルニ及ビ、網主ノ内ニハ行々渡世永続致シ兼ル見込ノ趣ニ候ヘドモ其節、今休業致セバ水主ノ手金取立テ行キ届カズ、且ハ網器械モ不漁ノ際ハ売捌ニモ相成ラズ祖先ヨリ連綿相続イタシ来レル職業ヲ失ヒ候モ歎カハシク如何トモ致シ方コレナク罷リ在リ候趣、弐百年前ヨリ今日ノ景況ヲ思量致シ候処ニテハ実ニ政府ニ於テ厚ク御世話在セラレズ候テハ以前ノ地曳鰮漁盛大ニ立チ直リ申スマジクト想像仕リ候ナリ。」

と述べているように、水主の不勤や他船への逃散などが一段と多くなり、たまりかねた網主の一部が、一八七〇年（明治三）松尾県に対し、窮状を訴えてその取締を要請した。

これに対し松尾県は同年八月、不動堂村網主などに浜方取締へのため、便宜よき場所へ会所を設け、網主は地曳網一乗について三両から五両の運上を納めることとし、別に曳高の百分の一を集金し、半分を会所経費に、残金を不漁対策準備金として積立て、なお、網主の身分は名主同席と見なし、以後の触・達は各網主宛に行うこととした。

山口和雄の『前掲書』も

「明治四年（一八七一）廃藩置県と共に、新たに政府は長柄郡、山辺郡の中央に一ヶ所、海上郡三川村に一ヶ所、都合二ヶ所の假会所を設け、官員を置いて漁業の取締に従事せしめた。又一方沿岸一帯の村々に令して一ヶ村二人の割合を以て漁業取締役を選び、漁業関係事項は右の取締役及び網主に直ちに布告することにした。」

木更津県になると、右の取締方針をうけつぎ、一八七二年（明治五）に「九十九里漁業取締規則」を布達し、同時に管内全般に対して同様の規則を施行した。

『千葉県史明治編』所収の「木更津県史、漁業の事」によれば、房総沿海は海産をもって営業をなす者が過半を占め、なかでも九十九里浜は国内無比の漁場で、ここでとれる干鰯、搾粕は諸植物滋育の要品として、漁村に多大の利潤をもたらしているにもかかわらず、

「辺陬の土俗、由来固陋の弊習に拘泥し、未だその営業の方法を立つる能わず、したがつて売買貿易の枢機をあやまり、しばしば争訟をおこし、加うるに水主等の不紀律より、その漁業に臨むやおのおの私意をもつて後先きを競い、ついに凶器を持し、闘殴殺傷あえて生命を顧みず、隣里同業相みること讎敵のごとし、また海瀕斥鹵の地にあつて部落をなす一種の流民（俚言これを芝虫とよぶあり）烏合獣蓑恒産なく、ただ漁にこれよる。ゆえにたまたまその不漁にあうや、活計方なく、飢寒に迫り、ついに匪徒たるにいたる。」

という一大弊習を有しているとしている。さきの松尾県もほぼ同じ観点に立っている。

木更津県は右の規則を施行するに当って、山辺郡小関村のほか夷隅郡勝浦と長柄郡古所村、ついで夷隅郡御宿に会所を設けるかたわら、沿岸各地に漁業取締をおき、随時官員を派遣して検察につとめることとした。

これらは、旧来の網組合の組織がそのまま継続されたに過ぎず、役職も前の行事が漁業取締役となったのみで、官立小関漁業会所設立までの過渡的なその場凌ぎのものであった。

前記の「木更津県史　漁業の事」には、この粛清の結果漁業の方法はやや更張し、凶器をもって欧殺するなどの弊習はなくなり、漁民たちは専心漁事に従事するようになったと自賛しているが、後に初代千葉県令柴原和が『県治方向』、『県治実践録』で同様房総漁民の弊習を強く指摘しているところを見ると一朝一夕に改善され得べきものでなかった。

小関漁業会所の位置　さて、こういう経緯で小関村に漁業会所が設けられた訳だが、その位置については判然とせず、会所下掛であった小松原家の居宅を指して会所なりとする説があった。

筆者が年少の頃、浜川が作田川（境川）と合流する地点の小松山（現在の久我精米所から旧原の養魚場まで、北側は作田川）を「役所の山」と呼んだ記憶がある。最近まで何という役所であったのか、判らないままであったが、この稿を起すにあたり現地を調査したところ、

(イ)　久我精米所の屋敷には現在でも堀（溝）が廻っている。

(ロ)　古老の言によると、その前面の浜川に船板で作られた橋が架けられていたとのことだが、最近の浜

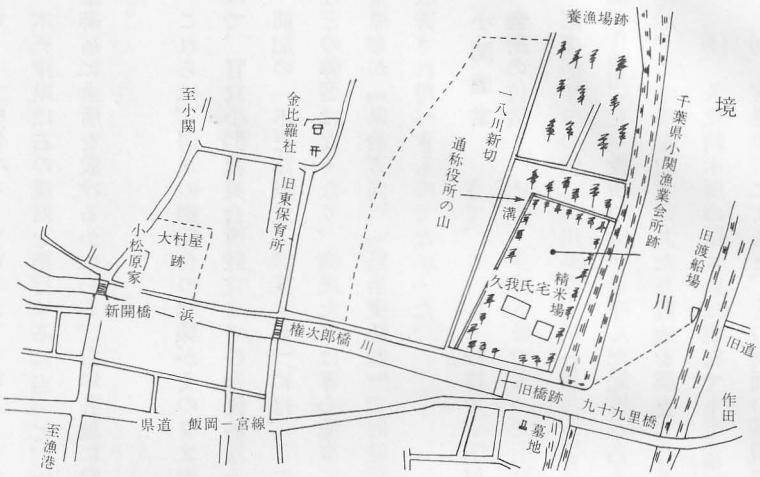

図124　千葉県小関漁業会所位置図

『会所日誌』より　田村作図

川改修工事にその橋脚の杭と覚しきものが発掘されている。

(六)　作田川渡船場の位置との関係。

などから、どうもこの所謂「役所の山」の役所は小関漁業会所であるとの結論に達した。

そこで作成したものが図124である。

つぎに一九八〇年(昭和五五)二月に船橋市立図書館所蔵の『小関漁業会所日誌』(一八七七年＝明治一〇、一月～一二月、一八七八年＝同一一、一月～一八八一年＝明治一四、二月五日)を閲覧する機会があった。

その中の一八七七年(明治一〇)七月二六日の条に、

「大風雨

今朝より土用浪立ち本日午前第五時頃、会所前橋際迄、水乗り、八時頃より引き水に相成る」

とあり、また一八七八年(明治一一)七月二五日の条に、

「涼気

一当会所脇作田、小関両村境川（作田川）へ仮橋を新らに架度により、作田村漁業世話役村井勇次郎、小関村用掛戸田逸作両名にて、志願の旨願書差出し、会所取扱にて内金弐百両拝借し、出来上りの上は、橋銭取立て会所へ積金返金いたす旨の趣、仕法帳並に絵図面差出し候に付、出張官員へも相見させ候処、至極よろしき旨にて頭取より力を添え具状いた候方然るべき□（虫クイ）□旨申聞され候に付、甲賀方へ水夫持たせ遣す。」

とあって前述の会所位置に確信を得たのである。

官立会所の設置

山口和雄は、

「明治八年（一八七五）、政府（筆者註、山口和雄は前の引用にもそうであったが、政府は県の誤りであろう）右の会所を廃し、山辺郡小関村に官立漁業会所を設立し、頭取一名、下掛数名をおいた。又沿岸部落には一ヶ村又は二、三ヶ村毎に世話役一名を選んだ。頭取並に下掛は各村の世話役と共に、同年新たに公布された漁業規則に基き、地曳網を中心に此地の漁業の取締に従事した。」

と記述しているが、産業の振興を第一義に考え、特に漁業の発展に意を注いだ千葉県令柴原和は、その著『県治実践録』の中で官立漁業会所設立についてふれ、

「房総海岸漁事ノ潤莫大等ナルハ、世挙テ知ルトコロナリ、夫レ利ノアルトコロ必ズコレヲ争フハ人情ノ常ナリ、而シテ争利ノ弊ヤ粗暴ナルモノハ闘殴トナリ、凶悪ナルハ謀殺トナリ、姦猾（かんかつ）ナルハ詐欺トナリ陋習百出以テ相妨害スルニ至ル。

故ニ「県治方向」中ニモ已（すで）ニ其取締ヲ立ル所以（ゆえん）ヲ述ベタリ、和、按（あん）ズルニ将来漁事ヲ盛大ナラシメ果シテ能ク其暴害ヲ除キ、殖産厚生ノ道ヲ立シムルニハ、海岸漁場ニ会社ヲ結ハセ協力戮力（りく）不漁ノ時ニハ、貧民耕耘（こううん）ヲ事トシ、獲利ノ際ニハ奢侈ニ流レザラシムルノ方法ヲ設ケレバ彼ノ争利ノモノ身ハ漁者ニシテ、反テ鷸蚌（いつぼう）タルニ過キズシテ取締ノ術モ終ニ其功無キニ至ルベキナリ。

小関漁業取締会所ハ明治八年（一八七五）八月中更ニ開設シテ頭取ヲ置キ、下タ掛等数名附属シ且ツ同会所直管ノ長柄、山辺、武

射三郡海岸村々ニハ、漁業世話役ヲ置キ専ラ其取締ヲ為サシムルモ、同会所設立ノ後引続キ九十九里海岸ノ不漁ナルニ依リ随テ方法モ実際ニ行ハレザリシニ（一八七六）九年一月ニ至リ、海岸一般ニ大漁アリ、大旱ノ豪雨ニ逢フガ如ク漁民忽チ蘇生ノ思ヒヲ為シ、網主数年ノ疲弊頓ニ癒セリ。

此時ニ至リ網主並ニ漁民共ニ窮荒虞備ノ方法ヲ設ケシメント諭告セシモ、漁獲ノ利幾期スルトコロニ至ラズト云フヲ以テ遂ニ行ハレズ。亦止ムコトヲ得ザルガ如シト雖トモ其行ハレザルヤ職トシテ漁場人民協同心ノ薄キニコレ由ルナリ。

匝瑳、海上二郡ノ地ハ昨（一八七六）九年一月以来始メテ漁業規則ヲ遵奉セシメ、同五月中、匝瑳郡足川村ニ支会所ヲ開キ、副頭取及ビ世話役ヲ置キタリ。尓後二郡ノ地ハ取締漸ク普及セントス。

又同九月中海上郡飯沼村ニ支会所ヲ置キ、副頭取以下ヲ充選スル足川支会所ニ同シ、又夷隅郡御宿ニ支会所ヲ設ケ、已ニ役員ヲ選挙セシメタリ、不日配置ニ至ルベシ。

和ガ嘗テ期スルトコロニ於テ未タ遠ク及ハズト雖モ先ツ会所ヲ設立シ、取締方法ヲシテ益堅固ナラシメ之ヲ拡充シテ、安房全国両総西海岸ニ至ル迄普及セシムルノ時モ亦将ニ近キニ在ラントス。

然レドモ各地漁事ノ状態既ニ異ニシテ其利獲モ亦同ジカラザルヲ以テ、方法自ラ殊別ナカラザルベカラズ、中ニ就キ九十九里浦ノ如キハ、全国ニ冠タル大漁ノ地ニシテ常ニ疲弊ヲ極ム。是レ比年不漁ノ然ラシムルモノト雖ドモ、要スルニ前ニ論述スル如ク常ニ虞備ノ方法ヲ設ケザルト人民公同ノ利益ヲ興ス念慮ニ乏キヲ以テナリ。

現ニ其地ニ就テコレヲ観ルニ甲ノ失利ハ乙ノ得利甲ノ漁網破壊スルトキハ乙ノ漁網利ヲ専ラニスルヲ以テ遂ニ闘殴シテ甲乙相傷害スルガ如キノ類丙ノ詐業以テ丁ニ汚名ヲ招カシムルモノノ如キ濫悪ノ干嚇ヲ衒売シテ土地ノ価格ヲ墜スガ如キモノ弊習コレアリ、故ニコレヲ救正センガタメ漁場村々組合ヲ結ハセ各戮力同心ノ風ヲ興起シ、他日結社盛大ノ観ヲ成サシムルノ其源ヲ立タシメント欲ス。

然ラバ往時争フトコロノ小利ヲ捨テ大利益ヲ興立セントスルニ至ルヤ必セリ。苟モ此ノ共同洪益ヲ了知セバ今日ノ如ク官ノ取締ヲ要セズ、其営業ノ者各自ニ粗暴ノ挙動ヲ慎ミ、国産ヲ興隆スルノ日ニ達スベシト信ズルナリ。

其他海岸各地状態ヲ殊ニスルモ大率利花ヲ獲漁ノ時ニ争ヒ、利実ヲ販売ノ際ニ失フハ一ナリ。其源因タル多クハ姦詐ノ為ニ自ラ価格ヲ墜スト資金ノ薄弱ニ因リ終ニ奸商ノ甘餌ニ束縛セラル、等ニ在ルナリ。

故ニ漁業取締会所ノ規則ハ先ヅ争利ニ因テ生ズル弊害ト失利源因ノ旧病ヲ治メテ以テ漸次漁事ヲ盛大ナラシメ殖産厚生ノ地位ニ至ルノ術ヲ施設スルニ着目セシメント誘掖開導スルモノナリ。」

と述べている。

『千葉県史明治編』も「県政初期における県の漁業政策は取締り一点張りの観がありました。」としているが、振興施策を行う前提として従来の悪習を排除して、官員の取締りではなく漁業者の自発的行動を喚起することが急務であるとの見解を柴原は述べている。

そのころ、漁獲物、加工品の販売、生産資材の購入について、商業資本の搾取を排除し、漁民への資金の融通を行うなどを目的とする房総漁産会社設立の計画が具体化したが、資金不足のため、充分事業活動が行われず、漁業会所へ吸収されるようになる。

こうして小関漁業会所設立と同時に公布された「千葉県漁業規則」は旧網組合議定の延長でしかなかった前の漁業規則に前文の経済活動の条が附加されたものになったのである。

「　千葉県達明治八年三月乙第五四号（沿海各大区村々宛）

管下浦々漁産物取扱方ノ儀先般房総漁産会社へ委任致シ置キ候処社則ノ通リ不行キ届キ不都合ノ儀モコレアルニ付今般詮議ノ上更ニ別冊ノ通リ漁業会所規約ヲ設ケ取締相立テ候条沿海漁民一般遵守致スベク候段相達シ候事

明治八年三月二十五日　　千葉県令　柴　原　　和

第一条　千葉管下漁業規則ハ上総国長柄、山辺、武射三郡所謂九十九里浦ヲ首トシテ沿海盛漁ノ地ヘ一般拡充施行スル者トス

第二条　漁業会所ハ九十九里浦ノ内一ケ所ニ設ケ他数ケ所ニ追々設立シ事務ハ頭取世話役ヲ置キ取扱カハシムベシ

但シ頭取世話役等ノ給料ハ売リ方手数料ノ内十分ノ一ヲ以テコレニ充テ其ノ他会所ノ費用ハ同二十分ノ一ヲ越ヱ

ベカラズ

第三条　世話役ハ海岸村々毎村或ハ両三ケ村ヘ一名ヲ置クモノトス

第四条　此ノ会所ニハ頭取並下掛リノ者両三名結合シ総テ漁場ノ事務世話役ト協議シ時トシテ漁場ヲ巡回シ務メテ規約ノ本争ヲ確守シ毫モ威権ガマシキ事ナク専ラ漁民ヲ教誘スベシ

第五条　官員監視トシテ時々出張スル事アルベシ其ノ節ハ漁事ニ関スル儀ニ限リ出張先ヘ申出苦シカラズ

第六条　沖漁ハ入念タルベシ其ノ他浦々稼ギ方仕来リノ通リ相守リ他ノ漁業ヲ妨グベカラズ

第七条　鮑（あわび）漁ハ村々磯辺地先限リタルベシ子ヲハラメル節三十日間ハ稼ギ方ヲ止ムベシ

第八条　新ラタニ漁業ヲ営ム者ハ勿論網付商人漁産直小買商人、貝類巻同器機掻キ渡世開業スル者ハ総テ営業鑑札ヲ受クベシ、廃業スレバ其ノ時々鑑札ヲ返納スベシ

但シ鑑札料ハ金弐銭ヲ納ムベシ

第九条　水主雇入ノ節ハ其ノ者ノ戸籍ヲ詳細ニ相糺シ雇入ルルハ勿論他網主ノ雇人タラバ其ノ網主ヘ掛合済ノ上雇入ルベシ雇人ニ於テハ旧網主ヨリ前借金コレアラバ返済ノ上転移スベシ

第十条　漁業ノ節他漁ノ障碍ヲナサズ水主粗暴ノ所業コレナキタメ網主ハ必ズ其ノ所ニ臨ミ差配スベシ若シ出張シガタキ故アル時ハ代人ヲ出スベシ

第十一条　甲先ズ網ヲ張リ次ニ其ノ前口ヲ張込ミ又ハ張網中ヘ棒受網ヲ掛ル等一切相成ラズ万一右所業ヲ以テ獲タル魚ハ先張リノ網ヘ相戻スベシ若シ其ノ網破損スレバ償ヒ方ハ勿論修復出来ル迄代リ網ヲ渡スベシ

第十二条　廻漁ノ節自己ノバン木船中ヘ積入レミダリニ他ノモノヲ用フベカラズ

第十三条　他浦廻漁ノ節生鰯売買行届カズシテ干鰯ニ製シ候モ網主勝手タルベシ

第十四条　自他漁事ノ節俄（にわか）ニ荒波急潮等ニ遭ヒ又ハ夜網ニ臨ミ困難等ノ事アレバ最寄漁民ニオイテ速カニ救助スベシ

第十五条　従前浦々ニオイテ議定セシ事アレドモ此ノ規約発行ノ日ヨリ一切廃止スベシ

第十六条　九十九里浦ニコロ網ト唱ヘ候張網ノ儀七八九三ケ月ノ外ハ稼方決シテ致スベカラズ

第十七条　総テ魚産物干鰯〆粕魚油其ノ外売買ノ節ハ不正ノ取引コレナキタメ必ズ世話役立合ヒ荷口ヲ改メ其ノ送リ

状ヘ検印スベシ

但シ送リ状ナキ僅少ノ荷物トイヘドモ売買上信義ヲ失セザル様世話役ニオイテ厚ク説示スベシ

第十八条　干鰯〆粕魚油其ノ外製品並ニ生魚トモ売捌キノ節其ノ売主ヨリ手数料トシテ売高千分ノ五則金千円ニ付金五円ヲ会所ヘ納ムベシ

第十九条　前条会所ニ納ムル手数料ハ漁場不漁ノ際救助或ハ貸付金ノ基本ヲ設ル予備ノ積金ナレバ第二条ニ掲グル費用ノ外一切コレヲ費スベカラズ

第二十条　此ノ会所ニオイテハ毎年一月七月両度ニ手数料清算表ヲ製シ漁民ニ知ラシムベシ

但シ此ノ積金ハ会所ニオイテ相当ノ抵当物ヲ取リ豪富ノ者ニ預クベシ

第二十一条　積金充備ノ上ハ相当ノ引当物ヲ出シ其ノ金ヲ借ラント乞フ者アレバ漁具ノ仕入或ハ漁事ニ関スル分ニ限リ非常救助金等ヲ概算シ余金ヲ以テ貸付スルコトアルベシ

第二十二条　総テ此ノ規則ヲ犯ス時ハ相当ノ処分ヲ受クベシ

第二十三条　右規則ニオイテ不都合ノ事アルトキハ評議ノ上斟酌損益スベシ

右ノ通リ仮定候事　明治八年三月

」

また、『房総水産図誌二』には、

「

漁　業　会　所

従前九十九里ニ漁業会所ト称スルモノ官公共三ケ処アリ、其官立ニ係ルモノハ嘗テ本県ニ於テ設置スル処ナリ。元来九十九里浜ハ内国著名ノ漁場ナルモ水主概ネ粗放ニシテ長ク恒産ニ就ク能ハズ。

且剽悍殺伐ノ習風アリヲ以テコレ等ノ悪弊ヲ洗除シ、又凶年飢歳其他非常ノ難ニ罹ルモノヲ救助センガタメ予備金ヲ設クル方法ヲ立テ其費用ハ水産引高千分ノ五ヲ以テ網主ヨリ支給シ、余裕アルトキハコレヲ貯蓄シ平常ハ漁業入用金トシテ、人民ニ貸附スルノ法ヲ設ケ規則ノ如ク施行セシコトヲ明治八年一月中内務卿ヘ稟伸セシニ、其規定官民混同ノ体ヲ免カレズ。組織穏当ナラズトイヘドモ実際亦止ムベカラザル事アルヲ以テ、漁業繁盛ノ場所ニ限リ暫ク裁

可セラルヽノ旨、同年二月十七日指令アルヲ以テ本県ニ於テハ同年三月廿五日会所設立ノ趣意並ニ規則等ヲ公布セリ。其ノ会所設置ノケ処及ビ規則証書左ノ如シ。

山辺郡小関村　官立小関漁業会所
海上郡足川村　同　足川漁業会所

官立小関漁業会所ハ明治八年本県ニ於テコレヲ設置シ、職員弐名頭取壱名下掛壱名ヲ命ジ前述スル処ノ方法ニ拠リ事務ヲ掌ドリ、其ノ他漁業ニ関スル営業願及ビ地方税取立等ノ事ヲ負担セシメ、監視トシテ臨時官員ヲ派遣シ調査スルコトアリ。

而シテ其ノ小関漁業会所ヲ以テ本部トシ、足川ヲ以テ支会所トス。以上官立ニ属ストイヘドモ県官ノ見込ミハ漸次漁民ノ悪弊ヲ除去シ、漁業百般ノ事改良ニ至ルノ期ヲ俟チ畢竟私立タラシムルニアリ。

故ニ其ノ進度ヲ図リ明治十三年ニ両会所ヲ廃シ民立ノ会所トナル。

長柄郡一ツ松村　民立漁業会所

一ツ松村漁業会所ハ明治十二年十二月同郡東浪見村、一宮本郷村、一松村、幸治村、中里村、古所村、北高根村、剃金村、牛込村以上九ケ村ヲ聯合シテ設置スル処ニシテ頭取一名副頭取一名ヲ置キ、事務ヲ取扱ハシム。

而テ其ノ為ス所ハ小関、足川等ノ会所ニ同ジ。

山辺郡小関村

○民立漁業会所　小関村漁業会所ハ明治十三年十二月創立スル処ニシテ山辺、武射弐郡ノ内、片貝村、四天木村、南今泉村、北今泉村、真亀村、不動堂村、粟生村、宿村、小関村、作田村、小松村、広根村、蓮沼村、屋形村、本須賀村、井ノ内村、松ケ谷村等ノ拾有七ケ村ヲ合併シテ設立セシモノナリ。

匝瑳郡吉崎村　○民立漁業会所　吉崎村漁業会所ハ三川村以西木戸村マデ沿海ノ漁村ヲ聯合シ明治十三年十二月設立スル処ナリ。

海上郡飯岡村　○民立漁業会所　飯岡村漁業会所ハ椎名内村以東下永井村迄ノ漁村ヲ併セ建設セルモノニシテ八手網漁ノ為メニ設クル処ナリ。

長柄郡一ノ宮本郷村　○漁産為替会社ハ同村ノ人中村吉兵衛外八名ノ発起ニシテ、広ク株金ヲ募リ荷物金高ニ応ジ

手金ヲ貸与シ利子ヲ収入スルノ方法ヲ以テ明治十四年八月中設立スル処ナリ。

山辺郡不動堂村　○漁産為換会社

本年五月中ノ創設ニシテ同郡北今泉村上代平左衛門外廿七名ノ発意ニヨリ資金拾万円株数千株ヲ募リ、本年則明治十五年十月一日ヲ期シ開業セントスル目的ナリ。

官立漁業会所ハ十三年中既ニ廃止シ当時九十九里中、民立ニ係ルモノ一ツ松村以下下総而テ四ケ所為換会社二ケ所ナリ。」

なお、漁業会所内規として、

「　御指令済　　会所世話役申合心得条件　千葉県小関漁業会所　印

第一条　頭取割頭取ハ漁業規則実施スルニ注意シ下掛、世話役ノ勤惰ヲ監シ出納ヲ管掌スベキ事

第二条　会所下掛、世話役等諸事頭取副頭取ノ指揮ニ従ヒ、漁民営業ノ便益ヲ注意スベキ事

第三条　金銭其他諸証書公用書類ヲ保存シ散失ナカラシムベシ。

第四条　金銭出納ヲ詳明ニシ、後日異論ナカラシムベシ。

第五条　金銭受取書ハ左ノ雛形（ひながた）ノ通リタルベシ。

何年月　　何郡何村

頭取実印押切　　納人何ノ誰

一金何程

右正ニ受取候也

明治何年何月幾日　　何々漁業会所　印

会所帳簿

一手数料収入帳　一金銭受取日締帳　一金銭支払日締帳　一頭取下掛世話役印鑑帳　一県庁御達留　一金銭預通帳

一漁業一件　一世話役達留　一日記

第六条　会所頭取副頭取並ニ下掛ハ該会所ニ詰合ヒ浦々漁産売買不正コレナキ様漁民ニ注意シ、総テ漁場ノ便不便ヲ計リ、不都合ノ向ハ世話役協議ノ上具状書ヲ以テ出張官員ヘ差出スベシ、不在ノ節ハ直チハ県庁ヘ差出スベキ事

第七条　日々取立ノ手数料受取証並帳ヘ頭取実印ヲ以テ押切リヲナシ、頭取並ニ下掛小印ヲシ世話役ニ相渡スベキ事

第八条　手数料取立日計簿ハ規則ノ通取扱ヒ、日々出張官員ノ検査受クベシ、若シ不在ノ節ハ追テ出張ノ上検査受クベキ事

第九条　収入手数料ノ内ヲ以テ規則ニ照シ会所月給世話役給其ノ他諸費仕払勘定帳前月分翌月五日迄ニ初メ相製シ支会所ノ分ハ本会所ニ差出シ同所ヨリ出張官員ヘ差出シ検印ヲ受ケ取束ネ県庁ヘ差出スベシ、不在ノ節ハ直チニ県庁ヘ差出スベキ事

但シ年両度計算ノ儀ハ御規則第二十条ニ掲ゲル通取調ベ本心所ヨリ出張官員ヘ差出シ検印ヲ受ケ県庁ヘ差出スベキ事

第十条　手数料充備ノ上ハ県庁ヘ上申許可ヲ受ケ漁民ヘ貸附ケ取扱フベキ事

第十一条　漁船難破ノ節浦役人ニテ始末取調候得共世話役ニ於テモ其ノ場ヘ出張世話致スベク候

引継の漁業営業人名表（九十九里町関係のみ）

『第８，９大区山辺武射郡漁業営業人名該小綴込』より　　田村作表

営　業　人　名
高柳金右衛門，須田利右衛門※１，鈴木弥吉，家徳彦十郎※２，影山伝兵衛，鈴木信吉郎※３
松井次三郎，松井卯之吉，宮原長次郎(2)，子安吉五郎，戸村仙蔵(2)，森福松，高知尾又五郎(2)，古川庄次郎，腰越源三郎(2)，梅野平蔵，高柳政太郎，斎藤長左衛門，梅野吉五郎，松井政吉，梅沢留吉，小野弥五兵衛，中村喜八，丸山武兵衛，斎藤庄兵衛，松井源七(2)
佐久間東吉郎(2)
鈴木梅吉(2)
小倉八郎左衛門，鬼島茂吉
飯高捻兵衛(2)，飯高尚吉郎
長島市五郎，戸村平吉，篠崎佐七，松本福松
小川新兵衛
今関善五郎，今関助太郎
古川喜代治，古川兵右衛門，亀崎忠右衛門(2)，亀崎長右衛門，阿部多吉
古川三左衛門外１
作田倉次，村井与惣兵衛，斎藤喜右衛門
長沢半五郎，長沢松五郎，村井久八，村井新蔵，石田又五郎，村井巳之吉，石田兵吉広田金蔵，高橋三吉，作田善左衛門，斎藤善右衛門
平山権平，板倉誠五郎
久我衛，市原金十郎，古川長右衛門，篠崎権次郎，篠崎大次郎

２寄留　家徳村　※３　上谷村　今関雄之進

表123　小関漁業会所へ1876年（明治９）区より引継書類

村名	漁種	
片貝（田中新生を含むか）	地曳網	7
	小漁船	25
不動堂	地曳網	2
	小漁船	2
真亀	地曳網	2
粟生	地曳網	3
	小漁船	4
宿	地曳網	1
下貝塚	小漁船	2
真亀新田	小漁船	6
	網繰網	1
作田	地曳網	3
	小漁船	11
小関	地曳網	2
	小漁船	5

※1寄留　東京表町　※

表124　山武郡四天木村から武射郡屋形村まで1876年（明治９）漁業営業人数
『小関漁業会所資料』より　田村作表

村名	地曳網	小漁船	網繰網	
四天木		2		
南今泉		8		
真亀	2			
真亀新田		6	1	
不動堂	2	2		
下貝塚		2		
粟生	3	4		
宿	1			
片貝	7	25		田中新生を含むか
小関	2	5		
作田	3	11		
本須賀	3	3		
井内	2			
松ノ谷	4	9		
小松	2	2		
屋形	2	6		

参考に『第八九大区上総国山辺郡武射郡漁業営業人名該小区扱所より引継書類綴込』から表123は九十九里町域内の漁業営業人氏名を、表124は四天木村から屋形村までの漁業営業人数を掲げた。この頃の漁業者を網羅するもので、貴重なものである。

民立漁業会所へ　先に掲げた『房総水産図誌二』の末尾に「官立漁業会所は十三年（一八八〇）中既ニ廃止シ……（略）……」とあるように、一八八〇年（明治一三）にはこの官立漁業会所は廃止される。これ

は官立会所設立当初からのスケジュールのようで、官による指導、取締りから漁業者自身による自身のための組織体に移行させる考えであって、山口和雄の『九十九里舊地曳網漁業』には、

「民立漁業会所は長柄郡一ッ松村、山辺郡小関村、匝瑳郡吉崎村、海上郡飯岡村に設置された。一ッ松漁業会所は明治十三年（一八八〇）十二月、同郡東浪見、一宮本郷、一ッ松、幸治、中里、古所、北高根、剃金、牛込の九ヶ村聯合の下に設立されたものであつて、頭取一名、副頭取一名を置き事務を取扱はしめた。小関村漁業会所は、明治十三年十二月、山辺、武射二郡のうち片貝、四天木、南今泉、北今泉、真亀、不動堂、粟生、宿、小関、作田、小松、広根、蓮沼、屋形、本須賀、井ノ内、松ヶ谷の十七ヶ村が合同して設立したもの。吉崎村民立漁業会所は匝瑳郡三川村以西木戸村までの沿海漁村聯合の下に、同年十二月に設立された。飯岡村漁業会所は、海上郡椎名内村以東上永井村迄の漁村が八手網漁業のため特に設置したものである。」

とある。

ここで作田家文書の『漁業私立会社規則章程』を民立漁業会所規則の例として掲げるが、一三章、六四条から成り、長文となるので一部にとどめておく。

「作田家文書

漁業私立会社規則章程　　武射郡蓮沼村（表紙）

第一章

第一条　本会所ハ武射山辺郡両郡共立漁業会所ト称シ、両郡ノ中央ナル山辺郡小関村ニ設置ス。

第弐条　此漁業会所ハ武射山辺両郡地曳網主一同ノ協議上ヨリ成立セシモノナレバ其会所ハ即チ地曳網一同ノ会所タリ。因ツテ其会員タル者ハ成規ヲ確守シ一己ノ私利ヲ謀ラズ公益ヲ主トシ、物産ヲ改良シ勉テ漁業ノ旺盛ヲ期スルヲ本務トス。

第三条　此共立漁業会所ハ何国ノ人ヲ択バズ加入ヲ諾シテ会員タルヲ得ルモノトス。

第弐章

第四条　会所員中ヨリ頭取一名、監査掛二名、組合委員八名ヲ置クモノトス。

但シ　時宜ニヨリ正副頭取ハ一同協議ノ上他ヨリ雇ヒ入ルコトアルベシ。

第五条　会所役員ハ会員中一同投票高点ヲ以テ撰定スベシ。尤モ其撰ニ当ル者ハ事故ナクシテ辞スルヲ得サルモノトス。

但シ　投票同点ナルトキハ年長ヲトルモノトス。

第六条　会所役員任期ハ正副頭取ヲ満二年トシ、監査掛、組合委員ハ一年毎ニ改撰スルモノトス。

但シ　任期中トイエドモ会員一同其職ヲ解クニ決スルトキハ随時解職ヲ行フコトアルベシ。

第三章

第七条　頭取ハ会所一切ノ事務ヲ担当シ明治八年県庁乙第五十四号達漁業規則ニ依拠シ各般ノ事務ヲ整理シ及ビ金銭出納ヲ訳明ニシ、亦会所ニ関スル訴訟ノ生セシトキハ原告トナルノ責任ヲ有スルモノトス。

第八条　頭取ハ会員ヲ招集シ諮問ニ応セシメ及ビ会議開キ、又成則外ノコトトイヘドモ至急ヲ要スル件ハ直チニ施行ノ上追テ会員ヘ通告スルノ権ヲ有スルモノトス。

第九条　副頭取ハ平常ノ頭取ヲ補翼シ事務ヲ参判シ頭取不在ノ時ハ事務ヲ代理スル故ニ権責頭取ニツグ。

第拾条　監査掛ハ毎月二三回宛会所ヘ臨時出張シ会所ノ有金並ニ貸付収入金ヲ計算シ、諸帳簿記載ノ正否ヲ検察シ事務取扱ノ得失ヲ監査スルノ責任ヲ有スルモノトス。

第拾一条　監査掛ハ正副頭取ノ執行スル処ノモノ正実ナラザルト認ルトキハ組合委員ヲ招集シ協議ノ上会員一同ノ臨時会議ヲ開ラクノ権ヲ有スルモノトス。

第十二条　組合委員ハ最寄地曳網漁業ニ於テ葛藤ヲ生ズルトキハ周旋和解ヲ取扱ヒ正副頭取ノ招集ニ応ジ組合惣代トナツテ諮問ノ事ヲ議スルノ責任ヲ有スルモノトス。

第十三条　組合委員ハ会所臨時ノ事務ヲ議ジ会員一同ノ決議ヲ要セザルモノト認ルトキハ正副頭取ト協議ノ上施行セシムルノ権ヲ有スルモノトス。

第四章

第十四条　地曳網漁業ノ妨害ヲ防グガ為メ会所費内ヲ以テ巡査官九名ヲ三ケ所山辺郡小関村、同郡北今泉村、武射郡蓮沼村ヘ出張ヲ請願シ、漁業ノ妨害及ビ漁産物ヲ窃取スル者アルトキハ出張巡査ノ保護ヲ受クベキ事。

但シ　巡査費ハ県庁御指揮ノ通リ郡役所ヘ納ムルモノトス。

第十五条　水主不勤水夫代金其他漁業上ノ支障ト成ルベキ事件ハ会所ヘ申出頭取ニ於テ精々取扱行届カザル節ハ頭取連署ノ上東金警察署巡査在勤所ヘ申出説諭ヲ請フモノトス。

但シ　至急ヲ要スル事件ハ頭取ノ連署セザルコトアルベシ。

第十六条　地曳網水主ミダリニ雑魚船ヘ乗組地曳網出船ノ差支ヲ生ズルトキハ其雑魚船主ヘ精々掛ケ合ヒヲ遂ゲ、尚雇ヒ入ルルニ於テハ巡査在勤所ヘ申出水主ハ勿論乗組マセ候船主ヘ厳重ノ説諭ヲ請フモノトス。

第十七条　三角長サデト唱ヘ候器械ヲ以テ地曳網ノ獲魚ヲ掠取（りゃくしゅ）シ及ビ地曳網付属品ニコレナキ小サデ等ヲ以テ魚類ヲ窃取スル者アルトキハ巡査官ノ保護ヲ受クベキ事。

但シ　本条ノ器械ヲ所持シ地曳網漁業中海岸ヲ徘徊スル者モ本条ノ通リタルベシ。

第十八条　鼠小（ねずみ）買ト唱ヘ地曳網付属ニコレナキ者共、前条ノ盗魚ヲ買取ルトキハ、巡査官ヘ審告シテ処分ヲ乞フモノトス。

第十九条　コロ網ト唱ヘ候張網ハ係官ノ御成規モコレアル処時期ノ外密業スル者ハ出張巡査ヘ審告シテ処分ヲ請フモノトス。

第二十条　地曳網張中ニ小漁船棒受網ヲ掛ル所業一切相成ラザル御成規ノ処右ヲ犯スモノコレアリ漁業ノ支障少ナカラザルニ付処分ヲ乞フモノトス。

第二十一条　当浦ニ於テタコ瓶漁ハ素ヨリ地曳網ノ妨害ヲナス営業ニシテ官ノ許可ナキ密業スルモノナレバ前条ニ準ズルモノトス。

第五章

第二十二条　会所費及ビ資本積立金等ハ当時地曳網ノ営業上ヲ酌量シ定会議ニ於テ決議ノ上大中小ヲ区別シ、一ケ年大地曳網一張金二十七円、中地曳網一張金弐拾四円、小地曳網一張金二十円毎年四期一月四月七月十月ニ出金スルモノトス。」

つづいて、一八八一年（明治一四）ごろと思われる「千葉県水産会規則」と漁業組合の結成を促がす条文が盛り込まれ、その気運が醸成されてくる。

一八八五年（明治一八）五月、農商務省は令第七号をもって「漁業組合準則」を制定し、その実施方を各県に指示したので、千葉県でも討議を重ね、一八八八年（明治二一）『九十九里浦漁業組合規約』の成案を得、所轄官庁の認可を経て施行するに至った。

その主要部分を抜萃すると、

「　第一章　組合名称及事務所位置

第一条　当組合ハ上総国長柄郡東浪見ヨリ下総国海上郡三川村ニ至ル五郡（長柄、山辺、武射、匝瑳、海上）沿海各村ヲ以テ組成シ、千葉県九十九里浦漁業組合ト称ス。

第二条　当組合事務所ハ上総国山辺郡作田村ニ置ク。

第三条　当組合ヲ五区ニ画シ、左ノ小組合ヲ設ク。

第一小組合　長柄郡東浪見村ヨリ浜宿村ニ至ル。

第二小組合　山辺郡四天木村ヨリ小関村ニ至ル。

第三小組合　山辺郡作田村ヨリ武射郡屋形村ニ至ル。

第四小組合　匝瑳郡木戸村ヨリ井戸野村ニ至ル。

第五小組合　海上郡神宮寺村ヨリ三川村ニ至ル。

……（中略）……

第六条　当組合役員ヲ定ムル左ノ如シ

第一頭取　壱名、第二理事　壱名、第三幹事　各小組合壱名、第四組合委員　同弐名

……（中略）……

第廿九条　当組合ノ経費ハ左ノ二類ニ分ツ。

第一類　組合事務所ノ経費ハ組合一般ヨリ賦課徴収ス。
第二類　小組合ノ経費ハ該小組合ヨリ賦課徴収ス。
第三十条　組合及小組合ノ経費ハ予算ヲ以テ左ノ種目ニ従ヒ、各会議ノ評決ヲ経テ、賦課徴収スベシ。
一、地曳網漁業
一、雑漁業
一、水産物仲買商
」

で条文も整備され近代的になってきた。

この組合が漁業会、町村単位の組合に将来発展して行くのである。

（宮崎茂一郎）

参考文献

甲賀　秀実　九十九里浦地曳漁業沿革及附言　明一二
山口　和雄　九十九里舊地曳網漁業　昭一二
千葉県史明治編
船橋図書館蔵　小関漁業会所日誌
柴原　和　県治実践録
房総水産図誌　二
船橋図書館蔵（小関漁業会所）　第八九大区上総国山辺郡武射郡漁業営業人名該小区扱所より引継書類綴込
作田家文書　漁業私立会社章程

第一四節　揚繰網漁業の発達

第一項　改良揚繰網漁業の考案

地曳網漁業の衰退

幕末から明治初めになると、さしも隆盛を誇った大地曳網も衰退の兆が見えはじめる。飯高家におけるこの動きは、前に述べた「大地曳網の経営」の項の水魚帳一覧に見られるように水揚げ高が逐年減少していることで読みとれるが、それはジグザグと漁、不漁を繰り返しながら、不漁期に突入して行く。

いわゆる「第四不漁期」の到来である。

その要因として二、三の既述がある。まず山口和雄はその著『九十九里舊地曳網漁業』において、

「此漁業は、近世に於ける最大漁業の一と称せられたのであるが、然しその漁撈技術は極めて低度且つ消極的であつて……（中略）……即ちそれは魚群の襲来を待つて行はれる漁撈であり、従つて漁場も陸を隔たること一里以内にすぎぬ百姓漁である。かゝる漁業は魚群が未だ岸近くまで押寄せる程豊富に存在した時分は十分に存在の理由をもつが、一度魚類の量が一定の限界に達すると次第に衰微するものなることは云ふまでもない。然るに徳川時代より明治にかけて社会経済の一定の発展に基き、魚類の需要は急速に増大した。かゝる需要の増大により各地の沿岸に於て濫獲が行はれ、沿岸漁業の隆盛期を現出した。」

と述べ、その因が濫獲によるいわし資源の枯渇にあるとしている。

またついで、自由主義的経済の浸透による従来の雇傭関係の破壊をあげ、「水主が暗黙裡に自由を主張し他網に逃散したのは必然である。」として労務問題を挙げている。そしてさらに「維新政府は明治初年人身売買制度の廃止を断行した。右の債務労働関係が厳密に言って人身売買でないことは勿論であるが、かゝる制度の改廃がそれに大きな影響を与えたことは申すまでもない。」と記している（筆者傍点）。

『房総水産図誌二』に、

「明治維新ノ後、人身売買禁止ノ令出ルニ及ヒ、網主等水主前金借用証書ノ法令ニ触ル、處アルヲ以テ、書換ヲ命セシニ、水主等事ヲ左右ニ托シテ其期ヲ延ハシ、而シテ其旧体ヲ改メサル者ハ裁判上無効ノ者トナリシヨリ、網主水主ノ間大ニ紛紜ヲ生シ、一朝旧来ノ情誼ヲ破却スルニ至レリ　（筆者傍点）」

と誌されており、ある説のごとき「其後に於ける自由民権的思想の普及と相俟って此地の水主も次第に自由の思想に目覚めることとなった。」との主張は、前掲『房総水産図誌』に見られる筆者傍点部分「旧来の情誼」と一致せず、次元の異なる飛躍である。

たしかに当時の一部網主は、不漁の原因について雇傭に悪化を挙げている。

たとえば、北今泉村網主上代平左衛門は、

「我カ九十九里地曳網ノ衰頽ハ昔年ニ比スレハ甚シキ景況ニテ、其原因ヲ考フルニ種々弊害アリト雖モ、先ツ水主ノ雇方ニ依ルヘシ。

千葉県農商課編『水産集談会日誌』（明治一六年）（一八八三）」

といい、蓮沼村網主小川新兵衛は、

「……（略）……被雇者分外ノ負債ヲナシ、身代限ヲナスハ弊害ノ第一ナリ。雇者ノ水主ヲ競雇スルハ弊害ノ第二ナリ、被雇者ノ鹿島浦ヘ逃走スルハ弊害ノ第三ナリ、甲ノ被告者ヲ乙ニテ濫ニ雇フハ弊害ノ第四ナリ、地曳網水主ノ小

漁船ニ移乗スルハ弊害ノ第五ナリ、被雇者私意ヲ擅(ほしいまま)ニシ、網主ニ抵抗スル弊害ノ第六ナリ。

千葉県農商課編『農商雑報附録水産会記事』（明治一五年）（一八八二）」

と述べ、さらに四天木村斎藤四郎右衛門も前書の中で、

「近来九十九里水主ノ風俗大ニ乱レ、分外ノ借財ヲナシ、返済ノ目的ナキトキハ鹿島浦ニ逃走シ、又ハ船頭、沖合、賄、仲乗等ノ役目ヲ望ミ、之レヲ許サザレハ他網ニ雇ハレ、或ハ小漁船等ニ乗リ移リ、啻(ただ)ニ網主ノ命ニ従ハサルノミナラズ被雇者却テ網主ヲ圧制スルノ勢アル。」

といっている。

小川新兵衛の挙げた六点の大部分は、旧幕時代、既に幾度か「網議定」として取り上げられた点で、網主自身が遵守しなければならなかった問題で目新しいものではない。

しかし、明治初頭に入り、地曳網の当り代が微々たるものになるにつれ、当時新しく興った上総木綿の製造のような他の産業の進出、農業においても茶、生糸の生産の拡大が行われ、安定した収入を求めて労働力が移行したり、比較的に漁のあった小漁船の固定給制にひかれてそれに乗りかえることも当然起きたであろう。

地曳網漁業自体もかつての大地曳網時代の壮大な規模から漸次縮少しながら、譜代の根船方を軸にこの不漁期に対処していったのである。さもなければ、全く終焉(しゅうえん)を迎える明治の末まで継続できる筈がない。

つぎに刺網、建網、コマセ網、コロ網等の雑漁業の妨害を一因としている考え方もある。

二、三例をあげると、前掲の『水産集談会日誌明治一六年』の中で、幸治村網主石和田平八、北今泉村網

主岡崎延久は、

「「コロ網」ノ地曳網ニ害アルコト甚タ少ナカラズ、抑モ該網ノ創マリシハ明治五、六年ニシテ其頃ヨリ夏漁ヲ減シタリ、之レ全ク該網ヲ張リ、漁道ヲ遮断スルノ故ナリ、又漁者ハ総テ地曳網ノ水主ニシテ網主ノ目ヲ忍ヒ、早朝出漁シ、俄然集魚アルモ出船ニ差支アルノミナラズ洋中ニ於テ暴風ノ為メ往々危険ニ遇フコトアリ、該網ハ方今三ケ月ノ漁期ヲ許可シアレトモ尚之レヲ二ケ月ニ減シテ厳ニ守ラレタシ。

コロ網ニ従事スルハ地曳網ノ水主ニシテ其最モ老練ナルモノ多シ。故ニ能ク魚道ヲ知リ、張網スルヲ以テ地曳網ニ妨害ヲ与フルコト一層甚ダシ」

といい、『大日本水産会報告第二八号』所載の「九十九里地方地曳網沿革の概略」の中で蓮沼村善塔要八は、

「而して現今尤も漁業の妨害となるは刺網（方言アグリ）と建網の二漁是れなり。刺網とは奥網（地曳網の中で目の最も密なるもの）数多く継ぎ合わせたるものにして遠く海洋に出て鰮魚の通路を窺い網を張り棹を以て海面を撃ち或は石、瓦、貝殻の類を投散し、鰮魚を恐怖せしめ、嚢に入らしむ故に、鰮魚の来集を防害する実に大なり。又建網は啻に鰮魚の通路を遮断するのみならず、時々大魚乗りて網目に罹り銀色の腹部を翻覆潑剌するを以つて鰮魚は之を見て遠く洋海に却り、容易に近岸に屯集せず。……（略）……」

と雑漁によっていわし群の接岸が妨害され、ために地曳網が不漁になるのだと断じている。

立場は異にするが、一八八七年（明治二〇）九十九里浦のいわし漁不漁の原因について、『大日本水産会報告第六七号』に「九十九里浦鰮魚不漁ノ原因」と題して山本由方が、

「……（略）……尚ホ他ニ其原因ノ存スルモノアリ。就中其著シキモノハ九十九里海ニ横行スル所ノ「コマセ」ノ漁事ナリ。抑モ此「コマセ」ナルモノハ鰮ノ好餌料タルノミナラス各種ノ魚類概ネ之ヲ食セサルナシ。加フルニ其漁具ハ麻布ニテ作リタル網ニシテ網眼甚タ緻密ナルカ故ニヨク「コマセ」ヲ捕獲スルノミナラズ大小各種ノ稚魚ヲモ共ニ網羅スルノ憂アルハ既ニ乾製シテ肥料トナセルモノヲ検シテ之ヲ知ルヘキナリ、且ツ此網ヲ使用スル方法タル略ホ手繰

網ニ同シケレハ、稍ヤ大ナル底魚類ノ之ニ混入スルコトモ亦尠ナカラズトス。目下「コマセ」漁業ノ景況ハ総海一般ニ行ハレ、其舟数毎日幾百隻ナルヲ知ルヘカラズ、而シテ此微小物ハ本年ニ限リ饒産シタルモノナリト言フモノアレトモ決シテ然ラズ、此モノハ平年ニモ多ク産出スルモノナルモ、他ニ好漁獲物アリテ斯ル小漁事ニ従フモノナキト、潮流ノ変異ニヨリ鰛魚及ヒ他ノ暖魚及ヒ他ノ暖潮魚類ノ来集シテ之ヲ消耗スルコト寡ナキ為メ斯クノ如ク漁獲アルモノナリ。且ツ此モノモ漁夫ノ唱フル如ク天然ニ湧キ出ツルモノニアラズシテ、必ラズ白魚ノ産出ニヨリテ生ズルモノナレバ、本年ノ如キ非常ノ濫漁ヲナセハ明年発生ノ数ハ自カラ減少セザルヲ得サルベシ。若シ果シテ然ランカ、魚類ノ餌料ニ缺乏ヲ来サンコト必セリ。而シテ鰛魚ヲ始メ総テノ魚類カ近海ニ来集スルハ概ネ食餌ヲ需ムルカ為メカ、産卵センガ為ナレバ、若シ其餌料ニ缺乏ヲ来セバ、勢ヒ他所ニ移転セサルヲ得ズ、然ルトキハ、啻ニ鰛魚ニ不利ヲ与フルノミナラズ延テ他ノ漁業ニモ影響スベキナリ、抑モ斯ノ如キ無分別ナル漁業ヲ起シテ稚魚ヲ害シ、且ツ餌料ヲ奪ヒ、識ラズ知ラズ不漁ニ陥ル者古今其例乏シカラズ、是レ漁業家ニ於テ猛省スヘキ所ナリ。」

と記述し、コマセ漁によって稚魚を捕獲し、餌の欠乏を来たすため、不漁の一因となっているとしている。

なおまた、

「九十九里浦漁者ノ言ニ、夏季ノ鰛魚ハ真潮ノ時ニ漁獲多シ。然ルニ両三年来ハ、近海夏季ニ逆潮ノ来ルコト多キ為メ、漁獲少ナシト云ヘリ。是レ甚ダ信ズベキノ言ナリ。蓋シ真潮ハ南洋ヲ経過セル暖潮ニシテ、本邦ノ南岸ヨリ北岸ヲ通フモノナルカ故ニ、水温高クシテ鰛魚ノ孚卵ニ適スレドモ、逆潮ハ之ニ反シ北洋ヲ経過セル冷潮ナレハ孚卵ノ為メ群集スル鰛魚ニハ甚ダ不適当ノ潮流ナリトス、是レ近年漁獲尠ナキ所以ナルヘシ。近来該地方ニ逆潮ノ多キ證左ハ種々アレドモ、就中夏季ニ於テ北海ノ冷潮ニ産スル「テツクイカレヒ」ヲ夥多シク捕獲シタルカ如キ、又常ニ暖潮ニ際シテ捕獲スル所ノ「ナマダ」魚ノ多ク斃死シテ漂流スルヲ見タルカ如キハ其著シキモノトス、此他尚ホ漁家岡崎某ノ漁業日誌ヲ見テモ、亦近年逆潮ノ多ク来ルヲ徴スルニ足レリ。故ニ余ハ九十九里浦鰛魚不漁ノ原因ハ全ク天為ニ属スル潮流ノ変異ニ係ルモノナリト信スルナリ。」

としていわし漁の不漁の原因は潮流の変異によるものであると断定している。

これについて山口和雄は、

「果して潮流の変化が甚しくなつたか否か、又それが不漁の原因であつたか否かに就ては、私には専門知識がないのでわからぬが、たゞ次のことだけは云ひ得ると思ふ。即ち、よし潮流に多少の変化が生じ、それが不漁の一因となつたとしても……(中略)……若しさうであつたなら、其後地曳網に代つた改良揚繰網漁業も亦不振であらねばならぬが、事実はそれと反対であつたからである。（『九十九里舊地曳網漁業』より）」

といっている。

前掲の山本由方の着眼は、妥当でこれを現代の科学的調査から裏打ちをすれば、紀州半島の沖合に冷水塊が発生し、そのため黒潮はこれを避けて大きく迂回し、分流も沿岸を離れるからで、ここに親潮の支流が入り込んだ現象である。冷水塊自体の位置、大きさは日々変化し、黒潮の流路も変わる。

であるから、約一・五キロメートル沖合までしか行動圏のない地曳網が不漁でも、四キロメートル沖合で操業する改良揚繰網が豊漁ででも別に不思議ではない。

文部省国文学史料館蔵『九十九里浜地曳網漁業調査』に鳴浜村橋本松太郎の講述が所収されているが、それには、

「……(前略)……此頃ニ於テ曳網ノ長サハ十六房乃至三十二房即チ三百二十間乃至六百四十間ヲ以テ適当トナセリ、其当時ニハ常ニ鯨アリテ鯨ノ五、六十房ニ来ルヲ見テ出漁スレバ必ズ大漁アリテ、一網ニ二千俵乃至三千俵ノ漁獲アリシ也（干鰯二斗四升二三杯ヲ以テ一俵トナス）……(中略)……明治元年(一八六八)ニ至リ維新ノ政変アリ地曳網漁業ノ特別保護モ全廃セラレ、各種ノ漁業ハ自由営業ヲ許可セラレタルガタメ、ころ網、建網、鰹漁、貝類ノ採集等起リ同時ニ地曳網鰯漁業ノ漸ク不漁ヲ見ルニ至ル、明治九年時ノ千葉県知事芝原氏大イニ地曳網漁業ノ衰運ヲ歎シ其救護策トシテ九十九里ヶ浜ニ於テ地曳網漁業ノ外一切ノ漁業ヲ厳禁シタ結果ナルカ又ゝ大漁ヲ見ルニ至ル……(中略)……近来

捕鯨業流網漁業等発達シ、九十九里ノ福神ト拝マレシ鯨ノ如キハ絶ヘテ姿ヲ表ハサズ鮫、鮪（まぐろ）、鰹等ノ所謂はもの（鰛ヲ常食トナス魚類）ノ漸次減少シタルガ故ニ沖ニハ常ニ色鰛ヲ見ルヲ得ルモ、陸岸ニヨリ成立スル地曳網漁業ニ至リテハ何等手ヲ下ス方法ナク、漸次衰退ヲ来タシ明治二十三年（一八九〇）ニ於テ百四統ヲ有セシ九十九里浜ノ地曳網ハ現今僅ニ八十三統ヲ存スルノミ……（後略）……」（筆者傍点）

と述べられている。

表125に見られるように、不漁のため年を逐うて干鰯・〆粕の生産は低下し、往昔、三〇〇乗といわれた九十九里浦の地曳網も表126のように一八八二年（明治一五）には一七四乗、さらに前記の橋本の般述では、一八

表125　長柄・山辺・武射・匝瑳・海上五郡干鰯・粕製造高表

年次	干鰯（貫）	〆粕（貫）
明治13年	2,304,297	471,981
同 20年	177,884	153,636
同 23年	235,628	151,613

備考　各年度「千葉県統計書」によって作成す。

表126　九十九里地曳網数表（明治15年調）

郡名	村名	網数	郡名	村名	網数
長柄郡	泉村	3		戸田村	1
	和中原村	0		木野新村	1
	椎木村	0		平松沼村	2
	一本郷村	8		小村村	9
	宮松郷村	7		蓮形村	4
	高根本村	3	郡計	8ヶ所	25
	牛込村	36	匝瑳郡	野手村	2
	浜宿村			川辺村	1
	荊金村	2		新掘村	1
	八斗村	2		今泉村	2
	五井村	3		長谷村	2
	古所村	4		吉崎村	1
	中里村	6		木戸村	5
	幸治村	8		栢田村	2
	東浪見村			掘川村	2
郡計	15ヶ所	8	郡計	9ヶ所	18
山辺郡	木村	6	海上郡	根村	0
	天泉村	2		谷里村	2
	今泉村	3		玉川村	1
	亀村	4		市場村	2
	堂村	2		生村	1
	動村	0		神村	0
	下村	0		洗井村	0
	敷村	3		足村	2
	屋村	1		永岡村	0
	生村	1		内村	0
	塚村	7		寺村	0
	貝村	2		名村	0
	荒村	4		宮村	2
	生村	4		沼村	0
	関村			崎村	0
	田村				
郡計	14ヶ所	39	郡計	14ヶ所	10
武射郡	賀村	2	総計	66ヶ所	174
	内村	3			
	須之村	3			
	谷村				
	本井村				
	松村				

（備考）「房総水産図誌」（明治16年稿）によって作成す。

九〇年（明治二三）には一〇四乗、そして講述時現在では八三乗にまで減少している。

今まで諸資料を引用して述べてきたが、衰退の要因の第一に挙げられるのは、いわし群が接岸しなくなったことである。

労働生産性の低い地曳網という浜捕りの漁法には致命的現象であった。

先の橋本松太郎の講述に筆者が傍点した部分、すなわち「沖には常に色いわしが見える……」ということが、新しい沖取りの漁法への模索をスタートさせたのだと思う。

沖捕り網への模索　前述のように、潮流異変や鯨・鮪・鰹などの「はもの」の減少によっていわしが接岸しなくなったが、繩船の報告では沖にはいわしが群をなしているとのことである。地曳網では沖のいわしは獲れない。

ここに新しい漁具、漁法、とくに沖合で積極的にいわしを漁獲できる漁法を考案しようとする気運が生じた。また、労働力の不足は少数の漁夫で操業可能な漁具の開発をも必要とさせた。

それ以前にも沖捕りの網はあった。代表的なものは、銚子・天津で大いに使用された八手網である。これとても浮敷網の一種であるから、網にいわしが入るのを待つという消極的漁法である。

このほか、網繰網（揚繰網とも書く。以下「旧揚繰網」と呼ぶことにする）があった。

本町ではこの旧揚繰網が明治初年に行われていた形跡がある。

一八七六年（明治九）『第八、九大区上総国山辺郡武射郡海漁営業人名該小区扱所ヨリ引継書小関漁業会所』に、

「一網繰網船　壱艘　真亀新田村　古川　三左衛門
一同　　壱艘　〃　同　人　鈴木　勘右衛門
同　人」

とある。

また、水野正連著『旧あぐり網および六人網技術の発達』には、

「千葉県の旧揚繰網は元禄年度、天津村、浜荻村運上目録に各三張づゝ見ることができる。」

とあり、旧揚繰網はかなり以前から行われていたにもかかわらず、八手網に圧されて普及発展しなかったようで、『千葉県水産集談会日誌（明治一六年）』には、

「太東岬辺ニ於テ常ニ網繰網ヲ用ユルモノアレドモ曾テ危険ニ過ヒタルヲ聞カズ……（中略）……鰮魚ノ岸ニ近寄ラザルトキ傍観スルノ迂ナルニ忍ビザルヲ以テ既ニ網繰網ヲ使用スルニ甚ダ利益アリ。」

とあり、このように大東岬付近で行われてきたこの網が、地曳網漁業の衰退とともにこの地方で用いられたのも不思議ではない。

旧揚繰網の漁具、漁法

地方の資料には旧揚繰網漁がどのような漁具を使用し、どのようにいわしを獲るのか、詳らかにした文書が見当らないので、他地方で行われていた旧揚繰網の例を見て類推するほかない。

まず一八六七年（慶応三）ごろ、愛知県で使用されていた「小あぐり網」は、網の全長が浮子方で一五二間、沈子方が一二〇間と沈子方が詰んでおり、魚取も浮子方で二二間、沈子方一〇間で網巾は三二間、目合

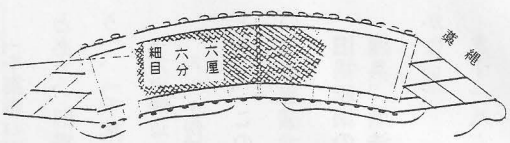

図125　あぐり網

伊勢国飯高郡袖師村その他で使わそていたもの

図126　あぐり網

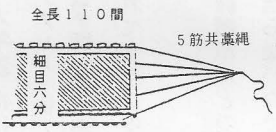

図127　あぐり網

は二〇節（五寸間）となっており、これに「ヤゴ網」という端網（浮子方三〇間、浮子方二五間、網巾二四間、三寸目）をつけ、漁船二隻、コチョク船（小猪牙）一隻、手船一隻、水夫三〇人とある。『第二回水産博覧会審査報告』より。

つぎに三重県下で行われていた「あぐり網」を『三重県漁業図解』（文部省国文学史料館蔵）から見ると、伊勢国四日市村地方で使われたものは、網長は浮子方で九六間、沈子方で八四間、網巾二五間で、網目六分六厘であった。アバは長さ六寸、巾四寸、イワ石は藁で包んであり、一尺間につけ、図125に示すようなものであった。

図126は伊勢国飯高郡袖師村その他で使われたものである。

図127は志摩国答志郡答志村で行われていたもので、網長は浮子方で一一〇間、沈子方七〇間、網巾は中央で二八間、端で二五間、網目は六分で、アバは長さ八寸、厚さ二寸五分、巾七分、イワ長さ二寸、三寸五分廻り、ヤ石一尺五分まとなっている。

『三重県水産概畧（一八八一年―明治一四）』によると、

「志摩郡答志郡答志村最モ盛ナリトス。五、六月ノ間ハ藻打網ヲ用ユ、又七月ヨリ小揚繰網ヲ用ヒ、十一人乗ノ舟二隻ニ網ヲ分載シ、魚見舟一隻（八人乗）網長（魚見ナリ）ヲ載ス。已ニ適宜ノ沖ニ至レバ網長ハ文莖（ママ）（手具ヲ入ル箱）ニ上リ、直立シテ魚ノ浮泳及ヒ潮ノ流動ヲ考ヘ、昼間ハ指揮スルニ手ヲ以テシ、夜ハ炬火ヲ用ユ、而シテ其機ニ乗シ網船ヲ指揮ス。此時二艘ノ網舟ハ分載スル処ノ網ヲ継キ（網ヲ継グ。俗之レヲノヒト名ノリ）丘陵諸山ニ注目シ適宜ノ場所ヲ定メ網ヲ中央ヲ海ニ浸シ、忽チ左右ニ分レ羅ケ廻シ、舟板ヲ撃チ鳴シ騒然魚ヲ驚恢ス。魚狼狽網中ニ入ルヲ見、直ニ重石縄ヲ繰リ、而シテ敷網ノ如クシ、魚ヲシテ逃ルヽヲエサラシム、魚見舟ノ来ルヲ待テ捕収ス多魚ノトキハ斗桶（一斗ヲ容ル）八、九〇〇ヨリ一、〇〇〇桶ニ至ルト云フ。」

とその操業状況を述べている。

関沢明清の活動

九十九里浦の地曳網不漁について、明治政府は農商務省技師関沢明清をしてこの対策に当たらしめた。

関沢明清は、当時の経緯を『墺国博覧会（オーストリヤ）後ニ於ケル本邦ノ水産業』（一八九七）（明治三〇年墺国博覧会参同記要所収）の中でつぎのように述べている。

「此頃ノ事ナリキ。千葉県下九十九里浦ハ旧来鰮ノ盛漁ノ地ニシテ、瀕海二拾余村ノ人民皆生命ヲ鰮ニ繋（つな）グ。然ルニ近年鰮ノ不漁ニシテ漁民生ヲ安ンズルコト能ハズ、因テ技師ヲ派シ実地ヲ調査シ、之ヲ救フノ術ヲ講ゼラレンコトヲ請フトノ同県知事ノ申稟（しんぴん）アリ。

農商務省ハ予ヲ以テス。夫レ地曳網ハ魚ノ海岸ニ接近シタルトキニ用フ可クシテ遠ク洋上ニ在テ多クノ魚群ヲ望ムモ終ニ漁スベカラズ。

元来魚ノ海岸ニ接近スルト否トハ潮流ニ関ス。而シテ潮流ノ変動ハ天為ニ出レバ人力ヲ以テ魚ヲ近岸ニ招キ致サンコトハ、固ヨリ能フバキニ非ズ。故ニ漁民自ラ進ミテ洋上ニ出テ之ヲ漁セザル可カラズ。

其漁具ノ便且巧ナルハ、米国ニ於テ専ラ行ハルル所ノ巾着網ニ模スルヲ可トスベシト。是ニ於テ該浦ヲ巡回シテ此網ノ便利ヲ説キ、且雛形ヲ作リテ之ヲ示セリ。

蓋シ此網ノ便トナルコトハ既ニ水産雑誌ニモ掲ゲ、又大日本水産会ニ於テ説明セシコトモアリシカドモ、直接実業者ニ教授セシハ此時ヲ始メトス。」

関沢明清は沖合へ出て漁をするには、米国で行われている巾着網のような構造のものが最適であるとして、各浦を巡回して直接漁業者にこれを説き、巾着網の雛形を示した。

関沢が九十九里浦で初めて巾着網について説明した時期については、各説があり、前記資料には「余カ初メテ巾着網使用法ヲ教示シタルハ去ル明治二十年（一八八七）十一月ノ事ナリシ。」とあり、『関沢明清伝』（大日本水産会報第一七八号所収）には一八八六年（明治一九）五月と述べられている。

岡崎延久の『千葉県改良揚繰網詳解』（一八九六）（明治二九年刊）にはこの辺の事情を、

「最初明治十六年（一八八三）第一回水産博覧会開設ノ際、講話会ニ於テ鰮沖取網ニ就テ農商務省技師関沢明清氏ノ説明アリタルニ基ヅク。然レドモ当時尚ホ九十九里浦ニ於テハ地曳網ノ魚利今日ノ如ク減セズ。只前途幾分カノ憂慮ヲ抱ケルニ過ギザリシガ、翌年ハ不幸大不漁ナリシヲ以テ、時ノ知事船越衛氏素ヨリ水産熱心ナレバ大ニ憂慮セラレ、沖取漁等ヲ盛ニ奨励セリ。

爾来沖取漁具トシテ知ラレタル八手網ニ就テ種々改良工夫ヲコラシ之ヲ試用セシガ、未ダ好結果ヲ見サリシ際、関沢氏出張アリテ米国巾着網ノ利アルヲ説キ之カ試用ヲ勧諭セリト雖モ、尚ホ其構造ニ不分明ノ点アリ未ダ之ヲ試ムルニ到ラズ。

翌十八年（一八八五）同氏再ビ沿海村ヲ巡回シ、年々其不漁ヲ歎シ、銚子、椎名内、片浜（片貝か）等ニ於テ米国巾着網ノ構造趣向等ヲ講説セラレタリシモ、一人ノ之ニ応ズルモノナカリシカバ、随行中余ハ氏ノ指揮ニ従ヒ、其雛形ヲ模製シ、其構造ヲ審カニセリ。」

このように明治一七（一八八四）、一八（一八八五）、一九（一八八六）、二〇（一八八七）年に分かれるのである。

とにかく、関沢明清によって千葉県下特に九十九里浦に紹介された巾着網は、知事船越衛の沖取網奨励と相俟って、新しい沖取網の開発考案に取り組んでいた人々に大きな刺激を与えたようである。

海上郡椎名内の石橋太郎兵衛、千本松喜助、夷隅郡豊浜村の江沢潤一郎などである。

中井信彦はその『九十九里浜における地曳網漁業から揚繰網漁業の転換過程』の中で、

「この人達がいづれも八手網漁業が盛んな地方の人であったことも巾着網の受入れを容易ならしめたものとして注目すべきものがあるように思われる。」

これは前掲の岡崎延久が「八手網について改良工夫が試みられていた。」と記しているように、それらの人々の周辺で考案工夫がされていたことを示すものであろう。

関沢明清は改良揚繰網の考案について、前掲『墺国博覧会ニ於ケル本邦の水産業』に、

「而シテ九十九里浦漁業者ハ其時直ニ之ヲ用フル者無カリシガ次第ニ之ヲ見倣ヒテ多少ノ折衷ヲ加ヘ使用セシニ、頗ル便ニシテ利アルニヨリ、一時ハ他ヨリ故障スル者アリタレドモ、終ニ其故障ヲ唱フル者モ陰ニ之ヲ使用スルニ至リ、今ハ殆ンド用イザルモノ稀ナル勢トナレリ。

即チ現ニ改良揚繰網ト称スルモノニシテ、所謂改良揚繰網ハ巾着網ヨリ脱胎シ来レルナリ。爾来各地方ニ於テ此改良揚繰網ニ倣ヒ右ハ米国風ノ巾着網ニ模スルモノ四方ニ輩出シ、各相当ノ利益ヲ占ムル事トナレリ。」

と述べ、巾着網普及の成果がついに、改良揚繰網として実を結んだと強調している。

しかし、彼は、だれが巾着網と何の網を折衷させて案出したのか、当然ながら触れていない。

改良揚繰網の考案

改良揚繰網の考案者についても諸説がある。

山口和雄は「改良揚繰網は海上郡椎名内村の人千本松喜助が農商務省技師関沢明清の米国より齎らせし巾着網に従来の揚繰網を折衷して考案したものであつて、明治二十五年(一八九二)一月之を片濱(片貝か)に使用したのに始まる。」と『九十九里舊地曳網漁業』に述べており、この説が一応定説となっている。

青木恒樹も『九十九里浦改良揚繰網』(大日本水産会報第一四一号所収)に千本松喜助について、「抑モ該網ハ千葉県海上郡椎名内村ノ人千本松喜助氏九十九里浦ニ鰯沖捕漁具ノ缺無ナルヲ慨シ、今ヲ去ル十八年前即チ(一八七六)明治九年新規沖捕漁具ノ工夫ニ意ヲ用イタ。爾来殆ンド三十七回ノ失敗ヲ重ネ、其家産ヲ傾ケ、終ニ明治二(一八八八)十一年四月、巾着網ト本邦固有ノ揚繰網トノ折衷様ノモノヲ構成シ、略ボ是レガ好結果ヲ得タレバ、益ゝ局部ニ改正ヲ加ヘ、終ニ一ノ完全ナル沖捕漁具トナレリ。」と千本松喜助の苦労のほどを述べている。

つぎに同じ椎名内村の石橋太郎兵衛の説である。椎名内に相ついで改良揚繰網の考案者と目される人々が登場するが、この椎名内村は銚子に近く、八手網漁も古くから盛んで、また海岸地形が地曳網にも適しているところである。

石橋太郎兵衛の考案に至る事情については、これを記した当時の資料がないので、一九四二年(昭和一七)太郎兵衛の子、石橋定治郎が記述した『揚繰網発明の真相』という稿本から、その一端を窺うしかない。

この稿本は千本松喜助歿(一九一五)(大正四年)後二七年、石橋太郎兵衛歿(一九二三)(大正一二年)後二〇年に著述されたもので、なぜ、改良揚繰網創出の時代から約六〇年を経た時期に発表されたのか、その辺について多分に問題を残しているものの、石橋定治郎が従来の揚繰網発明に係る誤伝を正し、真相を後世に伝えんとする意図から

としているので、関係部分について見ることにしよう。

「明治一九年（一八八六）八代目石橋太郎兵衛（定治郎の祖父）は船橋地方の内海に使用せる六人網なるものを視察したるが、旅より帰宅するや、此の漁撈法を一箇年間椎名内の海にて行い、鰯を獲り申し候。

九代目石橋太郎兵衛（定治郎の父）之を見て考ふる所これあり候、当時椎名内を中心として九十九里浜の鰯漁は専ら八手網及び地曳網によりしものに候へども、父太郎兵衛は鰯漁には、従来の八手網よりも六人網の有利なるを認めたる次第に候。

仍つて父は六人網に周到なる改良を加えて、所謂改良揚繰網を工夫創作せるものにござ候、改良とは揚繰網を改良せりとの意味にてはこれなく、従来の六人網を改良して揚繰網を作れりとの意にして、斯くは父石橋太郎兵衛がすべて自ら命名せるものにござ候。

揚繰網の創業は父石橋太郎兵衛が主となり、沖合即ち船長石橋松太郎及び網職石橋辰之助が之に助力仕り候。而して其製作を終り、且つ鰯漁に成功せるは明治二十一年（一八八八）八月にして石橋太郎兵衛三十九歳の夏にござ候。」

石橋太郎兵衛は六人網に改良を加えて、改良揚繰網を案出したとしている。

六人網は内湾船橋地方で古くから行われている旋網の一種で、三人乗りの漁船二隻を組み合わせて使用し、網長さ一五〇間、丈三〇間を二枚綴り合わせて一具とし、二隻がもやい綱を渡し、沈子綱を急速に手繰り上げる漁法である。

改良揚繰網の特長の一つである沈子綱に環を設け、これに環綱を通し、これを締めることによって、網を巾着袋状にする構造が、前記の稿本には何等触れられずに、六人網を改良したと称する点釈然としないが、前掲したように一八八五年（明治一八）に関沢明清が巾着網の雛形を携えて椎名内を訪れているので、巾着網の基本的な構造は、六人網改良の過程の中で採り入れられたと解するしかないのではないか。

石橋定治郎の『前掲書』によれば、そのころ、千本松喜助（醤油製造業兼質屋、屋号伝九郎）も沖取網の考案を始めており、御嶽（おんたけ）網という網を作り上げたが、成績不良であったという。そして、

「千本松喜助は法華屋（石橋）に於て発明せられし、此の揚繰網に着眼し、網職石橋辰之助の家に来りて、製網の詳細の伝授を秘かに懇願すること二夜に及ぶや、温厚なる辰之助は主人石橋太郎兵衛の許可を受くる事なく彼に其の詳細を図解伝授せしものに候

後日辰之助はその事を父に自供し、再三陳謝せるを小生よく記憶致し居り候千本松喜助は、之れより腹心の網職石田竹次郎に依頼し、質流の網を使用して法華屋発明の揚繰網を模造せり、これで鰯漁を始め、やがて有利なるを知るや、間もなく醤油及び質業を廃し漁業に転業せる次第に候」

とも書いている。

筆者が旧揚繰網と六人網の漁法を比較して改良揚繰網を見ると、六人網の影響を受けたと思われる箇所がいくつか見られるので、石橋太郎兵衛が六人網と巾着網を折衷した網を創出し、これをさらに千本松喜助が旧揚繰網の構造技術的長所を付け加えたとしか、表現の仕様がない。この結果、最終的には千本松喜助が考案者として後世にまで名を遺すことになったと思われる。

『千葉県下における改良あぐり網の発達』にも、改良揚繰網は六人網と巾着網の構造を折衷したものとしている。

夷隅郡豊浜村江沢潤一郎の考案は省略することとする。

改良揚繰網の実用化

中村城著『九十九里町誌』に、一八八七年（明治二〇）「その当時今の海上郡矢指村椎名内の人千本松喜助が、あぐり網の資材を携えて、本町北ノ下土田清蔵を訪れた。土田清蔵は

漁具や漁網を商う側ら創意工夫の意志の強い人であることを知って訪ねられたのであった。揚繰網の使用を熱心に説いて、土田清蔵の協力を得ることとなった。早速之れを組立て片貝の海上で試みた。今日も明日もと張って見たが漁獲はさっぱりなかった。船に乗る漁夫たちは落胆して一人、二人と逃げさって船を出すのも困難となった。両人は屈することなく毎日試みたが僅かに過ぎなかったが、半年以上も続け、網の長さや巾を代え、或は引網を変えたり、工夫を重ねてどうやら漁獲することができた。」とあるが、これは千本松喜助が改良揚繰網考案の経過の中でのことであるのか、判然としない。

『日本水産会誌第一四一号』にはこの年に千本松喜助が改良あぐり網を案出したと記載している。

一九三五年（昭和一〇）刊の『海の片貝』には「明治廿二(一八八九)年の頃であった。海上郡矢指村椎名内の人千本松喜助氏は父兵吉の遺言「漁撈法改良のため努力せよ。」とにより従来の大地曳を改良し簡易なる方法で多数の魚獲を得たいと腐心し、揚繰網を作り、本町海岸に持ち来って北之下土田清蔵氏、松井源七氏等に実施験する事となり、再三再四試行の結果成功し明治廿六(一八九三)年初めて県の認可を得、爾来沿岸町村に普及した。」とあり、千本松喜助が片貝に来たのは、一八八九年（明治二二）のこととしている。

片貝の松井源七の談『九十九里浦片貝村鰮揚繰網漁業調査』＝明治四四(一九一一)年』には、

「明治二一年頃椎名内ノ千本松喜助事俗称源九郎始メテ九十九里ニテ、此網ヲ使用シタリキ、然レドモ未ダソノ使用方法ヲ知ラザル水夫多カリシヲ以テ、其結果良好ナラザリシモ、其後改良ヲ加フルニ使用方法モ熟達セシヲ以テ、非常ナル大漁ヲ見ルニ至リシカバ松井氏茲ニ於テ副業的ニコノ網ヲ使用シ始メタルナリソノ当時ハ殆ンド試験的ナリシヲ以テ老水夫ヲ以テ乗組員タラシメシガ、相当ノ漁ヲナシタルヲ以テ其ノ翌年ヨリハ、大規模ニ之ガ業務ヲ専ラ勉メ、老水夫ニ代フルニ壮年者ヲ以テシ、大ニソノ事業ヲ挙グルヲ得タリ。」

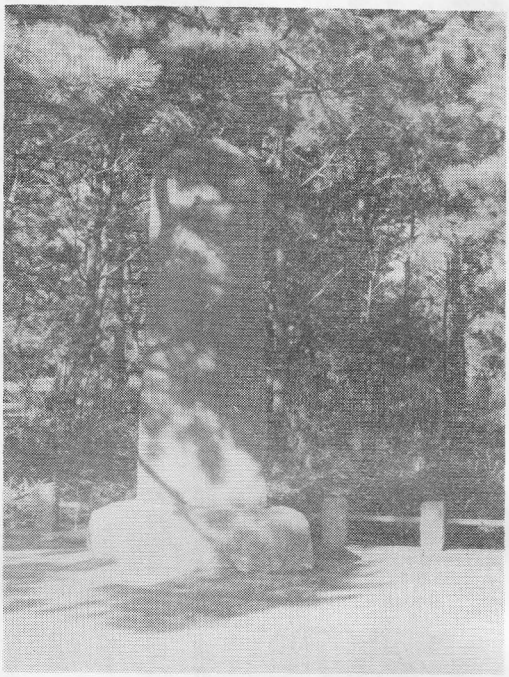

写42　松井源七頌徳碑　（古川撮影）

とあり、松井源七が改良揚繰網に手を染めたのは、一八八九年（明治二二）～一八九〇年（明治二三）のことであったと述べている。

本町西ノ下の海岸通りに面した小松林の中に松井源七の頌徳碑がある（写42）。

これは一九三六年（昭和一一）の建立であるが、前知事岡田文秀の題額、県水産会長石原雅二郎の撰文になるもので、ここには、

「……（前略）……抑ゝ九十九里浜地曳網漁業ハ其肇始已ニ遠ク漁鰛ノ利東海無雙ノ称アリシカ後漸ク衰ヘテ復振ハス漁民日ニ迫蹙シ村勢月ニ荒弊ス、翁慨然県外先進ノ状ヲ視察シ揚繰網ノ愈レルヲ知リ謂ヘラク旧慣ヲ改メスンハ以テ此ノ窮ヲ済フナケント即チ之ヲ採用ス、時ニ明治二十二年（一八八九）ナリ当時勢利ヲ壟断セル地曳網主ハ妄ニ之ヲ圧迫阻止セントス翁ハ彼ノ迂ニシテ此ノ利ナルヲ懇諭シ且実績ヲ以テ勧奨シ遂ニ承服セシム二十七年（一八九四）揚繰網使用ノ允可セラルヽヤ勇躍シテ遠ク出漁シ巨利ヲ獲テ寒浜ヲ賑ハス……（後略）……」

松井源七が改良揚繰網を試用した時期は一八八九年（明治二二）としている。

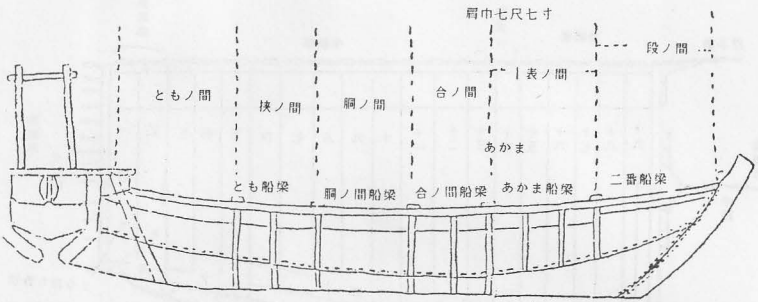

図128　千葉県片貝村松井源七所有　揚繰網船　側面略図

『九十九里浦片貝村鰯揚繰網漁業調査』明治44年４月　松井源七講話

中村茂吉述の『九十九里浜揚繰網漁業変遷』には「明治廿五年（一八九二）頃と考えられます。揚繰網の創始者は北ノ下屋号福三の祖先で有る事を聞いております。」とあって、以上から推察すると、椎名内の石橋太郎兵衛が一八八八年（明治二一）八月に、改良揚繰網の原形を考案し、千本松喜助がこれを携えて片貝に来て土田清蔵とともに実地に試用し、細部の改良とともに漁獲が増加し、ついで松井源七がこの試験を始め、再三にわたる網構造上の部分改良と漁夫の習熟によって漁獲高が増加したと見るべきであろう。

改良揚繰網の漁船・漁具

松井源七が改良揚繰網の試験操業を始めたころは、船も六尺三寸ぐらい、水夫もまた一〇人内外に過ぎなかったようである。

中村茂吉は父祖の代からの漁家に生れ、当人も一九一〇年（明治四三）からつい最近まで吉栄丸という揚繰網に乗り組んでおり、直接見聞したものを口述筆記したのが前掲口述書である。

堅苦しい話でなく、自分の体験を語っているので、興味が深い。

それには、

「船型は七尺未満で七丁櫓、漁網は五間切り十七丈（たけ）、魚取り網数二十枚位、

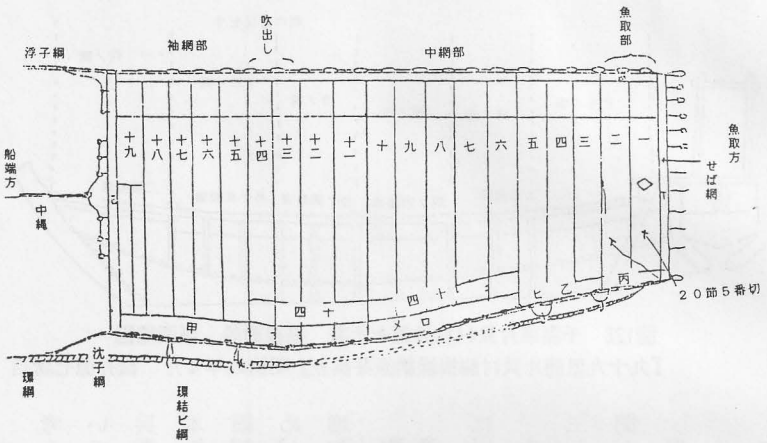

図129-1　九十九里片貝村揚繰網真網の図

九十九里片貝村揚繰網真網（松井源七所有）松井源七調査より

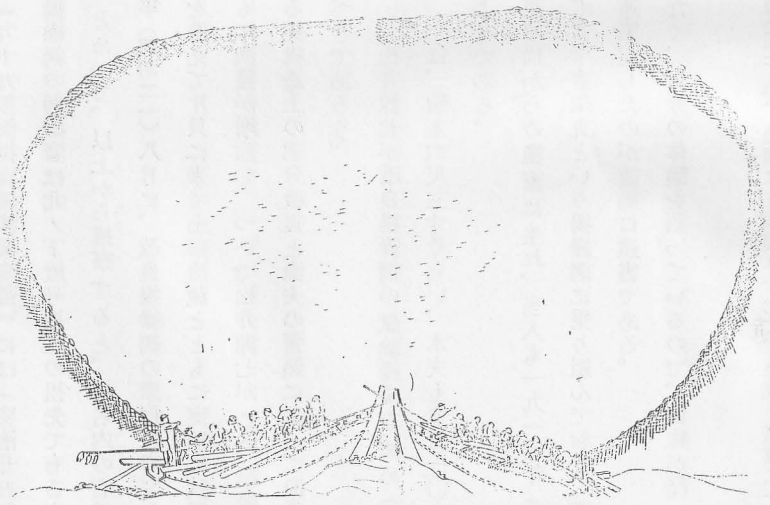

図129-2　改良あぐり網にて魚群を包囲せる図

『千葉県漁業図解』より

乗員十五、六人、其時代は風雨が少し有れば出漁しなかった。雨具の用意などなく一時凌ぎの菅笠位のもの入梅時期には船主が漁夫に渡して呉れます。先づ天候の宜い日を見定めて出漁するので、出漁日数は一ヶ月十四、五日位、いざ出るとなると大変船を浮し魚場目掛けてワッソラワッソラと云う掛声で精一杯に櫓をこぎ出し飯岡方面又大東方面でも平気なものでした。

尤も風向が宜ければ帆を張り漁場へ向ひます。そんな時必ず帰りは櫓航になります。漁場で各船共に我先にと鰯を追い廻し網を下し缶網を手で引上げ網を揚げ当時は手船なき故網船に鰯を積み終ると直に櫓を押廻る。又網を張ると云ふ有様で一時たりとも息つく暇もなかつた訳で後日になつてよくもあんな激しい労働が出来たものと回顧した事が有りました。当時の船は満船しても三百籠内外で帰船の場合は大漁祝の旗を船尾に立て鰯を積込む玉を船首に掛けて帰船し一艘だけの時は玉だけにて陸上へ知らせる習慣がありました。地曳網の衰退後が揚繰網初期と推定出来ます。揚繰網漁業の有望視されるに従つて同業者が各地に出現した。明治三十七、八年頃（一九〇四～一九〇五）は船体も七尺二、三寸型となり、九丁櫓にもなり網も十九丈魚取り二十四、五枚位漁夫も三十五、六人以下では操業に無理が出来る事になつて来た。それでも網の大きい船が大漁する様になり、大正（一九一二）になつてから船は目立程変りはなかつたが網は二十二丈の魚取り三十二、三枚になつて居た。其後も漸増した。年毎に大漁続きで同業者も非常に多くなり片貝町だけでも同業者が三十余名有つた。各村共に之以上如何に漁業を希望しても新規経営の余地なしの状態になりました。」

前に掲げた松井源七の講話は一九一一年（明治四四）のものであるが、その時点では船網とも大きくなっており、中村茂吉の口述と符合する。

「七尺七寸肩ノ船二艘ニテ使用スルモノニテ、一艘二十五人以上二十七人乗込ミテ出漁ス。即チ沖合一人棹張一人船頭一人胴ノ間廻リ八人、表間廻リ二人、鮫間廻リ二人他ハ各間ニアリテ力ヲ合セテ櫓ヲ押スモノトス。

漁場ニ至リテハ二艘舫ヒテ漕ぎ廻リ、魚ヲ見出シテ網ヲ張ルニハ沈子方一人浮子方一人、身網三人カカリテ網ヲ投入ス。旧来ハ風下及潮下に張網セシモ、現今ニテハ魚ノ游泳スル方向ヲ遮リテ張ルモノニシテ風及潮ノ為メニ船ノ流サルヽ時ハ錨ヲ下シテ船ヲ固定シテ引キ上グルモノナリ。

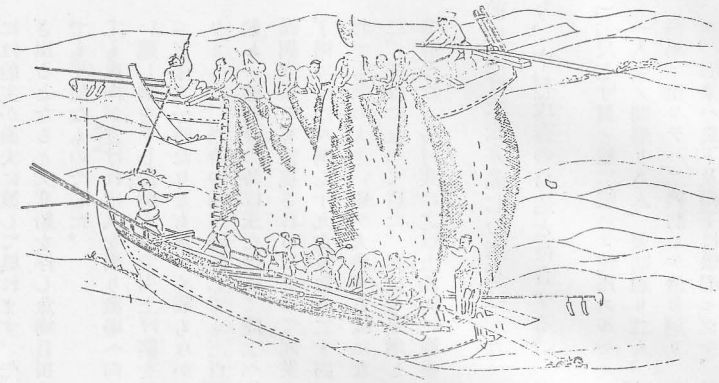

図130　魚捕部に追込んだイワシをタマ網で魚槽に獲り入れる図

『千葉県漁業図解』より

又数艘船ノ集リタル時ハ出来得ル丈早ク網ヲ投入スルモノナリ。魚ノ方向ノ如何ヲ顧ミル暇ナキモ他船ノ影ノ為メニ鰛ハ網ノ方ニ逃レ来ルヲ以テカカリヨシトイフ。

一日中、朝、晝、夕ノ三時ヲヨシトスレ共、晝頃ヲ尤モ漁アル時トス。朝ハ泡（底ニテ泡ヲ浮カス）ニナリテ来リ、磯ニテハ潑ネ（表層ニテ潑ネ廻ルモノ）トナリテ晝頃ニ至リテ色（群ヲナシテトロトロト遊ブ）トナリテ沖ニ向クモノナリ。

大鰛ノ泡ニハ大ナルト小ナルトアリ。背黒ハ泡小ナリ是ヲ見分クルニハ其□ノ居リ具合即チ其日ニ捕ルル鰛ノ大鰛鰛ナルカ背黒ナルカノ何レニヨリテ其ノ色ヲ見別ルナリ。

中羽ハ其ノ水色。笹色ヲ呈スルヲ以テ見別ケ難シ。せぐろ、よしながが（大せぐろ）ハ其ノ水色、赤色ヲ帯ブヲ以テ見易シ、中羽ト大羽トノ間ノ鰛ヲ腹太中羽ニ称セラル。大鰛ハ四月入梅前産卵ノタメニ来ル。小せぐろ（ごまめ、たづくり）秋頃来タル、八月頃ハ流レ鰛ト称シテ羽ヨシ。大漁時期ハ通例寒漁ナリト雖モ近年ハ一切来ルコト少ナシ（寒ハ水温下カルヲ以テ鰛ノ集マリ方多キタメナリトノ説）……（中略）……

尚手船ヲ出ス時ニハ此ノ網船ヨリ通例七、八人以上分チテ手船ニ乗スルモノナリ。又別ニ乗組人ヲ雇ヒ入レルコトアリ、而シテ「めかり」ノモノヲ以テス。

然レドモ寒中ナル時ハ手船ノ磯ニ付キテ水中ニ飛ビ込ム等ノ為メニ老人連ノ手船乗込人ト網船ノ若手水夫ト取換ノ乗込マシムルコトアリ。」

この二書を突き合わせれば、操業の模様がよく判ると思う。

また、「船ノ長サヲ知ルニハ昔時ハ肩巾ニ五ヲ乗ジタルモノヲ以テ総長ニアテシモ、現時ハ作業ニ強キハコレヨリ一尺ヲ減ズ。」とある。

地曳網漁業と揚繰網漁業との対立

前にもしばしば述べてきたが、地曳網漁業の立場とすれば、九十九里浜の漁業の主体はあくまで地曳網漁業であって、他の漁業は地曳網漁業に支障を与えない範囲でのみ許されるという優位を主張し、漁場、漁夫の雇傭などにおいて他の漁業、小漁船に対して抑圧してきた。

しかし、改良揚繰網（以下単に「揚繰網」と呼ぶことにする）が考案され、試用されて、完成の域に達し、ある程度の漁獲をあげ、さらにこれに追随して新規開業の気運が澎湃とて起ってくると、当初は多寡を括っていた地曳網主も事の成り行きの重大さに驚き、揚繰網漁業に対して結束して反撃することとなるのである。

それは一八九二年（明治二五）のことであった。四、五年前はまだ卵でしかなかった揚繰網漁業は、既に孵化し、一羽の若鶏にまで成長し、大地を踏みしめ力強く鬨の声を揚げていた。地曳網はといえば尾羽打ち枯らした老鶏の姿である。時既に遅しの感はあるものの、地曳網漁業保護のために揚繰網漁業の禁止を千葉県知事に請願したのである。

作田家文書「巾着網営業禁止ノ県令発布ヲ請フノ建白」明治二五年五月九日（一八九二）を掲げる。

「　巾着網営業禁止ノ県令発布ヲ請フノ建白

千葉県上総国山辺郡鳴浜村作田三千七百五番地

地曳網営業人
建白者　作田倉之助
外　八十五名

右地曳網営業人作田倉之助外八十五名謹テ建白致シ候。近来両総東海岸即チ九十九里漁場ニ於テ巾着網ト称スル一種ノ網ヲ使用シテ、鰯魚ヲ漁獲スル密猟者次第ニ増加シ来リ大ニ正業者、即チ地曳網及八手網ノ妨害ヲ為シ追々其妨害ニ実跡相顕レ来リ、此儘等閑ニ附シ置キ候テハ、漁村一般飢餓ヲ免カレサルヘキハ必定ニシテ今ヤ棄置可ラサルノ情況ニ相迫リ候ニ付倉之助等一同協議ヲ遂ケ玆ニ其事状ヲ具シテ巾着網禁止ノ県令御発布アランコトヲ建白スルニ至リタル次第ニ有之候

抑モ今禁止ノ県令ヲ発布セラレンコトヲ請所ノ巾着網ト称スルモノハ所謂遠洋漁業ニ用フル巾着網ト異ニシテ専ラ地曳網ノ漁場ニ於テ漁業ヲ為スモノタルヲ以テ、之カ為メニ遊泳ノ鰯魚ヲ駆逐シテ其泳走ヲ早カラシメ、又聚来（しゅうらい）ノ途ヲ遮断シ地曳網ヲ害スルコト実ニ甚シキ者アリ

殊ニ本年一月中ニ於ケル九十九里浜海ノ漁業ニ就テハ著シク、其有害ノ徴候ヲ現シ匝瑳郡及山武郡ノ一部分ニシテ　彼巾着網ノ使用ナク又之アルモ其ノ少キ地方ニアリテハ、一月中大漁ノ節ノ地曳網漁獲高総テ壱萬圓内外ヲ得タルニ、巾着網ノ盛ニ流行スル武射郡ノ一部分及山辺、海上両郡ノ大部分ニ於テハ概シテ二千圓内外、尚ホ甚シキハ千圓未満ナルアリ而シテカノ巾着網ナキ地方ハ皆之ニ反セリ。

蓋シ本年一月ハ九十九里海岸近来ニ稀ナル大漁ナルニ其ノ実跡斯ノ如キモノアリ、蓋シ巾着網ノ地曳網ニ有害ナルハ当業者ガ常々実地ニ於テ困却スル所ニシテ其実験ノ効果如何ヲ待ツテ知ラサレルモノナシト雖モ本年一月ノ実跡ハ実ニ顕然争フベカラザルコト斯ノ如シ。

且夫レ九十九里浦ノ我国最大著名ノ漁場トシテ洽（あまね）ク社会ニ籍甚ナル所以ヘ蓋シ地曳網ノアルアツテ然ルモノナルコトハ素ヨリ、御明知アラセラル、所ナリ。而シテ地曳網壱張調整ノ資本ハ常ニ二三千圓乃至四五千圓を要シ、之ニ使役スル人夫モ亦通例百五六拾人ヲ要シ、啻々此多数ノ人員ヲシテ衣食住ニ安ンセシムル而已ナラズ施テ四隣町村ノ人民（方言岡者ト称ス）莫太ノ潤沢ヲ与フルノ大事業ニシテ且其漁獲モ地曳網ニ在リテハ一ケ年凡四千圓之ニ加フルニ岡出シト唱ヘ、鰯魚ノ儘給與スルモノヲ金圓換算スルトキハ通シテ無慮七千圓内外ニシテ九十九里濱海ニ此ノ営業者

百四株アリ然リ而シテ彼ノ地曳網ヲ害スル所ノ巾着網ハ壱張ノ調整費凡四五百圓ニシテ、壱ケ年漁獲高モ亦概子(おおむね)三百圓ニ上ラサル而已ナラス

九十九里ニ於ケル株数モ亦□張ニ出テス、今秋此少数有害ナル漁法ヲ用ヒテ九十九里第一ノ地曳網ヲ害シ以テ私利ヲ営マントスルハ実ニ不當ノ次第ニ有之候

従来本県ニ於テハ漁業保護ノ事ハ殊更ニ御注意アラセラレ明治十二年一月十八日附丙第五號ノ県達、明治十三年一月八日丙第二號県達ノ如キ総テ新規ノ漁業ヲ営ム者ハ沿海村々ニ故障ナキ旨ノ書面ヲ添ヘ出願許可ヲ得テ営業スヘキ旨厳ニ御達ニ相成居候事ナレハ、右巾着網密業者ノ如キ漫々(みだりに)新規無許可ノ営業ヲ為スハ、県達ヲ犯シテ窃(ひそか)ニ之ヲ為スモノナレバ固ヨリ排斥セザルヘカラザル者ト信認仕リ候。

前陳ノ如ク巾着網ノ如キ無許可ノ有害ナル漁法ハ一日モ正業者ノ為メニ黙許スベカラザルモノナルコト明白ニ付速ニ禁止ノ県令御発布アランコト切望ノ至リニ堪ヘス依テ玆ニ建白シテ御採納ヲ請フコト斯ノ如クニ候也

明治二十五年五月九日

山辺郡鳴浜村作田三七〇五番地　作田倉之助
山辺郡鳴浜村作田二九一番地　鶴岡清治郎
山辺郡鳴浜村作田五三七五番地　板倉幸三郎
山辺郡鳴浜村本須賀一五三七番地　海保幸三郎
山辺郡片貝村七四〇番地　高柳良助代理　古川正之
山辺郡片貝村小関二九六番地　久我直三郎
武射郡緑海村井之内拾九番地　斎藤逸三郎
武射郡緑海村松ヶ谷　今関三右衛門
武射郡緑海村松ヶ谷　河野千代松代理　小倉眞治郎
武射郡緑海村松ヶ谷　尾高五郎兵衛
長柄郡東浪見村東浪見二七二一番地　久我勘之丈不在代理　渡部康三
長柄郡東浪見村東浪見六一六六番地　平民漁業　秋葉藏

山辺郡片貝村小関五三二番地
　板倉誠五郎
山辺郡片貝村小関一三四五番地
　平山權平
山辺郡片貝村片貝二七四三番地
　平民漁業　小川宗兵衛
山辺郡片貝村片貝二八三番地
　平民漁業　高柳金右衛門
山辺郡正氣村宿六二五番地
　小川新兵衛
山辺郡白里村四天木甲一二三二番地
　平民漁業　鎌田沢次郎
山辺郡白里村四天木甲一二三〇番地
　平民漁業　斎藤源太郎
山辺郡白里村四天木甲一六二六番地
　平民漁業　古内九郎左衛門
山辺郡白里村四天木甲一三四七番地
　平民漁業　内山利太郎
山辺郡白里村北今泉一八三二番地
　平民漁業　上代平左衛門
山辺郡豊海村不動堂三〇九番地
　平民漁業　佐久間東吉郎
山辺郡豊海村真亀一九六一番地
長柄郡一宮町二三九二番地
　平民漁業　渡辺直三
長柄郡一宮町九九七八番地
　平民漁業　森九郎右衛門
長柄郡一宮町三一一七番地
　平民漁業　福島勘四郎
長柄郡一松村戊二六四七番地
　平民漁業　木島恭之助
長柄郡一松村戊二六四七番地
　平民漁業　木島武左衛門
長柄郡一松村丁二七七五番地
　平民漁業　片岡忠藏
長柄郡一松村丙二五一九番地
　平民漁業　狩野長左衛門
長柄郡白潟村一五七八番地
　平民漁業　御園五左衛門
長柄郡白潟村中里五六〇番地
　平民漁業　中村佐左衛門
長柄郡関村北高根八九四番地
　平民漁業　酒井甲子次郎
長柄郡南白亀村牛込五五三番地
　平民漁業　斎藤茂藏
長柄郡南白亀村剃金一八番地

平民漁業　小　倉　八一郎
山辺郡豊海村真亀一九六一番地
平民漁業　小　倉　藤一郎
山辺郡豊海村粟生九三〇番地
平民漁業　飯　高　惣兵衛
山辺郡豊海村粟生九一四番地
平民漁業　飯　高　尚吉郎
長柄郡南白亀村浜宿一二六九番地
平民漁業　萬　崎　弥左衛門
長柄郡白潟村古所一八五九番地
片岡長左衛門代理
平民漁業　野　口　長　吉
長柄郡白潟村古所一八四八番地
平民漁業　片　岡　修　徳
長柄郡白潟村幸治二二六八番地
平民漁業　野　口　長　平
長柄郡白潟村幸治一二五一番地
平民漁業　今　関　喜惣治
長柄郡一宮町二三一四番地
平民漁業　浅　野　久左衛門
長柄郡東浪見村東浪見一六一一番地
平民漁業　秋　葉　慶　藏
長柄郡東浪見村東浪見一五五六番地

平民漁業　長　島　久五郎
武射郡緑海村木戸二番地
平民漁業　小　関　喜兵衛
武射郡緑海村木戸一一三番地
平民漁業　鈴　木　勘左衛門
武射郡蓮沼村ニノ一六五番地
平民漁業　今　関　喜三郎
山辺郡片貝村片貝一七六七番地
平民漁業　古　川　権三郎
武射郡蓮沼村ハノ三〇〇一番地
平民漁業　市東市郎右衛門
武射郡蓮沼村ロノ一七四〇番地
平民漁業　石　橋　信太郎
武射郡蓮沼村ロノ一七〇五番地
平民漁業　小　川　雄次郎
武射郡蓮沼村
平民漁業　善　塔　要　八
武射郡蓮沼村ロノ三〇四一番地
平民漁業　滝　川　辰　藏
武射郡成東町成東五〇二二番地
安井茂藏代理　海　保　常太郎
武射郡上堺村屋形
平民漁業　伊　藤　嘉兵衛

平民漁業　小　安　しげ
下総国匝瑳郡白浜村大字木戸九九三番地
渡辺要之助代理親戚　渡　辺　常太郎
下総国匝瑳郡尾垂イ二六五三番地
平民漁業　伊　藤　泉次郎
下総国匝瑳郡栄村川辺二九二四番地
平民漁業　及川七郎右衛門
下総国匝瑳郡白浜村木戸一一二三番地
小川惣太郎代理　椎　名　利　助
下総国匝瑳郡共興村長谷七七九番地
平民漁業　遠　藤　　助
下総国匝瑳郡共興村七九六番地
平民漁業　遠　藤　寅治郎
下総国匝瑳郡共興村六七二番地
平野勘右衛門代理　川口治郎左衛門
下総国海上郡富浦村神宮寺二二九六番地
平民漁業　平　塚　帯　刀
下総国海上郡富浦村神宮寺五〇七〇番地
平民漁業　小　林　伊之助
下総国海上郡足川村一八〇九番地
平民漁業　岩井市郎右衛門
下総国海上郡足川村仁玉六二三番地
加瀬里七不在ニ付代実父
武射郡蓮沼村ニノ一四九番地
平民漁業　小　高　升三郎
下総国海上郡浦賀村三〇五七番地
地曳網営業人　伊　藤　新左衛門
下総国海上郡三川村四八一八番地
地曳網営業人　島　田　藤兵衛
下総国海上郡浦賀村椎名内三二〇八番地
地曳網営業人　石　橋　太　市
下総国海上郡富浦村中谷里七九六一番地
地曳網営業人　遠　藤　清右衛門
下総国匝瑳郡野田村新堀二一六番地
地曳網営業人　佐久間　弥兵衛
下総国匝瑳郡野田村今泉六五六番地
地曳網営業人　土　屋　甚左衛門
下総国匝瑳郡野田村今泉七〇七九番地
椎名弥惣治不在ニ付親戚代理
小川重郎右衛門
下総国匝瑳郡野田村野中六一〇六番地
地曳網営業人　宇　井　信三郎
下総国匝瑳郡栄村堀川三九八五番地
地曳網営業人　石　井　伊之助
下総国匝瑳郡栄村堀川五三二五番地
地曳網営業人　佐瀬六郎右衛門

加藤四良右衛門　下総国匝瑳郡白浜村木戸三二一三番地
地曳網営業人　伊藤清左衛門
下総国海上郡中谷里五六六番地
平民漁業　遠藤平右衛門　下総国匝瑳郡栄村栢田四七九五番地
地曳網営業人　伊藤彦司
下総国海上郡浦賀村野中二五三一番地
平民漁業　伊藤傳兵衛　長柄郡東浪見村東浪見二五一番地
平民漁業　長谷川貞蔵

千葉県知事　藤島正健殿」

つぎに山口和雄著『九十九里舊大地曳網漁業』所載の請願を見ることにする。

「　網繰網漁業禁止ノ請願

本請願ヲ為スノ要旨ハ地曳網漁業ニ妨害アル網繰網漁業禁止ノ県令発布アランコトヲ請願スルナリ

右請願ヲ為スノ理由ヲ左ニ開陳ス

一、抑本県下九十九里ノ漁業ハ往古ヨリ地曳漁ヲ以テ第一トス、故ニ湾内専ラ地曳網ニ従事シテ生活スル者十中ノ八九ニ居レリ、且九十九里浦我国最大著名漁ノ場トシテ洽ク社会ニ籍甚ナル所以ハ蓋シ地曳網アルヲ以テナリ、コレ漁具ノ宏大ニシテ地勢ノ宜シキヲ得ルト雖モ、亦官保護ノ厚キニ基因セサルヲ得ス。回顧スレハ、往時徳川幕府ノ時ニ当ツテ藩トナク、旗下トナク、地ヲ九十九里沿岸村ヲ領スルモノ各政令ヲ厳ニシテ地曳網ノ保護至ラサル所ナク、幕府モ亦関東取締ナルモノニ命シテ地曳網水主ノ勤惰ヲ監督セシムルニ至ル、故ニ中古苟モ地曳網ニ妨害アル漁業ハ、湾中跡ヲ絶テ一モ営ムヲ得ス、故ニ当時地曳網ノ隆盛ニシテ漁獲夥多ナル、（一八七五、一八七六）其徴證今ニ歴々タリ。乃チ官ノ保護ノ厚キニ因ルモノナリ。降テ王政維新政令一変保護漸ク弛ミ、殊ニ明治八、九年頃ヨリ自由営業ノ風潮ニ乗シ、害物百出コロ網、タテ網蛸瓶漁等年々一年ヨリ増加シ、漸次地曳ノ衰頽ヲ来タセシヲ以テ、県庁ニ請願シテコレガ漁期ヲ定メタリ。前漁等ノ如キハ其害間接ナルモ、官調査ノ上地曳漁ニ必要ナラサル三ケ月ノ外ハ其営業ヲ禁止セリ。然ルニ今玆ニ禁止ヲ請願スル所ノ網繰網ハ其害直接ニシテ顕著ナル前漁業ノ比ニアラス。コノ漁業ヲシテ九十九里湾中盛ニ従事セシメハ、鰮魚ハ近海ニ蹟ヲ絶テ古来ヨリ永続シ来レル地曳網廃絶ト共ニ数万人民ノ困難

ハ立テ待ツベシ。官ニ向ツテ保護ヲ求メ網繰網禁止ヲ請願スル所ナリ

二、夫レ網繰網ハ遠洋漁業ニ使用スル巾着網ニ模擬シ、ソノ器具ヲ狭少ニシテ近海ニ使用スル構造ナリ。故ニ魚群ニ逢フ、小群ハ囲繞シ得ルモ大群ハコレヲ中分シ、或ハ四分五裂セサルヲ得ス。加之ナラス張網シ終ラントスルニ当テ、棹ヲ水中ニ没シテ合声大呼、拌攪シテ魚群ヲ駆逐シ、以テ網中ニ入ラシム、故ニ魚族一面コノ網ニ触ルレハ性頗ル敏捷トナリテ逃逸ノ速カナル復タ網羅シ得ベカラス、夫魚ノ性タル礙物ニ触ルレハ必舊路ヲ執リテ逃逸シテ深暗ノ地ニ潜匿ス、諸魚皆然リ。今ヤ網繰網ナル漁業ハ鰛魚ノ潮流或ハ餌食ノ為メニ沿海ニ群寄セントスルヲ半途ニ要シテ進路遮断スルニヨリ、魚ハ警駭遁逃シテ地曳網張布ノ区域内ニ至ルヲ得サラシム。假令ヒ魚群コレヲ回避シテ沿岸ニ群集スルモ、彼レ速ニ追跡シテ騒逐散逸セシメ永久近海ニ栖息ヲ得サラシムコレ学理上ヨリ見ルモ地曳網漁ニ大害アル明瞭ナリ。

三、昨年末ヨリ本年一月ニ渉ル九十九里浦ノ鰛漁ハ、近年未曾有ノ盛漁ナルモ網繰網ノ巣窟ナル山辺郡北部ハ地曳網ノ薄漁他ニ其比ヲ見ズ。コレ全ク網繰網ノ夙トニ出漁シテ鰛魚ノ沼海ニ群寄セントスルノ進路ヲ妨害遮断スルガ為メニシテ海上郡ノ如キモ北部ニ彼網繰網多数ナルヲ以テ該地先ハ山辺郡同一ノ薄漁ニシテ地曳漁ハ始終匝瑳郡回船先ニ於テ漁獲セリ。偶タマ一月廿三日ノ漁事ノ如キハ、網繰網ノ出漁セサルニ先シテ鰛魚ハ沿海ニ群集シアリシヲ以テ、地曳網非常ノ漁獲アリシハ不幸中ノ僥倖ニシテ其所以ハ海上郡海中ノ地形ハ他ノ沿海ト異ル所アリテ、沿岸頗ル深ク、海面凡二海里沖合ニ暗礁（方言エビ根ト云フ、暗礁面深サ五尋位）アリ、コノ暗礁ノ西北涯ヲ以テ網繰網ノ漁場トスルヲ以テ他日ハコノ處ニ於テ魚獲ノ進路ヲ妨害セシモ当日ニ限リ却テ魚群ノ帰路ヲ遮断セルヲ以テ、終日地曳ノ盛漁ナリシナリ。他ノ遠浅ノ地方ニ至リテハ、稀ニモ斯ノ如キ僥倖ハ見ル能ハズ、単ニ妨害ニ止ルノミ、コレ本年ノ漁事ニ際シ実蹟上ヨリ地曳漁ニ妨害アルヲ確認セシ所ナリ。

四、方今人々ロヲ開ケハ改良進歩ヲ唱ヘ、事ノ善ト不善トヲ問ハズ、在来ノ事業ハ皆守株ヲ以テ目スルニ至ル故ニ地曳漁ト網繰漁トニ於ケル一ハ新規ノ事業、一ハ旧来ノ漁業ナルヲ以テ彼レハ改良ナリ将進歩ナリト電同以テ称揚スル者世間往々コレアリ。コレ誤認ノ甚シキモノナリ。夫レ網繰網ハ遠洋漁業ノ組織ナルヲ以テ、近海漁具ノ使用シ得可カラサル海面ニ漁撈セハ、未タ曾テ鰛魚ヲ捕獲セサリシ海中ヨリ多少ノ利益ヲ収ムルナレバコレ真ノ改良進歩ト称セサルヲ得ズ、コレニ反シテ往昔ヨリ営業シ来レル地曳網漁場ヲ侵凌、コレト利ヲ争フテ妨害ヲ加フ、コレ換

言スレバ数里ヲ距テテ千里不毛ノ沃野アリ、今ヤ墾田力作セハ多量ノ収穫ヲ得テ国家ノ公利ヲ興スヘキヲ、却テ近郊一帯ノ熟田ヲ侵凌、従前開墾者ニ向テ利ヲ争フト同一般ニシテ、公利公益ヲ害スルノ所作ナリ、豈改良進歩ノ事業ト云フヲ得ンヤ、古人言アリ。一利ヲ興スハ一害ヲ除クニ如カスト。今網繰網ニ利アルモ地曳網ニ害アルトキハ業ノ大小ニ随テ利害相償ハサルハ大ヲ見ルヨリ昭々タリ。

五、田作ハ支那地方ニ向テ輸出品ノ一ニシテ、我九十九里浦ノ特有物産ナリ。其原料タル地曳網ニテ漁獲セル鰮魚ヲ以テ製造スルヲ第一トス。網繰網ニテ捕獲セシ鰮魚ハ腐敗シテ該品ノ原料ニ堪ヘス。将来網繰網ヲシテ現時ノ如ク該品製造期節ニ当リ、地曳網漁場ヲ妨害セシメバ田作ハ九十九里浦中地ヲ掃テ製出スルナリ、啻ニ地曳網当業者ニ害ヲ加フルノミナラズ、我帝国ノ国利公益ヲ害スルノ事業ニシテ黙許スルニ忍ヒサル所ナリ。

六、前陳ノ如ク地曳漁ヲ妨害スルヲ以テ其損害ヲ被ムルモノ啻ニ地曳網持ノミナラズコレニ附属スル水主（地曳網壱張平均七十人）、岡働キ（地曳網営業ノ際、近隣村ヨリ来テ労力ニ従事シ、各自鰮魚ノ分配ヲ受クル者一張平均二百人）、附属仲買商（地曳網ニテ引揚ケタル鰮魚ヲ買受製造スル者壱張平均凡弐拾人）等ヲ平均スレハ、地曳壱張ニ付殆ント三百人、九十九里中地曳網惣数、百有余張ヲ惣括スレハ三万人以上ノ人民地曳網ノ衰頽ト共ニ従来ノ業務ヲ失フニ至ル。豈慨歎ノ至リナラズヤ。假令網繰網ヲシテ将来隆盛、其数地曳網ニ倍スルモ、コレニ従事シテ利ヲ占ムルモノ少数ナリ。随テ収穫ノ多寡モ亦コレニ準ス。コレ利害多少比較ノ明ナル所ナリ。

七、従来、本県ハ漁業保護ハ特別御注意アリテ明治十二年（一八七九）一月十八日丙第五号ノ県達ノ如キ總テ新規ノ漁業沿海村々ニ故障ナキ旨モ書面ヲ添、出願、許可ヲ得テ営業スヘキ旨厳ニ御達相成リ、且九十九里浦漁業組合規約第三十七條ニ明記アルニモ拘ハラズ彼網繰網ハ試験ヲ名トシテ他ノ漁業ニ妨害アル漁業ヲ漫リニ新規無許可ニテ営業ヲ為スハ、県達ヲ犯シ、規約ニ背キ、営業スルモノナレバ固ヨリ禁止セサルヘカラサル者ト信認仕リ候。右ノ理由ナルニヨリ本請願ヲ御採用アリテ速ニ網繰網漁業禁止ノ発令アランコトヲ此段謹テ請願仕リ候也。

（岩井家所蔵文書）」

作田家文書は、数字をあげて揚繰網による被害を述べて、その禁止を迫り、つぎの岩井家のものでは、往古よりの地曳網漁業の実績を訴えている。

ここで興味深いのは作田家文書の末尾連名のところに、一八九二年（明治二五）の時点で片貝村の北の表網、同隠居網、前里網の名が見えない。この時は既に廃業してしまったものと見える。であるから土田清蔵や松井源七が憚かることなく揚繰網の試験を続行できたものと考えられる。

また改良揚繰網の「改良」は岩井家文書の第四の条にあるように、何事によらず、改良進歩が叫ばれていた当時の時流にうまく合わせて命名されたのではなかろうか。

『千葉県における改良あぐり網漁業の技術的発達』には、恐らく一八八九年（明治二二）ごろと思われる、片貝村の某網主の水主名簿を引用して、揚繰網と地曳網との間の水主の移動について、

「此野呂（やろ）モ種々ノ恩義アルニモ拘ラズ、アグリ網ヘ職ニ行キ、更ニ勤メザル故、此帳ヲ除ク。
此野呂ハ茶売営業トナリ、或ハ□□□□ノアグリニ乗ル故水主ヲ除ク。」

代口船方が、地曳網に見切りをつけて転業したり、揚繰網へ移ったりしたことを述べている。

本論に戻って、片方の揚繰網業者も、これに対抗して営業の早期認可を陳情したので、両者の間は、一触即発の空気が漲ることとなった。

県では、両者を呼び、再三にわたる説諭の結果、一ヶ年の試験操業を認めることで合意した。

「　契約書（一八九二）

九十九里浦山辺武射長柄三郡ニ於ケル揚繰網営業ノ儀、今般地曳網営業者トノ熟議ヲ以テ明治二十五年十月ヨリ向一ケ年間試験トシテ之ヲ営ムニ付契約スル条件左ノ如シ。

但シ試験ノ成績ニ依リ、満期ニ至リ更ニ協議ヲ遂ケ適当ノ契約ヲ締結スヘシ。

一揚繰網ハ陸地ヲ離ル七十尋（一尋ハ二十尋）以外ニ於テ営ムヘキモノトス。但七十尋以内ト雖モ地曳張網ヨリ其左

右各五町以外ヲ距ルニ於テハ、揚繰網ヲ使用スルコトヲ得、又地曳網ニ於テ営業ヲ為サヽルトキハ、總テ制限ヲ受クルコトナク揚繰網ヲ使用スルコトヲ得ルヘシ。」

この契約は、すでに揚繰網漁業の勝利であって、期限満期の一八九三年（明治二六）一〇月には県知事の判断で、揚繰網漁業が免許されるに至るのである。

揚繰網漁業の発展

かくして、揚繰網漁業を新規に開業する者が跡を断たず、片貝の場合、表127に示すように雨後の筍（たけのこ）のごとく簇生（ぞくせい）するに至った。

揚繰網が地曳網漁業に比較して優れている点は、

1　漁場が広範囲になったこと。

地曳網漁業は入会とはいいながら、その漁法から沖合はせいぜい二キロメートル以内であったのに対して、揚繰網は前述の中村茂吉口述のように太東、飯岡沖まで出漁し、沖合二～二四キロメートルに及び、水深も一二～二二メートルが最適とされた。

2　少い労働力で操業し得ること。

地曳網では前述したように、四〇～六〇人の漁夫を必要としたが、揚繰網は二五、六名内外に過ぎなかった。

3　漁法がより高度であったこと。

地曳網は、張網の範囲まで魚群が接岸しなければ漁獲できないが、揚繰網は沿岸といわず沖合といわず航行し、魚群を発見して張網できた。

表127 『九十九里浜における地曳網漁業から揚繰網漁業への転換過程』

片貝村鈴木九一家文書（中井信彦）

	人名	開業年次	前業	備考
1	土田清蔵	明治20(ママ)年	（麻商，明治8年より巾着網）	
2	松井庄次郎	〃 21	〃 粕製造	
3	松井留次郎	〃 21	〃 粕製造	
4	山口虎五郎	〃 21	小漁船営業	
5	鈴木伊之助	〃 21	〃 粕製造	
6	古川長太郎	〃 21	〃 粕製造・海産物賣買	
7	高田佐太郎	〃 21	〃 粕製造	
8	松井源七	〃 21	小漁船営業	
9	花房吉次郎	〃 21	〃 粕製造	松井初太郎と共同
10	丸山得太郎	〃 21	〃 粕製造	
11	松井茂三郎	〃 21	〃 粕製造	
12	丸山作右エ門	〃 21	〃 粕製造	3名共同
13	高柳金蔵	〃 21	〃 粕製造	
14	古川常吉	〃 21	〃 粕製造	
15	高柳甚兵衛	〃 22	〃 粕製造	
16	中川惣次郎	〃 22	〃 粕製造	
17	内山常太郎	〃 22	〃 粕製造	
18	谷川國二郎	〃 23	〃 粕製造	
19	市原常吉	〃 23	〃 粕製造	
20	山本喜太郎	〃 23	〃 粕製造	21.28と共同
21	小松竹松	〃 23	〃 粕製造	20.28と共同
22	高橋太三郎	〃 23	〃 粕製造	
23	市原熊吉	〃 23	？	古川竹太郎と共同
24	小川安次郎	〃 24	〃 粕製造	
25	古川兼太郎	〃 24	〃 粕製造	
26	古川重五郎	〃 24	〃 粕製造	
27	小高勝次郎	〃 24	〃 粕製造	36と共同
28	小川八五郎	〃 24	〃 粕製造	20.21と共同
29	古川米太郎	〃 24	〃 粕製造	
30	小川善次郎	〃 24	〃 粕製造	
31	古川庄吉	〃 24	〃 粕製造	
32	清水萬吉	〃 25	？	
33	古川音吉	〃 25	〃 粕製造	谷川仙八と共同
34	小高政四郎	〃 27	〃 粕製造	
35	谷川榮吉	〃 27	〃 粕製造	
36	梅野亀次郎	〃 27	〃 粕製造	27と共同
37	腰越久次郎	〃 27	小漁船・〃 粕製送	高橋権次郎と共同
38	高柳つね	〃 28	〃 粕製造	
39	行方庄太郎	〃 30	〃 粕製造	
40	小高彌兵衛	？	〃 粕製造	
41	松井次三郎	？	小漁船業	
42	松井由松	？	小漁船業	

表128　片貝揚繰網業者開業年次表
（中井信彦）

明治21年	14名
〃 22	3
〃 23	6
〃 24	8
〃 25	2
〃 26	0
〃 27	4
〃 28	1
〃 29	0
〃 30	1
不明	3
合計	42

表129　片貝揚繰網業者前業表
（中井信彦）

〆粕製造業	三四名
〆粕製造兼海産物賣買業	一名
小計	三五名
小漁船営業	四名
小漁船営業兼〆粕製造業	一名
小計	五名
不明	二名
合計	四二名

4　漁船、漁具が比較的低廉であること。

『千葉県改良揚繰網詳解』によれば、揚繰網は新調一式で合計二六五九円で、小地曳網とほぼ同額、大地曳網の四〇～四五パーセントにすぎなかった。などである。

ここで揚繰網新調価格が出たので、松井源七の調査したものを掲げよう（表130）。

前掲の表127について付け加えておくが、この表は一九〇〇年（明治三三）の改租未済地一筆限取調帳によって作成したものといわれるが、これをさらに開業年次別、前業別に分類したものが表128、表129である。

開業年次について見ると、土田清蔵をはじめ、県の許可以前に開業した者が三三名に及んでおり、果してこのような数の揚繰網が試験操業をしていたのであろうか。そうではあるまい。前記の改租未済地の取り調べは、従前官有地を借用していたものが、払い下げを受けるための前提としての調査であり、従って漁業関係者を優先させて払い下げが行われるものの、長く漁業渡世をしていた者がより有利であることは論をまたない。であるから個人の申告を取りまとめたこの取調帳は、いわゆるサバを読んで水増しされていると見るべきで、開業年次は総体に五～六年ずらして考えるのが妥当であろう。

表130　改良揚繰網の船，網，付属品価格

松井源七『九十九里浦片貝村鰯揚繰網漁業調査』より

金額		品名	金額		品名
円	銭		円	銭	
270	00	船代1艘	51	68	浮子645ケ　1ケニ付8銭
10	00	舵　1挺	10	00	沈子333ケ　16×630匁　1ケニ付3銭
63	00	櫓9挺　平均1挺7円	28	00	浮子綱10〆目麻径4分　1〆目ニ付2円81銭
4	00	大柱矢帆柱，小矢帆柱，桁類一切	15	00	沈子綱6〆目マニラ径3分　1〆目ニ付2円50銭
1	00	竿 4,5本	4	08	中原綱34尋棕櫚径4分5厘　1尋ニ付12銭
100	00	大帆，矢帆，小矢帆一切但身繩付	3	60	浮子手綱30尋棕櫚径4分5厘　1尋ニ付12銭
4	50	シラ3ケ(俗ニパント称ス)　1ケ1円50銭	20	00	括り綱南京麻径8分　長120尋14〆目1〆目1円43銭
4	00	錨1挺8〆目	1	68	環28個1ケニ付6銭
4	50	錨綱棕櫚径8〆目長サ30尋	12	00	浮子サシ糸，及びせば糸
1	80	コブ綱径6分18尋	2	40	クモデ
462	80	合　計	258	00	手間賃430工　1工60銭
925	60	2艘分	1481	81	総　計
1510	00	網地100〆身網，魚取2号(100掛100間20円2〆目)	3	20	玉網4ケ　1ケ80銭
9	00	綿糸5号3〆目　1〆目ニ付3円	4	80	胴籠（水入子）6ケ　1ケ80銭
14	40	広目5号4〆800匁　1〆目ニ付3円		80	なんばん4個　1ケ20銭
1	80	縁網5号600匁　1〆目ニ付3円	8	80	合　計

総合計　2416円24銭

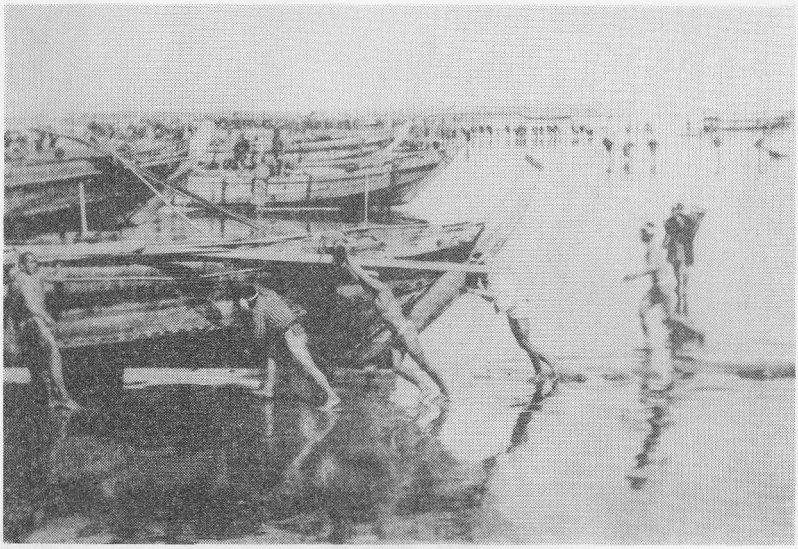

写43　揚繰網船の帰漁　（中西）

前述のように地曳網に比し、低い資本の投下で事足りた揚繰網でも、資金調達に苦慮したと見え、共同経営の形が多く見られる。

片貝以外の資料が全くないので、筆者の記憶によるものを挙げるが、年代に前後する部分もあろうかと思うので、あらかじめ断っておく。

荒生納屋では一八九一年（明治二四）ごろには、古川長五郎・古川金五郎・高橋徳兵衛の三人共同網と古川市兵衛、戸田市兵衛の三か統あり、一八九七年（明治三〇）には戸辺伝吉、古川福市が開業した。

小関納屋では、酒井市朗、久我義太郎、粉屋（大榎）の三か統と大岩政五郎・市原兵一・市原金七・八・最首房太郎・篠崎熊吉・斉藤孝之助・作田友吉の八人共同網、東都の三輪という人の網があり、この界隈（かいわい）では大地曳網から揚繰網へ転換した唯一の網である八川平山網（平山重三郎）の一か統があった。

豊海、作田地区については今後の調査をまちたい。

写44　揚繰網船　（中西）

写45　大場の鰯　中西薬局『九十九里』より

写46　籠売り大場　その１　（中西）

写47　籠売り大場　その２　（中西）

表127の片貝における新規揚繰網主の前業を見ると、〆粕製造業など海産加工商人が三五名を数え、小漁船業者五名で大地曳網主が一人もない。

揚繰網開業資金の調達、漁夫の手配など極めて容易な筈の大地曳網主がなぜ揚繰網に一顧だにしなかったのだろうか（例外として前述の八川平山網があるが）。

その理由として考えられることは、

1　大地曳網主は大地主でもあり、小作米の収納で結構家計の維持ができた。

2　対立し、排除しようとして失敗した揚繰網には当時の経緯からいって転換する訳にはいかない。

3　名主並といわれ、村の名門であった大地曳網主が、附の商人や小漁船主と同等の立場になり得ない。

4　揚繰網漁業は陸地を遙かに離れて操業するので、沿岸のみで沖合の状況（自船の位置を山を見て判断するなど）を知らない地曳網漁夫には、直ちに揚繰網の基幹漁夫として使えず、それら譜代の漁夫の処置に窮する。

などであろう。

『千葉県改良揚操網詳解』を見ると、

「四季共に是ありといへども最盛漁の季節は旧十一月十五日より三月十五日迄の四ケ月間にして、方言之を冬職と称す。三月十六日より五月三十日までを方言春職と称し、冬職につぐ、六月一日より九月十五日迄を、方言秋職と称して最も漁獲の僅少なる期とす、里俗之を夏枯（なつがれ）と云う。

九十九里にありては、職中の季節は旧十月二十日より旧五月五日まで、五月六日より十月二十日迄とす。今鰮の群来を示さんに、旧九月十日頃は、小鰮方言じやみ鰮あり。十一、十二月には背黒鰮最も多く、二月三日頃は小背黒（三

月の松鰛という）に中羽鰛を交へ、四月、五月、六月は中羽、大羽鰛の群来多しとす。……（略）……」

とあって、揚繰網の漁期は四季を通じており、地曳網の春、秋職の二季にくらべ、操業日数も増加している。

揚繰網漁業の雇傭関係

『同書』には、

「漁夫雇入を大別して二となす。一を方言職と云い、一を自母（じぼ）と云ふ。是なり。

職とは網主が一定の給金を以つて一季間（旧十一月十五日より翌年三月十五日迄にして四ヶ月間）雇入るゝものにして、勿論、漁況の如何によつて給料に高低ありといえども、一人平均二十円とす。而して之を月々或は前金に払渡す之を方言「ぶつたぎり」と称す。又別に水夫一人一ヶ月に付其給料額を定めて雇入るゝもあり、普通金五円五十銭位を支給す。

且つ漁獲の多寡に応じ、給料以外に賞与として其一割を与う。たとえば漁獲百籠（一籠の数量は凡そ、乾鰛（ほしか）に製造し壱俵二分なり、但し乾鰛一俵は弐斗四升桶三杯入りとす）ありとせば其一割即ち十籠を水主若し二十五人の乗組なれば、之を二十五に等分したるもの即ち一籠の四分を一人の賞与とする法にして此月給雇は多く地人なり。

尤も食料及び其他の費用一切を網主に於て支弁す。又豊漁の際には、萬祝と称し漁衣を与ふ。其他腹巻、手拭等迄も給与す。おもうに出稼ぎ漁夫は「ぶつたぎり」多く地人には月給雇多し、自母又は「めかり」と称すは前者と全く異なり常に自宅に在りて食料其他の費用を敢て網主より支弁せられず、唯出船漁獲に従事するのみ。

然れども其漁獲物の配当は各網より一定の方法によつて受くるものとす。即ち漁獲高の一割を骨折代（ほねおりだい）と称し水主に収め（筆者註前記月給雇、即ち職水主に対する賞与分か）残高より当日の費用即ち食料、薪、神酒等の費用を引去り、残りを網主、水主間に折半す。尚水主配当金よりは舟代（ふなしろ）として四代を船主に収む。此残りを水主は沖合二代、棹張、艫押（とも）各一代半の割合にて配当す。

今一例を挙げんに漁獲総高を一千円とし内一割の骨折代金百円を水主に収め、残り九百円の内にて当日費用五円と假定して之を差引けば、残金八百九十五円となり之を折半し四百四十七円五十銭づつを網主及び水主間に分つ、水主若

し廿六人なれば廿六人に船代四代を加へ、三十代となし一代金十四円九十一銭六厘なり。此四代即ち五十九円六十六銭四厘を船代として船主に収む。水主等は此残金三百八十七円八十三銭六厘を総人数二十六代に沖合一代、棹張艫押の一代、二代を加え三十代（ママ）となし分割すれば一代十二円九十二銭七厘となり、沖合は二代即ち二倍、棹張艫押各一代半づつを収む。普通の水主は勿論一代をうくるものとす。又豊漁の時は腹巻、手拭等網主に於て支給すれども萬祝の如きは水主と網主半分づつ出費す。其他の漁獲物の如きは相当の価格にて網主にて之を売上げ、水主間において他へ売却するを許さず、又俗に食捨（くいすて）と称し出漁するに漁獲なきに要せし食料品等皆網主の負担とす。且つ漁具等破損修繕するの際に要する水主の食糧雑費は皆網主にて弁す、而して職の水主は皆納屋に住居せしめ、漁間は種ゝ網主の命に従ひ猟漁以外の労働にも服すれども、「めかり」の方にありては平素自宅にあり、出漁の時と波立ち船上げ、網染め、修理等に出勤するものなり。」

と述べられている。揚繰網漁業の分配関係について山口和雄は、「地曳網のそれより一段と進歩したものであることは申すまでもない。」と賞揚しているが、前記を仔細に見れば、給金とはいえ、大部分が前借りの「職」に入り、納屋に居住して漁閑期には漁業以外の労務に服せしめられているなど、なんら大地曳網の職と変りがない。ただ前借金の対象が給金であるから漁、不漁に拘らず、その契約期間が経過すれば自然返済したことになる。漁獲物の一割を賞与として与えられたとあるが、職水主の数にも関係あり、一概にはいえない。

代分けについて見ると、水主の取分から四代の道具代を網主に渡しているが、地曳網では道具代を引いてから、水主、網主が折半しているので、その点のみ見れば揚繰網の方が水主負担が多いように思う。いかにも給金、賞与といっているので大巾に近代化されたかに見えるが、率直にいえば、揚繰網の職制も分配方法

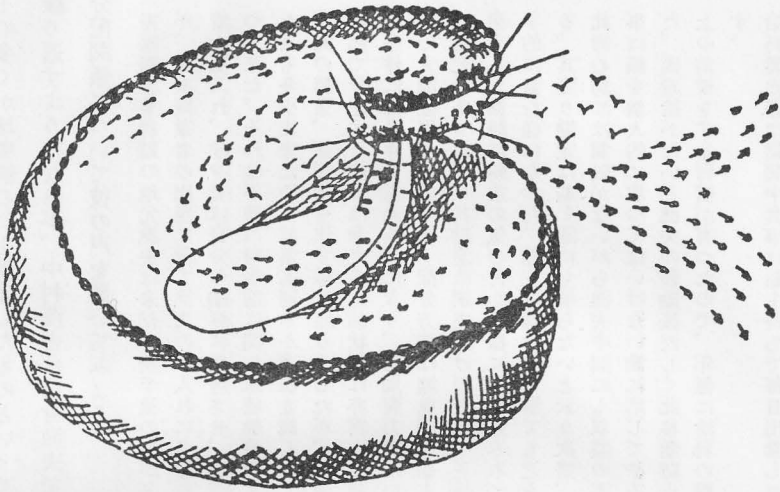

図131　改良揚繰網漁労図

表131　改良揚繰網漁獲売上高表

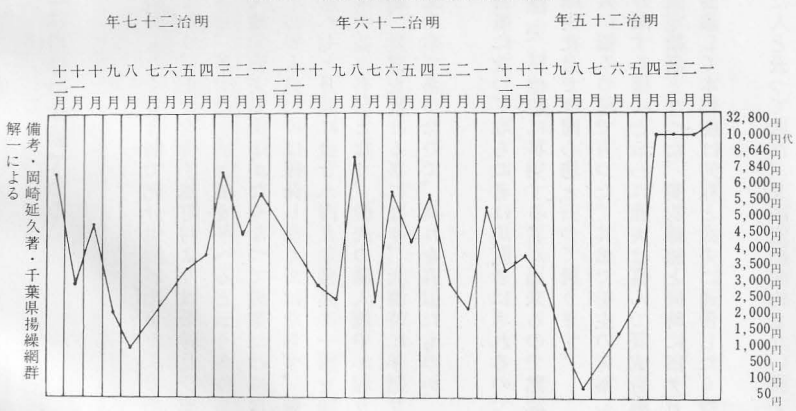

もその多くが地曳網の例を模倣したものといっても過言ではない。

繰り返すようになるが、中村茂吉は自身漁夫であって、その口述は自分の体験である。分配関係について彼の声を聞いてみよう。

「揚繰網漁業初期の地元漁夫は未だ半農半漁の者が多く従つて固定給の必要もなく歩合制で充分生活が出来た訳であるが、漸次同業者の出現に依て漁夫の雇入れに各船主共に苦心する状態となり、止むを得ず他町村より世帯持及び独身者を雇入れ、独身者は自分の納屋に住居させ、世帯持には借家に住居させ、多少の生活保償を与へると云う条件も起つて来た。それは不漁の時生活に関し永続勤務出来ないからである。又地元漁夫も田畑がなくなつて漁業だけになつた人も多少出来たので其者も何とか方法を講じなくてはならなくなり、必要人員だけは確保しなくてはならず、種々研究の結果、固定給を出す様になりましたが、如何に低物価時代とは云へ七ヶ月間に金廿八円と魚獲高の一割を漁夫全部で分配する位では漁夫の生活状態は非常に困窮で有つた。然し漁業が益々有望となり、漁夫の雇入競争が起り、好条件に好条件を重ねる事になり、結局資力のないものが漁夫不足の儘、経営を続ける事になり、大漁時に手廻り不足で大漁仕損ずる訳です。配分方法は地曳網が船主六割、漁夫四割の配当率であつたので、其れを真似たものか、同じ勘定であつたが、其勘定は網主だけの計算で正確を欠いて居た。

漁夫も大漁時に船主の気の付かぬ様に鰯を盗み取つた。それが自然と習慣になつて取らぬ者は馬鹿者にされるので競争的に盗む様になつた。船主も気付いて居ても之を厳しく監視すると漁夫は他船に移乗する者が出来るので黙認する。其変り勘定は益々誰にも解らないと云う次第、此の鰯を盗む事を漁夫社会では同心坊と云つて居ります。

此同心坊には制限がないから漁夫中間にも収益の不均衡甚だしく労資共に悩みの種で有つた。其処で船主の考案した事は鰯を個人的に取つてはいけない漁に応じてやるから全部で平均に分配する様にと云われ漁夫は喜んで賛成自粛した。固定給がないと漁夫の移動甚だしく此移動防止の意味が含む処の固定給制となつた。契約締結と同時に四ヶ月以上の前借をする習慣が有つたので、年毎に給料の程度を船主側だけで協議して本年度は何程と漁夫に通告したものです。

給料契約書は期間中食事は船主持ちで毎日出勤した此人達を職になつた人と云つて居た。又固定給契約もない漁夫も

有つて此者を未借と呼び歩合制で出漁の時以外は自由で有つた。（一九〇九）明治四十二年頃から漁期延長して八ケ月となり、給料も八ケ月四十円、四十五円となつた。」

漁夫の側からの言い分も面白い。

櫓から動力へ

前掲の表のように、片貝だけで四二か統を数えた揚繰船団、現在の九十九里町の町域では、恐らく八〇か統を超えていたと思われる新興揚繰網漁業は、開業当初から業界内部では激烈なサバイバルレースが展開されていた。

まず、一八九七年～一九〇七年（明治三〇～明治四〇）労働力の確保競争に敗れた業者がつぎつぎと脱落、淘汰されていった。

第二の淘汰は動力の導入期に起った。

中村茂吉の前掲口述書には、

「明治四十二年（一九〇九）以後、大正二、三年頃迄漁業者が多数有つたが、漁夫の雇入れが一番困難のため休漁する業者も出来、遂には経営難のため廃業者が続出しました。

表132　山武郡における動力船普及状況

西暦	年号	隻数
1914	大正 3	1
1915	4	1
1916	5	1
1917	6	2
1918	7	31
1919	8	48
1925	14	50
1928	昭和 3	80
1930	5	193

宮崎調査作表

曳船に変わる動機は大正七、八年（一九一八～一九一九）頃と思われます。

或日、好日に恵まれ、沿岸漁船が一斉に出漁すると、白里沖合に鰯の大群が南沖に向つて一散に避難して居るのを見付け、大群を先廻りして網を張るべく各船共全力を尽して追跡して居りますと、其時椎名内の家号赤屋と平助隠居の二統が曳船に引かれて来て、今少しで網を下せる処迄になつた各船を追い抜き、先廻りして網を張り廻し大量の収獲を得た。其先迄は櫓船では到底及ばず、此大群を捕獲

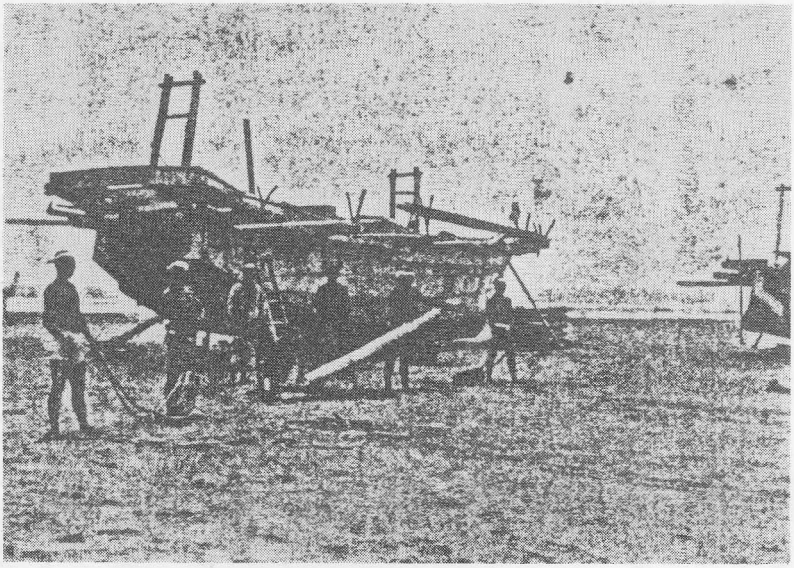

写48　九十九里浜ではじめての発動機を据えて曳ボート鰹一本釣に使用し大漁をした小栗山長栄丸1914年（大正３）焼玉20馬力
（中西撮影）

写49　上記の漁船で漁獲した鰹の水揚風景　（中西撮影）

する事が出来なかつた訳で、此様な齟になると曳船がなくては、此後の漁も思う様に出来ないと一般が痛感し各船主も早速曳船購求に奔走した。

発動機は明治末期から銚子や房総方面には大縄船に取付けて使用して居たものです。豊海村の長栄丸と亀丸、片貝町の久栄丸と福一が其年の内に曳船になり、大収獲を得たが、其他の船主は適当な船が見当らず、早速新船を造り翌年から使用した。最早曳船ならでは漁が出来なくなつので、各村の船主も早晩は曳船になつたが、資力の乏しい船主は廃船に近い船を使用したので、機械の古い処へ運転士が不熟練と来て、故障が多くて漁の出来ない日が度々あり、大打撃を受けたので、経営も相当苦しい者も見受けられた。

兎に角発動機船が急激に増加したので熟練運転士を雇入れ出来ない吉栄丸は自動車運転士を使つたが、宜く出来なかつた。或日出漁して漁場で故障し、曳かれる網船が二隻で曳いて帰る反対を演じた事があつた。当時は漁場に故障した船が必ず有つた。其後運転士も熟練して故障の船が見られなくなつた。曳船になつて風向の心配もなくなつたが、網が小さくて一網で大収獲が得られないのが残念でならなかつた。……（中略）……曳船は沿岸最大の船で最近の様に引出し船がないので是非共太い柱で押出した訳で満潮時は無事に浮せるが、干潮になると中瀬に当つて中々出られない。遂に寒さに耐へられなくなり、火を焚き暖を取つて又押出しと云ふ苦心惨胆で有つた。其中に八川の曳船が機械を使つて出る事が上手になつたので其を真以て段々馴れて苦しみも薄くなつた。此処で漁の事に付いて私の感じる事は一般に沖合の漁運の有無を云われて居りますが、如何に漁運の有る人と云へ共、設備が不完全では技能の発揮を阻害される。依て設備の完全が一条件になると考えます。大正末期に至つて優劣が明確になつて来て、機械化になる以前に廃業者が続出した。

（一九二七―二八）昭和二、三年頃茨城県波崎町の漁業家突端屋が機械揚繰を発明、操業を始めたが、当時は未だ設備不完全と操業従事者の未熟練などで余り漁業成績もあがらなかつたので、九十九里漁業家も成績如何をゆつくり見定めてからでも遅くないと云う態度で有つた。

其翌年に白里村の漁業家飯塚屋がトップを切つて機械揚繰に変り、成績が揚つたので、此度は資力のある漁業家は一斉と云つてよい程に機械揚繰の準備に取掛り翌年は操業開始出来得る迄になつた。此処に至つて資力の乏しい業者は大規模なるが故に融資が付かず残念乍ら廃業する業者が多数出来たので片貝町でも機械化に変つた業者が十統だけと

なつた。最初の船には網を下す度にスクリューの側に金網を下げて網の巻き込むのを防止する装置が有つた。不熟練のため度々かん網や網を巻込ませ取除くに大変苦労した。段々熟練するに従つて此装置も余り必要を感じなくなり取除いて手数も省けた。」

と述べており、片貝では昭和初期（一九二八）には十か統に減じたといっている。

また、筆者の記憶では、昭和の初め（一九二七）白里の飯塚屋が始めて環綱を四分径のワイヤロープに替え、船の機械ウインチの太鼓に巻き、それを引き締めることに成功し、一九三〇年（昭和五）ごろには全船が動力をつけ、船の曳き揚げに動力を使用するようになった。

岡エンジンといい、納屋のそばの波のこない処に小屋を建て、二五馬力の動力を据え、六～七分径のワイヤーロープ、長さ三〇〇メートル（一巻半）を使った。

漁獲物を搬送する伝馬船が出現したのも昭和の始めであった。

そして所謂第五番目の豊漁期が到来していたのである。

（宮崎茂一郎）

第二項　昭和期のいわし漁業と新加工技術の導入

戦前までのいわし漁業　前項で述べたように、地曳網にかわる新しいいわし漁業として登場した揚繰網漁業は、その後のサバイバル競争によって淘汰され、昭和に入ると比較的経営が安定し資力のある網主だけが残ることとなった。

表132　九十九里鰮漁獲

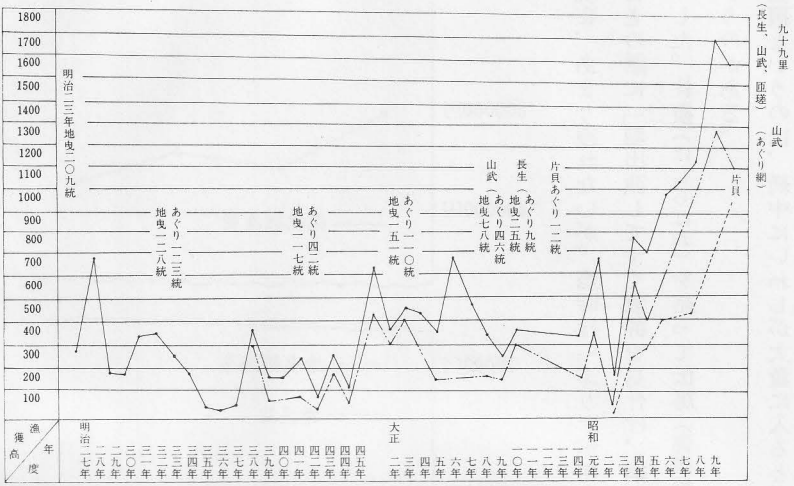

銚子商業高校教諭内貴徳蔵作表

亀丸、長栄丸、吉栄丸、半三丸、甲良丸、長栄丸、源七丸、早船丸、勇丸、義栄丸、酒井丸、などである。

そこへ第五の豊漁期が到来したのである。

この豊漁校はどのようなものであったか。現在、七〇歳を超える人々でなければ、その実態を見ていない。

表132は、中村城の『九十九里町誌』に所載されているものである。明治から大正までの漁獲量にくらべ、昭和初期に入って飛躍的に漁獲が増加しているのが判ると思う。

この昭和豊漁期のうち、一九三三年（昭和八）～一九三六年（昭和一一）の四か年間を抜き出して、揚繰網漁業とその他の漁業とを比較したものが表133である。この豊漁期が全く揚繰網漁業、すなわちいわしの豊漁によることを示している。

これを魚種別に見たのが表134である。

現在、あまり獲れないが、当時は「ぶり」が相当量水揚げされていた。

古老の話に「朝出漁してすぐ魚群を見付け、網を張ったところ、いわしが大乗りした。柱撥（はしらばね）を結って伝馬（運搬船）で通わせたが、きまりがついたら夕方になっていた。」というのがある。

柱撥というのは、網中にいわしが大量に入ると、どうしてもその重みで船が網側（真網船だと左、逆網船は

表133　漁業種別漁獲高調

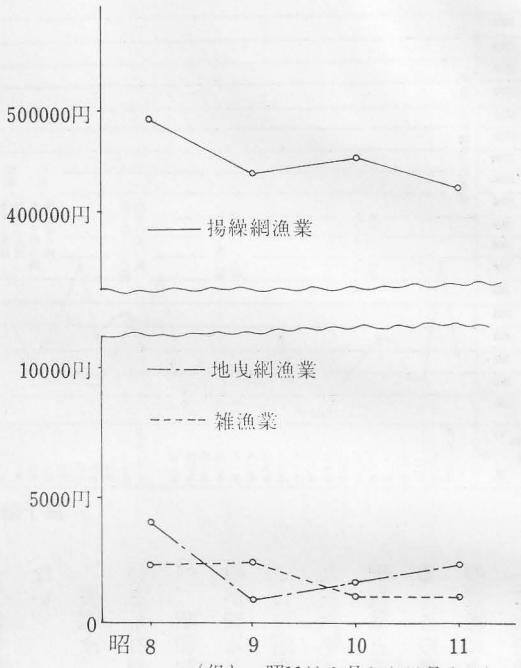

（但し、昭11は1月から11月まで）

片貝漁協資料

表134　魚種別漁獲量調　（単位：貫）

魚種	昭和8年	昭和9年	昭和10年	昭和11年
いわし	5,624,000	5,311,000	6,315,700	5,885,714
ぶり	250,000	32,000	28,000	25,000
いなだ	0	0	2,500	42,500
あじ	4,000	2,000	2,360	2,200
その他雑魚	2,500	1,500	1,200	0

片貝漁協資料

右）へ傾く。このバランスをとるため網側と反対の舷に大丸太の柱を船の軸線と直角に張り出して結びつける。大漁の象徴でもある。

五〇〇〇籠もいわしが入ると、伝馬船といっても当時は一五〇～二〇〇籠で満船となり、小縁（こべり）がもぐらんばかりにして往復するのであるから、その程度の時間を必要としたであろう。

表135は『海の片貝　昭和一〇年刊（一九三五）』より作製した一九三〇年（昭和五）度の片貝町産業別生産額であるが、水産が一八〇万円を超えている。これは漁業の漁獲高と、加工の生産額の合計で、参考として掲げた当時の片貝町一般会計の決算額と比較すると、いかに巨額で地域経済を左右していたか理解できよう。

表135　昭和5年度片貝町産業別生産額調

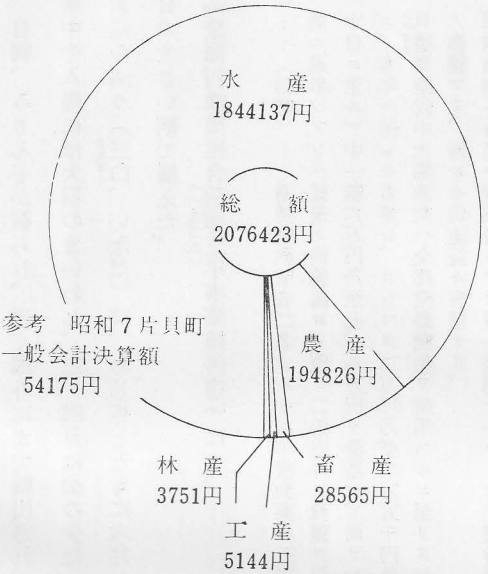

『海の片貝』より

こうして漁業者、加工業者の経済基盤が確立され、新規開業によって加工業者の数も増加し、このような好況は労働力不足を齎（もた）らして他県、町外からの移住者が増え、家並がつくられていった。現在の本町の海岸集落はこの頃に形成されたのである。

揚繰網は毎年一〇月から一一月頃まで、ジ

ヤミ（かたくちいわしの小さいもの）が獲れ、田作、煮干に加工され、一二月からは背黒（かたくちいわし）となり、目刺、みりん干が製られ、遠く国外にまで輸出された。

寒中や入梅には大羽のまいわし、三、四月は油の少ない中羽のいわしが多く漁獲された。

前述のぶり（三白、いなだ）は、めじ等とともに六月から九月の間に回遊して来て、「はもの網」という網目の大きい網で捕えた。

『豊海村漁業組合昭和三年事業報告書』（一九二八）にも、

「……（前略）……揚繰網漁業者二名ナルモ本年度漁業ハ近時未曾有ノ大豊漁ニシテ且ツ本年ヨリハ所謂改良揚繰網漁業ニ進歩シアレバ従来ノ漁獲高ヨリ優ニ二倍内外ノ漁獲ヲ得、本年度漁期（昭和二年十一月十一日ヨリ昭和三年七月十日ニ至ル）中一統六万円乃至七、八万円ヲ漁獲シ、尚ヲ例年ハ七月十一日ヨリ十一月十日迄ノ夏期休業期間ナルニ、本年ハ何レモ着業シ、コレマタ二万円乃至二万五千円位ノ漁獲ヲ見タリ。

貝捲漁業就中大捲漁業ハ全部発動機船ヲ使用スルニ至リタレバ漁獲能率ヲ高メ、一ケ年最多三千円普通二千五百円位ノ漁獲アリ、何レモ前途益々有望ナリ。

腰捲漁業ハ多クハ兼業者ニシテ特ニ漁期ナルモノナク随時漁獲ニ従事シ、其漁獲高亦不同ニシテ一ケ年五十円乃至二、三百円位ナルヲ普通トス。」

とある。

個々の揚繰網業者の例を松井源七の「源七丸網帳簿」から抽出して作表したものが表136である。出漁日数、漁獲高（籠一杯四〇キログラム見当）、漁獲金額、漁夫当りなどがあり、貴重なものである。

このほか、一九二九年（昭和四）には片貝漁業組合広場に天候予報用標識を建て、銚子測候所の気象予報を

表136　源七丸漁獲高等調

期間	出漁日数	数量	金額 円	金額 銭	当り 円	当り 銭	はもの
昭5 11/4～12/31	32	261トン 6,535.0杯	7,969	73	30	27	
昭6 1/4～12/31	179	2,151トン 53,776.5杯	40,638	74	128	20	ぶり2,144本　いなだ1,732本　わかし420本　めじ74本　さわら19本
昭7 1/1～12/31	156	2,644トン 66,124.7杯	34,027	08	139	46	ぶり10,168本　わかし8,827本　めじ40本　三白23,973本　いなだ11,333本　そうだ200本
昭8 1/4～12/31	148	2,888トン 72,217.1杯	43,010	02	150	40	ぶり1,068本　わかし9,469本　三白846本　いなだ6,530本　このしろ23杯
昭9 1/1～12/26	156	2,924トン 73,123.4杯	56,624	58	186	28	いなだ6,592本　わかし9,258本
昭10 1/5～12/25	163	3,726トン 8,1915.5杯	60,164	94	193	44	ぶり3,226本　いなだ10,935本　このしろ23杯
昭11 1/4～12/30	162	2,950トン 73.769,5杯	78,202	08	239	85	
昭12 1/2～11/30	134	2,212トン 55,312.3杯	75,414	17	225	07	ぶり470本　めじ8本　三白1,542本　いなだ650本　かます2杯6合

注　三白とは6～700匁のぶりのこと　　松井源七網帳簿より

漁民に知らしめたり、片貝漁組が製氷工場、貯氷庫を、豊海漁組が冷凍冷蔵庫を建設し、漁獲物の鮮度保持、魚価安定を目指した（一九三三年＝昭和八）。

特記すべきは一九三二年（昭和八）から一九三四年（昭和一〇）にかけて九十九里の揚繰網船団が東京湾に出漁したことである。

外房および九十九里の揚繰漁船は既に二〇トン型になっており、湾内のそれは一五トン以下の小

型で網も小さく、外海からの廻船団に対抗すべくもなかった。

まいわしの大漁が続き、漁獲されたいわしは千葉の寒川大橋際に水揚げされ、トラックで片貝、豊海の加工場に運ばれた。

元来、内湾のまいわしは胴が太く、沢山油のある魚体で〆粕に加工されたが、毎日頻繁に運搬されるので、車からこぼれたいわしで東金街道が滑って通行に困難を来たしたといわれる。

しかし、神奈川県漁船団が一方的に漁業保護区域を設定し、侵犯する他県船を拿捕して提訴することとなるや、新生丸の小高熹郎は進んでこの海域を侵し、千葉県の船団長として出廷した。そして該海域は協議の結果設定されたものでなく、神奈川県側が独断で定めたもので、千葉県側とすればこれに対抗して、千葉県水域での神奈川県側漁船、六人網とうたせ網について強硬手段に出ざるを得ないと発言したため、その後多少の曲折を経て問題解決となったが、外房、九十九里は一五トン以下ということとなり、片貝、豊海、白里は夏揚繰船で出漁と決った。

このころまで、揚繰網発祥の地、先進の地として優位を誇っていた九十九里浜の揚繰網漁業は、遠浅の砂浜が発展を阻害する因となって、良港を持つ他の漁船団に船も網もその規模を凌駕され、一般して後進の位に甘んじなければならなくなる。

程なくして、一九四一年（昭和一六）太平洋戦争に突入し、徴兵、徴用で若年漁民が激減し、加えて漁業資材、特に燃料油、漁網、ロープ、綿糸が不足し、統制が強化される一方、県内揚繰船団は五〇統に統合されることとなり、本町でも二ヶ統を一統に企業合同を行ない、終戦を迎えることとなるのである。

新加工技術の導入

前に昭和の豊漁期にはいわしの加工品が遠く国外へ輸出されたと述べたが、江戸後期に発生を見た五十集商人は、地曳網から揚繰網への漁法の転換後も着実に発展を遂げ、一九三二年（昭和七）度末には、片貝町の加工業者は一九〇名、被雇用者が三四九名に達したと前述『海の片貝』は誌しており、さらに同誌が「海水浴場新進の片貝はまだ知らずとも、鰯の片貝を知らぬ者は全国に一人もあるまい。」と豪語するほどの日本有数の産地にまで成長したのである。

発展した主因は、1、往時干鰯場として使われた白砂地に続く広大な芝地が、加工製造に最適の乾燥場になったこと。2、大正末からの所謂昭和の豊漁期に遭遇し、原料いわしが豊富に供給されたこと。3、昭和初期の不況時代にあって、加工場が老若の女子に雇用の場（手間取りといって出来高払いであった）を提供したので豊富な労働力があったこと等が挙げられる。

そして注目しなければならないのは、加工業者が設備の近代化を怠らず、常に高次の加工製品の導入に意欲を注いでいたことである。

江戸期からの干鰯・〆粕・目刺・丸干などにつづいて、明治に入ると煮干が新しい加工製品として登場して来る。

背黒（かたくちいわし）の小さいものを煮てつくるこの製法が、いつのころ、どこから導入されたものか定かではないが、明治期から北海道産のにしん製品に押された結果ともいえなくはない。

一九一一年（明治四四）四月に調査された『九十九里浦片貝村揚繰網漁業調査、松井源七講話』に煮干の製法について記載があるので、この頃には当地方の主力製品にまで成長していたと考えられる。

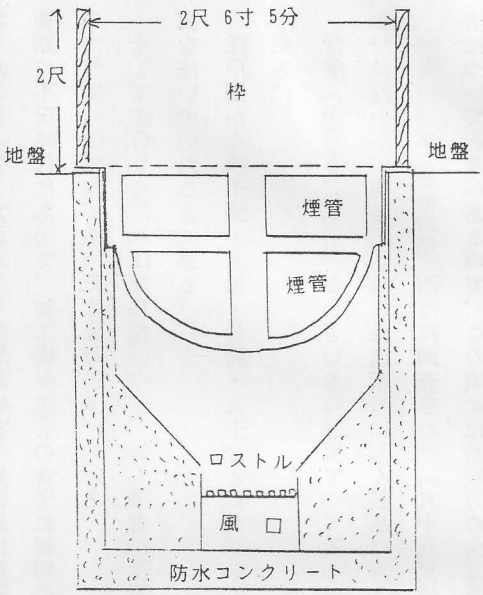

図132　四管式改良釜略図

古川光美作図　田村写図

「　煮干方法

煮干ニスルハ主トシテ背黒鰯ニシテ洗ヒテ籠ニ入レ置キ、一方ニテハ釜ニ水ヲ入レ、之ニ海水ヨリ稍カラキ位ニ塩ヲ混ジ、沸騰セシメ之ニ籠共鰯ヲ入レテ煮沸ス、若シ此ノ時煮過グストキハ尾部破レ、生煮ニテモ亦不佳ナル点起リ来タル故ニ適当ナルヲ見ザルベカラズ。此ノ適当ナル時ハ経験上ヨリ来タルモノナレバ筆ニ書シ難シ。」

明治より一九二四年（大正一三）頃迄は煮干釜は丸い平釜で、丸くうすい平籠に洗いいわしを入れて煮る。一時間ほど籠のまま乾かしてから干座（縦四尺、横二尺五寸くらい）に移して乾す。ついで莚にはたき手入れをして二日～三日で乾し上がった。

大原の方では前記の干座の三分の一ほどの半座を用い、釜もこれに合わせて角釜を用いるようになった。

その後、細屋敷納屋の古川光美が干座に洗ったいわしを載せ、角釜に滑車（セビ）を使って一〇枚ずつ一度に煮る方法に改良し、続いて釜、竈をさらに大型にし、二〇枚を一度に煮るものが出現した。筆者も豊海の小栗山長十郎の工場で実際に体験したことがある。

つぎに図132のような四管式改良釜と竈が古川光美によって考案された。

従来のものの熱効率が三〇～四〇パーセントであるにくらべ、これは五〇パーセントにも昇り、数次にわたる試験により、沸騰させるに要する時間を二八分に短縮させ、熱効率も六三パーセントに高めることができた。

古川は進取の気慨に溢れ、この改良釜のほか、種々の改良、改善を行って業界の発展に寄与した。

さて、現在いわし加工品の主座を占めるみりん干である。

一九一九年（大正八）には、東都のデパート食料品部や著名な食料品専門店（例えば銀座の菊屋のごとき）に門司、下関、富山方面から小魚のみりん干が入荷し販売されていた。

いわし製品もあったが、現在のように連結干でなく一尾干であった。

中村城の『九十九里町誌』には、

「一九二二年（大正一一）八月頃、県水産会の主催で県立那古水産試験場で末広干の講習に中村城が参加し、同年一二月に山武水産会主催の普及講習会が本町で行われた。」

とある。

当時筆者は日本橋魚市場の対岸、元四日市町で海産物問屋を営む叔父の網七商店におり、同年三月一〇日上野公園で開催された「平和記念東京大博覧会」に越中方面から縦横とも同寸法の連結した末広干がリンゴ箱に入れられて出品されているのを見た。

九十九里地方で連結干が取り入れられたのはその後間もなくであったと記憶している。

女工たちの作業熟達のため競技会を催して一等の賞品に銘仙の反物をつけたり、苦心を重ねた。

表137　末広鰯の生産額調

年	数　量	金　額
(1933) 昭和 8	420,000〆	378,000円
9	480,000〆	418,000円
10	480,000〆	624,000円

片貝漁協資料　田村作表

表137は一九三三年（昭和八）から一九三五年（昭和一〇）までのみりん干の生産額である。

（宮崎茂一郎）

参考文献

中村　城　九十九里町誌　昭和一〇年
片貝町　海の片貝
豊海村漁業組合　昭和三年事業報告
松井　源七　九十九里浦片貝村揚繰網漁業調査　明治四四年四月

第一五節　九十九里漁港築港計画とその変遷

漁船の大型化と遠浅砂浜海岸

いわしの九十九里か、九十九里のいわしかと全国に謳われた九十九里浦のいわしの豊凶はわが国の農産物の生産に大きな影響を与えてきた。

片貝漁港は雄大な九十九里浜のほぼ中央、作田川の河口に位置し、沿岸沖合漁業の根拠地となっている。

九十九里浜の海岸は、外洋砂浜海岸の特色を示しており、砂浜は砂丘を横たえ、海は遠浅である。

その勾配は、全体的には一、〇〇〇分の五乃至六程度で、南に行くにつれて多少急になり、汀線付近では一〇〇分の一程度である。汀線より二〇〇メートル位沖合に沿岸洲があり、その水深は一・二乃至一・五メ

ートルで、春夏および台風後には位置や大きさが常に変化している。

この海岸一帯は風浪および台風時の高波によって漂砂が激しく移動し、一夜にして河口が埋まり、海底が浅くなることがある。

この主因をなすものは風で、一〇月より翌年五月頃にかけて始め北西、後北北西の季節風が卓越し、五、六月には南東の季節風に変り、夏は南東の風が多く、秋は再び北東に変わる性質があり、年間を通じ気象的変化をもたらす。

最大波高は秋の台風時に起り、その高さは四、五メートルと推定される。前述のような自然状況により漂砂の移動が激しく、海底の地質は極めて細かい砂であり、この砂浜の汀線は常に前進後退を繰り返し、若干ずつ前進している前進海岸である。

沖は日本海溝に落ち込んでいるので、いわし、あじ等の好漁場である。典型的な遠浅海岸で地曳網には好条件であった。

本町は日本の三大漁場の一に数えられる好漁場を有し、大消費地東京都にも至近の距離にあって誠に立地条件に恵まれているものの漁業生産の基地である漁港がない。

筆者も一漁師の子として作田川畔で生を享けたが、遠浅の砂浜には漁港はできないものと年少の頃から教えられ、信じてきた。

しかし、戦後、揚繰網漁船は大型化の方向を辿り、九十九里でもそれに対抗するように冬は網船二〇トン、六〇馬力、夏は一五トン、三五馬力と次第に大型化してきた。

寒中遅く帰った船を砂浜に揚げる懸け声、朝、鶏の声と共に起き、霜や薄氷を踏みながら裸で船を押し出す女、子供、老人達の姿、それらの姿が今でも私の脳裡を離れない。

船の大型化につれて、砂丘に小屋を建て、焼玉エンジンを据えてワイヤロープをウインチで捲いて漁船を引き揚げるようになる。作業中このワイヤに撥ねられたり、巻き込まれて死傷者が出る事故も度々あった。

漁港のある銚子、大原では、朝波があって時化ていても、凪いでくれば出漁し、九十九里浜沖合の漁場でいわしを満載して大漁旗をはためかせながら帰港する景を年に数度は見せつけられ、無念の涙を流したものである。

漁港を持たない九十九里の揚繰網漁業は到底太刀打ちできず、格差は拡大するばかりである。是非とも漁港が欲しい。最近の進歩した土木技術をもってすれば、漁港ができるのではないか。死活問題に直面して深刻にこれを考えるようになったのである。

漁港修築運動の展開

地元でこのように漁港建設の気運が盛り上がってきたとき、たまたま県土木部河港課の外郭団体として千葉県漁港協会の設立が具体化し、その発起人会を結成するため県土木部の島村信と千倉の小谷三之助が片貝町漁業会を訪れた。会長の酒井市作に「漁港のない片貝に発起人を依頼することは心苦しいが、県の漁港協会を設立するに当って片貝を除く訳けにはいかないので、是非参加して欲しい。」と懇請した。どう返答するか、筆者が注目していると、即座に「私の方には漁港はないが、ほかの漁港でお世話になるので参加しましょう。」と快諾したのである。

これを出発点として漁港修築運動が展開されて行くのであるが、読者の便を図って年表にまとめ、重要な

問題についてはそのところで詳しく解説していきたい。

表138　漁港修築促進の経過　　年表　宮崎茂一郎編

西暦	年	月	日	記事
一九四七	昭和二二	四		千葉市において千葉県漁港協会発起人会開催
〃	〃	七		千葉県漁港協会設立　会長小谷三之助　理事酒井市作
一九四八	〃 二三	四		米軍高射砲実弾射撃演習場として真亀海岸接収　土日曜以外は危険区域二二、〇〇〇ヤードに拡大、漁業に大なる影響を与える
〃	〃 〃	五	八	社団法人全国漁港協会設立
一九四九	〃 二四	五		上野精養軒で第一回全国漁港大会開催、昭和二五年度漁港予算の大幅増額、漁港機能施設に対する国庫負担率の引き上げ等満場一致採択　関係方面へ陳情
一九五一	〃 二六	八	二	宮城県塩釜市で第三回全国漁港大会開催　片貝漁協より宮崎参加　米軍演習被害を緩和するため片貝漁港早期設置を要請
〃	〃 〃	九	二一	千葉市において第一回千葉県漁港大会開催　昭和二七年度漁港予算大幅増額のほか片貝漁港設置についての要望書提出　満場一致で採択

要望書

九十九里浜は古来より鰯の三大漁場として名高く、遠浅の砂浜海岸であるが、揚繰網漁業が盛んで小型延網漁業その他の雑漁船も多く、沿岸の人達はほとんどが漁業で生計をたてている。九十九里は波が荒く、北に五四キロメートルに銚子漁港、南三五キロメートルに大原漁港があるが、出漁中急に時化ると避難するにも漁港がない。船が大型化し、漁船を寒中でも裸体で砂丘に曳き揚げ曳き降し、多くの人力を必要とし、現在では砂丘に小屋を建て、焼玉二五馬力を据付け、ウインチにワイヤーロープ七分径長さ三〇〇メートルを使用し曳き揚げているが、機動性を欠き、漁港のある処とは漁獲の格差が大きく、又作業中ワイヤーロープに跳ねられ又は巻き込まれ、死傷するものが跡を絶たない。

漁民も困窮するものが多く、何とぞ一日も早く九十九里浜の中心である片貝に漁港を設置されるよう本大会に提案し、

採択されるよう強く要望する。

昭和二六年九月二一日

千葉県山武郡片貝町片貝六九〇三ノ一
片貝町漁業協同組合長　酒井市作　印
千葉県山武郡片貝町片貝四〇九九
片貝町長　鈴木五平次　印

千葉県漁港協会長　小谷三之助殿

一九五二	昭和二七	七		地元の強い要望で県漁港協会は、片貝漁港設置の可能性検診全国漁港協会に要請、鮫島、岡部両博士、小田賢郎、水産庁漁港部太田技官が県漁港協会島村主事の案内で来町、検診の結果、作田川河口に漁港建設は可能であるとの結論を得る
〃	〃	一一		勝浦において第二回千葉県漁港大会開催、片貝漁港早期設置を提案、満場一致採択され、実行委員に酒井市作が選任される　中央関係官庁、国会議員、知事県議会議長に陳情　毎年行われる全国、関東東海地区、県の漁港大会に片貝漁港の早期実現を叫び続けた
一九五三	〃	二八	五	県河港課から木村、清水両技師、県漁港協会副会長篠崎長次、島村主事の案内で片貝漁港検診のため来町
〃	〃	〃	六	片貝小学校講堂において片貝漁港修築促進期成同盟設立準備世話人会開催
〃	〃	〃	二二	農林省告示第四二四号により片貝漁港が第二種漁港として指定さる
一九五四	〃	二九	六	片貝小学校講堂において片貝漁港修築促進期成同盟創立総会開催、町長鈴木五平次会長に就任
〃	〃	〃	一一	銚子市において第四回千葉県漁港大会開催、第二次漁港整備計画の急速樹立、片貝漁協外一三組合共同提案の片貝漁港早期着工の件満場一致採択、宮崎出席　片貝漁港管理者指定　名称片貝漁港、種別第二種、所在地山武郡片貝町、漁港管理者片貝町　田中豊、片岡伊三郎両代議士の紹介で片貝漁港早期着工を国会に片貝町、片貝漁協共同請願、採択される、酒井市作、宮崎出席
一九五五	〃	三〇	三	
〃	〃	〃	一五	片貝町、豊海町、鳴浜村作田の合併により九十九里町誕生、片貝漁港修築促進期成同盟を九十九里漁港修築促進委員会と名称変更、鈴木五平次委員長となる漁港
〃	〃	〃	三一	

〃	〃	〃		正式名称は片貝漁港
〃	〃	〃		第二二特別国会で片貝漁港が改正漁港整備計画に編入される
〃	〃	六		漁港管理者が九十九里町となる
〃	〃	九		町議会に漁港修築促進特別委員会設置、委員七名　初代委員長梅沢好春　任期中死亡のため後任山本政市
〃	〃	一二		山口町長ほか関係者、県知事、県議会議長、土木部長、河港課長に早期着工を陳情、さらに上京して第三区選出国会議員、水産庁長官に陳情、林真治漁港部長に「片貝に漁港を造るのかね」と鼻であしらわれる
一九五六	〃 三一	一 一二		友納副知事、漁港用地調査のため来町
〃	〃 〃	一一 一四		片貝漁港調査事務所を酒井丸作業場北側に建設することに決定
一九五七	〃 三三	三 二		役場二階会議室で片貝漁港建設協議会開催、友納副知事、山口町長、水産庁漁港関係者、特別調達庁、町議長、漁港特別委員長、漁協代表、漁業対策委員長、漁港促進委員長等参集、①工事費二五〇、〇〇〇円②事業主体　千葉県③第二種漁港としての補助率④地元負担金は米軍高射砲射撃による海上損失補償漸減方式による
〃	〃 〃	五 八		米軍射撃演習中止となり三月二日の決定事項は失効
〃	〃 〃			愛知県赤羽根漁港視察

千葉県土木部の奨めで、砂浜漁港であり、鮫島博士の設計である愛知県赤羽根漁港を視察するため、山口町長、鈴木委員長、酒井漁協組合長以下漁港修築促進委員のメンバーがバスで現地へ向ったが、午後八時過ぎ豊川稲荷に到着、宿坊で冷えた夕食をたべ、寝具が少いため一つ夜具に二人づつ寝たことを思い出す。

翌朝午前五時に起床して朝護摩を焚き、漁港の早期着工を祈願、朝食後、バスで赤羽根漁港に着く。主任技師の説明によれば、地元には二、三トンのしらす曳漁船があるだけだが、三河湾には三〇トン型の底曳漁船が多く、赤羽根沖で操業中、突然時化た場合避難港がないので赤羽根漁港が修築されることになったとい

う。

波が荒く幅七メートル、長さ一メートルの防波堤ブロック（一個一〇〇万円）が暴風雨時の高波に基部を洗われ倒壊してしまうので、これに替る工法を検討中とのことである。

着工して程経ていないようだが、九十九里のような遠浅ではない。昨夜豊川稲荷の住職から「赤羽根漁港は第二種で着工したが、地元負担が多く難渋した。途中第四種漁港への変更が成功した。」と聞かされ、その運動の詳細については記述を控えざるを得ないが、片貝漁港修築に大きなヒントを得たと筆者は考え、財政規模の貧弱な九十九里町もこの方法は必ず採られるであろうと、将来のため深く心に留めた。

一九五七	昭和三二	九		第三区選出国会議員、水産庁、県庁に対し米軍高射砲演習中止後の漁港修築につき、県の考え方、水産庁の熱意を喚起するため強力に陳情
一九五八	〃	三三	二	二二	衆議院議員選挙森清候補者応援の為、河野一郎経企庁長官来町

衆議院議員選挙の時であった。森清候補者の応援に今を時めく経企庁長官の河野一郎が東金、松尾方面を来訪するとの情報があり、桜井助役が九十九里町に来てくれなければ森清の支援はしないと強引に口説き落して河野長官を片貝小学校講堂に迎えることに成功し、立錐の余地ない程聴衆を集めた。

終了後、二五分間と時間を限られたが、片小の職員室で伊藤町長・鈴木委員長・酒井漁協組合長から陳情、河野は農林大臣を長く勤められた政界の実力者で、漁船のトン数、利用隻数、水産加工場等について質問があり、予めこの事あるを察した筆者は用意の資料をもとに答弁する一幕があった。

河野大臣は鈴木五平次委員長に「おじさん、私の頼みに応じて呉れれば、必ず漁港は出来るよ。」といわ

れて松尾に向われたのである。

地元では約束を果すべく鋭意努力し、三月上旬、指定の日時に有楽町第一ホテルの春秋会事務所へ町長・助役・漁協組合長・特別委員・促進委員の人々が出向いた。当時大阪出張中の河野一郎は飛行機で帰り、時間正確に姿を現した。必ず実行するとの心強い回答を土産に帰途につく。かつて水産庁の林漁港部長にあしらわれたことを思い浮べ、これで大丈夫と胸を張ったのが実感であった。

一九五八	昭和三三	四	二四		伊藤町長、役場に揚繰網業者、水夫代表の参集を求め地元負担金の捻出について協議
〃	〃	〃	〃		
〃	〃	四	二五		水産庁漁港部瀬尾次長、現地視察に来町
〃	〃	四	二九		柴田知事漁港修築について来町
〃	〃	七	二		水産庁長官来町、漁港修築工事着工の見透し明るく、ご利益現れる　伊藤町長、柴田知事と協議
〃	〃	七	三〇		千葉県、九十九里町主催で片貝漁港修築促進委員会創立総会を開催、来賓として三区選出衆議院議員、県選出参議院議員、漁港協会役員、県議会議員、山武郡内市町村長、会員として鴨川から銚子に至る沿岸市町村長、議会議長、漁協組合長参集、規約、事業計画決定後、会長に柴田等知事、副会長に伊藤博愛九十九里町長就任　この委員会の意図は①片貝漁港の早期完成②九十九里沖で操業する漁船の片貝漁港利用を見越しての応分の負担依頼③漁港の完成は山武郡市町村の繁栄につながるので郡内からの応援の要請などである
一九五九	〃	一	二二		友納副知事の尽力により掃海費補償金より五、〇〇〇万円の寄附決定、漁港工事地元負担金の調達に光明を与えた
〃	三四				
〃	〃	四	二三		片貝漁港修築促進に尽力された桜井熊雄、市原正利、県議会議員に当選
〃	〃	八	二七		友納副知事片貝漁港修築打ち合わせに来町
〃	〃	八	二七		宮沢副知事、下鳥土木部長、片貝漁港視察に来町
〃	〃	一〇	六		片貝漁港北防波堤基部一〇〇メートル、県単事業として大滝工務店落札、着工
〃	〃	一一			漁港船溜用地交渉

表139の1　昭和35年度決算報告書　九十九漁港修築促進完成後援会

収入			支出		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
会費	3,447,940	あぐり 2,100,000	寄付金	3,000,000	8/25 2,000,000
		加工 629,440			1/31 1,000,000
		商工 588,400	未収金	210,627	加工 139,277
		雑漁 48,300			商工 50,050
		町関係 81,800			雑漁 21,300
雑収入	9,193	法人納貯山武支部			
計	3,457,133		計	3,210,627	

差引次年度繰越246,506円　片貝漁協預金205,106円　豊海漁協預金41,400円

監査の結果上記の通り相違ないことを認証する。

昭和36年2月11日

監事　鈴木九一

〃　行木和夫

漁港船溜り用地買収について町の依頼をうけ、地主を小関納屋消防庫二階に参集願い、筆者が内容説明に当り、協力方を要請したが、地主の承諾がないのに漁港建設が進むのは何事だと矢面に立たされる。

このままでは九十九里の漁業は衰滅してしまう、町だけの力ではなにもできない、漁港法による認可をうけ、国、県から工事費の補助力の額を確認しなければ、町の方針が決まらないので遅れたので、承諾して欲しいと懇願し解散した。ついで一一月一〇日に片貝漁港用地委員会を結成、中村区長を委員長に選び、同月二七日、町の用意したバスで地主達を小田原、平塚両漁港を見学させ船溜り造成の際の家屋移転、土地提供の実例を眼のあたりにさせた。

さて価格について県は坪当五〇〇円なので町は後援会寄附金の中から坪一〇〇円を上積みしたが、漁港が実現すれば残余の地価は上昇するから酒井市作の案で坪一、〇〇〇円で纏めようと桜井町長に申し入れ、そ

れで妥結を見るに至った。換地希望には東京の猪田別荘地を購入しこれを充てたが、用地買収、物件移転には苦労が多かった。

一三六〇	昭和三五	三	一一	片貝小学校講堂において、漁業者、水産加工業者、漁業労務者代表、商工会員議会議員、その他有志の参集のもと九十九里漁港修築促進完成後援会創立総会を開催、規約、事業計画を議決、片貝漁協組合長酒井市作が会長に就任、会の目的は地元負担金の不足補塡

表139の2　昭和35年度九十九里漁港修築促進完成後援会事業計画書

片貝漁港修築工事		
1．公共事業費円		37,000,000円
①　負担区分	国	14,800,000円
	県	11,100,000円
	町	11,100,000円
	計	37,000,000円
2．県単独事業費		20,000,000円
①　負担区分	県	10,000,000円
	町	10,000,000円
	計	20,000,000円
3．総事業費		57,000,000円
	国	14,800,000円
	県	21,100,000円
	町	21,100,000円
	計	57,000,000円

上記工事計画に対し九十九里漁港修築促進完成後援会は最低限3,000,000円の後援会費を九十九里町当局に協力するものとする。

昭和36年2月16日提出

九十九里漁港修築促進完成後援会長　酒井　市作　印

表140　昭和36年度予算計画書

九十九里漁港修築促進完成後援会

収入				支出	
科目	金額	摘要		科目	金額
	円		円		
前年度繰越金	246,506	片貝漁協預金	205,106	寄付金	3,000,000円町へ
		豊海漁協預金	41,400		
会費	3,130,000	あぐり	2,000,000		
		加工	600,000		
		商工	400,000		
		雑漁	30,000	次年度繰越金	376,506円次年度へ
		町関係	100,000		
計　3,376,506円				計　3,376,506円	

昭和36年2月15日提出

九十九里漁港修築促進完成後援会長　酒井　市作

片貝漁港修築工事の着手

一九六〇	昭和三五	三	南条農林大臣漁港視察、防波堤一、〇〇〇メートル必要という
〃	〃	三	八	片貝漁港修築工事起工式

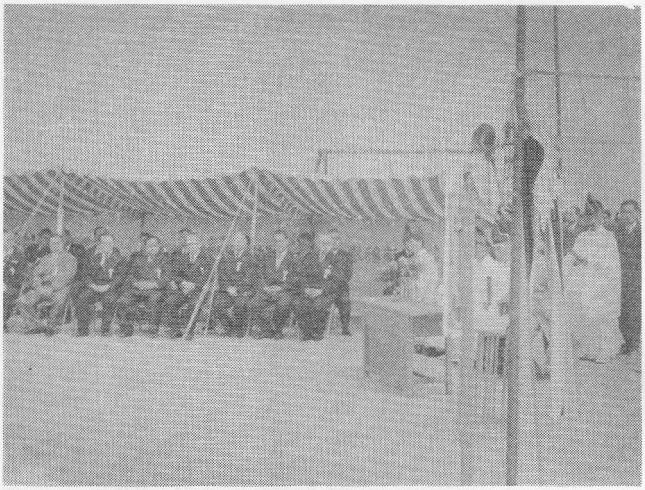

写50　片貝漁港起工式

宮崎撮影　昭35.3.29

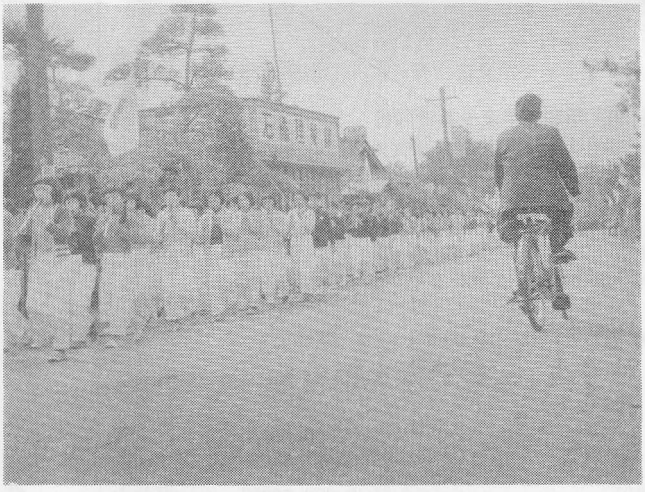

写51　片貝漁港起工式祝賀旗行列

宮崎撮影

入れが行われた。

町内各戸国旗掲出、花火打ち上げ、商工会のパレードに中学校鼓笛隊も参加し、片貝小学校講堂で盛大に祝賀式が行われた。

漁港事務所と北防波堤八五メートルの工事を大滝工務店が落札、着工した。

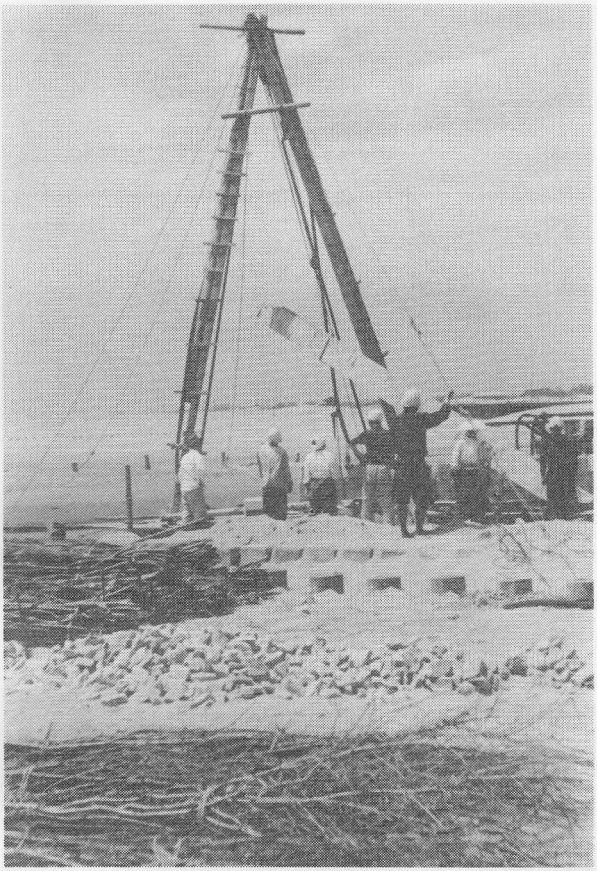

写52　北防波堤基部工事

宮崎撮影　昭34.5

漁港修築の運動が効を奏し、本年度から公共事業として国庫補助がつくことになったので、一九六〇年（昭和三五）三月二九日、船溜り入口南側において起工式を挙行、来賓および関係者多数出席のもと、柴田知事、桜井町長の鍬

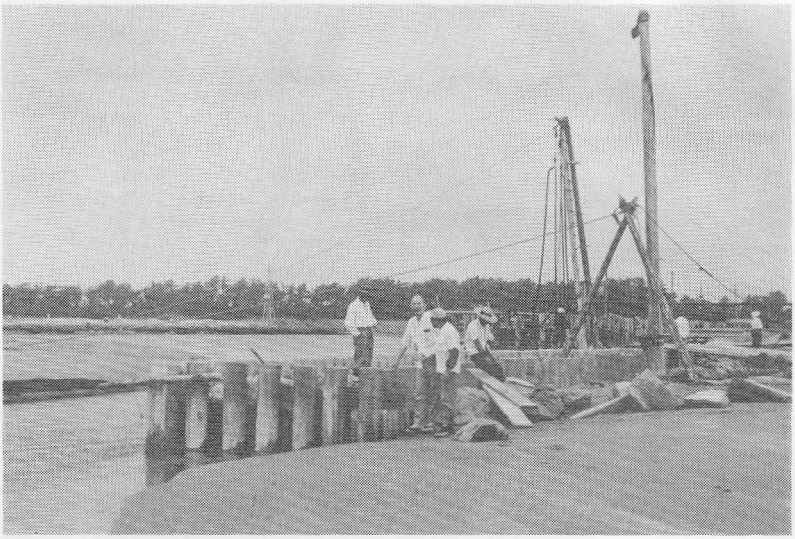

写53　昭和34年度県単独事業北防波堤工事　　宮崎撮影

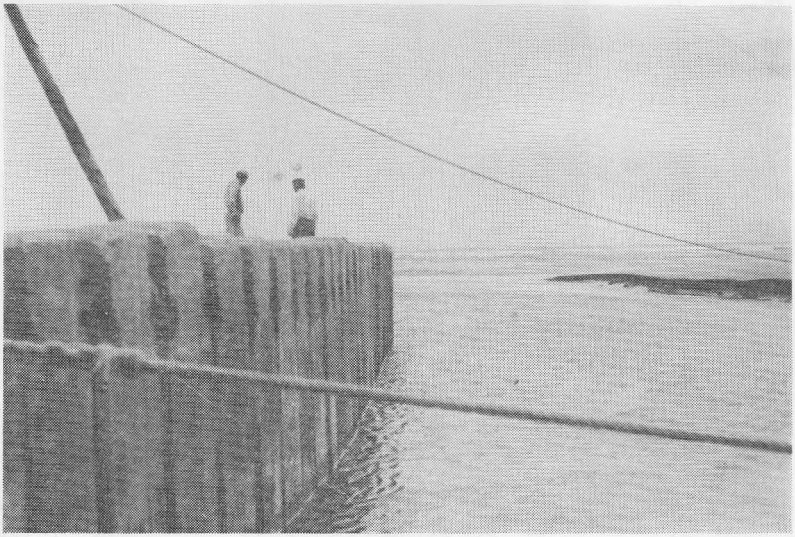

写54　北防波堤工事　　宮崎撮影　昭35.8

一九六〇	昭和三五	八	二	上京、水田大蔵大臣に片貝漁港の早期完成、工事費増額を陳情
〃	〃	九	一二	NHKテレビ番組「建設工事進む九十九里」に桜井町長、県河港課長対談、放映される
〃	〃	一一	二五	片貝小学校講堂において第一〇回千葉県漁港大会が盛大に開催される　昭和三六年度漁港予算大幅増額、国庫補助率増額、片貝漁港早期完成等を採択、閉会後片貝漁港工事現場視察、全員難工事に驚く
一九六一	〃	三		水産庁林真治漁港部長退職、後任瀬谷五一次長昇格
	〃	三六	九	県知事、水産庁長官、漁港部長、関係国会議員に第四種漁港に港種変更を陳情

着工はしたものの、第二種では地元負担の捻出が大変である。

当時第二種漁港の負担区分は、国四〇パーセント、県三〇パーセント、地元三〇パーセントであった。港種変更は今日陳情して明日叶えられるものではない。先ず県漁港協会の島村主事に当って見ると、「それは駄目だ。漁港法第六条をよく読みなさい。」といわれた。

第四種漁港は離島その他辺陬の地にあって漁場の開発又は漁船避難上必要なものとなっている。九十九里町の現状はどうか、東京から僅か八〇キロメートル、決して辺陬の地とはいえない。

これでは空の星を箒で払うようなものだとてんで相手にしてくれない。しかし、地元にも強力な言い分がある。九十九里浜の荒海に面し長汀六〇キロメートル、避難する場所がない。永年にわたる米軍の演習で物心両面に大きな被害を蒙っている。

正面では県庁、水産庁、着工まで尽力された国会議員にお願いするし、豊川稲荷参拝の折、会得した赤羽根流の運動方法を用いる時が来たのである。地元関係者はこれが成功しなければ漁港はできないと、必死で

陳情が繰り返された。

一九六一	昭和三六	二	二六	九十九里漁港修築促進委員長鈴木五平次死去に伴い桜井町長後任として就任
一九六二	〃　三七	三		加納久朗知事死去
〃	〃　〃	四	一三	木更津ホテルにおいて千葉県漁港協会長坂本庄三郎、漁港審議会委員（内閣諮問機関）就任祝賀会、桜井町長、宮崎出席
〃	〃　〃	七	二五	森代議士から港種変更について連絡あり

森清代議士より町長に朗報が入る。明七月二六日、千代田区平河町鰹鮪会館において第三八回漁港審議会が開催され、片貝漁港の港種変更の件が提案されるので上京するようにとのことである。

桜井町長はじめ漁港特別委員、促進委員の人達が、午前九時会館前に到着し、入室する各委員に陳情した。

当日の諮問事項は左記の通りであった。

一、諮問第七八号漁港指定内容の変更について

漁港法第五条第二項の規定により喜末漁港ほか六六港について別紙の事由により漁港指定内容を変更する（以下抜萃）。

千葉県片貝漁港　変更四種　現在二種

原案通り賛成、答申することに決定、出席委員、井出正孝・鮫島茂・小田賢郎・斎藤静修・井内光虎・川上善次・坂本庄三郎・奥田憲太郎・伊東正義九名全員出席、うち五名は片貝漁港をよく知っている方々であり、心強かった。森清代議士に会い礼をいい、河野一郎への伝言を依頼、第四種になると国庫補助が四〇パ

ーセントから七五パーセントになる。県内では片貝漁港のほか安房郡乙浜漁港だけである。町長の政治力と地元関係者の熱意が実を結んだもので、全員喜びのうちに帰途に就く。

一九六二	昭和三七	一一	八		県水産部長から片貝漁協組合長に第四種漁港指定の通知あり
一九六三	〃　三八	一	二八		片貝小学校講堂で第四種漁港指定報告会を開き、経過の報告、工事負担金軽減に努力することを確認、なお漂砂のための航路浚渫は県単独事業で行う、負担金は二分の一であるが負担軽減について知事、水産部長、漁港課長に陳情
〃	〃	二	一		県漁港協会役員会で酒井組合長の代理で出席した筆者が県単独事業補助率増額を提案、採択され坂本会長、役員一同、知事、水産部長に陳情
〃	〃	四			片貝漁港修築に尽力された友納武人、千葉県知事に当選
〃	〃	八	二		水産庁長官片貝漁港視察に来町、昭和三九年度漁港予算増額と早期完成を陳情
〃	〃	一〇	二〇		九十九里漁港修築完成促進後援会総会を片貝小学校講堂で開催、昭和三六年度までの決算報告、昭和三八年度以降については第四種漁港として県の補助率が大巾に増額するので会員の寄附金は一応中止し、未収金の徴収にとどめ、会は保存することに決定

昭和三十六年度寄付金入金状況

内訳		同　豊海分昭和三五年同三六年分内一金　一六万円也
九十九町商工会	一金　六一万六四一八円也	九十九里町議会議員　一金　七万六二二〇円也
揚繰網漁業者片貝分	一金一三〇万円也	九十九里町職員組合　一金　三万四五二五円也
同　豊海分	一金　六〇万円也	九十九里町長以下課長　一金　二万七二九六円也
水産加工組合片貝分	一金　五五万五一三六円也	小　計　一金三三六万九五九五円也

一九六四	昭和三九	一〇	一〇	沿岸漁業構造改善計画に片貝漁港荷捌施設が入り、鉄骨平屋建スレート葺五八三・二〇平方メートル、給排水、電気工事共が片貝漁協組合長小川吉次郎、豊海漁協組合長小栗山熊太郎発注で入札、九四五万円で東金市鈴木建設ＫＫが落札、二分の一国庫補助残額の八〇パーセントは長期低利融資
一九六三	〃　三八	一	二八	

一九六五	昭和四〇	一	三一	荷捌施設落成式挙行
〃	〃	二	八	知事、県水産部長、天野漁港課長に予算増額、地元負担経減、早期完成を陳情後上京して森代議士とともに水産庁長官、漁港部長、同課長に同様陳情
〃	〃	三	六	酒井市作より航路浚渫の依頼あり、町長に陳情
〃	〃	三	一六	小川組合長と現場調査度々航路が埋まるのは作田川の流量が少ないこと、防波堤ブロック透き間（防波堤は鋼管パイルを幅七メートルに打ち込み、アングルでバンドし、左右の鋼管が開かないようボルト締めし、その中へ一個六トンの角型ブロックを投入、自然沈下を待って上部をセメント打ちし平にしてあるので透き間が沢山できる）から沿岸流によって運ばれる漂砂が入ると筆者も小川組合長も考えたが、成家技師は異る意見で長く対立した
〃	〃	三	二九	航路の浚渫始まる
〃	〃	五	六	昭和四〇年度片貝漁港分公共事業五一、八六万円県単独事業二八七万円の内容説明に天野漁港課長、大山補佐、土木所長来町
〃	〃	五	一九	航路埋まり町役場へ連絡、浚渫工事終了後二ヶ月後である
〃	〃	五	三一	第三次漁港整備計画策定のため、水産庁係官、県漁港課長来町
〃	〃	七	一二	河野一郎代議士死去、築地本願寺で葬儀執行、桜井町長、古川議長、宮崎ほか多数参列　片貝漁港修築着工、港種変更に尽力された功績は大である
一九六六	〃四一	一	三一	知事、水産部長、漁港課長に昭和四一年度予算増額と浚渫を陳情、町長、議長宮崎

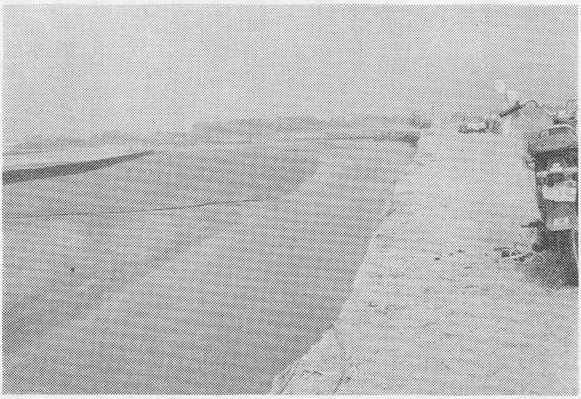

写55　航路に堆積する漂砂　北防波堤より　宮崎撮影

一九六六	昭和四一	二	二五	水産庁長官、瀬尾漁港部長に昭和四一年予算増額を陳情
〃	〃	三	六	水産庁長官、片貝漁港視察、予算増額と早期完成を訴える、同行の天野漁港課長に航路浚渫を依頼
〃	〃	三	二八	昭和四一年度片貝漁港公共事業予算七、〇三三万九千円、海岸保全四〇〇万円に決定、海岸保全事業は筆者が作田海岸高波対策として町に連絡、陳情した成果で地元負担はない
〃	〃	三	二九	漁港審議会委員六名、片貝漁港視察
〃	〃	四	二二	役場で漁港特別委員会開催、土木所長より昭和四一年度工事内容につき説明をうける、県単独事業に防波堤二〇〇メートルに延長を要望
〃	〃	四	二八	桜井町長、友納知事に航路維持の抜本策を陳情、善処方確約を得る
〃	〃	五	四	所長および町課長に、県が小型浚渫船を購入し直営で浚渫しなければ成果は挙がらないと要望
〃	〃	七	五	漁港特別委開催、土木所長、課長、大滝工務店、片貝豊海両漁協組合長を招き新五ヶ年計画の説明をうける、県に対して小型浚渫船を購入、直営掘鑿を進言
〃	〃	七	一七	水産庁瀬尾漁港部長、漁港視察、早期完成を陳情
〃	〃	八	二	森代議士、総理府長官に就任、町長以下上京祝意を表し、漁港早期完成に一層の協力を要請
〃	〃	八		漁港用地委員会を小関納屋公民館で開催、船溜り計画の縮少の意見あり、町長県と折衝することを約束
〃	〃	八	一二	漁港用地委員会開催、買収価格の低いこと、換え地要望について意見が出る　坪単価は一、〇〇〇円となる
〃	〃	九	一二	町長、議長、漁港特別委員長、片貝漁協組合長など出県、水産庁次長、根本漁港課長、知事公舎で知事にそれぞれ陳情、航路常時浚渫のため小型浚渫船購入の確約を得る
〃	〃	九	二四	片小講堂で森清総務長官就任祝賀式開催、終了後、漁港現場視察
〃	〃	九	二五	入港準備のため災害箇所内側の方塊除去、古タイヤを設置
〃	〃	一〇	一	正兼丸入港試験砂浜から筆者乗船入港成功、新聞記者撮影、正兼丸は五トン未満県議会、漁船の出入港視察に来町、正兼丸を使用、出港時二、三回浅瀬でつかえる　桜井町長、田村課長と今後の件打合せ
〃	〃	一二	一九	

一九六七	昭和四二			飛砂防止のため南防波堤南側白砂地に鬼芝六、六〇〇平方メートルの植栽終了
〃	〃	三	二三	県単事業で二分の一は地元負担、夏枯れに留意するよう町を通じ漁港課に進言
〃	〃	四	一八	友納知事来町、漁港早期完成陳情
〃	〃	六	六	友納知事の当選祝を兼ね、知事、川上副知事、水産部長、漁港課長に予算増額と早期完成を陳情
〃	〃	七	一七	根本漁港課長転任、大山四郎漁港課長に昇格、引継ぎの為来町、土木杉山課長転任昭和四二年度公共事業予算八、〇〇〇万円に決定
〃	〃	七	二六	水産庁瀬尾漁港部長、同柳沢建設課長、漁港視察に来町
				出県、副知事、水産部長、漁港課長に浚渫船購入を強力に陳情

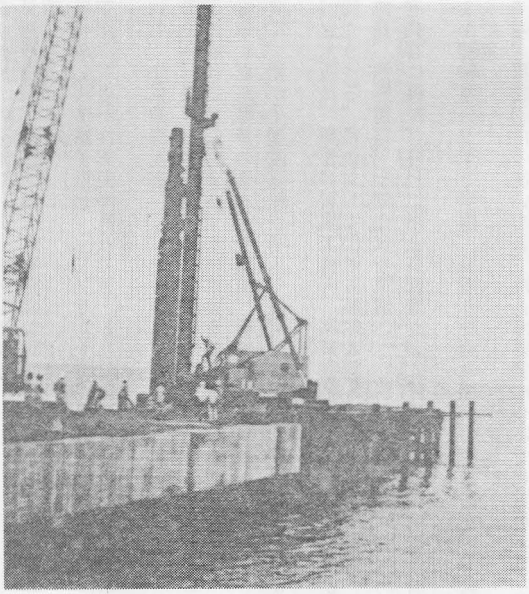

写56　北防波堤杭打作業　県漁港課撮影

〃	〃	九	一三	知事に浚渫船購入を陳情
〃	〃	九	一六	宮崎茂一郎、漁港特別委員長に選任される
〃	〃	九	二七	森清代議士来町、漁港早期完成を陳情
〃	〃	一一	二一	久宗水産庁長官、瀬尾漁港部長に昭和四三年度片貝漁港予算の増額と早期完成を陳情、久宗長官は若い時に片貝へ漁業の視察に来られ、筆者が背負って乗船させた覚えがあり、旧懐を温めた
一九六八	〃	四	二	漁港特別委員会開催、土木所長、町長、開発課長出席、県への陳情結果と宮崎から県が小型浚渫船を発注した件を報告

浚渫船購入の経緯

県は一九六五年（昭和四〇）度に公共事業で航路および泊地の浚渫（マイナス一・〇メートル、土量二〇、〇〇〇立方メートル）を実施したが、その後短時日の間に漂砂、飛砂のため、航路が埋没したので翌一九六六年（昭和四一）度において再び県単独事業をもって浚渫を実施した。

これは防波堤の延長が不十分なため起るもので、まず南北防波堤を早期に延長することが喫緊の課題となっているが、着工以来八か年を経過するに拘らず、遅々として進捗していない。漂砂による航路埋没が繰り返えされ、漁業者の期待に反する現状にあり、公共事業予算の大幅増額を実現して一日も早く目的達成するよう努力が必要である。

したがって両防波堤が完成し、漂砂流入の憂いが払拭されるまでは、航路維持のための浚渫は継続しなければならない。

県は小型の浚渫船を購入することとし、一九六七年（昭和四二）九月の県議会に提案、発注し、一九六八年（昭和四三）二月、完成した。

九十九里号について船名は友納知事命名

a）船　体

長さ	(L)	10.00m
幅	(B)	4.00m
深さ	(b)	1.20m
吃水	(d) カッター水平で	
	前部	0.80m
	後部	0.60m
	平均	0.70m

b）主機関

型式　ヤンマーディゼル

馬力　64PS

燃料　重油A

c）浚渫機関係

主ポンプ　口径　160㎜

浚渫能力　15.0㎥/時～30.0㎥/時

90.0㎥/日～180.0㎥/日

排送距離　100m～250m

浚渫深度　水面下　－ 5m

浚渫船の運営

a）直営施行の場合（年間20,000㎥）

人件費

賃　　金　50,000円×3×12ヶ月＝1,800,000円

保険料　1,800,000×0.06＝108,000円

小　　計　1,908,000円

運転費

燃料費（10ヶ月稼動）＝312,000円

消耗品費（潤滑油、雑品）＝94,000円

原材料費　＝40,000円

備品費　＝100,000円

小　　計　546,000円

維持費

修繕料　300,000円

消耗品費　30,000円

小　　計　330,000円

計　2,784,000円

$1.0㎥ \frac{2,784,000}{20,000} = 139円$

船の償却費（耐用年数10年）

$\frac{8,000,000（購入費）}{20,000㎥ \times 10年} = 40年$

故に1㎥当り　139円＋40＝179円

≒180円

b）請負施工の場合（20,000㎥）

浚渫

56円×20,000㎥＝1,120,000円

（運転標準掛り）

排砂管伏設等　200,000円

準備工（陸送費）京浜地区より　1,700,000円

諸経費　660,000円

船舶機械器具損料　1,500,000円

営繕損料　700,000円

計　5,250,000円

$1.0㎥当り \frac{5,250,000}{20,000} = 260円$

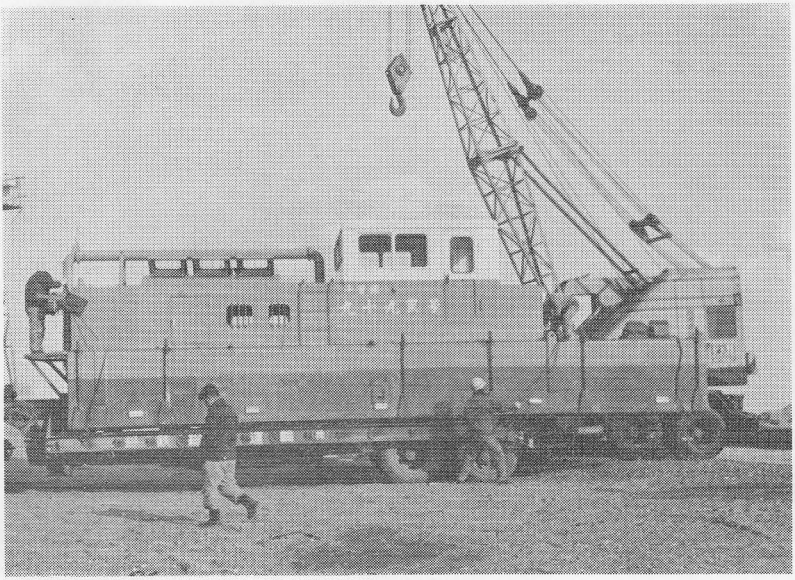

写57　浚渫船　九十九里号到着　　千葉県漁港課写す

請負工事に比較して一立方メートル当たり八〇円の経費節減と随時に浚渫し得ることが利点である。

県に浚渫船購入に踏み切らせたのは、地元関係者の熱意とこれに応えた知事の英断によるものである。

「四月一五日までの稼動状況を見ると、日量四〇立方メートルを超えており、計画を上回わる成績であった。現場の砂の粒径が〇・一ミリメートル程度と小さく、比重も低いためと考えられる。」と県漁港課太田国広は後に雑誌『漁港』で述べているが、この九十九里号と命名された浚渫船は陸上輸送によって一九六八年（昭和四三）二月二二日午後、現地に到着した。早速組立て三月七日に試運転が行われ、好結果を示した。

この九十九里号は当初飯岡、栗山川等の小漁

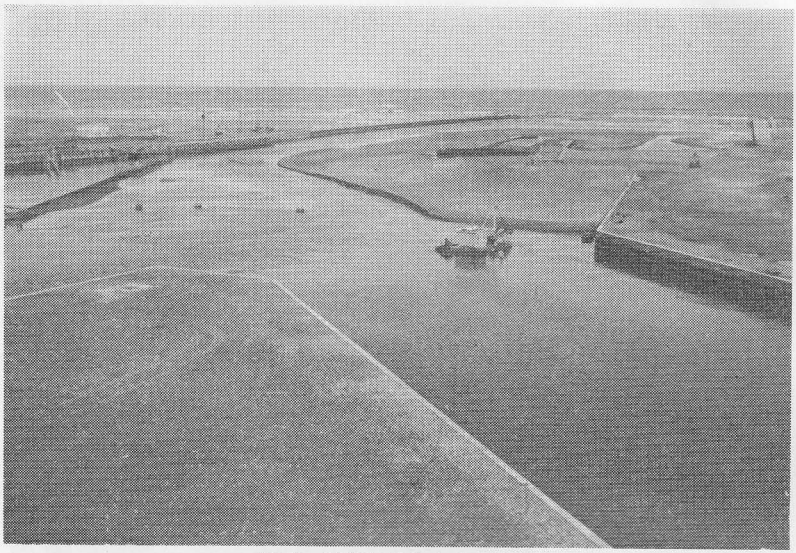

写58　漂砂に挑む九十九里号　　県漁港撮影

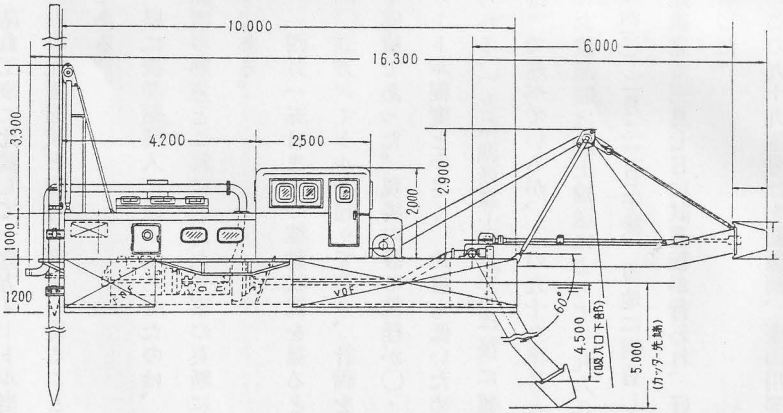

図133　九十九里号側面図　　県漁港課資料

港と併用する予定であったが、一〇〇万円を地元負担することを筆者が町に進言して、専用ということになったのである。この浚渫船の欠点は舷側が低いので小波の立つ箇所は不適、暴風雨時に浸水して消防車によって排水するケースが二度もあり、船溜りからせいぜい沖へ二〇〇メートル程度が限度であった。作業員が熟達するにつれ、能率が向上して、土砂はパイプにより南防波堤外に流出させた。

一九六八	昭和四三	五	一	昭和四三年度公共事業予算九、三〇〇万円決定
〃	〃	六	一	森本修水産庁長官に就任
〃	〃	六	三	町長、議長、漁港特別委員、揚操漁業者、出県、坂本漁港協会長とともに知事、水産部長、漁港課長に九十九里号（浚渫船）購入の礼を申し上げる、漂砂に悩まされているので、県単事業の地元負担率の軽減を陳情
〃	〃	六	九	森清代議士死去、片貝漁港修築の最大の功労者を失う
〃	〃	六	一三	故森代議士の勝浦市葬に、桜井町長以下多数参列、生前の厚恩を謝し漁港完成の決意を新たにする
〃	〃	一二	一九	漁港特別委開催、九十九里号が移動する際排砂管の移動が乗員二名で困難なので漁船乗組員に応援を求めるようにとの意見あり、県漁港課、昭和四四年度公共事業予算一二、四〇〇万円を要求
〃	〃	一二	二七	町長、宮崎ほか出県、知事、水産部長、漁港課長に漁港予算増額要請、上京して水産庁にも同様陳情する　是非明年は漁船を入港させたいと歓談
一九六九	〃	一	一九	第一、第二酒井丸入港に成功

一九六九年（昭和四四）一月一一日のことであった。筆者の四男で自動車修理工場を経営しているのが、飯岡漁港で故障している甲良丸のトラックを引き取りに行くというので、同乗した。工事中何回も見たことがあるが、漁港を使用しているのを見ていない。丁度いわしを水揚げしていた。岸壁もできていないので田圃（たんぼ）のような泥濘（でんねい）に鉄板を敷いて作業しており、そこから台地の道路に出るには坂に鉄板を敷いて登っている始

末である。筆者は酒井市作に前記の事を報告し、附け加えて片貝でも満潮に出て、満潮に入れば使えるのではないかに進言した。

翌朝南防波堤の工事を見に行くと、対岸で酒井丸の船主が細いロープに分銅をつけて水深を測っている。入港実験をやる気だなと感じた。片貝漁港には岸壁も、荷捌所も道路も立派にできている。水揚には困らない。

入港が実現すれば五十集屋も飯岡、銚子まで買いに行かなくても済む。

一月一九日午後一時二〇分ごろ、新船長栄丸の小栗山英吉が筆者に「今無線で第一、第二酒井丸が入港すると知らせてきた。早くこの車に乗れ。」といわれ、南防波堤まで行く。

この日は漁模様が悪く早く操業終了して港口に漁船群が集結していた。

沖では仲間の漁船が果して無事入港できるかどうか見まもっているし、陸ではいさば屋など大勢の関係者が固唾を飲んで見ている。

その中を第一、第二酒井丸が運搬船を従えて悠々と入港し、荷捌所前の岸壁に接岸したのである。

揚繰網漁船の入港は勿論初めてであり、沖で見ていた他の漁船も防波堤の人々も着工一〇年目にして初めて見ることができたこの光景に一同異口同音に万歳を叫んだのであった。

一九六九	昭和四四	二	四	県議会水産常任委一行片貝漁港視察、午後一時干潮に甲良丸一一トンに町長、議長、宮崎委員長、県議団、大山漁港課長乗船、一ヶ所浅い処があったものの無事入港、もう一息と浚渫の継続を陳情
〃	〃	二	八	大漁、片貝漁港へ初水揚げ、酒井丸、甲良丸、半三丸、義栄丸、丸金丸運搬船入

〃	〃	〃	五	七	港、夜に入り半三丸網船入港し、漁港周辺は活況を呈す　昭和四四年公共事業費一億三、〇〇〇万円と遂に大台を超す
〃	〃	〃	五	七	漁港修築促進委員会開催、県から大山漁港課長、村上同補佐、林土木所長、浅野課長、成家技師、町から桜井委員長ほか出席、第五次漁港整備計画の内容発表、片貝漁港五億九七〇万円、県負担率増加、待望の漁港利用が可能になり感謝に堪えず、県単事業で航路維持に留意されたいとの要望、四三年度事業の防砂堤が未だ着工せず、浚渫船の稼動をもっと増加するよう土木事務所の監督を要望、豊漁なので土木へのが風あたりが強い
〃	〃	〃	五	二七	名古屋市の愛知企業センターにおいて関東東海地区漁港大会開催、桜井町長、宮崎参加千葉県漁港協会ほか六県協会の共同提案である漁港関係事業予算の画期的増額の件が上程され、九十九里町が説明するよう筆者は度胸をきめて演壇に上り、責任を果すことができた　閉会後、赤羽根漁港を視察、一九五三年（昭和二八）九月着工、一五年の歳月と九億円の巨費を投じ、東防波堤三六〇メートル、西二二四メートル、中三・六メートル、護岸一三七メートルが完成しており、小砂利、荒砂を船溜りから浚渫していた、二トン位の無動力船が二隻入港していた、翌日、豊川稲荷に参詣、大願成就のお礼と早期完成を祈った
〃	〃	〃	七	一七	揚繰網船団三七隻出港、マイワシ大漁　南防波堤工事開始
〃	〃	〃	八	二一	マイワシ、背黒、ワカシ等大漁、運搬船が一度に五隻も入港、魚市場は戦場のよう、今後も漂砂に問題はあるが、未完成でも利用できると思う人は少く船が入れば逆立ちして街中を歩くと豪語する者もいた位である
〃	〃	〃	八	二六	背黒大漁

八月二六日は背黒いわしが大漁で、夜八時ごろまで水揚げが続いた。岸壁はあるが照明設備はなく、荷捌所も完成してから久しくなるので水道設備も壊されている。連絡用の通信施設もない。外灯のない暗闇なので盗難も起きた。この日は船の豆電灯で辛うじて作業が続けられていた。

これでは折角入港が実現したものの、水揚げもスムースにできない。誰かが心配して口火を切ると思っていたが、その様子もない。

結局筆者が町長に相談して、翌二七日午後一時から急遽漁港特別委員会を開くことになった。県・町・漁業者が参集し、待望の入港が実現したが、肝心の陸上施設は荷捌所のみで、航路標識もなく夜間の入港は危険で、その他の必要施設も不完全であるので、

一、北防波堤に電灯をつけ、航路内のシートパイルの残材は危険なので県が除去する。

二、荷捌施設、泊地周囲の照明、水道施設、通信施設は漁協で行い、電柱は町が有線電話の廃柱を提供する。

三、水産加工業運搬車の駐車位置を暫定的に指定すること。

となった。

九月八日、船主の集会があり、地元負担について質問があったので、出席していた筆者が港種別の国・県・地元の負担割合、これを市町村と漁協でどう負担しているか、他港の例を挙げて具体的に説明し、ついで水揚手数料率における地元船と他船との格差について実例を示し、完成まで相当の年月を要するので深い理解と協力を要望した。

若い船主の中には、漁師のためでなく町のために漁港を造ったのだと言う者があったのには驚いた。昔のように寒中裸で船を押し出していたら、浜で働く者はもう居なかったであろうに。

一九六九	昭和四四	九	一二

漁港現場に県議会水産常任委視察に来町　沼田水産部長、大山漁港課長、千鳴漁政課長随伴、地元から助役、宮崎漁港特別委員長、片貝豊海漁協組合長　県から片貝豊海両漁協の合併要請があり、工事経過、来年度の工事内容、第四次整備計画の説明、地元から入港実現の謝辞、大漁で海匝、長生の漁船も利用するので防砂堤防一〇〇メートル延長し、航路の充分な浚渫を要望

〃	〃	〃	〃	一〇	一三	役場で土木浅野課長、成家技師から県単事業の内容を聞く、荷捌所附近の舗装飛砂防止の芝植栽は北防波堤外側一万平方メートルである
〃	〃	〃	〃	一〇	二〇	県単事業の内容につき県庁で、知事、水産部長、漁港課長に会見、航路浚渫に二〇〇万円増額を要請、町長、宮崎、漁協関係者、荷捌所内の水道工事、電灯工事、航路内危険物除去実施中、程なく終了の見込
〃	〃	〃	〃	一一	一〇	時化、六〇隻入港、当初雑漁船の利用はないと考えられたが、むしろ多い
〃	〃	〃	〃	一一	一四	大漁
〃	〃	〃	一九七〇	一一	二六	ジャミ大漁、朝から晩まで揚げ通し、大漁節の文句のよう
〃	〃	〃	四五	一	一二	吉栄丸より航路が埋まったので浚渫を急ぐよう連絡あり、町長に伝言、防波堤の隙間から漂砂が入らぬよう昭和四六年度予算で行うと成家技師が漸く腰を上げる
〃	〃	〃	〃	一	一八	大滝工務店がドラグラインで浚渫開始
〃	〃	〃	〃	二	五	漁港修築促進委開催県から大山漁港課長、飯島補佐、山下南総開発局長、渡辺建設課長、成家技師出席、航路浚渫を能率的にする、土木事務所の監督強化、漁業者も口出しだけでなく労力の応援を、漂砂の侵入防止研究を積極的に行う等各方面への要望あり
〃	〃	〃	〃	二	二五	県漁港課長とともに水産庁長官、漁港部長、各課長に昭和四五年度予算増額、早期完成、漂砂の流入除去を陳情
〃	〃	〃	〃	二	二七	九十九里号乗員一名欠の補充まで、漁業者が交代で応援することになる、小川工務店の防砂堤シートパイル延長やっと始まる　干潮時に草覆で歩ける　ドラグラインで掘るしかない
〃	〃	〃	〃	三	一	田口参議院議員、熊谷衆議院議員外三名、瀬尾漁港部長の案内で来町、県からイワシが豊漁で利用が予想以上と報告、航路維持に努力しているが予算増額と早期完成を陳情　浚渫船欠員補充見通しつく
〃	〃	〃	〃	五	四	片貝漁港公共事業予算一億四〇〇万円に決定、飯岡漁港は一、二〇〇万円かけシートパイルを打ち二〇〇馬力の浚渫船で一ヶ月やったがすぐ埋ったとのこと、砂浜漁港の宿命か
〃	〃	〃	〃	八	一九	県議会常任委、漁港視察に来町、早期完成と航路維持を陳情　本日大イワシ大漁、一杯六、〇〇〇円干潮で荷捌所岸壁に接岸できず、北防波堤に水揚げ
〃	〃	〃	〃	八	三〇	九十九里号、今日も休み、土木はなにをしているのか、ドラグライン(請負工事)で浚渫開始

一九七〇	昭和四五	一〇	一三		県水産常任委、沼田水産部長、大山漁港課長の案内で漁港視察、波少々あるもジャミ、中アジ、甲良丸は大イワシのきっそろい　町長から防砂堤防の効果と航路維持の工事を急ぎ干潮時でも入港できるよう、なお土木事務所の監督強化を依頼
〃	〃	〃	〃		港湾コンサルタント、成家技師現場にくる　助役、宮崎、両組合長立合、大滝工務店の浚渫が終了したとしているが、干潮には船をブルトーザで揚げ下ろしているのは工事が完全に終っていない証拠で一六〇万円捨てたと同然、知事へ陳情すると迫ると継続して行うという、全く油断できない　筆者は毎日見ているのだ
〃	〃	一〇	二三		浚渫の件で成家技師と激論、水中工事だから判らないと思うだろうが、干潮でも入港できるよう工事させたのに一歩も進んでいない　役人と争うのは得策ではないと思うが筆者は毎日見ていて、彼は現場にたまにくるだけだ、この大漁に浚渫船の休みが多すぎると迫った
〃	〃	一一	七		漁港協会長林真治の案内で漁港審議会委員が視察、ぼつぼつ運搬船がジャミを運んでくる　林会長の顔を見て、この前水産庁で軽く見られた事を思い出す、頑張らなければいけない
〃	〃	一一	六		浚渫と豪雨で作田川の流量が増加、干潮でも入出港でき、地元船のほか九十九里一帯の漁船入港し、船溜りは満杯
〃	〃	一二	六		ジャミ大漁、吉栄丸三〇〇杯位、一杯四、〇〇〇円、入出港可能
〃	〃	一二	二六		水産庁で計画課長、建設課長に利用状況を報告、謝意を表し、漁港部長に航路維持と漂砂流入防止の研究依頼
一九七一	昭和四六	一	一二		また航路が埋まり、干潮には網船入れず、町へ航路の浚渫を急ぐよう連絡
〃	〃	一	一八		北防波堤の上から浚渫開始
〃	〃	一	一九		大波で折角揚げた砂が航路に流れ込む、土砂を処置しなかった人災である
〃	〃	一	二五		漁港修築促進委開催、県から大山課長、山下局長、建設課長、成家技師出席浚渫船の稼動を増せ、ドラグラインを入れる、浚渫船を三倍能力のものに替えて少々波のある処でも操業できるようにする、ドラグラインで揚げた砂は早く仕末するなど、激論百出
〃	〃	四	二		漁港事務所に瀬尾漁港部長、県山下局長、大山課長同伴来町、第五次漁港整備計画と長期計画について協議、水深四メートルまで防波堤を出すに四億円、五メートルまで延長には五億八、〇〇〇万円必要、四八年度で大量に浚渫しようという話、昭和四六年度公共事業予算一億九、六〇〇万円
〃	〃	四	八		森代議士漁港視察、早期完成を陳情

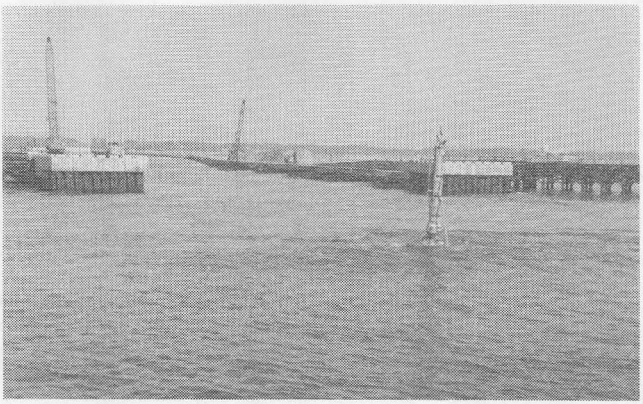

写59　防波堤と離岸堤間水中ブルドーザ作業状況
小松建設ＫＫ撮影

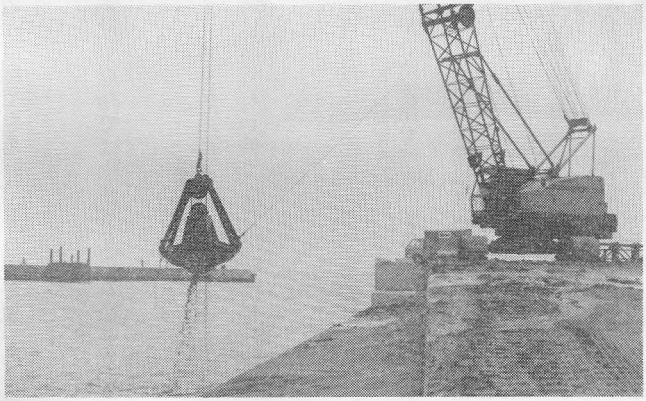

写60　ドラグラインの作業
南防波堤　県漁港課撮影　昭46.10.15

〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	
五	四	
一七	二一	
水中ブル到着、作業開始	とのこと 中ブルで好成績をあげている、それを使用するが修理点検のため二、三日遅れる 方メートルを二〇日間で掘る、二、三日中に着工する、飯岡漁港で若松築港が水 役場に航路浚渫の件で関係者参集、成家技師と若松築港の社員が一二、〇〇〇立	

水中ブルドーザが作業を始める。リモコンで陸上から操作はできるが、アームが短いので掘った土砂を防波堤の外側に捨てられない。

筆者も小栗山熊太郎と終日これを見ていたが、工事監督もこれでは駄目だとその晩早くもドラグラインと大型ユンボを輸送してきた。

翌日から休みなしで掘り進み、場所によってはブルドーザを航路に入れて土砂を押し上げ、その仕事振りは見事であった。次の日には北防波堤の外に揚げた土砂をブルドーザ二台で均らしている。大滝工務店もこの仕事振りを見習って欲しいものである。

成家技師も度々の苦言が効いたようで、また筆者の性格も飲み込んだようである。

一三七一	昭和四六	六	一	若松築港も九十九里号も熱心に浚渫を続行　酒井丸、吉栄丸、新船長栄丸　イワシ、イナダあり、網船も入港
〃	〃	六	二	漁港特別委開催、県大山課長、南総開発局成家技師、町長、関発課長、宮崎外全委員出席、昭和四六年は南北防波堤延長、各一〇四メートル、漂砂研究一、〇〇〇万円、県単事業は一、九五〇万円、昭和四七年度には公共事業三億円を要求したいとのこと
〃	〃	六	三	焼津市民センターで関東東海地区漁港大会開催、町長、宮崎出席、焼津、小川両漁港視察、翌日用宗漁港を見る
〃	〃	六	一〇	北防波堤一〇四メートル余の入札、大滝工務店落札、翌日着工
〃	〃	六	一二	出県、町長、議長、宮崎ほか桜井県議の案内で知事、局長、漁港課長と会見、ドラグライン購入、臨港道路舗装、補助率アップの件陳情、了承される
〃	〃	六	一六	知事早朝視察、漁港荷捌所に森代議士、市原、桜井両県議、町長、議長、宮崎ほか関係町議、両組合長出席、ドラグライン至急購入について、早速補助率を三分の二に陳情、道路舗装、満潮時大イワシの水揚げを視察される
〃	〃	六	一八	曾て災害を受けた箇所の航路埋まる

〃	〃	六	二三	宮崎、出県の折に漁港課長に陳情航路浚渫の件、一〇日後一、二〇〇万円で購入したドラグラインが片貝に着くので待つようにとのこと
〃	〃	六	二六	大漁、生産調整になるか
〃	〃	六	二八	漁港事務所に関係者参集、ドラグライン運転手の処遇について
〃	〃	六	三〇	県から飯島補佐、庶務係長来町、関係者と協議、ドラグライン運転手野口武雄とし、九十九里号に一名補充、待遇改善に一人五万円位魚市場で負担する
〃	〃	七	一三	ドラグライン到着、夕方まで組立終了、明日試運転
〃	〃	七	一五	野口運転手、ドラグラインの訓練
〃	〃	七	一六	ドラグライン作業開始
〃	〃	七	二〇	ドラグラインは防波堤から、九十九里号は航路内から、順調、乗員補充亀崎
〃	〃	九	二五	台風の高波で北防波堤基部の土砂が航路に流入、被害甚大、二、〇〇〇立方メートル位あり復旧に一ケ月を要すと
〃	〃	一〇	一五	ドラグラインで揚げた土砂、北防波堤に山積みとなる、早急の処理が必要
〃	〃	一〇	二五	古川町長から引続き漁港修築促進委員として工事等について情報処理の依頼、土砂の処理、山口土建のブルが行う　菱木伊三郎、漁港特別委員長となる　古川町長漁港修築促進委員会規約の改正を助役に指示、委員構成に知識経験者を入れ、酒井市作、小川吉次郎とともに筆者も委嘱を受ける　会長以下六四名、常任委員一七名となる
〃	〃	一一	九	ドラグライン移動
〃	〃	一一	一二	九十九里号の整備、塗装終了
〃	〃	一一	一二	九十九里号、作業開始、ジャミ大漁、入出港は容易、効果満点、運搬船はイワシを満載して入港
〃	〃	一二	八	水産庁に挨拶ながら陳情、町長、特別委員長に同道、四七年度予算増額と早期完成、漂砂侵入防除について
〃	〃	一	一三	大波、ドラグライン移動
〃	〃	一	一四	暴風雨のため大滝工務店の大型杭打機が航路に倒れ込む、引揚げ困難だが入出港には幸い支障なし、浚渫土砂が大波で航路内に入る、大山課長に北防波堤防を高くすべきだと進言
〃	四七	一	一五	県漁港協会から四七年度公共事業予算二億七、六〇〇万円に決定と連絡

一九七二	昭和四七	一	二一	森代議士から瀬尾漁港部長退職、後任矢野企画課長昇格との連絡あり
〃	〃	一	二九	先日の風雨による土砂流入が大漁のため、県直営浚渫工事のほか大滝工務店による請負工事を実施、筆者飯岡漁港を視察、工事進行し、荷捌所、海匝漁協事務所も整備、船溜りの浚渫終了、ここも先日の暴風雨で北側の丘が崩れ船溜りに入ったが、災害復旧予算二、三〇〇万円で実施したとのこと、公共事業の地元負担は町一〇パーセント、残余は海匝漁協が利用率で案分して町村に負担させている、本町と逆、九十九里でもこれを見習うべきである
〃	〃	四	六	ドラグライン浚渫、南防波堤防に方塊投入
〃	〃	六	一	土浦市の日本テトラポット工場へ片貝漁港の模型実験を視察に出張、県から大山課長、山下局長、成家技師、町から古川町長、漁港促進委常任委員

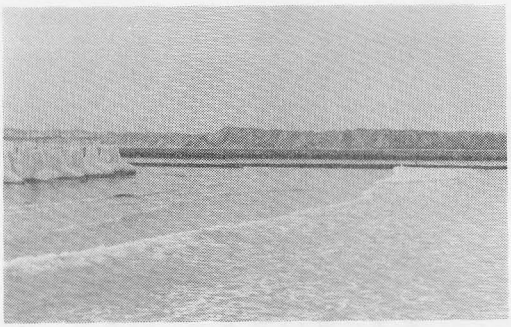

写61　ドラグラインで揚げた土砂の山
北防波堤　県漁港課撮影　昭46.11.12

工場の中、およそ二〇〇坪位の処に片貝漁港の模型が造られており、航路に水を入れ波を立たせて現地と同様の状態にし、漂砂の附着の状況を実際に見せ、さらに映画で見せてくれた。

防波堤先端を南北のいづれかに曲げるか、どちらから入船させるべきかを考えてのことと思ったが、南北防波堤の内側に隙き間なくベニヤ板が張られ、北防波堤の先端にふくらみを付けてあるので、南からの入港を考慮しての試案のようであった。ついで主任技師の説明の後質疑があり、筆者の「防波堤内側のベニヤ板は外部からの漂砂の侵入を防ぐためシートパイルで壁を造る工事を模型化したものか。」との質問に対して、その通りだと答があり、筆者達が日頃考えていたことに間違いないと立証され、成家技師も遂に白旗を挙げざるを得なかっ

た。漁業者からは北からの入港の方がより容易で、また漂砂も入らないという意見も出された。

とにかく漂砂が問題であり、この実験結果が今後の工法に大きく影響することは必定と思った。

一九七二	昭和四七	六	二四	アジ大漁、浚渫順調
〃	〃	六	二六	水産庁矢野漁港部長初視察、ドラグライン更に一台増強の話あり、早期完成を要望
〃	〃	七	五	漁港促進委員会開催、ドラグライン増強について意見あり、経費負担決定できず、県直営の浚渫機械を二種揃えて居る処は他にない、模型実験で恒久対策を研究中の県に対して無理な陳情は不可、乗員の待遇改善欠員補充をして現行浚渫機械の稼動率向上に留意すべき、請負による浚渫を陳情したらどうか、町の財政、一般町民の税負担をも考えるべきである、議論沸騰
〃	〃	七	七	県庁へ陳情、本町の漁船が飯岡漁港を利用するので経費が嵩む、本町の漁業者は余りにも国県町への依存度が強く、会議の出席も悪く、地元負担金も僅かしか負担しない、防波堤一〇〇メートルの延長と浚渫工事費の増額、工事監督の強化等を町長に進言　知事は防波堤、浚渫費の増額を了承
〃	〃	八	二六	飯岡漁港は入口を二隻の浚渫船で掘っている　片貝以上の苦労だ
〃	〃	一〇	一四	航路埋る、ジャミ、大イワシ大漁、満潮を待ち入港
〃	〃	一〇	二八	漁港修築に貢献された元片貝漁協組合長、漁港修築後援会長酒井市作死去　三一日葬儀
〃	〃	一一	二	航路埋り、南防波堤外側に船をつけ水揚げ大イワシ大漁
〃	〃	一一	一六	九十九里号、機関オーバーホール
〃	〃	一二	二	ジャミ大漁、入港支障なし
〃	〃	一二	三	連日下総沖の漁場でジャミ大漁、入出港支障なく好況
〃	〃	一二	一〇	ジャミ大漁
一九七三	〃	一二	一一	大イワシ大漁、水産庁へ四八年度予算増額を陳情のため上京
〃	四八	一	一一	イワシ初水揚げ
〃	〃	一	二八	公共事業、南北防波堤内側砂防壁四〇〇メートル、防波堤延長七六メートル着工（模型実験の結果によるもの）

一九七三	昭和四八	二	二九	鉛木土建、船溜り拡張工事、八、〇〇〇平方メートル、干潮時水深マイナス二メートル着工
〃	〃	四	二八	所用の帰り県漁港課長に会い、防波堤はこれ以上延さず、八の字型離岸堤に内定とのこと
〃	〃	五	四	漁港修築促進委員会開催、県から漁港課長、補佐、土木課長、町から委員長他関係者出席、四八年度予算三億二、七〇〇万円、九十九里号更新の際は吃水の深い二五〇馬力の漁港入口で稼動出来るものをと陳情、請負だと小手廻りがきかないマイワシの大漁、漁港利用の効果が判然としたと思う、工事ほぼ終了
〃	〃	七	八	
〃	〃	七	二六	土木事務所で四八年度工事と第五次整備計画の内容を聞く
〃	〃	八	二	町長に新船溜り工事について報告、船曳場上架装置四〇〇万円は県が三分の一残余は漁協で負担
〃	〃	八	一三	新旧船溜り境のシートパイルを除く、一九日終了
〃	〃	九	一	揚繰網船団一二ヶ統六〇隻、雑漁船とも一〇〇隻余が出港、漁港入口付近で投網ジャミ、アジ大漁
〃	〃	九	五	イワシ大漁
〃	〃	九	一一	町長に漁港工事の進捗状況報告
〃	〃	九	一二	ジャミ豊漁、夕方まで水揚げ続く
〃	〃	一〇	一八	南北防波堤先端の嵩上げ工事完了
〃	〃	一〇	二〇	北離岸堤桟橋杭工事開始
〃	〃	一〇	二四	ジャミ大漁、下総林丸所属運搬船二〇トン余がジャミ満載して入港、南離岸堤杭打工事着工、マイワシを積んで大原の大型運搬船入港、大原船は初めて
〃	〃	一一	二七	県漁港課長、漁港協会長来町、四九年度漁港予算について町長と協議
〃	〃	一二	二五	桟橋工事ほぼ終了
一九七四	四九	一	一一	片貝漁港入口左側航路標識岸壁に漁協の製氷工場用地地鎮祭挙行、初漁ヒ黒イワシ少々
〃	〃	二	一	航路埋る
〃	〃	二	二七	漁港促進委員会開催、県町から関係者出席、筆者九十九里号の乗員宮崎が退職したので後任の補充を急ぐ件、シートパイルが倒れ航路の埋没と重なり入港不能の

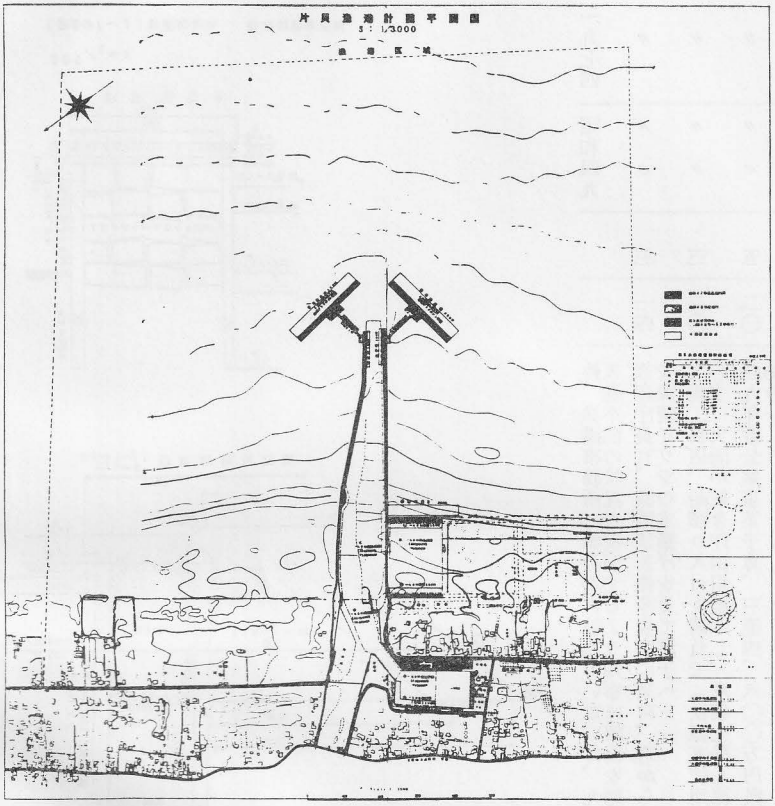

図134　片貝漁港計画平面図　　県漁港課資料

一九七四	昭和四九	三	一四	件、漁港事務所に職員が常駐していない件、九十九里号の更新の件を質す干潮時入港不能の状況を視察するよう知事に陳情を助役に要請
〃	〃	〃	〃	水産庁長官、漁港部長漁港視察に来町、町から町長以下出席、四九年度予算増額を陳情イワシの水揚げを見て銚子へ
〃	〃	〃	三〇	大滝工務店、船溜り入口を請負で（松源丸使用）浚渫、旧式船のため能率があがらず、大雨が続き作田川増水し、堆積土砂を流したので入港可能となる
〃	〃	〃	三一	四九年度公共事業予算、三億四、八〇〇万円県単一、六六〇万円に決定との連絡あり

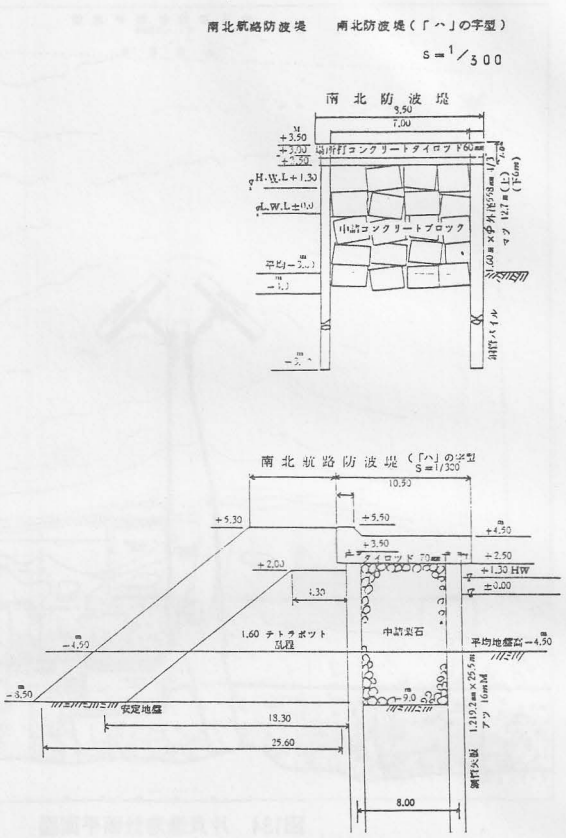

図135　片貝漁港防波堤標準横断図　県漁港課資料

〃	〃	〃	五	二一
〃	〃	〃	五	二三
〃	〃	〃	六	四
〃	〃	〃	六	一〇
〃	〃	〃	六	一九
〃	〃	〃	六	二四
〃	〃	〃	七	一
〃	〃	〃	八	二四
〃	〃	〃	八	二七
〃	〃	〃	一〇	二五
〃	〃	〃	一〇	二七
〃	〃	〃	一一	一一
〃	〃	〃	一二	一〇
一九七五	〃	五〇	一	二四
〃	〃	〃	三	三一
〃	〃	〃	四	九
〃	〃	〃	四	一三
〃	〃	〃	五	二三
〃	〃	〃	一〇	三
〃	〃	〃	一〇	二九

知事早朝視察、荷捌所事務室で漁港課長詳細に説明、筆者より九十九里号の更新を要請したところ、直ちに了承される

漁模様悪く入港、干潮のため元船長栄丸網船一隻、無人沖錨で碇泊、潮待ちす、うち船底の栓が抜けて沈没網は僚船が九割方引き上げ、船体はブイで引上げることとなる、サルベージで引上げたが船は廃棄土木所長に航路の浚渫を強く要望

県、新浚渫船発注

大イワシ大漁、月末まで続く、干潮も入港可能

一艘まき揚繰網漁船新造義栄丸三九・四六トン、支障なく入港

漁協の製氷工場（日産四〇トン、貯氷一五〇トン）落成

新旧船溜り浚渫工事、大滝工務店落成、新造大馬力の松源丸を使用

船溜り上側岸壁修復工事、山口土建着工

新浚渫船購入費四、〇〇〇万円県三分の二、地元三分の一と決定、南離岸の杭（パイプ長二五メートル直径一・二メートル、厚一六ミリの鋼管）打ち開始

連日ジャミ大漁、銚子漁港所属大型運搬船満載で入港、銚子船は初めて

南離岸堤杭打本年度分終了

離岸堤内部資材入れ

南離岸堤外側に一個一六トンのテトラポット投入

航路が埋り、干潮には大原港に水揚げしている、大イワシ大漁で困難しているから浚渫船購入を急ぐようとの要請あり、町長に伝言

県発注浚渫船つくも（知事命名）二六〇馬力、五〇立方メートル（時間当）が到着

つくも号稼動、能力よし

川上知事当選

漁港公共事業予算五億円と決定、漁港修築委員小栗山熊太郎死去　七月六日組合葬

漁港公共事業補正予算一億五、〇〇〇万円計六億五、〇〇〇万円

千葉市で全国漁港大会開催、漁港整備促進の件等満場一致採択

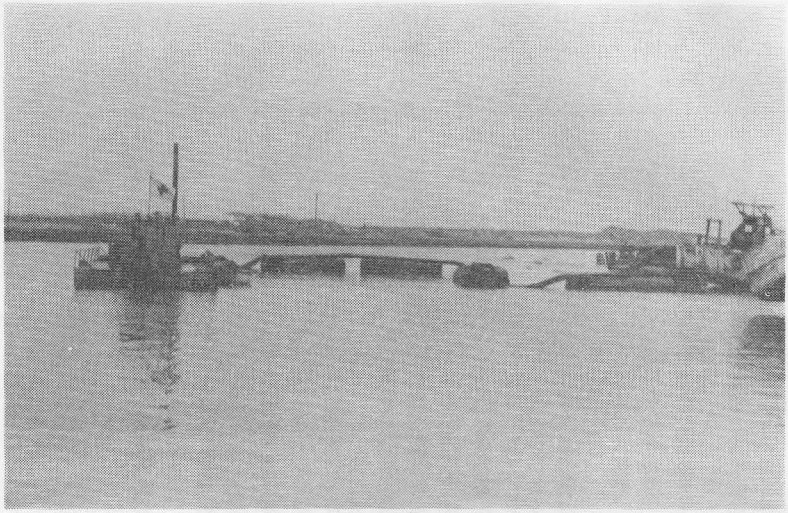

写62　浚渫中のつくも号　　県漁港課撮影

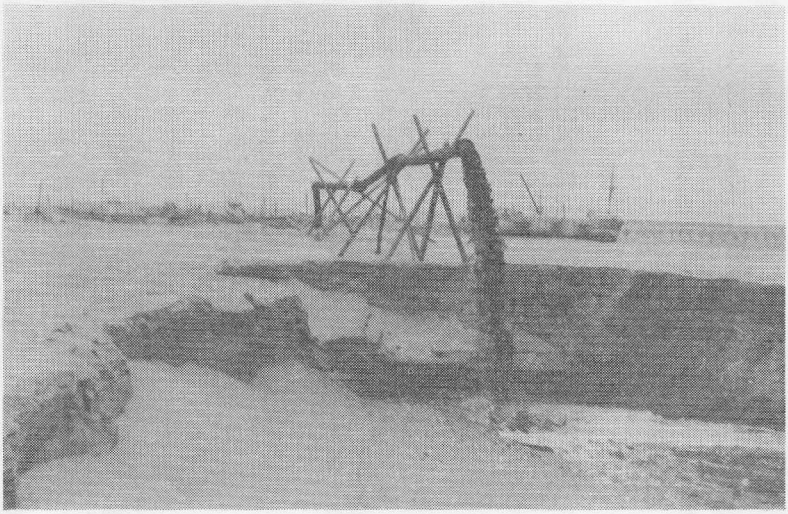

写63　つくもの浚渫泥土　　県漁港課撮影

表141　第五次漁港整備計画（片貝漁港）　　単位：千円

施設区分	5ヶ年計画 施設	概要		(48年～52年) 事業費	摘要
外かく	北防波堤	新設	230m	1,196,920	①
	南防波堤	〃	230m	1,196,920	②
	防砂壁	〃	200m	40,000	③
	防波護岸	〃	200m	70,000	④
水域	－2m航路浚渫		(14,400㎡) 21,600㎥	37,000	⑤
	－2m泊地浚渫		(10,000㎡) 10,000㎥	10,000	⑥
	－4m航路浚渫		(54,000㎡)133,500㎥	221,600	⑦
	－4m泊地浚渫		(30,000㎡) 40,400㎥	56,500	⑧
けい留	－2m 物揚場	補強	170m	34,000	⑨
	－2m 物揚場	エプロン舗装	330m	9,000	⑩
	－4m 岸壁	新設	300m	131,000	⑪
	水路護岸	改良	110m	7,000	⑫
	道路	〃	555m	10,000	⑬
計				3,020,000	

1974年（昭和48）千葉県漁港課

地元負担金について

年表にも掲げたが、片貝漁港修築の経過をここで要約すると、一九五三年（昭和二八）六月二七日、農林省告示四二四号により第二種漁港の指定を受け、一九五九年（昭和三四）一〇月六日、県単独事業で着工、翌一九六四年（昭和三五）度より国の公共事業として採択され、千葉県が事業主体として施工、国の補助金が交測されるようになった。

ついで一九六二年（昭和三七）一〇月二五日、農林省告示一三四二号によって第四種漁港に港種変更され、一九六三年（昭和三八）度から第四種漁港としての補助金の交付を受けて現在に至っているが、当初の第二種漁港時代における地元負担金の捻出は容易でなく、財政貧弱な町が負担するにも限度があり、苦慮したものである。

表142　補助率の推移

第四種漁港補助率推移				第二種漁港補助率推移				備考
年次 昭和	国費	県費	地元	年次 昭和	国費	県費	地元	
37	75	12.5	12.5	34		50	50	県単独事業着工
38	75	17.5	7.5	35	40	30	30	以下公共事業
39	75	18.5	6.5	36	40	30	30	38年より第4種
40	75	20	5	37	40	30	30	
41	75	20	5	38	40	35	25	
42	75	20	5	39	40	37.5	22.5	
43	75	22	3	40	50	37.5	12.5	
44	75	22	3	41	50	37.5	12.5	
45	75	23.5	1.5	42	50	37.5	12.5	
46	75	23.5	1.5	43	50	37.5	12.5	
47	75	23.5	1.5	44	50	37.5	12.5	
48	75	23.5	1.5	45	50	37.5	12.5	
49	75	23.5	1.5	46	50	37.5	12.5	
50	75	23.5	1.5	47	50	37.5	12.5	
51	75	23.5	1.5	48	50	37.5	12.5	
52	75	23.5	1.5	49	50	37.5	12.5	
53	75	23.5	1.5	50	50	37.5	12.5	

上記は外郭水域施設　　千葉漁港協会調べ

「　漁港修築負担金に関する覚書

九十九里町長古川光（以下「甲」という。）と九十九里町漁業協同組合長理事小栗山英吉（以下「乙」という。）との間において、片貝漁港修築負担金について、次の通り覚書を交換する。

記

（漁港負担金）

第一条　乙は、毎年四月三〇日までに、前年四月一日から当年三月三一日迄の水揚手数料の中から漁港修築費の一部として、甲に負担金を納入するものとする。

第二条　前条に規定する負担金の比率は、総水揚高の〇・六パーセントとする。

2　乙は、負担金を納入する場合水揚高を証する書類を添付しなければならない。

（協議）

第三条　この覚書の解釈に疑義を生じた場合及びこの覚書に、定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定める。

昭和五四年四月三日

甲　九十九里町長　古川　光　印

乙　九十九里町漁業協同組合長理事　小栗山英吉　印」

表143　漁港水揚手数料からの寄付金経過表

年度	水揚額　A	寄付金B	比率 B／A
48	928,371千円	2,000千円	0.215
49	1,019,587千円	5,000千円	0.490
50	673,177千円	5,000千円	0.743
51	991,258千円	5,000千円	0.504
52	1,508,024千円	8,000千円	0.531
53	992,543千円	6,000千円	0.600
54	1,128,449千円	6,768千円	契約実施

九十九里町役場調べ

年度	公共県単地元負担金	寄付金	比率
48	11,592千円	2,000千円	17.25%
49	21,803千円	5,000千円	22.93%
50	19,126千円	5,000千円	26.14%
51	17,572千円	5,000千円	28.45%
52	23,579千円	8,000千円	33.92%

前掲の漁港修築促進完成後援会からの五、五三七、〇八七円、掃海費補償金のうちから友納知事の尽力と九十九里漁業対策委員会の理解による五六、二九九、九八〇円（元利共）、桜井町長の努力による東金市外六ヶ町村の六、二〇〇、〇〇〇円の寄附、町役場職員からの七四、四八七円の醵出、魚市場から五、五〇〇、〇〇〇円の寄附など合計七三、六一一、五五四円を受けている。詳細は本稿及び町誌総説編を参照されたい。

なんといっても、港種の変更、県単独事業における地元負担の軽減が大きく、これがなければ到底片貝漁港の完成は覚束なかったであろう。

経済効果について

漁港施設がなかった当時、他の漁業地より数倍も過重な労働を強いられてきた本町の漁業も、完成に至らない現在ですら、漁港利用によって出入船の労力はほとんど皆無となり、泊地には多数の漁船が犇めく盛況を見ると、完成の暁には九十九里浜沿岸における一大漁業基地として、沿岸市町村に及ぼす恩恵もまた多大なものがあると思われる。

それを経済的な見地から効果を推算することは有意義であろう。

その主たるものを見ると、過去における揚繰網漁業の年間操業日数は平均一五〇日位であったが、漁港利

表144　片貝漁港利用状況

(イ)　片貝漁港利用後の出漁日数

昭和46年	166日
47年	155日
48年	197日
49年	173日
50年	194日
平　均	177日

(ロ)　九十九里町漁協関係係アグリ漁船漁獲高

昭和35年	3,961トン
36年	5,741トン
37年	4,129トン
38年	6,450トン
39年	2,502トン
40年	4,296トン
41年	6,964トン
42年	5,274トン
43年	2,596トン

(ハ)　片貝漁港水揚量

昭和44年	6,497トン
45年	8,092トン
46年	9,803トン
47年	9,069トン
48年	18,471トン
49年	18,890トン
50年	16,172トン
51年	23,619トン
52年	31,635トン
53年	27,115トン
54年	24,975トン
55年	22,573トン
56年	63,632トン
57年	39,045トン
58年	29,518トン
59年	21,530トン

(註)　58年　貝979トン
　　59年　貝289トン
　　貝類を含む

(ニ)　九十九里町漁協関係貝巻漁船漁獲量

昭和44年	7トン
45年	218トン
46年	132トン
47年	62トン
48年	28トン
49年	40トン
50年	70トン
51年	34トン
52年	39トン
53年	292トン
54年	124トン

用の現在、六〇日約四〇パーセントの増加となり、水揚量も四〇パーセントの増産が見込まれる。

その量は年間一万トン、一億二、五〇〇万円の増収となる。以前入出船の際、漁船を砂浜に曳き上げ、曳き下ろしていたころのこれに要する人件費、諸器具の損耗を検討すると、本町漁協所属漁船全体で年間七、二〇〇万円となり、この経費が不用となる。

さらに九十九里沿岸における過去の遭難統計から換算すれば船舶の遭難防止効果として本町関係で年間約五〇〇万円が期待できる。

以上の合計が二億二〇〇万円で、このほか乗組員の収入の増加、労働の軽減が見込めるであろう。

写64　運搬船より水揚げ　　九十九里町所蔵

写65　運搬車への積込　　九十九里町所蔵

表145　昭29片貝地区揚繰網漁業従事者調　　宮崎作表

船名	組合員数	従業者数
酒井丸	86	140
長寿丸	60	120
甲良丸	82	112
半三丸	86	140
義栄丸	57	？
吉栄丸	90	？
源七丸	80	？

組合員とは各船毎の漁業労働組合員をいう
従業者とは漁婦、加工業者で漁業手伝いをいう

筆者の備忘録に一九五四年（昭和二九）当時の片貝七ヶ統の揚繰網漁業の従事者数が書き留めてあるので参考に掲げておく。

漁港利用、漁網の化繊化、ネットローラ、サイドローラの省力器械により現在の乗組員は、網船二隻に二〇名、運搬船三隻に四、五名、水揚げ漁婦八名計一ヶ統三三名位で十分操業することができ、往時の四分の一弱の労働力に合理化された。

また一日の操業時間をみても、かつては船の揚げ下ろしに合計二時間、年三〇〇時間増加し、朝時化ていても日中凪れば出漁できる日もふえるので稼動は大幅に増えている。

漂砂の問題

前述したように片貝漁港の最大の難点は漂砂による航路の埋没である。

一九七四年（昭和四九）九月二七日、南北離岸堤（八の字型）杭打ちが着工され、一九七六年（昭和五一）度には計画長二三〇メートルのうち一一〇メートルが完成した段階で漂砂で港口が浅くなった。

恐らく計画通り完成していれば、充分模型実験で研究された筈だから埋まることはあるまいと期待していたが、一九七八年（昭和五三）度に計画長が完成しても漂砂が溜る。

県漁港課は地元からの度々の陳情に、水中ブルドーザで溜った土砂を南北防波堤脇によせ、ドラグラインでこれを港外に捨てて航路の維持につとめた。

一方水産庁と協議して、一九七九年（昭和五四）三月、東京都文京区のＩＮＡ新土木研究所に調査を依頼した。

その結果、沿岸流が南北防波堤に当り、これに沿って沖に流れ離岸堤にぶつかり逆流し、このため港口が淀み漂砂が溜ることが確認された。素人目にも両防波堤の外側に砂が着く様子がよく判る。

この調査にもとづいて、一九七九年（昭和五四）度公共事業予算九億円をもって北離岸堤を一一〇メートル延長する計画のうち三〇メートルを沖に向って実施、翌年度五〇メートル延長して一九八一年（昭和五六）に完成した。港口の幅は六〇メートルである。

第二船溜りの導流堤を既設南防波堤の南側へ、航路として幅六〇メートルを残し、幅六メートル、長さ二六五メートルを計画、一二六・八メートルを施工、翌年は一三八メートルが完工、また既設北防波堤の先端から陸に向って約一〇〇メートルの地点に、北に向って手元幅一・三メートル、中間から北端まで幅一・六メートル、長さ一六〇メートルの防砂堤を、第二船溜り導流堤の南へ北防砂堤と平行して幅一・六メートル、長さ八〇メートルの南防砂堤が完成した。南離岸堤は消波工のみで延長の計画はない。

筆者も漂砂にはほとほと手を焼いた。

是非早く漂砂と縁を切りたいと念願するものである。

表146　第6次漁港整備計画

施設名		52～57年度計画			
		工種	数量	金額	備考
				千円	
外かく施設	北防波堤	新規	112m		①天端高＋5.5m
	南防波堤	〃	112m		①天端高＋5.5m
	防砂堤	〃	490m		②天端高＋3.5m
	防波護岸	〃	587m		③　〃　＋4.5m
	小計			2,327,300	国費 1,745,475千円
水域施設	－2.0m航路浚渫	新規	A＝14,400m² V＝21,600m³		④
	－4.0m航路泊地	〃	A＝67,280m² V＝420,000m³		⑤
	－4.0m航路浚渫	〃	A＝54,000m² V＝138,600m³		⑥
	小計			1,584,900	国費 1,188,675千円
けい留施設	船揚場	新規	200m		⑦天端高＋3.00m
	－2.0m物揚場	補強	80m		⑧－1天端高＋2.30m
	－4.0m岸壁	新規	600m		⑧－2天端高＋2.50m
	小計			417,000	国費　250,200千円
輸送施設	水路護岸	新規	40m		⑨天端高＋2.30m
	道路	〃	697m		⑩W＝17.0m
	〃	〃	545m		⑪W＝14.0m
	〃	〃	234m		⑫W＝12.0m
	〃	〃	275m		⑬W＝7.0m
	小計			195,800	国費　117,480千円
用地	用地	新規	50,700m² 25,000m³		
	小計			25,000	国費　15,000千円
合計				4,550,000	国費 3,316,830千円

県漁港課資料

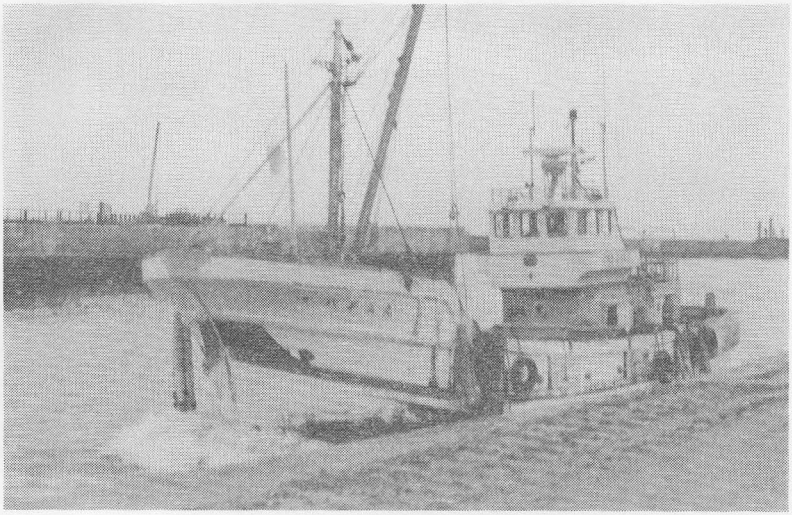

写66　揚繰網運搬船入港　　昭55.4　町企画課撮影

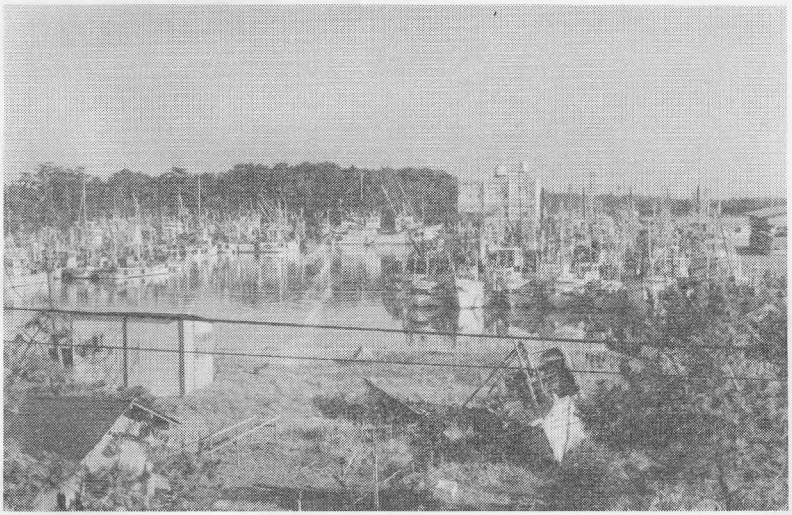

写67　船溜りの状況　　古川力撮影

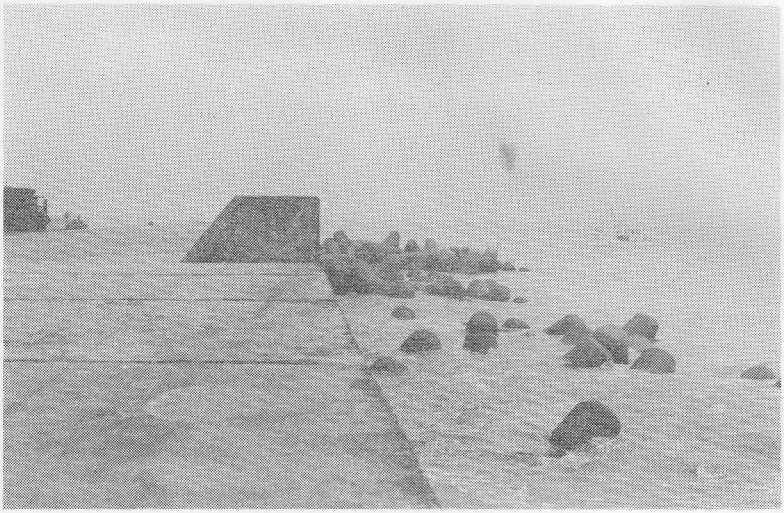

写68　南離岸堤消波工テトラポット　昭55.4　町企画課撮影

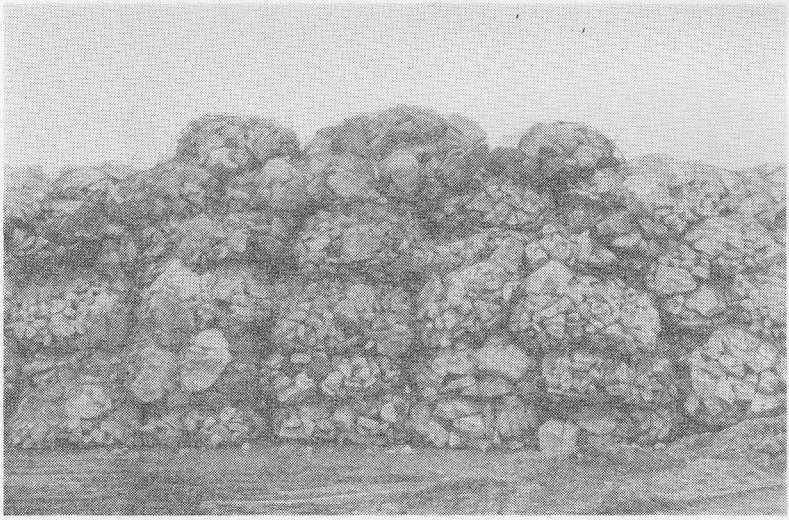

写69　テトラポット沈下防止蛇籠　　昭55.4　町企画課撮影

表147　漁港整備計画（片貝漁港分）県漁港課資料

(1)　整備計画の推移　　単位　百万円

整備計画	計画	事績		事業別	摘要
	計画事業費	年度	事業費		
1次	—	—	—		
2次	95	昭和35～37	95	修築	進捗率　100%
3次	649	昭和38～43	394	〃	〃　60%
4次	904	昭和44～47	764	〃	〃　85%
5次	3,020	昭和48～51	1,862	〃	〃　62%
6次	4,550	昭和52～56	4,135	〃	〃　91%
7次	4,800	昭和57～62			
計	14,018				

第二船溜り修築計画について

第一船溜りは当初計画が地元の強い要望によって現在の四〇、〇〇〇平方メートルに縮少されて着工、完成したが、利用漁船数が予想を大幅に上廻り、軸艫相銜む有様で、かつ沿岸及び沖合漁業漁船の大型化が進んでいるので、第四種漁港としての目的を達成するには第二船溜り修築を必要としたのである。

この計画は、見本漁港課長と飯島銚子漁港事務所長が担当し、一九八二年（昭和五七）度からの第七次漁港整備計画に編入され、一九八七年（昭和六二）を目標に整備されることとなった。

片貝漁港はこの間、総事業費四八億円をもって南北防波堤をマイナス四・〇メートルまで延長、航路及び泊地浚渫マイナス四・〇メートル、岸壁、臨港道路など全施設にわたり整備を図るものである。

この整備事業が完了すると、名実ともに九十九里地域における沿岸、沖合漁業基地さらには避難港として、安全かつ機能的な港として、地元船のみならず外来大型一〇〇トン級の利用も

(2)　第７次漁港整備計画　　単位　千円

施設名		57年～62年度計画			
		工種	数量	金額	備考
外かく施設	北防波堤	新設	340.0m	1,911,000	①天端高＋5.50
	南防波堤	〃	2.2m	62,000	②　〃　＋5.50
	防砂堤（改良）	改良	160.0m	59,000	③　〃　＋3.0
	護岸	〃	550.0m	612,000	④　〃　＋6.50
	防砂堤（床止）	改良	215.0m	54,000	⑤　〃　＋1.40
	小計		1,337.2m	2,698,000	
水域施設	－4.0m航路しゅんせつ		105,000㎡ (232,000㎥)	387,000	⑥
	－4.0m泊地しゅんせつ		96,000㎡ (653,000㎥)	783,000	⑦
	小計		201,000㎡	1,170,000	
係留施設	－4.0m岸壁	新設	637.0m	401,000	⑧天端高＋2.5
	船揚場	〃	100.0m	88,000	⑨
	小計		737.0m	489,000	
輸送施設	道路	新設	1,288.0m	142,000	⑩W＝17.0m
	〃	〃	250.0m	135,000	⑪W＝18.0m
	〃	〃	1,036.0m	103,000	⑫W＝12.0m
	小計		2,574.0m	380,000	
用地施設	埋立		112,700㎡ (87,000㎥)	24,000	
	護岸	新設	71.0m 112,700㎡	39,000	⑬天端高＋2.5
	小計		71.0m	63,000	
合計				4,800,000	

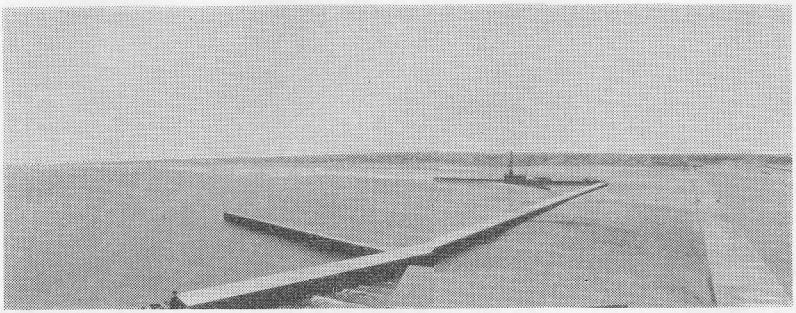

写70　第二船溜り正面護岸工事　　銚子漁港事務所撮影

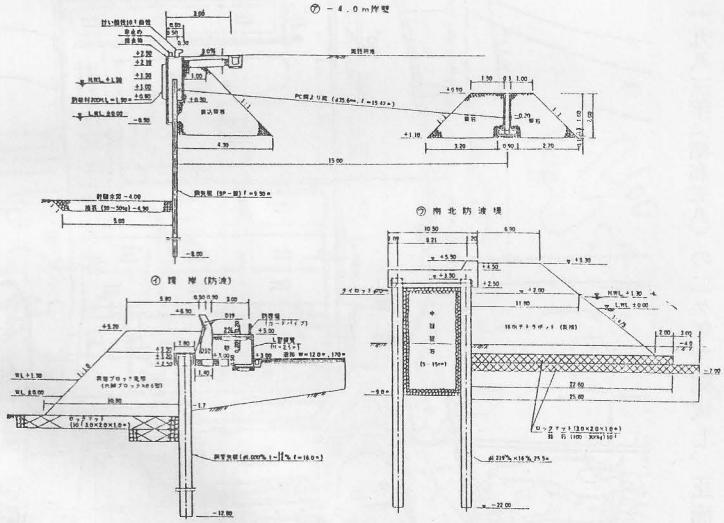

図136　主要構造物標準断面図

可能となり、地域水産業の発展が期待されると予測されている。

写70は南防波堤を隔てて六〇メートルの幅員をもつ導流堤で、その左に突出しているのが防砂堤八〇メートルで、奥が第二船溜り正面護岸工事である。

第二船溜り工事は、別表のとおり年度別に正面及び右岸の護岸五五〇

メートルを一九八二年（昭和五七）、一九八三年（昭和五八）の二ケ年で完成し、正面と右岸にロックマット（蛇籠）を幅一三メートル敷き、その上に異形プロック（三・二トン型）を乱積、下部一〇・八メートル、上部

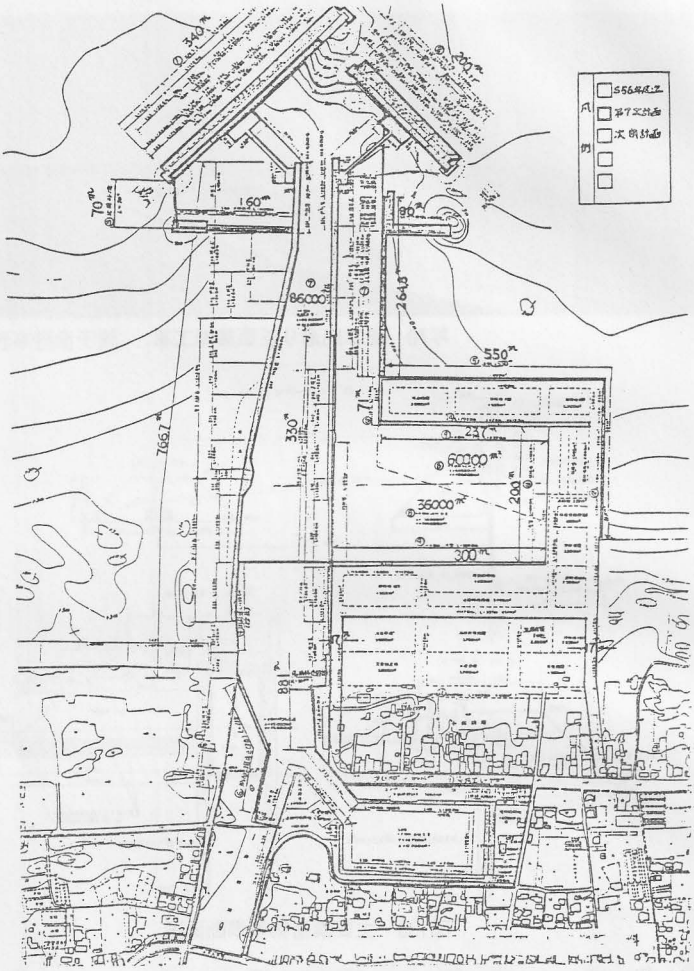

図137　片貝漁港修築事業計画平面図　県漁港課資料

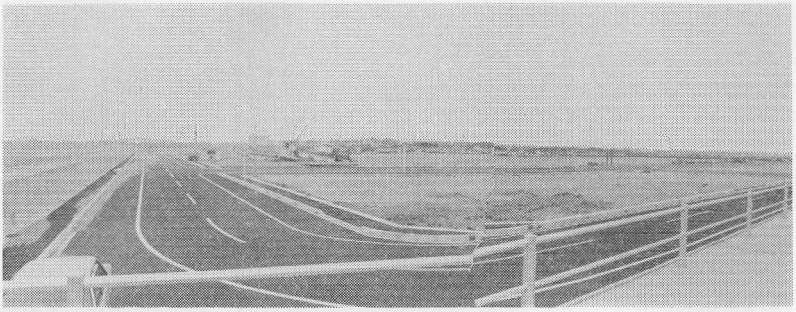

写71　第二船溜り周回道路
昭60.3　銚子漁港事務所撮影

写72　異形テトラポット　　銚子漁港事務所撮影

写73　正面防波護岸　　銚子漁港事務所撮影

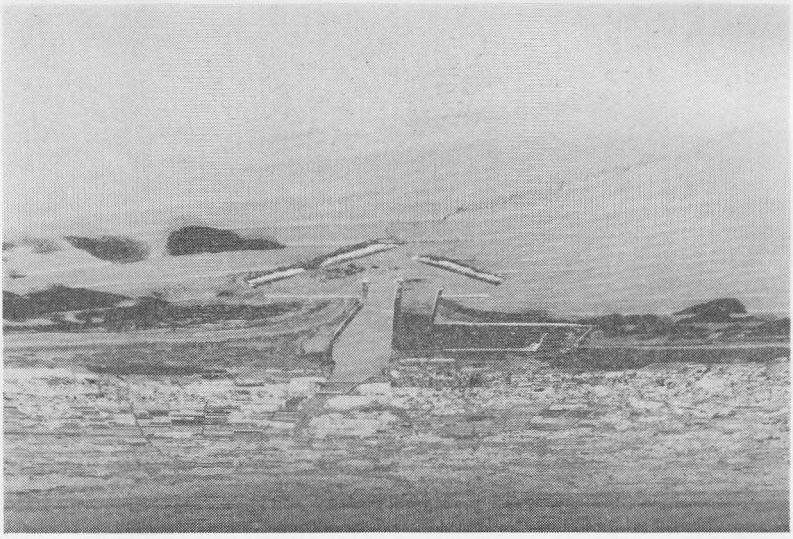

写74　第二船溜り泊地浚渫前の全景　銚子漁港事務所撮影

表148　片貝漁港計画内訳表　　県漁港課資料

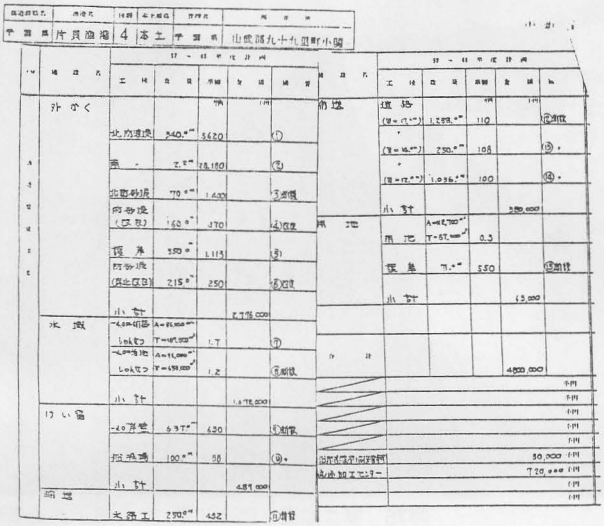

表149　片貝漁港修築事業実績表　　県漁港課資料

昭和56年度　100,000千円
南防波堤　L＝2.3m　大滝工務店
防波堤改良　L＝167.8m　小川工務店
護　岸　L＝412.0m　大滝工務店
－4.0m航路泊地　A＝23.925㎡　〃
（暫定－2.0m）　V＝32.280㎥　〃

昭和57年度　986.492千円
防波護岸　L＝134m(2)　大滝
護　岸　L＝71m　山口
南防波堤　L＝2.3m　大滝
道路（水路工）　L＝154.3m　大滝
北防波堤　L＝100.3m　大滝
－4.0mA岸壁　L＝385m
大滝　小川　山口　鈴木土　古谷
－4.0mB岸壁　L＝224.9m　〃

昭和58年度　748,915千円
北防波堤　L＝197.6m　大潮
道路(水路工)　L＝109.3m
小川　鈴木土
防波護岸　L＝550.0m①＋②
大滝　古谷　山口
防波堤(改良)　L＝46.2m　三枝
〃　(床止改良)　L＝215.0m　小川
－4.0m泊地浚渫　A＝59.550㎡
V＝164.470㎥
小川　古谷
－4.0mA岸壁　L＝295.8m
小川　古谷
－4.0mB岸壁　L＝234.9m
鈴木土　山口
船揚場　L＝100.0m　鈴木土

昭和59年度　671,909千円
－4.0m航路泊地　A＝60.680㎡
V＝177.230㎥　大滝
－4.0m泊地浚渫　A＝46.900㎡
V＝232.600㎥　大滝
－4.0m岸壁(エプロン舗装)　L＝637m
古谷　小川　鈴木土　山口
道　路　L＝2,236.4m　〃

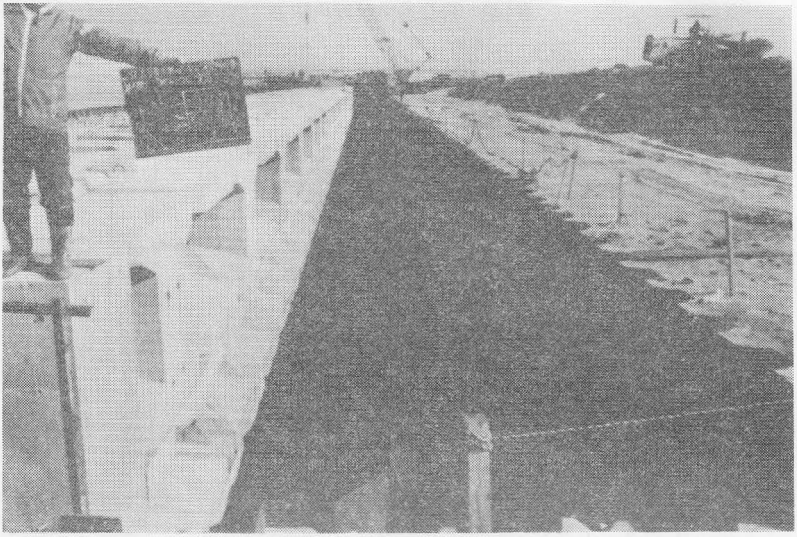

写75　第二船溜り護岸工事　　銚子漁港事務所撮影

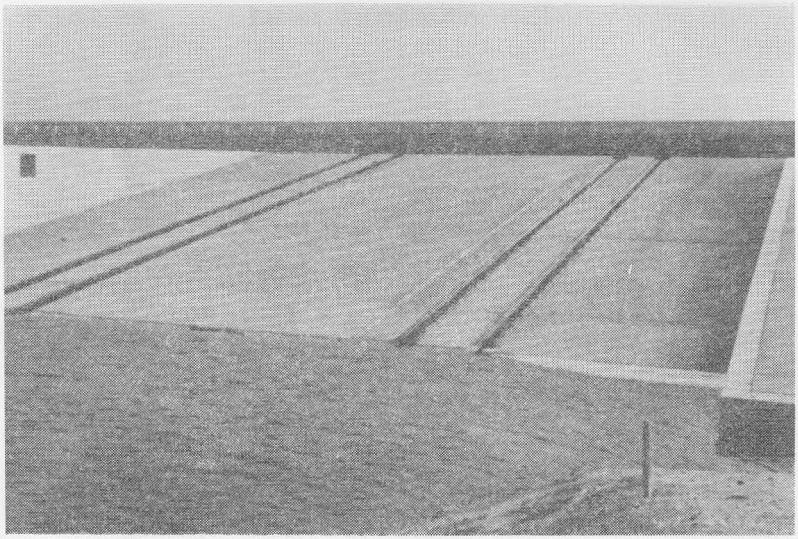

写76　工事中の第二船揚場　　銚子漁港事務所撮影

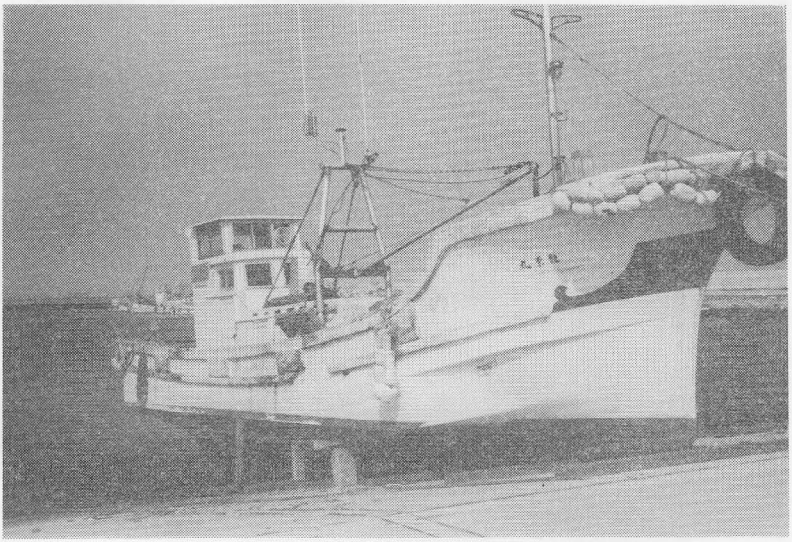

写77　第二船揚場利用状況　　銚子漁港事務所撮影

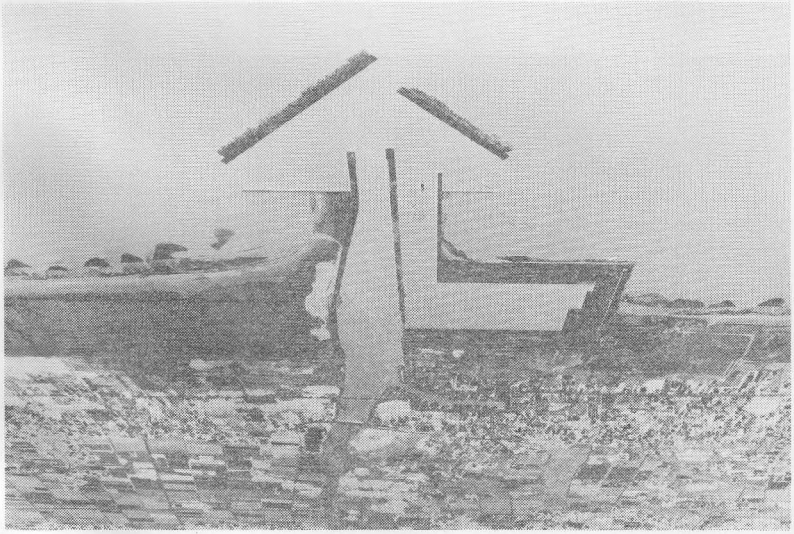

写78　片貝漁港全景　　昭60.3　銚子漁港事務所撮影

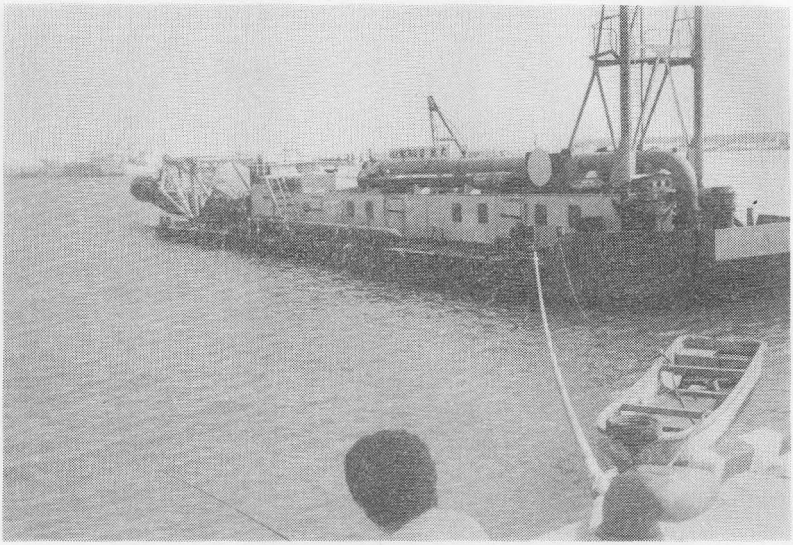

写79　工事終了　昭60.3　銚子漁港事務所撮影

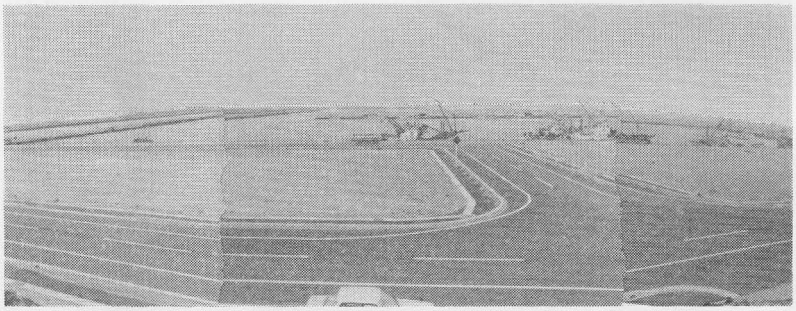

写80　漁港周辺道路

昭60.3　銚子漁港事務所撮影

表150　片貝漁港第二船溜り着工及び完成検査年月日　　宮崎調

護　岸　L＝550m			
①　鋼管矢板のみ	着工　S56. 5. 6	完成検査	S57. 9.14
②　パラペット消波工	着工　S58. 5. 4	完成検査	S58.12.13
W＝12m　L＝702.0m→L＝688.9mに変更			
	着工　S59. 9.22	完成検査	S60. 3.20
船揚場　L＝100m	着工　S58. 8.18	完成検査	S59. 3.30
−4.0m岸壁　L＝100m	着工　S57. 9.30	完成検査	S58. 3.30
−4.0m岸壁　L＝300m	着工　S57. 9. 7	完成検査	S58. 3.30
道　路　W＝17.0m→W＝16.0m　L＝590.0m→L＝343.4m			
	着工　S59. 9.22	完成検査	S60. 3.27
道　路　W＝16.0m　L＝315m→L＝327.4m			
	着工　S59. 9.22	完成検査	S60. 3.27
道　路　W＝18.0m　L＝250mはL＝180mのみ完成			
	着工　S60. 1.26	完成検査	S60. 3.27
道　路　W＝16.0m　L＝22m→L＝41m			
	着工　S59. 9.22	完成検査	S60. 3.27
道　路　W＝12m　L＝134m→L＝115m			
	着工　S59. 9.22	完成検査	S60. 3.27
道　路　W＝12m　L＝20.0m			
	着工　S59. 9.22	完成検査	S60. 3.26
A岸壁エプロン舗装	着工　S59. 9.29	完成検査	S60. 1.25
B岸壁エプロン舗装	着工　S59. 9.29	完成検査	S60. 1.17
	着工　S59. 5.19	完成検査	S60. 3.29
①　航　路　A＝60,680㎡　V＝177,230㎥			
②　泊　地　A＝46,900㎡　V＝232,600㎥			

千葉県銚子漁港事務所調

五・八メートルの防波護岸である。

筆者は各都道府県の主な漁港は視察したが、輸送道路が思うに任せず、狭小であったり、曲折が多い欠点があり、漁港は完備しても利用上不便な所が多い。

片貝漁港第二船溜りは国有地に造成したとはいえ、道路幅員が一七メートルもある。

ただ、産業道路からの進入路が私有地を通り、所有者との交渉が妥結せず延期されていることが唯一の欠点になっている。

図138片貝漁港航路深浅図は

一九八三年（昭和五八）作成されたものだが、前述したＩＮＡ新土木研究所の調査結果による北離岸堤延長工事完了の時点ではその効果が現われておらず、北離岸堤外に投入されたテトラポットによる波の侵入防止、南北防波堤内側に打ったシートパイルの効果で入口以外の漂砂被害がなくなった。しかしテトラポット投入前に離岸堤基部の保全のため投入した砂袋の影響も考慮すべきであって、一九八五年（昭和六〇）三月二九日、浚渫工事（房総丸）検査が終了後、再び第二船溜りへの航路が埋まり、再度房総丸による浚渫工事を実施している。

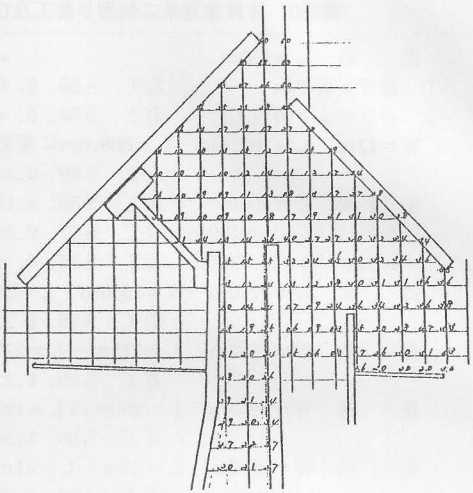

図138　片貝漁港航路深浅図　県漁港課資料

表151　新造ポンプ船つくも詳細　宮崎調

搬入試運転	S50.3.29	総馬力	260馬力
能力	50㎥／時間	製作	川浪製作所
購入費	40,000,000円		

表151の2　昭和50年度片貝漁港県単独事業概要　宮崎調

①	ドラグラインによる	年間　26,000㎥
	経費　11,200,000円	
②	船による	年間　58,000㎥
	経費　8,700,000円	
③	使用料及び賃借料（ドラグライン借上料）	
	経費　4,000,000円	①の補助
④	工事請負費	
	経費　4,200,000円	防砂壁修理
		岸壁エプロン舗装
		船揚場取付舗装
総計	①＋②＋③＋④＝28,100,000円	

県漁港課資料

参考資料として一九七五年（昭和五〇）度の県単独事業による航路維持、浚渫予算、浚渫船つくも号購入費地元負担三分の一の額と一九八一（昭和五六）年度の航路維持浚渫精算額を表151に掲げた。

一九八五年（昭和六〇）から片貝他三港に対する県単独事業地元負担が四分の一に軽減され、防砂対策事業が国の新規事業として採択され、工事費一億円、国五〇、県三六・七、地元一三・三パーセントで、一年一回漂砂、飛砂による埋没箇所の掘さくのためで、朗報である。

表152　片貝漁港第二泊地付帯設備計画事業費内訳

A．検量所	建物主体工事費	25,920,000円
	設計・管理費	1,200,000円
	計	27,120,000円
事業費内訳	（国、県補助金）	18,080,000円
	（町補助金）	4,520,000円
	（自己資金）	4,520,000円
B．貯氷施設	建物主体工事費	58,800,000円
	設計・管理費	2,900,000円
	計	61,700,000円
事業費内訳	（国、県補助金）	41,132,000円
	（町補助金）	10,284,000円
	（自己資金）	10,284,000円
（総合計）	建物主体工事費	84,720,000円
	設計・管理費	4,100,000円
	合計	88,820,000円
事業費内訳	（国、県補助金）	59,212,000円
	（町補助金）	14,804,000円
	（自己資金）	14,804,000円

一九八五年（昭和六〇）三月一三日、第二船溜りに初めて恵比寿丸が入港、小中羽いわしを初水揚げし、同日、一艘巻揚繰網漁船三ケ統も入港し岸壁に係留した。

漁港付帯施設設備の計画

表152に第二船溜り周辺の漁港付帯施設、設備の計画を掲げた。

漁港利用上、欠くことのできない製氷、貯氷砕氷、荷捌所、検量施設、冷蔵施設のうち、一九八五年（昭和六〇）度事業として貯氷能力一五〇トンの貯水砕氷施設、トラックスケール五〇トン二基が認められ、補助率は表記載のとおり

表153　九十九里地域水産物流通加工拠点総合整備事業施設設置希望一覧

全体計画　　漁協資料

年度		昭和60年度（第1年度）	昭和61年度（第2年度）	昭和62年度（第3年度）	合計
施設名（内容）		検量施設 トラックスケールトン50×2基 貯水施設150トン	卸売場建物 鉄筋コンクリート平家建 661㎡	冷蔵施設 鉄筋コンクリート平家建 495㎡	4件
事業主体		九十九里町漁業協同組合	九十九里町漁業協同組合	九十九里町水産加工業協同組合	
事業費		88,820,000円	123,900,000円	150,000,000円	362,720,000円
補助金	国	29,606,000円	41,300,000円	50,000,000円	120,906,000円
	県	29,606,000円	41,300,000円	50,000,000円	120,906,000円
	計	59,212,000円	87,600,000円	100,000,000円	241,812,000円
地元負担	町	14,804,000円	20,650,000円		
	組合	14,804,000円	20,650,000円	S60.61年度分 35,354,000円	
	計	29,608,000円	41,300,000円	組合自己資金合計	35,354,000円

決定した。

後年度の予定は表のとおりである。

財政急迫を告げる中で町長、漁協組合長、加工協組合長など関係者の努力と、石橋、森両代議士の尽力によると聞いている。

現在の漁港の状況（昭和六〇年当時）を記せば、第二船溜りは一九八五年（昭和六〇）三月二九日完成検査を了し、前記のように三月中旬から漁船の入港が開始されたが、付帯施設が未整備のため、水揚げ、入札、検量、砕氷供給等は第一船溜りの諸施設によって行われている。荷捌所の用地は、第二船溜りの陸側、中央岸壁エプロン、道路に囲まれた六、八〇〇平方メートルのところ、冷凍冷蔵施設は道路についた五、七〇〇平方メートルの場所が用意されている。

製氷施設は船揚場陸側の角地二、三〇〇平方メートルの用地に、船揚場の道路について水産

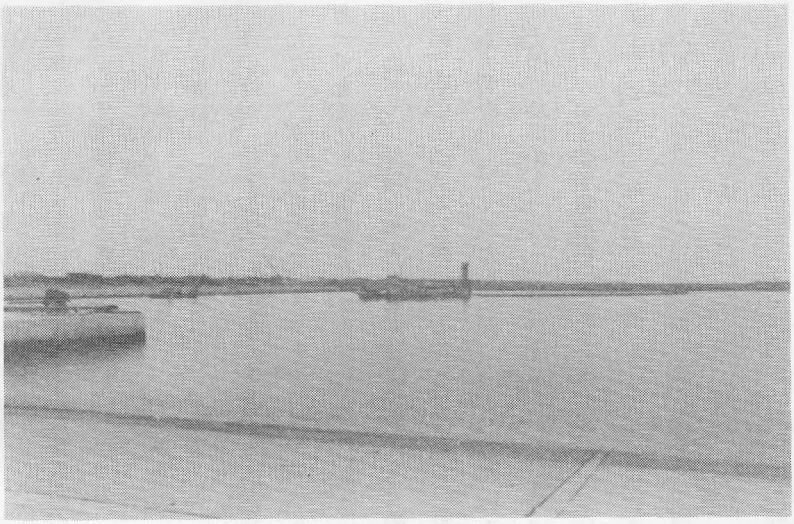

写81　漁港風景　昭60.3　銚子漁港事務所撮影

写82　第二泊地風景

昭60.3.20　銚子漁港事務所撮影

倉庫用地一、二〇〇平方メートルがある。

製氷工場及び貯氷庫は第一船溜りに二施設あるので、第二船溜りには取り敢えず、貯氷庫と砕氷供給施設の設置が目下の急務と考えられる。

一九八六年（昭和六一）に荷捌所＝卸売場建物、鉄筋コンクリート平家建六六一平方メートルが予定され、詳細は表に示したとおりである。

このほか、給油施設、野積場、漁具干場、天日加工場も計画されている。

ただし、南防波堤三三〇メートルの撤去が含まれているが、筆者の私見からすれば、現在では波浪が少々あってもあびき（船が繋留柱につないだときの揺れ）が少い。撤去すれば港内に波も入るので、あびきが強くなるであろう。やはり最大の問題は漂砂の侵入である。

元知事の友納武人が再三筆者に「片貝漁港の第一の恩人は鮫島先生である。先生が作田川河口に漁港が造れると判を押してくれたからだ。」といわれているが、筆者も同感である。

その鮫島博士も一九八〇年（昭和五五）一二月二八日亡くなられたとのことである。

博士の弟子後藤健治が『旅のお供の思い出』という小文を書いているが、その中に、「片貝漁港のお供」として、「三十八年頃だったか、九十九里海岸にある片貝漁港にお供をした。この港の河口漂砂を解決してやらにゃと非常に熱心であった。魚群現るの一刻を競う出漁の際、河口閉塞のため他港に遅れをとるとのことであった。」と述べている。

最後に片貝漁港修築事業の経過を一表にまとめ表154として掲げる。

表154　片貝漁港修築事業経過表

宮崎編集

年度	公共事業		県単事業		町負担額
	事業費	事業内容	事業費	事業内容	
34	千円 0		千円 20,000	北防波堤100m、護岸42m、道路250m、土留107m、用地買収12,403㎡	千円 1,497
35	25,000	事務所1棟、北防波堤85m	10,000	浚渫7,329m	22,200
36	30,000	北防波堤100m	20,000	物揚場167m、道路345m、泊地浚渫10,967㎥	18,200
37	40,000	北防24m、砂防100m、南防80m、護岸195m	20,000	物揚場80m、仮護岸507m	23,900
38	43,000	掘削14,157㎥、北防136m、護岸80m、浚渫49,799㎥、砂防堤50m	900	埋立37,500㎥	3,667
39	48,200	南防100m、護岸125m	1,200	簡易鋼矢板66m	3,733
40	51,860	北防44m、水路護岸186m、南防30m、橋梁2基、航路浚渫20,884㎥	2,870	簡易鋼矢板117m	4,028
41	70,400	北防68.4m、南防72m	8,350	簡易鋼矢板53m、防砂堤92m、浚渫80,884㎥	8,104
42	83,400	北防48m、南防39.6m	11,900	防砂堤2,840千円、飛砂上360千円、浚渫船購入7,900千円、浚渫800千円	7,120
43	97,049	北防68.6m、南防53.2m	4,722	浚渫24,800㎥.2,902千円、鋼矢板足立1,065m.1,820千円	4,650
44	130,000	北防69.6m、南防104.4m	6,096	防砂堤750m、飛砂防止10,000㎡、航路障害物除去道路舗装150m、船4基、航路浚渫1,430㎥、浚渫19,200㎥	11,142
45	139,975	北防60.9m、南防104.4m	16,284	航路浚渫12,050㎥、道路舗装200m、防砂堤800m、浚渫19,200㎥	12,342
46	216,000	北防104.4m、南防104.4m	23,245	航路浚渫30,000㎥.90千円、道路300m、エプロン舗装900㎡	10,989
47	278,097	北防76m、南防76m、防砂堀南400m、北400m、船揚場2,990㎡、物揚場160m、泊地－2m、面積8,000㎡	18,000	浚渫船九十九里号ドラグライン40,000㎥、防砂堤1,000m	10,171
48	327,982	北防仮桟橋81m、資材置場A258・B864㎡、南防同左	20,017	浚渫船九十九里号ドラグライン、舗装面積1,000㎡	11,592
49	384,073	南防波堤32.85m、北防波堤、泊地物揚場	58,026	防砂壁補修5m、エプロン補修30m	21,803
50	650,000	南防波堤46m、北防46m、深浅測量	28,128	防砂壁補修15m、エプロン補修19m	19,126
51	500,000	南防43m、北防43m、南防砂堤80m、北防砂堤80m、測量及び試験	30,216	航路浚渫A125,000㎡・V110,000㎥	17,572
52	650,000	南防58m、北防53m、深浅測量2回、観測所設置、南北桟橋フッコー板交換562枚	41,486	航路浚渫A10,000㎡・V62,640㎥、北防波堤補修一式、荷捌所附帯用地舗装80.9m,508㎡、荷捌所舗装工事10m,45㎡	23,579
53	789,652	南防19m、南防砂堤28.9㎡、北防74m、北防砂堤26.5㎡、岸壁80m、物揚場80m、測量年2回30.4㎡流況調査一式	60,995	航路浚渫10,000㎡・10,000㎥、荷捌所舗装工事89.5m	32,176
54	890,498	測量試験、底質調査、CBアール試験一式、船舶及び機械、北防30m、南防88.15m、北防砂堤160m、南防砂堤80m、導流堤126.8m	63,511	航路浚渫(基準面より－1.5m)10,000㎥、土砂55,440㎥	34,527
55	902,403	北防48.6m、南防かき上げ73.3m、導流堤138m、護岸42m、航路浚渫－2m.33,000㎥、土量76,000㎥道路580m	84,958	航路浚渫10,000㎥、土砂55,444㎥	41,855
56	1,000,000	護岸工事412m、護岸補修工事292.5m、防砂堤改良（南側）167.8m、航路浚渫工事－2.0m，－4.0m 23,925㎡、土量32,280㎥	60,758	航路浚渫工事、土量94,000㎥	35,253
57	986,492	防波護岸工事134m、護岸工事71m、北防砂堤100m南防砂堤22m、B岸壁（－4.0m）213.8m、A岸壁385m、水路工154.3m	81,055	浚渫工事、船修繕、重機による航路維持	41,816
58	750,000	北防堤185m、防砂130m、船揚場100m、護岸550m岸壁27m、水路工107.6m	64,580		32,776
59	671,909	航路浚渫　－4.0m　A＝60,680㎡　V＝177,230㎥ 泊地浚渫　－4.0m　A＝46,900㎡　V＝232,600㎥ 岸壁－4.0m637m、水路工107.6m、臨港道路2,236.4m	46,522	浚渫工事34,200㎥	21,708
60	240,800	新路浚渫　－m　4.0A＝61,183㎥　V＝120,830㎥ 泊地浚渫　－m　4.0A＝2,500㎥　V＝3,330㎥	55,200	浚渫工事61,800㎥	17,412
	9,996,790		859,019		492,888

貴重な資料、写真の提供にご協力下さった県・町・漁協等の関係者諸氏に深甚なる謝意を表しつつ筆を擱く。

（宮崎茂一郎）

参考文献

千葉県『片貝漁港概要』

宮崎茂一郎『砂浜に漁港を作る私の体験』　昭和四一年　清和六号

第一六節　漁業協同組合の沿革とその活動

漁業団体の変遷

前述のように、漁業生産の上に蟠踞していた旧慣を改革し、合理的な漁業生産方式、漁場秩序を確立するために、新しい漁業関係法規が整備され、直接制度の担い手である漁民団体も幾度か組織が改編される。

これらとその経緯を軸として年表にした。

年表中の主要事項については、詳しく解説することとする。

表155　漁業協同組合のあゆみ

西暦	年号	記事
一八八五	明治一八	五・　農商務省令第七号漁業組合準則公布
一八八八	二一	九・　九十九里浦漁業組合設立、事務所山辺郡作田村

宮崎編

一九二六	大正一五	一〇・　六	第一小組合　長柄郡東浪見村より浜宿村に至る
一九二七	昭和　二	三・一一	第二小組合　山辺郡四天木村より小関村に至る
一九二八	三	八・二七	第三小組合　山辺郡作田村より武射郡屋形村に至る （長柄郡、山辺郡、武射郡、匝瑳郡、海上郡沿岸各村で組織）
			片貝町漁業組合設立　片貝村片貝六九〇三の一
			豊海村漁業組合設立　豊海村不動堂三〇一
			豊海村漁業組合第二回総会において共同購買事業（燃油）共同出荷（貝類）共同貯金の件議決
一九二九	四	九・二〇	豊海村漁業組合事務所同村藤下九五七に移転
		一・二八	豊海村漁業組合運搬事業開始、貨物自動車一台
一九三三	八	二・二七	片貝町漁業組合製氷工場設置認可
		五・一五	右工場作業開始製氷能力日産五トン貯氷一〇〇トン
		四・二一	豊海村漁業組合第一回定期総会　第三号議案冷凍冷蔵庫新設の件　第四号議案低利資金借入れ議決
一九三五	一〇	五・三一	保証責任片貝町漁業協同組合設立
		一一・　二	保証責任豊海村漁業協同組合設立
一九三八	一三	三・　一	綿糸配給統制令公布
一九四〇	一五	二・一九	漁業組合に物資統制職員設置補助決定　千葉県
		九・　一	山武郡沿岸七ヶ町村専用漁業権願により協定締結
		一二・一二	専用漁業権関係七ヶ町村に免許
一九四一	一六	九・一六	県内あぐり網五〇ヶ統に統合　別項参照
		一〇・二五	豊海町漁協V8フォード一九三七年式貨物自動車石油代用燃料（薪）千第八九〇二号許可
一九四三	一八	一二・　八	太平洋戦争突入
一九四四	一九	三・一二	石油専売法公布
		一一・	豊海、片貝、鳴浜各町村漁業会設立

一九四五	昭和二〇	八・一五　終戦
		一〇・　一　農林省臨時漁船取締規則で五トン以上の漁船登録制度を設定
		一〇・一三　第八二駐留軍軍政部、千葉県庁本館に設置
		一〇・二七　水産物統制令撤廃
		一〇・　石油配給統制規則および購買券制度廃止
		一一・二〇　野菜鮮魚統制撤廃、同日鮮魚介の価格統制および配給統制撤廃
		一二・　石油配給制要綱を発表（水産用石油切符制）
一三四六	二一	三・　三　鮮魚介一次公定価格設定
		三・一六　食糧緊急措置令に基く水産物統制令公布（生鮮食料品再統制）
		四・　一　片貝町漁業会職員全員新旧交代、戦時中休業の製氷冷凍工場大修理
一九四七	二二	三・　千葉県水産物統制規則制定
		五・二三　片貝町、豊海町漁業会鮮魚介出荷機関登録申請
		九・二六　加工水産物配給規則制定
一九四八	二三	一・三〇　千葉県水産製品検査規則制定
		四・　片貝町漁業会漁船機関修理工場開設
		六・一六　GHQ生鮮食料品統制強化指令
一九四九	二四	九・二六　豊海町漁業協同組合設立
		一〇・　五　片貝町漁業協同組合設立
一九五〇	二五	一二・　千葉県信用漁業協同組合連合会発足
一九五一	二六	三・　片貝灯柱四角櫓型鉄造閃白光毎秒一閃一基完成
		四・　片貝漁業協同組合製氷能力増強日産八トン完成
		九・　片貝町、豊海町、鳴浜村漁業会解散
一九五二	二七	二・　豊海町漁協に漁業用海岸局完成（危険防止のため）
		三・　第二次漁業権証券資金化により豊海町漁協三五七二千円にて製氷工場を片貝町漁協三五七一千円と農林中央金庫からの借入れにより冷蔵庫増設と電力室高圧契約

			を、鳴浜村漁協三〇五万円であぐり網自営する。
一九五三	二八	四・一	豊海町漁業協同組合長小栗山喜治郎死去、四・五　組合葬執行
一九五五	三〇	五・二六	豊海町漁業協同組合長に小栗山熊太郎就任
一九五六	三一	六・四 三・三一	白里、南白亀、白潟、豊海のあぐり網漁業労務者が漁民組合結成を協議別項参照 九十九里町発足　九十九里町片貝漁業協同組合、同豊海漁業協同組合となる。
一九五六	三一	六・七	農山漁村振興計画の指定をうけ、片貝漁協は海岸荷揚道路を造り、別に冷蔵庫四〇坪冷蔵能力一五〇トンを増設
一九六一	三六	二・二二	片貝漁業用海岸局開局後に豊海海岸局を統合
			豊海漁業協同組合新事務所落成　藤下一〇四二番地
		一一・二二	初代片貝漁業組合長、九十九里漁港修築促進委員長、前片貝町長鈴木五平次逝去、町葬執行
一九六二	三七	一一・一四	入札一本化協議会
一九六三	三八	四・	九十九里沿岸一一市町村一三漁協に九十九里ハマグリ漁業振興会創立し県市町村補助にてハマグリ増殖事業を実施したが成果挙がらず。
一九六四	三九	二・	片貝漁港水揚荷捌所落成
		五・	沿岸漁業構造改善事業荷捌施設管理規程制定
		八・三一	入札一本化協定成立、入札制度に関する船主加工業者協定書　片貝、豊海、作田
		一一・	関東天然瓦斯開発ＫＫとかん水放流についての補償契約、片貝、豊海
一九六五	四〇	五・	鳴浜村漁協法定解散、作田漁民片貝漁協に加入
一九六七	四二		千葉県水産製品検査規則廃止
一九六八	四三	二・八	豊海漁協財務確認、組合員一七一名（内正一六六名）出資金五八九二千円、貯金五〇二五一千円
一九六九	四四	一・九	片貝漁港にあぐり網本船初入港、第一第二酒井丸他運搬船二隻
一九七二	四七	一〇・二八	元片貝漁業協同組合長、片貝漁港修築完成後援会長酒井市作逝去、一〇・三一葬儀執行
		一一・一一	信用部設立準備委員会（第一回）以後四八・一・一九まで四回にわたり片貝、豊海、白里信用事業合同運営の件について討議

一九七四	昭和四九	県が事業主体となり小関根付近に魚礁工事を実施
一九七五	五〇	一・一七　九十九里町漁業協同組合発足
	五〇	一・一七から
	五二	四・一〇まで　組合長理事　鈴木　啓史
	五四	八・二〇まで　〃　小栗山英吉
		現　在まで　〃　酒井　一男

一九四九年（昭和二四）二月一五日、水産業団体法が施行されるまでの団体制度として漁民の経済を支配し、漁民の活動を規制してきた組織は漁業会であって、千葉県には中央に一つの水産業会と県下に合計一一三の市町村漁業会があった。

この漁業会は、一九四三年（昭和一八）から一九四四年（昭和一九）にかけ、従来の漁業組合が改組され、いわゆる国策遂行と水産物および資材統制のためできた機関で、漁民の自由的な機関ではなく、漁村の封建性が深く根ざしていて民主的発展を阻害するものであった。

前記のように水産業協同組合法が制定され、それに基いてなによりもまず漁民の自由な意思によって、漁民みずからの手で自主的に新しい漁業協同組合が設立され、その運営についても非漁民を排除し、共同販売、共同購入等の流通過程のみでなく、生産の協同化を認めるもので、旧漁業会を基盤としていろいろな形で温存されていた漁村の封建性を排除し、統制によって歪められていた漁村の経済機構を徹底的に民主化して、漁民の生活を安定させ、水産業の生産力を増進させようとするものであった。

一九四九年（昭和二四）九月二六日、豊海町漁業協同組合が、同年一〇月五日に片貝町漁業協同組合が設立

された。前掲年表参照。

かくして水産業協同組合法に基いて新しい団体制度としての漁業協同組合が設立されたが、漁業制度改革により新しい漁業法による新漁業権の免許までは、旧漁業権の保有主体である漁業会を消滅させる訳にはいかないので、新旧漁業権の切替までは、漁業会と漁業協同組合の二本建となることになった。

しかしながら、協同組合ができ、また漁業会は旧漁業権の保有主体としてのみ存在理由があるので、漁業会はその有する漁業権を失った時解散し、それまではただ漁業権の管理のみを行わせる事を規定し、さらに漁業会の財産処分清算について規定した法律、「水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律」が、水産業協同組合法と同時に制定施行された。

漁業権の処分が終わり、一九五一年（昭和二六）九月、豊海町・片貝町・鳴浜村漁業会は解散した。

片貝漁協の製氷事業について

片貝町漁業組合が経済的に安定したのは、製氷設備が完成してからである。

話は一九二八年（昭和三）の昔に戻る。

ある日、県庁の商工水産課長の机の前にドッカリと腰を据えて熱弁をふるっている男がいた。古ぼけた茶の背広を着た田夫野人のようなガッシリした体格である。話の主旨は、「自分の住んでいる漁村には製氷の設備がないので、冷蔵用の氷は稀少かつ高価である。漁師が魚を獲ってきても、夏などは二足三文で、現に一二キログラムもあるぶりが只（ただ）の二五銭にしか売れない。そこで私は漁村を更正させるためには製氷設備が必要であると考え、再三陳情して来た。今回、農林省から助成金の交付指令を受け多年の宿願を果した気持である。しかし、私の漁業組合は有名無実に近く、専用漁業権もなく、資金もない。折角助成の指令は受けた

表156　片貝漁協製氷冷凍工場明細

種　類	面積平方尺	容積立方尺
冷凍室	170.28	1,992.276
第一冷蔵室	380.25	4,563.000
第二冷蔵室	634.50	7,614.000
準備室	230.59	2,835.888
合計	1,415.59	17,005.164

宮崎作表

が、地元負担金の調達ができないので、県の事業資金の貸付を願いたい。」と口角泡を飛ばして陳情しているのである。

空手で、しかも他人の褌（ふんどし）で二万五千円の製氷施設を造ろうというのだから、かなり虫のいい話で、それを臆面もなく陳情しているこの男の心臓は、今時の流行語の鋼鉄製だと、当時筆者は思っていた。

その後、筆者が岡商工水産課長に逢った際、「あの一文無しの男はどうしましたか。」と尋ねると、課長は、「事業は金にあらず、人だね。とうとう頑張り通して物にしてしまったよ。農林省の助成金一万円、県の事業資金貸付が一万二千円、不足三千五百円は、懐が少し楽な漁業組合を狙って口説き落して借り出した。」と愉快そうに話すのだった。

鈴木五平次組合長の令夫人は、この男の熱情にほだされ、貯金通帳を担保にし、二千円の金を作り融通してやったというエピソードもある。

この図太い男は、九十九里の名物男、片貝町漁業組合理事鈴木悦である。

一九三五年（昭和一〇）一月に貯氷庫一棟を増設し、農林省助成金二、二四四円、県貸付金四、〇〇〇円を交付された。

その後、氷の需要は益々増加し、冷凍冷蔵庫設置の要望が強く、一九三七年（昭和一二）一月二二日、事業費三二、〇〇〇円に対し、国は一五、五五三円を助成し、県も一六、〇〇〇円を融資した。

表157　1934年（昭和９）度豊海村漁業組合冷蔵庫保管料収入明細

	品　目　お　よ　び　料　金	扱　数
1	末広桟座（４尺×２尺）１枚ニツキ　１昼夜　金２銭	14,588枚
2	目刺桟座（　同　）１枚ニツキ　１昼夜　金１銭	2,559枚
3	小才桟座（　同　）１枚ニツキ　１昼夜　金１銭５厘	1,197枚
4	田作桟座（　同　）１枚ニツキ　１昼夜　金１銭５厘	485枚
5	ひらき桟座（同　）１枚ニツキ　１昼夜　金１銭	71枚
6	末広漬船（４尺×２尺深６寸）１船ニツキ　１昼夜　金15銭	207船
7	末広漬桶（直径１尺５寸深５寸）１個ニツキ　１昼夜　金５銭	29個
8	末広入箱（リンゴ箱大）１個ニツキ　半月　金９銭　１ケ月　金15銭	5,486個
9	目刺入箱（１尺６寸×８寸高２寸）５ツ合セ１個ニツキ　半月　金15銭　１ケ月　金20銭	2,742個
10	小才入箱（２尺４寸×１尺４寸高１尺５寸）１個ニツキ　半月　金20銭　１ケ月　金30銭	45個
11	ムシ入箱（同　）１個ニツキ　半月　金15銭　１ケ月　金20銭	306個
12	竹連入箱（同　）１個ニツキ　半月　金15銭　１ケ月　金20銭	79個
13	田作俵（10貫入）１俵ニツキ　半月　金20銭　１ケ月　金35銭	2俵
14	鮮魚入樽（４斗樽）１個ニツキ　１昼夜　金20銭	99個
15	鮮魚トロ箱（２尺８寸×１尺４寸高５寸）１個ニツキ　１昼夜　金15銭　鰯６銭	298個
16	鮮魚入小箱（１尺２寸×７寸高１寸）10個ニツキ　１昼夜　金10銭　１個ヲマスゴトニ　金１銭ヅツ	198個
17	鰯冷凍皿（２尺５寸×１尺５寸深３寸）冷凍料共同ニツキ　１ケ月　金16銭	16,864個
18	その他雑品（前記各号ニ相当セザルモノ）	160個

漁協資料

これにより、新規冷凍室は収容量一、四〇〇貫、冷蔵室は収容量二五、〇〇〇貫、計二六、四〇〇貫となり、木下式アンモニア圧縮機を装備した冷凍機の冷凍能力は一七・五トンであった。

毎夏廻游するぶり、三白、いなだ、めじ等の鮮度が維持され、魚価は安定し、組合員の経済に大きく貢献した。

戦時中は労力、資材の不足で休業の已むなきに至ったが、戦後、筆者は復興に努め、農林中央金庫から百

万円の融資を受け、腐朽した工場の再建を果した。

表157は一九三四年（昭和九）の豊海村漁業組合冷蔵庫の保管料明細のうち、冷蔵庫に保管した品目とその数量である。

これを見ると、当時のみりん干製造の状況を反映して、入庫品のうち「末広桟座（さんざ）、末広漬船、末広漬桶、末広入箱」などみりん干に係るものが圧倒的に多く、ついで目刺製品が多い。

当時の加工品目が窺えて面白い。

専用漁業権について

参考資料として、一九四〇年（昭和一五）、豊海町漁業組合に交付された「専用漁業権免許指令」を掲げた。

ここで興味あるのは、記載されている漁業の名称が「ぞな、ながらみ」という九十九里地方の俗称で正式の学名はそれぞれ「ふじのはながい、だんべいきしゃご」で、現在ではすべてこれを使用しているので、当時、国の正規の免許指令に九十九里の俗称が使われていることである。

参考資料

指　令

免許番号第五八五五号

住所　千葉県山武郡豊海町

保証責任豊海町漁業組合

地　先

昭和三年二月十六日付願　専用漁業ノ件　免許ス

但シ左ノ通心得ヘシ

昭和十五年十二月十二日

農林大臣　石黒忠篤　印

記

第五十七条　組合員本組合ノ有スル専用漁業権ニ属スル漁場内ニ於漁業ヲ為ス場合ハ左ニ掲ケル事項ヲ遵守スヘシ

一　ばい漁業ハ八月一日ヨリ九月三十日迄ノ間之ヲ為スコトヲ得ス

二　ぞな漁業ハ九月一日ヨリ十月三十一日迄ノ間之ヲ為スコトヲ得ス

三　ながらみ漁業ハ九月一日ヨリ十月三十日迄ノ間之ヲ為スコトヲ得ス

四　ながらみ漁業ニ使用スル漁具ハ網目十節以下ぞな漁業ニ使用スル漁具ハ網目二十五節以下ノモノヲ使用スルコトヲ得ス

五　前各号ニ掲ケタルモノノ外総会ノ決議ヲ経タル事項

漁業ノ種類	漁獲物ノ種類	漁業時期
いわし地曳網漁業	いわし、あぢ、さば	自一月一日至十二月三十一日
はまぐり漁業	はまぐり	同右
あかがひ漁業	あかがひ	同右
うばがひ漁業	うばがひ	同右
ばい漁業	ばい	同右
ながらみ漁業	ながらみ	同右
ぞな漁業	ぞな	同右

存続期間　自昭和十五年十二月十二日　至昭和三十五年十一月三十日

昭和十五年十二月十二日　登録済　農林省之印

専用漁業漁場図　縮尺五万分ノ一

海岸線ハ最大高潮時海岸線トス

漁場ノ位置　千葉県山武郡豊海町地先

点ノ位置　基点甲　白里町豊海町界
同　乙　豊海町片貝町界
イ　甲ヨリ百二十度ノ線上海岸線ヨリ六千メートルノ処
ロ　乙ヨリ百二十七度三十分ノ線上海岸線ヨリ六千メートルノ処
漁場区域　甲イ、イロ、ロ乙ノ三直線ト海岸線トニヨリテ囲マレタル区域図……（略）……

片貝漁業用海岸局　この漁業用海岸局は、一九五六年（昭和三一）六月七日開局。DSB二七メガサイクル、一二台、SSB二七メガサイクル、二五ワット一台、固定局用（局間通話）六〇メガサイクルを設備。局長ほか女子職員一名。

海上郡飯岡町から長生郡白子町まで加入船舶一五〇隻、大原（一七・五マイル）、銚子（二三マイル）まで交信可能であった。

写83　片貝漁業用海岸局開局
昭和31年6月7日　片貝漁協撮影

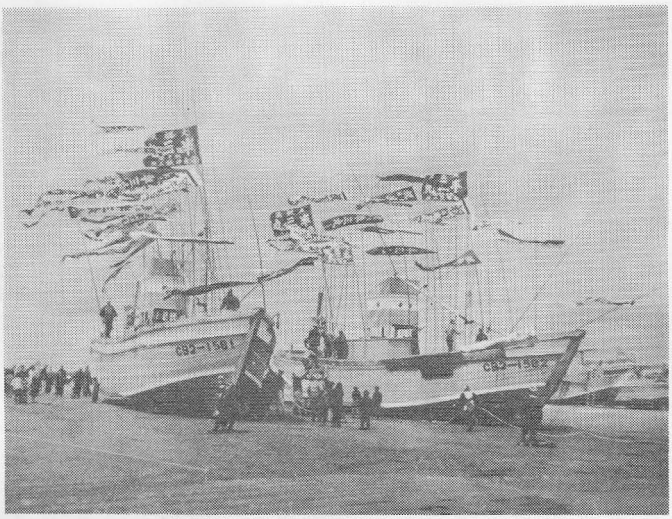

写84　九十九里型を改良した新型網船
第一、第二半三丸進水式　山口俊彦撮影

写85　九十九里町漁業協同組合統合信用部

漁業協同組合統合信用部の経緯

表158　豊海漁協信用部の経緯

宮崎編

西暦	年号	月	日	記事
一九四六	昭和二一			豊海漁業会貯金業務開始
一九四九	二四	九	二六	豊海町漁業協同組合設立　組合員数一五四名　出資金一二七千円　貯金高八六九千円
一九五五	三〇	四	一三	大蔵大臣、日銀総裁より金融関係優秀店舗として表彰　貯金高一〇五六三千円
一九六六	四一	四	五	信用部独立店舗開所　組合員一七一名　出資金四五一三千円　貯金高六九〇二一千円
一九六九	四四	五	一五	水産庁長官賞　組合員三五〇名　出資金五八九二千円　貯金五〇二五一一千円
一九七四	四九	二	一	豊海、片貝、白里合同による九十九里漁業協同組合信用部として業務開始
一九七五	五〇	一	一七	豊海、片貝両漁協合併　九十九里漁業協同組合となり、現在に至る。

九十九里町漁業協同組合合併経過

表159　九十九里町漁業協同組合合併経過

宮崎編

西暦	年号	月	日	記事
一九七四	昭和四九	四	一五	両組合合同役員会　合併促進決定
			二四	県に合併事務指導の陳情
		五	一	県、町合併事務打ち合わせ、片貝、豊海両漁業協同組合通常総会で合併決議
		六	二八	九十九里町漁協合併促進協議会設置、規約、予算、事務局など決定
		七	三	事務局会議　促進日程案　基本方針案　合併契約の基本事項案等の作成
				統合信用部の合併後の運営につき白里漁協に説明
			一二	合併促進協議会　七・三事務局案の議決

二三	両組合の財務確認調査	
二五	〃	
九	三	各組合とも理事会、上記財務確認結果について説明
	七	豊海漁協監事会
	一一	合併促進協議会　財務結果の承認　持分調整はしないことを決議
	一七	事務局会議　合併経営計画書案　合併契約案の作成
	二〇	〃
一〇	九	両組合合同役員会　事務局案の説明
	一九	合併促進協議会　合併経営計画書案　合併契約書案議決　合併契約書の締結

表160　漁協合併に関する臨時総会議案（豊海分　片貝も同じ）抜粋

日時　昭和四十九年一一月一七日午後一時　　場所　豊海漁業協同組合会議室

第一号議案　合併および合併契約承認の件

豊海漁業協同組合と片貝漁業協同組合が合併し九十九里町漁業協同組合を設立すること。豊海漁業協同組合と片貝漁業協同組合との間で昭和四九年一〇月一九日に締結した合併契約書の承認を願いたい。

第二号議案　合併経営計画書承認の件

豊海漁業協同組合と片貝漁業協同組合が合併し、別紙のとおり九十九里町漁業協同組合を設立したので同計画書を承認願いたい。

第三号議案　漁業権の承継について承認を求める件

次の漁業権を九十九里町漁業協同組合に承継することについて承認願いたい。共同漁業権共第五三号

第四号議案　漁業権行使規則の廃止について承認を求める件

……（略）……

合併経営計画書案

第一　合併の基本方針

1　合併しようとする組合

豊海漁業協同組合	九十九里町藤下一〇四二番地
片貝漁業協同組合	九十九里町片貝六九〇三番地の一

2　合併の目的

（目的）　水産業を取り巻く一般社会情勢は著しく変化し、他産業は急速に高度成長している。これら諸情勢の変化に対応できるたくましい漁業協同組合にするため、その運営、組織等を強化整備し近代的な経済団体としての体制を整え、組合員の生活の安定と福利増進を推進し、水協法の本旨に則り各種漁業経営者に奉仕できる漁業協同組合にするため合併しようとするものである。

（基本方針）　豊海、片貝の両漁協の合併に伴う基本方針は次のとおりとする。①漁協の機能を強化確立し、漁業経営の近代化を積極的に推進するとともに漁業施設を整備拡充し、生産力の増大各種漁業経営の安定化に努める。②執行体制や機構の整備を図り、漁業経営を合理化し能率的な事業経営を行ない組合員に対する奉仕体制を確立する。③財務内容の健全化を図り、経営基盤の拡大と経済力の充実を推進し、漁業協同組合の経営安定と発展を期する。

3　合併の日程

①　合併議決および合併経営計画を議決する総会の期日

豊海、片貝両漁業協同組合とも昭和四九年一一月一七日

②　合併予定日　昭和五〇年一月一日

4　職員の引き継ぎに関する事項

合併時両組合に在職する職員は、新組合が引き継ぎ採用し勤務年数は旧組合に雇用された時より通算する。

5　財産の評価および整理に関する方針

次の要領により行なった基準日（昭和四九年六月三〇日）現在の不健全資産については合併の前日に必要な整理を行なって新組合に引き継ぐものとする。

①　債権の評価　……（略）……

6　出資一口金額に対する持ち分調整

以下　……（略）……

第二　合併後の組合の事務経営についての基本方針

1　事業の実施方針

基本方針　漁港区域に組合事務所、給水給油施設等を計画的に施設し、漁港機能を充実して漁業生産基盤の確立と同時に経営管理を合理化し、統合漁協としての機能を十分に発揮し、組合員の生産性の向上と漁業経営の安定に寄与する。

①　信用事業　組合員と地域の金融機関としての使命を果たすため、組合員の意識の高揚に努め、生産および生活設計の推進役となり、組合金融の機能の充実を図る。また豊海、片貝、白里三漁協により実施されている統合信用部の業務は新組合が実施するも従来の統合信用部の基本理念に基き、新組合と白里漁協は協調し二漁協金融機関としての使命を全うするものとする。

ア　漁獲物等の代金を信用事業に直結させ組合員経済に貢献する。

イ　漁家集会貯蓄実践委員会外務専従職員による貯蓄運動の展開と貯蓄推進機能の確立を図る。

ウ　窓口事務の充実を図り、公共料金の自動振替制度の推進等系統利用の向上に積極的に取り組む。

②　購買事業　漁業用燃油および漁業用資材等について一括購入体制を確立し、購入については予約購買とし価格の低減を図る。

③　販売事業　組合員経済の骨幹であるとともに組合運営の重要な事業であるので、この事業に力を注ぎ全漁獲物の組合取扱を図り、価格の安定を期する。また、販売諸施設の機能整備と流通の諸問題に対応できる事務体制を確立する。

④　製氷冷凍事業　製氷冷凍施設の整備を図り、稼動率の向上に努め、部門採算の増大を期し、組合員の漁業生産に寄与する。

⑤　利用事業　組合員の福祉施設、生産性施設の設置利用を推進し、地域経済の伸張に寄与する。

貸付金

科目		年度	46年		47年		48年	
			件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額
豊海漁協	手形貸付金		58	54,059	58	35,405	82	84,018
	(内予担分)		11	9,300	33	15,826	37	26,435
	証書貸付	農林漁業資金	—	—	—	—	—	—
		近代化資金	8	26,640	9	30,800	11	53,120
		一般証書貸付	64	83,888	46	66,397	112	160,110
	合計		130	164,587	113	132,602	205	297,248
片貝漁協	手形貸付金		7	5,700	11	12,400	13	23,560
	(内予担分)		—	—	2	1,500	11	12,860
	証書貸付	農林漁業資金	—	—	—	—	—	—
		近代化資金	7	37,600	6	28,300	6	89,700
		一般証書貸付	6	30,600	7	28,600	77	117,100
	合計		20	73,900	24	69,800	96	230,360

⑥　指導事業　水産業協同組合が組合員の資質、社会的地位の向上とさらに生活や所得の向上を促進する目的に鑑み、停滞しつつある指導事業の原点に立って、隘路の究明を行い、積極的に取り組み、組合員の協同意識の高揚を図り、相互の信頼を深め、もって社会的経済的な地位の向上を図って行くため指導事業の強化を推進する。

ア　婦人部青年部等組織の育成と活動の強化を推進する。

イ　漁業権管理の自主性と資源の保護培養を図り、水産業振興策の強化を推進する。

⑦　無線事業　安全な航行と漁業指導の必要事項を随時連絡し、漁業経営の安定化に寄与する。

2　経営管理の方針

……（略）……

貸借対照表

豊海漁業協同組合　　49.6.30現在

勘定科目	金額	勘定科目	金額
信用事業資産	円	信用事業負債	円
現金・預金	186,287,119	当座貯金	1,011,457
手形貸付金	104,866,772	普通貯金	137,407,033
		償還準備貯金	9,010,111
証書貸付金	274,056,840	納税準備貯金	7,722,075
		備荒貯金	875,298
未収利息	14,834,243	通知貯金	17,488,887
借入留保金	7,300,000	別段貯金	6,676,580
未収受入利子補給金	1,329,867	公金貯金	7,515,069
有価証券	157,930	定期貯金	190,058,075
小計	588,832,771	定期積金	7,404,100
		出資予約金	142,025
流動資産		証書借入金	165,635,000
受取手形	55,658	貸付留保金	26,200,000
購買売掛金	4,060,706	給付備金	70,528
販売売掛金	5,166,925	未払利息	12,794,982
製氷売掛金	9,069,734	前受利息	490,713
未収冷凍保管料	131,945	小計	590,501,933
未収利用料	8,000		
立替金	1,025,007	流動資産	
仮払金	281,150	購買買掛金	4,243,830
前払費用	32,930	販売買掛金	1,391,276
受託販売未収金	23,395,670	製氷買掛金	5,176,290
繰越商品	422,769	受託販売未払金	25,845,632
小計	43,650,494	未払費用	4,057,814
		仮受金	158,975
固定資産		預り金	6,094,533
有形固定資産	89,895,330	小計	600,000
減価償却引当金	△17,403,909		47,568,350
無形固定資産	66,306		
外部出資	6,880,000	固定負債	
退職共済積金	869,400	証書借入金	59,000,000
小計	80,307,127	退職給与引当金	19,653,791
		受入保証金	5,300,000
繰越勘定	201,354	小計	83,953,791
		資本	
		出資金	18,067,000
		繰越欠損金	△ 2,876,431
		特別欠損金	△26,999,974
		当期利益	2,777,077
		小計	△ 9,032,328
資産合計	712,991,746	負債・資本合計	712,991,746

貸借対照表

片貝漁業協同組合　　49.6.30現在

勘定科目	金額	勘定科目	金額
信用事業資産	円	信用事業負債	円
現金・預金	137,625,226	普通貯金	34,733,661
手形貸付金	23,250,000	償還準備貯金	3,118,836
証書貸付金	293,000,000	別段貯金	12,034,000
借入金保留金	34,705,000	定期貯金	118,116,357
未収利息	7,860,909	定期積金	1,110,000
未収受入利子補給金	2,597,420	未払利息	8,894,220
有価証券	49,350	前受利息	237,088
小計	499,087,905	給付備金	1,558
		貸付金保留金	32,805,000
流動資産		証書借入金	291,850,000
製氷売掛金	1,047,600	小計	502,900,720
受託販売未収金	23,395,670		
立替金	205,000	流動資産	
仮払金	250,000	未払金	1,297,815
前払費用	19,119	受託販売未払金	25,845,633
小計	24,917,389	未払費用	21,340
		仮受金	169,400
固定資産		小計	27,334,188
有形固定資産	71,203,566		
減価償却引当金	△ 227,035	固定負債	
外部出資	7,670,000	証書借入金	44,000,000
小計	78,646,531	受入保証金	11,200,000
		退職給与引当金	15,346,415
繰延勘定	143,349	小計	70,546,415
製氷勘定	11,000,000	資本	
		出資金	23,669,500
		特別準備金	1,782,000
		再評価積立金	1,106,608
		法定準備金	890,000
		特別積立金	1,987,568
		教育情報資金	982,950
		繰越利益剰余金	845,098
		特別欠損金	△19,520,072
		当期利益	1,270,199
		小計	13,013,851
資産合計	613,795,174	負債・資本合計	613,795,174

組織及び機構図

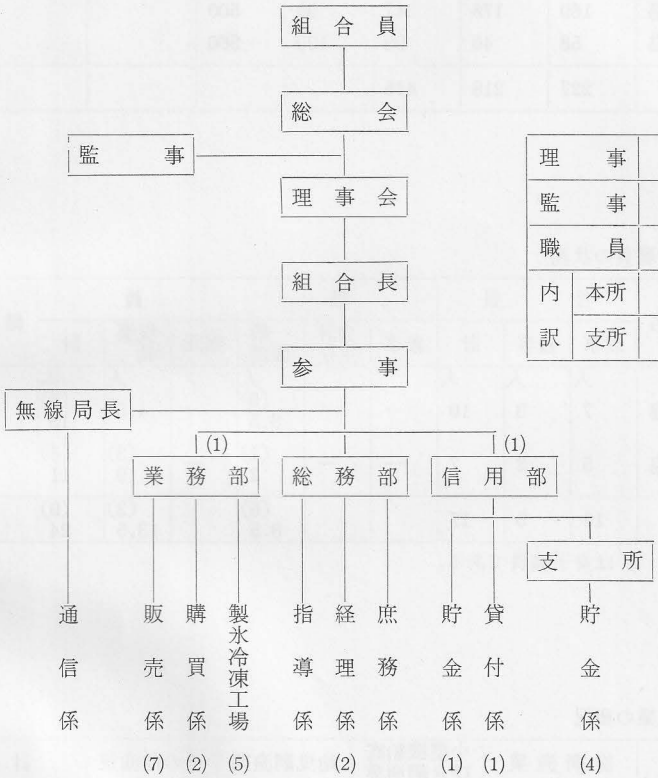

理事		12
監事		5
職員		25
内訳	本所	21
	支所	4

(1)　組織の状況

組合名	組合員数			正組合員有資格者日数	出資一口の金額	下部組織及び協力組織の設置状況	備考
	正	準	計				
	人	人	人	日	円		
豊海漁協	169	178	347	90	500		
片貝漁協	58	40	98	120	500		
計	227	218	445				

(2)　役職員の状況

組合名	役員			職員						備考
	理事	監事	計	参事	会計主任	一般職員	嘱託	現業員	計	
	人	人	人			人		人	人	
豊海漁協	7	3	10	—	—	(5) 8.5	—	4.5	(5) 13	
片貝漁協	5	2	7	—	—	(1) 2	—	(3) 9	(4) 11	
計	12	5	17			(6) 8.5		(3) 13.5	(9) 24	

(注)（　）は女子職員である。

(3)　漁業の概況

組合名	旋網漁業		小型機船底びき網漁業		地曳網漁業		その他漁業		計	
	隻数	人員	隻数	人員	隻数	人員	隻数	人員	隻数	人員
豊海漁協	(4)20	160	12	24	1	6	—	—	17	190
片貝漁協	(6)39	240	8	16	5	30	—	—	19	286
計	(10)59	400	20	40	6	36			36	476

(注)（　）は旋網総数

(4)　漁船の状況

組合名	動力船					無動力船	備考
	5トン未満	15トン未満	20トン未満	20トン以上	計		
豊海漁協	9	30	2	—	41	—	
片貝漁協	15	34	5	1	55	—	
計	24	64	7	1	96	—	

(5)　過去2ヶ年の水揚実績表　　(千円　トン)

漁種名＼組合名		豊海漁協				片貝漁協（魚市場）			
		47年度		48年度		47年度		48年度	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
鮮魚	いわし類（わらさ類あじ含む）					9,069	439,449	18,017	928,371
貝類	赤貝	14	6,518	6	3,703				
計		14	6,518	6	3,703	9,069	439,449	18,017	928,371

(6)　販売手数料

組合名	種別／摘要	魚類	赤貝	備考
豊海漁協	手数料率		9％	
	手数料額			
片貝漁協（魚市場）	手数料率	3％（地元） 5％（廻船）		
	手数料額			

(7)　漁業権の状況

一九八〇年（昭和五五）二月現在、九十九里町漁業協同組合所属漁船の一覧を示す。

第1種共同漁業権行使規則の内容

組合名	豊海漁協		片貝漁協	
公示番号	共第53号		共第53号	
漁業の内容	だんべいきさご漁業		左に同じ	
	はまぐり漁業		〃	
	こだまがい漁業		〃	
漁業を営む権利を有する資格	組合員である個人		〃	
組合が経営する漁業	な　し		な　し	
漁業を営む期間	漁業の名称	期間	漁業の名称	期間
	だんべいきさご漁業	1／1～12／31。ただし必要な場合は理事会の定める期間	だんべいきさご漁業	1／1～12／31。ただし必要な場合は理事会の定める期間
	はまぐり漁業	同上	はまぐり漁業	同上
	やだまがい漁業	同上	こだまがい漁業	同上
禁止漁具　各組合ごとの欄の漁業の名称ごとに漁具の欄に掲げる漁具を使用して採捕してはならない。	漁業の名称	漁具	漁業の名称	漁具
	だんべいきさご漁業	網目2㎝以下の腰巻及び手繰第3種漁具	だんべいきさご漁業	網目2㎝以下の腰巻及び手繰第3種漁具
	はまぐり漁業	網目4.5㎝以下の腰巻及び手繰第3種漁具	はまぐり漁業	網目4.5㎝以下の腰巻及び手繰第3種漁具
	こだまがい漁業	同上	こだまがい漁業	同上
体長等の制限　各組合ごとの欄の漁業の名称ごとに大きさの欄に掲げる大きさのものはこれを採捕してはならない。	漁業の名称	大きさ	漁業の名称	大きさ
	だんべいきさご漁業	殻長　2㎝以下	だんべいきさご漁業	殻長　2㎝以下
	はまぐり漁業	〃　5㎝以下	はまぐり漁業	〃　5㎝以下
	こだまがい漁業	〃　4.5㎝以下	こだまがい漁業	〃　4.5㎝以下

(1)　　表161　九十九里町漁協所属漁船一覧表　　昭55.2現在

船主名	船名	登録番号	t数	馬力	進水年月日
今関茂	第1吉栄丸	CB2-03189	7.35	40	昭40. 6.30
村井由栄	第6海栄丸	〃 03348	10.98	80	41.11. 1
〃	第5海栄丸	〃 03349	10.98	65	41.11. 1
株式会社半三丸	第3半三丸	〃 06096	13.53	80	44. 9.30
〃甲良丸	第8甲良丸	〃 06115	19.91	105	45. 5. 2
有限会社充児丸	第13充児丸	〃 06136	19.44	105	46. 1. 1
株式会社甲良丸	第1甲良丸	〃 06146	14.22	90	46. 6. 1
〃	第2〃	〃 06147	14.22	90	46. 6. 1
中村恒一	第1昭徳丸	〃 06155	14.32	85	46.10. 8
〃	第2〃	〃 06156	14.32	85	46.10. 8
吉栄丸漁業株式会社	第7吉栄丸	〃 06159	8.92	50	46.11. 1
株式会社甲良丸	第3甲良丸	〃 06165	14.84	70	47. 1. 1
熱田重雄	増栄丸	〃 06166	6.28	50	46.12. 1
吉栄丸漁業株式会社	第1吉栄丸	〃 06167	12.46	80	47. 1. 1
〃	第2〃	〃 06168	12.48	80	47. 1. 1
作田孝夫	庄栄丸	〃 06185	6.66	45	47.10. 1
鈴木徳逸	第2仙丸	〃 06192	5.05	20	48. 4. 1
小栗山英吉	第7新船長栄丸	〃 06193	14.12	110	48. 4. 1
〃	第8〃	〃 06194	14.12	110	48. 4. 1
株式会社甲良丸	第5甲良丸	〃 06216	19.85	90	51. 5. 4
吉栄丸漁業株式会社	第8吉栄丸	〃 06217	16.08	80	48.12. 1
土田漁業株式会社	第1義栄丸	〃 06232	39.46	240	49. 6.28
酒井漁業株式会社	第23酒井丸	〃 06233	19.75	150	49. 7.22
土田漁業株式会社	第6義栄丸	〃 06234	18.54	90	49. 7.20
株式会社半三丸	第1半三丸	〃 06236	13.76	80	49. 8.11
〃	第2〃	〃 06237	13.87	80	49. 8.11
小栗山英吉	第5新船長栄丸	〃 06251	19.08	90	49.12. 5
有限会社充児丸	第8充児丸	〃 06257	19.91	90	50. 5. 1
小栗山喜太郎	第6長栄丸	〃 06258	17.35	130	50. 4.26
中村恒一	第5昭徳丸	〃 06264	19.16	130	50. 7.20
吉栄丸漁業株式会社	第5吉栄丸	〃 06266	19.72	90	50. 7.20
村井由栄	第7海栄丸	〃 06267	19.32	120	50. 7.20
作田明	第2庄栄丸	〃 06278	5.82	35	50.11. 1

(2)

船主名	船名	登録番号	t数	馬力	進水年月日
土田漁業株式会社	第8義栄丸	CB2-06294	19.89	90	昭51. 2. 1
川端小夜子	ふさ丸	〃 06298	6.12	40	51. 3.16
小栗山喜太郎	第15長栄丸	〃 06318	19.98	120	51.12. 1
酒井漁業株式会社	第3酒井丸	〃 06319	19.99	110	51.12. 5
小栗山英吉	第13新船長栄丸	〃 06329	19.41	90	52. 3. 1
株式会社半三丸	第6半三丸	〃 06330	19.67	90	52. 3. 1
中村恒一	第8昭徳丸	〃 65003	19.64	105	45. 5. 6
有限会社充児丸	第1充児丸	〃 65006	14.89	90	52. 9.28
〃	第2〃	〃 65007	14.87	90	52. 9.28
松井一	第3源七丸	〃 65008	13.31	105	52.10.18
笠原重雄	清勝丸	〃 65009	7.58	50	46. 8.11
村井由栄	第1海栄丸	〃 65011	13.40	85	52.11.30
〃	第2〃	〃 65012	13.40	85	52.11.30
株式会社甲良丸	第6甲良丸	〃 65014	19.96	115	53. 3.12
株式会社半三丸	第8半三丸	〃 65015	17.67	80	53. 3.27
中村新	新亀丸	〃 65016	12.08	80	43.10. 1
土田漁業株式会社	第3義栄丸	〃 65019	19.98	130	53. 7. 4
有限会社充児丸	第1充児丸	〃 65020	19.73	110	53. 6.30
村井由栄	第8海栄丸	〃 65023	13.37	80	42. 7. 1
酒井漁業株式会社	第5酒井丸	〃 65025	19.95	110	53.12.26
小栗山喜太郎	第1長栄丸	〃 65028	39.51	240	54. 2. 1
小栗山英吉	第3新船長栄丸	〃 65030	16.93	105	49. 3.26
〃	第5長栄丸	〃 65031	19.92	130	46.10.27
作田明	第3庄栄丸	CB3-11172	1.47	15	40. 9. 1
宇津木正夫	第1新亀丸	〃 11196	4.91	50	41. 3.20
山本義雄	第1直栄丸	〃 11343	4.90	35	44. 5. 1
山口友彦	友幸丸	〃 11530	2.37	17	47. 2. 1
酒井漁業株式会社	新開丸	〃 11601	4.99	80	49. 3.25
川口吉男	吉栄丸	〃 11608	3.95	30	49. 4.20
森弘男	第1文栄丸	〃 11610	4.78	50	49. 6.12
小倉秀雄	一二丸	〃 11626	4.82	50	49.11. 1
中村新	進正丸	〃 11653	4.94	50	50. 2.23
酒井漁業株式会社	酒井丸第1号てい	〃 11674	0.42	3	48.10.10

(3)

船主名	船名	登録番号	t数	馬力	進水年月日
株式会社　甲良丸	甲良丸第1号てい	CB3-11675	0.56	5	昭48. 6.10
吉栄丸漁業株式会社	吉栄丸第1号てい	〃 11676	0.56	3	48.12. 5
株式会社　半三丸	半三丸第1号てい	〃 11677	0.31	3	48.11.20
小川喜八	喜栄丸	〃 11679	1.63	14	48.10.10
松井尚文	尚栄丸	〃 11680	1.56	14	48.10.10
森　弘	文栄丸	〃 11733	4.85	45	50. 8.29
鈴木徳逸	仙丸	〃 11740	3.86	17	50.10.15
行方一郎	なかみち丸	〃 11760	1.56	11	51. 6. 1
行木春道	大洋丸	〃 11765	1.45	13	51. 7.26
作田竹雄	竹丸	〃 11792	1.41	14	52. 1. 1
笠原三郎	三笠丸	〃 16405	4.99	50	43. 6. 2
株式会社　甲良丸	甲良丸	〃 65027	1.86	35	53. 3.27
中村与四郎	甚栄丸	〃 65028	4.98	25	53. 5.28
土田漁業株式会社	義栄丸第2号てい	〃 65029	2.30	40	53. 6. 6
中村清	山又丸	〃 65035	4.98	30	40. 8. 1
中村岩夫	両栄丸	〃 65050	2.78	14	53.10.15
宇津木正雄	新亀丸	〃 65060	4.96	50	53.11.20
行木和雄	洋一丸	〃 65066	4.88	50	54. 1.10
笠原重雄	清勝丸	〃 65067	4.93	45	53.12.28
森文男	第3文栄丸	〃 65086	4.93	50	54. 4.11
海老原正	正一丸	〃 65095	4.91	45	54. 5. 3
今関茂	第2吉栄丸	〃 65107	4.89	50	54. 6.25
小栗山喜一	第1喜美丸	〃 65112	4.92	35	54. 8. 4
糸日谷清治	幸辰丸	〃 65113	4.90	45	54. 7.31
酒井漁業株式会社	酒井丸第2号てい	〃 65114	2.46	25	54. 2.20
山本義雄	第1直栄丸	〃 65121	4.91	45	54.10. 1

県水産課調

漁業振興に功績のあった人々

前述したように、松井源七、土田清蔵など揚繰網の創成期に漁業振興に尽力された人々のほか、現在までの漁業功労者について略記しておく。

頌徳碑

小栗山喜治郎翁　明治九年十二月七日父長太郎氏ノ長男ニ生レ父祖ノ意ヲ継ギ漁業一筋ニ天性ノ英知ト果断ナル実行力敏腕ヲ沿岸漁業ノ改善経営ト家業ノ隆昌ニ専念セラレ巻網揚繰網漁業ノ改造機動化ノ先駆トナリ創始者トシテ研鑽ニ努メ近代漁業ノ基盤ヲ築キ礎石トナル豊海漁業協同組合初代組合長郡水産会県水産会ノ役員顧問ニ推載サレ誠実一路精魂ヲ之ニ傾ケ最高指導者トシテ至宝ト仰ガル其ノ間昭和二年豊海村会議員豊海村長ノ職ニアリテハ難治ノ極ニ逡巡セル村政ノ更生改善ニ尽サレ私財ヲ投ジ村民福祉ノ向上教育施設ノ充実等自治復興ニ貢献スル処大ナルモノアリ其ノ功績徳望ハ今尚郷土ノ師表亀鑑トシテ斉シク敬仰止マサル次第ナリ　昭和二十八年四月一日惜哉七十九歳逝去

勲五等瑞宝章小栗山熊太郎翁　資性温厚篤実豪放磊落父祖伝来ノ漁業ヲ継承沿岸漁業ノ振興構造改善近代化ヲ率先垂範普及ニ努メ二代豊海漁業協同組合長県漁連副会長旋網漁業協同組合長海区漁業調整委員会長九十九里水産会長等ノ要職ヲ歴任傍ラ豊海町議会議員豊海町警防団副団長トシテ戦時下郷土防衛ノ一線ニ町行政ノ重鎮ト仰ガル自治体九十九里警察公安委員長ノ職ニアリテハ混迷セル地方治安維持安寧秩序ノ実ヲ上ゲ民生ノ安定ニ寄与セラレ特ニ戦後米軍ノ進駐軍ノ進駐豊海射場ノ設置ニヨリ漁業ノ一大制約ハ漁民生活ノ窮乏ト更ニ漁場ノ荒廃名状忍ビ養キ実状ヲ嘆ズ九十九里漁業対策委員長ニ推サレ占領下混沌タル政状ノ中ニ東奔西走寧日ナク海上補償制度確立併セテ恒久対策上漁港修築整備ノ急務ナルヲ痛感陳情請願片貝漁港修築整備早期着工ヲ訴ヘ遂ニ昭和三十四年五月起工ノ実現ヲ見ルニ至リ今ヤ完成途上ニアリ其ノ功ニヨリ勲五等瑞宝章ニ叙セラル蓋シ翁ノ高潔円満ナル人格ト終始積極果敢堅忍不抜真実一路ノ信条ヲ社会公共ノ為貫キ捧ゲタル一家一門ノ積善余慶ト推賞スルモノナリ

昭和五十一年七月

前千葉県議会議員　桜井熊雄撰文

小栗山喜治郎は碑文のごとく、一九一四年（大正三）他に先駆けて舶用の木下式焼玉機関二〇馬力を据付け

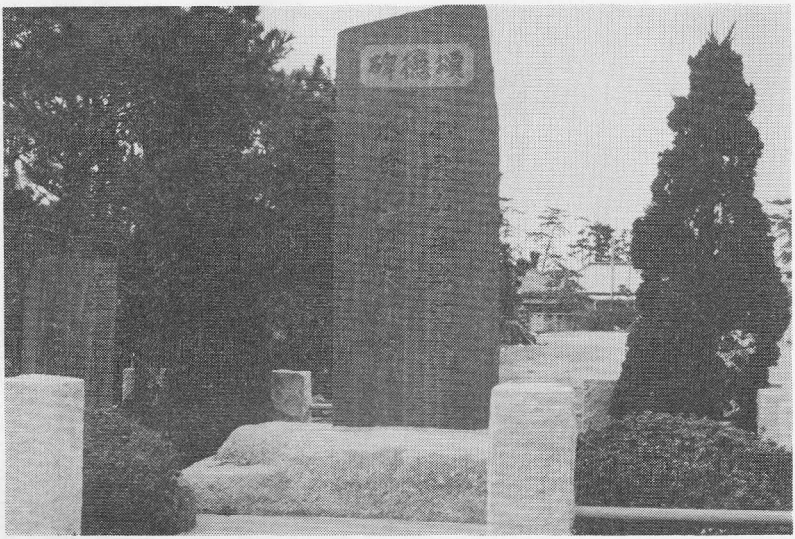

写86　小栗山父子頌徳碑　　宮崎撮影

て大漁を続け、農林大臣より優勝旗を受け、また豊海町漁業組合に冷凍冷蔵庫を設け、魚価の維持に努力した。

小栗山熊太郎は駐留軍射撃演習による漁船の危険防止、損失補償金の確保、片貝漁港建設資金として掃海費より五、〇〇〇万円寄附の際の努力など、これらの功績により勲五等瑞宝章を授与された。

鈴木五平次は一九二六年（大正一五）一〇月一六日揚繰網漁業者と片手地曳網漁業者を中心に片貝町漁業組合を結成、推されて初代組合長に就任、組合発展に努力し、一九三三年（昭和八）五月、製氷日産五トンの貯氷庫を完成、漁獲物の鮮度維持に努めた。片貝漁港修築促進期成同盟会長の職にあって漁港修築に尽力した功績は大である。

酒井市作は片貝漁業会理事、会長を歴任、製氷工場、冷凍冷蔵庫の大修理復興を行い、また漁船機関修理工場の建設に力を致し、一九四九年（昭和二四）

片貝町漁業協同組合設立とともに初代組合長となり、以来通算一七年の永きに亘り組合長の職にあり、組合の発展に貢献され、米軍射撃場演習に際しては危険防止、補償問題に活躍され、一方では設備近代化のため魚群探知器の導入普及に努めるかたわら漁業用海岸局を設置し、情報交換に便ならしめ、労災保険、船員保険への加入促進、省力機器（九十九里型ネットホーラー）の研究開発を成功させ、また千葉県漁港協会の設立に協力し、片貝漁港修築促進完成後援会を結成するなど功績は枚挙にいとまない。

各種水産団体の役員として尽瘁（じんすい）され、特に一九五六年（昭和三一）より海区漁業調整委員として六期一四年、県漁業の調整発展に尽力された。この功績により従六位勲五等に叙せられている。

このほか、小川吉次郎・鈴木啓史・小栗山英吉などは組合の発展、漁港修築促進に、土田弘は一そう巻漁法の導入に貢献している。

（宮崎茂一郎）

参考文献

九十九里町漁業協同組合資料

第一七節　最近の漁業概要

片手地曳網漁業のおこり

この節では、戦中、戦後から現在に至る漁業の概要について述べるわけだが、まず、今日漁業としてよりも観光の対象として行われている片手地曳網漁業について記述しておくこととする。

前述したように地曳網が紀州から導入されたときは、一艘片手廻しの地曳網であったが、その後二艘立ての大地曳網に発展し、勢威を振った。それとともに片手廻しの技法はすたれ、長年月の間には跡方もなくなっていた。

一九一二年（明治四五）のことである。

この頃静岡県浜名郡篠原村（現在篠原町）の人江間藤五郎（商号遠州屋）が商用で片貝を訪れ、取引先の北ノ下、土田清蔵宅に滞留していた。

土田清蔵は漁業を経営するかたわら、手広く漁網の販売を業とし、東北にまで販路を有していた。

中村城の『九十九里町誌』によれば、

「江間藤五郎と土田清蔵はともに漁業熱心で、江間は大地曳網は多くの労力と沢山の資材を必要としながら、漁獲の少ないのを見て、もっと簡単な漁法があるのではないか、と土田清蔵に相談して、郷里で使用している一夜網を取り寄せて研究を始めた。

写87　地曳網風景　　古川力撮影

土田では江間に離れ一棟を提供して、この網を改造し一艘巻きの地曳網を造り、二人が協力して試みること六、七回もおこなったが漁獲は少なく、さらに工夫をこらし大地曳にならって荒手網を用いてみた。これをつけて曳いてみた処、八〇貫程の漁獲をあげ、一応の成功をみることができた。」

と述べている。

この漁法は一艘の船に綱・荒手網・中網・奥網・袋網・奥・中・荒手網・綱と真網・逆網全部を連結して積み込み、出漁時には綱の一端を陸上に残して漕出し、綱を落しながら漁況により左右いずれかに船を回頭させて、網・袋を入れ、また網を落し、陸地に向けて綱を投げ入れながら浜に漕ぎ帰る。

網も袋も大地曳より格段に小さく、網も細く人手も四、五〇人で足りる利点がある。

一艘で張り廻わすので「片手地曳」の名称がつけられた。その後逐次改良が加えられ、九十九里浜一円に普及した。

写88　観光地曳船　　古川撮影

片手地曳の考案の時期については各説あるが、筆者が土田清蔵の娘さくから聞いた処によれば「長女きよの七五三祝の年であった。」というから、一九一二年（昭和四五）をとりたい。

遠州屋江間藤五郎は片貝で病歿し、荒生納屋の墓地に葬られたといわれ、先年、土田さくの二女の夫正文とともにその墓地を訪れたが、墓石が見当らず残念の思いをしたことがある。

本論に戻るが、その後、しらす（いわしの稚魚）を捕るために細目（せえみと呼び布を織ると同じ編み方）袋が用いられるようになった。

揚繰網漁業では夏季は夏枯れといって最も漁の少ない時期となるので、この間の漁夫の収入減を補い、他への離職を防ぐ意味から各網とも片手地曳の船、網株を持つようになった。

そのため、一九五〇年（昭和二五）頃には、片貝だけで一二乗の片手地曳がひしめき、漁場が狭隘（きょうあい）と

なって競り合って網を張る状態となった。

一九五二年（昭和二七）それまで使用した櫓に替えて、松井正雄が従来の片手地曳船に初めて焼玉一二馬力のエンジンを登載させ操業した。これが動力片手地曳網の嚆矢（こうし）である。

ついで船もボート型となり、エンジンも船外機が使用され、化繊糸の網となった。

本町の観光事業の発展とともに観光客相手の経営が主となって、船、網株なども小さくなり、小手廻りの効く規模で行われ、昔日の面影はない。

戦中のいわし漁業　一九三八年（昭和一三）四月に国家総動員法が公布され、日常生活物資が不足してくると漁業用資材の入手が一段と困難になった。特に石油の大部分を外国からの輸入に依存しているわが国では軍需が優先され、漁業用燃油は事欠く有様であった。

当時九十九里浜のいわし揚繰網漁業は、規模において他より大型であり、綿糸漁網を砂上に拡げて干すに七、八〇人の労力を要し、燃油（重、軽油）も一か統当り一日ドラム缶二・五本を必要としたので、漁夫の食糧確保とともに調達が容易でなかった。

つぎのようなエピソードがある。

「半三丸船主山口虎三郎が館山の友人から燃油を分けて貰うため、運搬船で船頭の小川惣一、機関士広田文作とともに館山港に向う途中、興津と小港の間の通称「おせんころがし」の沖合で、双発米軍機の機銃掃射により山口虎三郎は胸部貫通銃創、広田は頭に盲管銃創を負い、止血の応急手当をして船には遭難の旗印を立て鴨川に入港した。直ちに東条病院に入院したが、機敏な応救処置と病院の適切な治療により九死に一生を得たという。」

このように燃油が手に入るという情報があれば伝手を求めて、川崎、横浜までも危険を冒して出かけたそうである。

漁夫も徴兵、召集で戦場に狩り出され、また徴用で軍需工場に廻わされるなど基幹の労働力は頓に老齢化していった。

一九四一年（昭和一六）になると燃油の配給が前々年の三分の一に減少したため、已むなく九月には揚繰網を統合して、県下五〇か統にすることとなり、片貝では酒井丸と義栄丸、吉栄丸と半三丸、甲良丸と長寿丸、源七丸と勇丸が合同して漁業を継続した。

このころになると漁獲物のいわしをはじめ魚介類、加工品の出荷も統制下に入った。

敗色濃厚になってきたころ、千葉県水産会から指令があり、洋上索敵を漁船団が行うことになったので、航空機、鑑船の識別教育に豊海、片貝一名を参加させるようにとのことであった。筆者が選抜され、横須賀砲術学校で教育を受けたが、地元漁民への伝達講習は行わないままとなった。

また外地（フィリッピン、中国、台湾、朝鮮）への軍事物資輸送に揚繰網漁船の徴用が行われ、一九三九年（昭和一四）九月、豊海では第八亀丸（一一・三七トン、三〇馬力）、第一亀丸（一九・〇〇トン、五〇馬力）、片貝では第一義栄丸（一九・〇〇トン、五〇馬力）、第三義栄丸（一五・〇〇トン、三〇馬力）、源七丸（詳細不明）が、一九四四年（昭和一九）四月には第二酒井丸（一九・〇〇トン、五〇馬力）が徴用された。いずれも新造船もしくはそれに近いものである。

漁船とともに栗山英吉（機関士）、池田平吉（同）、板倉章（甲板員）、小島義松（同）、大橋万嗣（同）も徴用

され、主として伊豆七島附近で輸送に従事していたそうである。

戦後のいわし漁業　終戦直後は引き続いて物資不足に悩まされたが、わが国の復興とともにようやく漁業用資材も潤沢となり、相ついで新技術、新素材が登場してくる。戦後のいわし漁業に係る事項について、記憶を辿り年表にして見た。

年表

西暦	年号	記事
一九四五	昭和二〇	八・一五　終戦
一九四七	二二	この頃九十九里あぐり網使用の小マメ（セ黒専門の網二二節）を全国のあぐり使用開始　九十九里の水揚げに影響
		六・　駐留軍千葉県軍政部将校片貝海岸であぐり網漁業の合理化を指導　漁業者は砂浜では人は減らせないと反発
一九四八	二三	鰯大不漁　片貝八ヶ統で三四万貫と激減
		駐留軍高射砲実弾射撃場として真亀海岸接取
一九四九	二四	千葉県本部水産課長のすすめにより農林省水産試験場中井技官を招き、鰯不漁の原因を聞く。乱獲でなく潮流異変によるものという。
一九五〇	二五	八・三〇　作田川の一本松を標識としていたが、作田川河口（現在第一船溜り入り口）に高三〇米、不動、一四〇〇燭光の片貝灯柱を新設し、本日より点灯する。
		半三丸山口虎三郎、あぐり漁船を流線型にし、船材を軽減、船足を早めるよう改良普及する。
		千葉県揚繰網漁業協同組合設立
		千葉県漁業調整委員会発足
		魚群探知器の使用開始　片貝漁協青年部舷側用ネットローラ発明、省力化に貢献、クレモラ漁網出回る。
一九五一	二六	二・　豊海漁協漁業用海岸局設置（危険防止のため）

一九五四	二八	片貝漁港修築運動始まる。 化繊漁網（ナイロン）普及定着 この頃モンサント水着を千葉漁連より購入、あぐり女衆に試用、押ペシは永年裸であったが、素肌に毛物を着、その上にこれを水のはいらぬように着て帽子をかぶって押ペシした。防寒に効果あり。男子用もある。 六・四　白里　南白亀　白潟　豊海あぐり網労働者約五〇〇名　全日本海員組合の指導で九十九里漁民組合を結成 〃　団体交渉にはいり、白里　南白亀　白潟無期限ストにはいる。 一〇・二二　団体交渉妥結　労働協約仮調印 一〇・三〇　豊海あぐり網労働者代表と網主代表労使交渉第一次協議会開催 一〇・三一　第二次協議会開催 一一・　豊海労使交渉妥結 片貝源七丸あぐり労働者、東京都学連の指導により労働組合を結成、使用者に強硬な労働協約を提示　協約締結 この頃ジャミ（片口鰯の小さいもの）大漁、毎日氷を積み出漁、片貝あぐり船主労働者を説き、鰯は回遊した時獲らなければならない。他と待遇を同じにするからと毎日出漁し大漁。
一九五六	三一	片貝のあぐり網（源七丸を除く）は、各事業所毎に従業員組合を結成し、労働協約を締結、労働基準法第十七条、第十八条（一般的拘束力、地域的拘束力）の規定により、源七丸も他の同業多数の労働協約に従って無事解決。
一九六二	三七	七・一　片貝漁業用海岸局設置、豊海演習場撤去のため豊海漁業用海岸局は片貝に合併。
一九六三	不漁	
一九六五	三八	一一・一五　バッチ網を奨励試験操業、大型（あぐり網船）は不調、小型（雑漁船）成功。
一九七三	四〇	一一・一　バッチ網の漁期は一一・一～一二・三一許可、今日に至る。
一九八〇	四八	あぐり労働者の最低賃金四五〇〇〇円（一ヶ月）
	五五	あぐり労働者の最低賃金七〇〇〇〇円（一ヶ月）

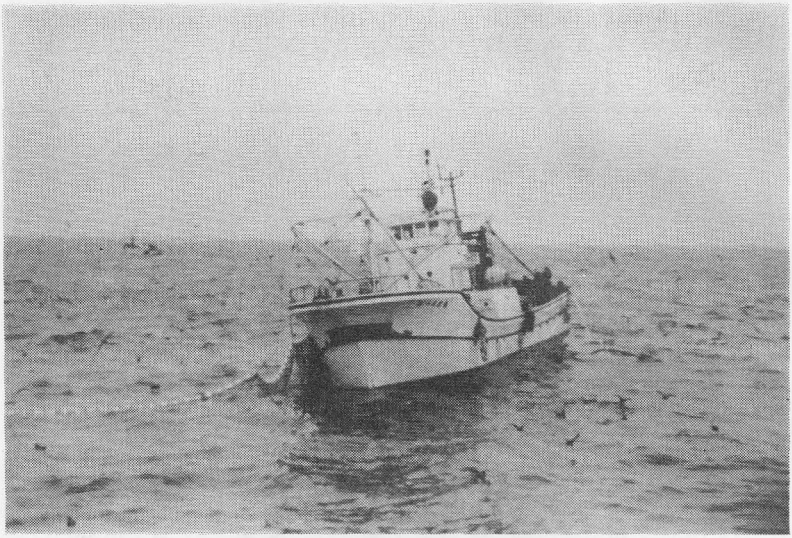

写89　九十九里型揚繰網漁船　昭和20年代後半

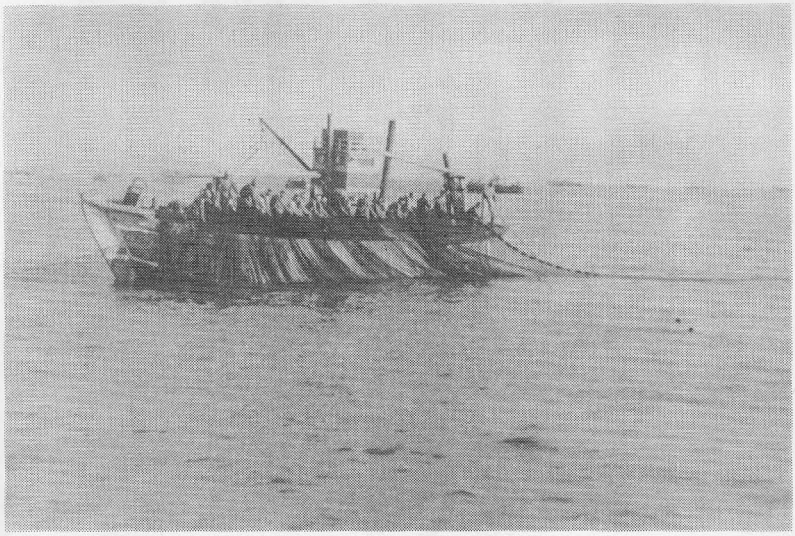

写90　半三丸の流線型漁船

漁法においては変わりはないが、漁港の使用、化繊漁網、漁撈用機械の導入により、現在は乗組員も二〇名程度で操業できるように合理化されている。

次に前表中の重要事項について詳記しておく。

九十九里における揚繰網漁業のストライキと労働協約締結の経過

九十九里浜で漁民の争いといえば、漁場で張り網の際の他船とのトラブルであって、一九五三年（昭和二八）の争議のように生活権を擁護するための労資の団体交渉は皆無であった。

千葉県下でこのような漁民の権利意識にもとずく主張が労働運動の形で行われたのは意外に古く、一八八二年（明治一五）銚子において「東洋漁夫党」の結成が挙げられる。

東洋漁夫党は結社に際しての綱領として、

一、忠愛を主とし、政界の風潮を看て進退を定むる事

二、社会を改良し、水産事業を振興する事

の二点を決定している。

忠愛を主としてという字句がいかにも前近代的な印象を与えるが、これが当時の一般庶民の心情であり、一説では尊皇攘夷を唱えて九十九里小関新開に挙兵した真忠組の行動が東洋漁夫党の結成になんらかの影響を与えたとするものもある。

しかも東洋漁夫党の結成から二五年後の一九〇七年（明治四〇）三月、銚子漁港を中心として働く八〇〇名の漁民が、生活苦と船主の搾取に対抗して、賃金増給を船主に要求したが拒絶され、一同は阿波山（通称「ア

ンバ山」海上郡高神村外川浦の大杉神社附近）に立てこもり、乗船を拒否して示威運動を行ない、参加者も一、〇〇〇人を超えて、官憲の弾圧のなか一週間の籠城を果している。

九十九里でも筆者の父の話では「個々の網で待遇改善を要求して山籠りしたことはあった。」というが、今回のごとき資本主義社会における労働運動とは始めての遭遇であった。

当時は漁民の労働組合結成には至らず、千葉県漁民組合協議会が連合会的な役割を果たし、単位漁民組合も船主の御用組合的な体質で有名無実に過ぎなかった。

一九五三年（昭和二八）白里に漁民労働組合が結成され、労働条件の改善、封建的労資関係の排除のほか、米軍の九十九里演習場の撤廃、演習損失補償金増額などの政治要求もなされるに至った。

南白亀・白潟・豊海と勢力が拡大して、組合員数も約五〇〇名に達し、白里、南白亀、白潟の三組合は協議して賃金、労働条件の改善を内容とする労働協約案を作成した。

各組合は九月一日から八日の間、それぞれ協約案に対する船主側の回答を要求した。

右の要求に対し船主側はなんらの回答も示さず、むしろ交渉を回避する態度をとったので組合側は今後の交渉を有利に導くため、全日本海員組合の指導により、同年九月二二日、四組合をもって九十九里漁民組合協議会を設立し、同月二六日協約締結のため、初の労資統一交渉をもった。

この席上、船主側は九十九里海域を漁場とする他地区に影響するところ大であるとして回答を留保したので、一〇月三日から無期限ストに突入、同日直ちに千葉地方労働委員会に斡旋（あっせん）を申請した。

地労委の斡旋は現地で五回にわたり行われ労働協約が成立、全面的な妥結を見た。その後迂余曲折を経て

一〇月二二日仮調印となった。スト開始以来二〇日間、赤旗と組合旗はようやく漁船から取り除かれたのである。

一九五四年（昭和二九）冬職の労働協議は左のごときものであった。

一、昭和二十九年冬職は協約締結の日より同年四月三十日までとする。特殊事情あるものは船主と当該組合と協議して決める。

二、歩合配分は次の算定方式とする。

総水揚高より経費（最高一五〇〇〇円）と女代を引き、残りの六〇パーセント船主、右同四〇パーセント水主。

三、職の月給は一人五〇〇〇円、日割り計算として夕食代として一日二〇〇円支給する。

四、職の歩合は四割配当の五〇パーセントとする。

五、職の時化日の作業時間は八時間を原則とする。

六、ミカリの時化日休業に対する給与は左の通りとする。

（イ）作業一日二〇〇円（一食付き）　（ロ）同半日一〇〇円（一食付き）

七、時化日の網干の場合は右に準ずる。

八、神の魚は一日一杯を越えてはならない。

九、水夫歩合より支給する陸作業に従事するものは、陸エンジン機関士一名、陸廻し一名及び船大工一名とし、特殊事情あるものは船主と組合協議の上決定する。

十、水夫歩合より支給する役付歩合は左の通りとする。

漁労長	一代	水夫長	三分
副　同	半代	網船舵手	二分
機関長	半代	電探士	二分
		電探船長	三分
		手船舵手	二分

十一、妻の出産による休業三日の日給は船主負担とし、歩合は船主と水夫で夫々半額負担とする。

十二、餌鰯は水揚げ高に含む。

十三、同心棒を行なったものの処分は船主と組合で協議の上、善処する。
十四、菜鰯は水揚高の一・五パーセントとする。
十五、十六　省略
昭和二十八年十月二十二日

南白亀村揚繰網漁業者　小林三千雄　　同上　斎藤喜代松
白潟町　同　鵜沢　元之　　同上　花沢五郎吉
白里町　同　高中　市郎　　同上　内山甚之助
右　同　牧野　文雄
右　同　安川　治郎
九十九里漁民組合代表　中村　一郎　　同上　米倉　寅男
同　細谷　岩雄　　同上　岩佐　源吉
立合人　斡旋員　菱木　清　　同上　宮本　伯夫
同　山本　実
関係町村長　鈴木　衛

さて、白里を中心に惹起した労働争議は一応落着したが、豊海漁協所属の揚繰網船団に波及し、二回に亘る団交により妥結を見た。

ところが、片貝源七丸に東京都学連の指導で突如として組合が結成され、片貝公会堂を会場に煽動して船主側が許容できない労働協約を強要し締結せしめる事件が起った。

白里は全日本海員組合の指導だが、片貝はかの名だたる都学連である。源七丸以外の揚繰網船団には未だ労働組合が造られていない。

この年は初夏から九月にかけ、ジャミ（かたくちいわしの小さいもの）の大漁が続き、運搬船に氷を積んで出漁する盛況であったが、大原では漁民のストのため出漁できないでいた。

片貝の船主達は「いわしが廻遊したときでなければ獲れない。待遇は他で協定したとおり支払うので休まず出漁しよう。」と漁民を承諾させ大漁を得ることができた。

白潟から豊海まで町村単位に漁民組合ができているので、片貝も早晩対処する必要が出てくると俄に労働法の勉強が始まった。

当時片貝漁協に在籍した筆者は労働組合法第三章労働協約、第十七条（一般的拘束力）、第十八条（地域的一般拘束力）の「一の工場事業所に当時使用される同種の四分の三以上の数の労働者が、一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該工場事業場に使用される他の同種の労働者に関しても当該労働協約が適用されるものとする。」という規定に着目し、「これでいこう。」と漁協役員による研究班の承認を得て、各網より船主及び労働者代表の参集を求め、熟議の結果各網単位に従業員組合を結成することとなり、同時に統一の労働協約を締結を見た。

さしも燎原（りょうげん）の火のごとく燃えひろがった労働争議も結着を迎え、先の源七丸も法の示すとおり他の五組合の協約に倣うことになったのである。

揚繰網漁業労働契約協定書（片貝）

一、歩合配当は総水揚高より、経費最高二五、〇〇〇円と女代とを差引いた残高の四割を水夫、六割を船主とする。

二、公開計量については、各船主毎に協議する。

三、公開相場については必要あるときは、水夫代表の立合を認める。
四、時化仕事の給与は一日一食付き二〇〇円とする。
五、歩合配当の場合は乗船者中より艫押、竿張り各一名宛立合せることを得。
六、出漁しても漁無く或いは配当一〇〇円未満の場合は男一人百円、女はその半額とする。
七、労災保険は男女一人一二〇円とする。
八、増代の件現役は従前通りとし其他の増代は、船主及び労組双方の負担とする。
九、特別慰労金として各職八ヶ月を基準として最高五、〇〇〇円以内を船主並に労組代表と協議の上日割勘定を以て支給する。
十、協約の有効期間は昭和二九年一二月一日より昭和三〇年七月二一日までとする。

昭和二九年　月　日

以　上

註一　女代は水揚高より二五、〇〇〇円を差引いた額の八パーセントそれを三〇人の時は三〇分の一が一代なり
二　公開計量とは漁獲物貫数を公開することなり
五　とも押、竿張りとは幹部水夫の名称なり
七　男女一二〇円は労災保険の平均賃金なり
八　増代の件でその他の増代とあるは役付を終った水夫を指す

網主と加工業者との関係　現在本町で漁獲されるいわしのうち、かたくちいわしは一〇〇パーセント加工用に廻されているが、まいわしのうち、大羽は一部が鮮魚出荷されるほか、大部分≒約七、八〇パーセントは冷凍されて養殖ハマチや鰻（うなぎ）の餌料となり、中羽は目刺などの塩干物に加工されている。終戦後漸減していたまいわしは一九四八年（昭和二三）頃から姿を見せなくなり、一九七〇年（昭和四五）頃からぼつぼつ獲れはじめ、当時四〇キロ入籠一杯が一万円前後という高値で取引されたことがあった。

現在では大量に獲れるため、大漁貧乏に喘いでいる状態である。

九十九里町のいわし加工業について東京大学社会学研究所（以後「東大社研」と表記する。）が行った一九六七年（昭和四二）の調査に

「　片貝の加工業者は歴史も古く、経営も集約化されている。　」

とあり、銚子商高内貴教諭も一九五六年（昭和三一）に発表した論文のなかで

「　片貝あの水産加工業者は銚子などよりはるかに集約的で経営は緻密で、少ない原料をギリギリまでに、活用していて仲買も余り活動していない。九十九里全域における片貝の位置は最も先進的であり専業化しており、明らかに九十九里加工業の行き尽くした頂点をなしている。

一般に九十九里の加工業は農業を兼営している場合が多いが、片貝のみはほとんど農業から分離している。　」

と述べ、他地域の加工業に比較し本町の加工業は専業化し、集約化されているとしている。

加工業者が原料魚を船主から入手する手段、すなわち船主がいわしを加工業者に販売するについては、「株」という旧慣行で久しく行われてきた。

前掲の東大社研の調査ではこれについて

「　株制度というのは後述のごとく、強い船主と弱い加工業者との間の経済圧力的のもとにつくられた。　」

と述べているが、船主と加工業者の力関係は遠く大地曳網時代にその端を発するもので、一九〇〇年（明治中期）以降の揚繰網の発祥期における数多くの網と加工業者との力のバランスが、揚繰網の淘汰期の網数の減少、昭和初めの大漁期における加工業者の増加により大きく崩れ、甚だしい売手市場に変貌したことが最

大の原因といえるだろう。

また同調査は

「しかし加工業者の発展、特に有力加工業者の台頭につれ、株制度という旧慣行の矛盾が露呈し両者の対立抗争の結果、―（中略）―一九六二年（昭和三七）に船主、加工業者が協議の結果、株制度は廃止され入札制度に切り替えられた。（筆者註酒井市作漁協組合長発議）」

と述べているが、旧慣行の矛盾の露呈とは、定着しつつある自由主義経済の原則、競争と自由選択の原理との矛盾を指している。

「株制度」について同調査は、

「株制度はさまざまな呼び名で呼ばれていた。片貝では取荷（とりか）制度と呼ばれていた。

株制度とは

（一）各船主に一定数の加工業者（一ヶ統の船主に対して二〇、三〇人の加工業者）が仲間を作って隷属する。

（二）各加工業者は一定の割合（株）でその船の漁獲してきた魚の配分をうける権利と同じ割合で漁獲物を必ず全部引き取る義務を持つ。

（三）魚価は船主と加工業者とが後で協議して決める。（後相場）

（四）加工業者は無償で砂浜の船の出入りの労力を提供する。

などの内容をもつ船主支配、加工業者従属の流通組織である。―（中略）―

網主は一方では加工業者に対する株制度と、他方では漁夫に対する親方子方支配という二本の柱によって支えられていたのである。」

としており、株制度の内面的な部分をある程度捉えている。

（二）に挙げているように、船主が漁獲した魚は、それに附属する加工業者でなければ配分を受けられないが、また加工業者は必要としない魚までも引き取らなければならず、船主側は漁獲した魚は常に完売することになっており、さらに（三）のごとく加工製品の相場によって決められる後相場のため、加工業者は薄利に甘んぜざるを得なかった。これは先に記した網数と加工業者数の不均衡もさることながら、反面、加工業者にとって加工製品を販売してから魚代金の支払いをすればよく、原料魚買入資金の手当てを必要としなかった。

このように加工業者もこのシステムに安易に埋没していたきらいがある。

また、

「片貝において株制度が崩壊する直接のきっかけとなったのは、昭和三五年以後の漁獲高の激減である。もともと株制度というのは、加工業者の必要とする原料魚を船主が供給しうることを前提として、成り立ちえたものである。ところが加工業者が発展するにつれて、加工業者の需要が増加するに対して、船主の供給（漁獲高）が逆に減退してきたのであるから、株制度存立の大前提が崩れてしまったわけである。

元来それぞれ別個独立の企業である漁業と水産加工業が株制度という前近代的結合をしたのは、その低生産性のためであった。したがってそのいずれかが生産性を高め企業体として近代化するにしたがい、株制度という古い枠の矛盾を痛切に感じて、これに反発するに至るのは必然の勢いである。

片貝の場合は、それが加工業者の船主側に対する相対的優性発展（船主側の相対的能力の低下）という形で現われてきたのである。株制度の内容からいうと、船主側は加工業に対してその必要とする原料魚の供給債務を履行することが不能（或は不完全履行）となったということ、したがって加工業者側も株制度に協力する義務がなくなったと主観的には意識している。」

九十九里浜の揚繰網漁業の年間操業日数は平均一八〇日程度で、このうち漁獲のあった日はさらに減少し

て一〇〇日程度と推定される。従って株制度のもとでは加工業者の稼動日数もこれに準ずることになるので、不漁年では年中休業の状態となった。

国内の道路が整備され、運搬車両が大型化されてくると、一部の加工業者は自家用の冷蔵庫を建て、他港から原料魚を購入して備蓄し、年間の安定した稼動を目指すようになる。

その後、漸次加工業者が冷蔵庫を設置するに及んで、株制度への依存度が低下し、崩壊が早まるのである。

このようにして、入札制度が始まるが、後掲の協定書冒頭にあるように入札に参加できる加工業者の資格条件を定めたため、純競争入札によらず、地域の加工集団による入札となったのである。

加工業者は必要な魚についてのみ応札するようになるので、株制度における船主と加工業者の力関係は、入札制度では全く逆転したのである。しかし、近代的取引制度の施行によって加工業者も近代的経営を要求されることとなったのである。

「株制度がこのように崩壊したので、船主と加工業者の取引は近代的な売買関係に変化する。ただ加工業者は地域的仲間集団として存在し、船主の操業も地域的制約をうけているため、全く自由な売買（たとえば純競争入札による魚市場の売買）ではなく、地域的、職能的制約を伴うものである。」

入札制度の概要は、後掲する一九六四年（昭和三九）九月一日締結の協定書によって了知されたい。

「　入札制度に関する船主加工業者協定書（片貝　豊海　作田）

一　入札資格取得の条件　旧附属加工業者にして港負担金の完納者であること。

二　入札期間　昭和三九年九月一日から昭和四〇年八月三一日とする。

三　保証金

（イ）一株四万円としその買付限度は二〇万円迄とし、超過の場合は現金即納のこと。

（ロ）保証金切換は八月末日とする。

四　連帯責任・入札停止

（イ）保証人は二人以上とし保証額は二〇万円迄とす。

（ロ）支払期限が過ぎて未納の場合は本人のみ買付権を停止する。

（ハ）支払期限内に買付限度額を過ぎ未納の場合は本人のみ買付権を停止する。

五　買付代金の支払

（イ）買付後一五日以内に落札区域所属の漁協組合（片貝　豊海）に支払うこと。

（ロ）略

六　入札貫数限度一口につきジャミ二〇杯セ黒五〇札を原則とする。但大漁又は入札者著しく少き場合及び船主不当と認める場合はこの限りに非ず。

七　入札の単位金額一円とする。

八　落札の条件

（イ）最低数一〇杯とする。

（ロ）同値の場合は杯数の多き方を優先し、同値同数の時は双方の話あいとする。

九　入札放棄　入札放棄は自由なるも保証金の払出しは八月末をもってする。

一〇　留　札　事情により船主側で留札をすることができる。

一一　鮮魚向き落札希望者の入札取得に関しては運営委員会で協議決定するものとする。

一二　入札制度に関して審議を要する場合は運営委員会を招集してこれを処理する。運営委員会の委員は二二名として、委員の構成は左記の通りとする。

船主　五名　　加工業者　一五名　　事務局　二名

一三　船主との入札実施は船主側の一本化協定書決定後の翌日より実施する。後略」

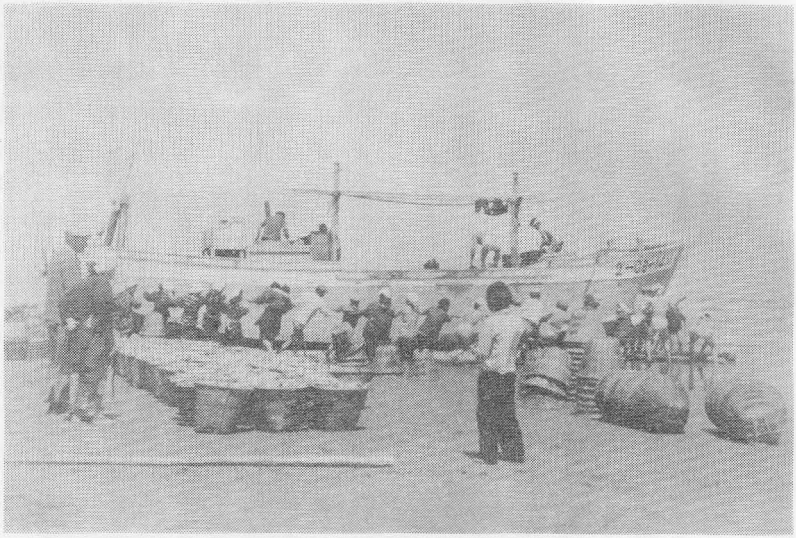

写91　一艘まき第一義栄丸の操業　昭49.6　土田弘撮影

一艘まき網漁業

一九六一年（昭和四六）水産庁へ揚繰網漁業（まき網漁業）の近代化振興策として、大型化、省力化の方針をうち出し、沖合＝鰹、鮪、鯖用として一一〇トン型、近海＝鯖、鰯用として六九トン型、沿岸＝鰯用として三九トン型の一艘まき網漁船の試験操業を許可、奨励することとなったが、沖合の水深一〇〇メートル以上の所でおもに操業する一一〇トン型は比較的抵抗なく操業できたが、水深の浅い所での操業が多い鰯用の中型まき網の場合は、操業上の難点が多く、転換は非常に危険視されていたが、一九六四年（昭和四八）八月、九十九里町において義栄丸が導入することとなり、県の奨励協力により三九トン型の試験操業を計画した。

翌一九六五年（昭和四九）七月二二日、初操業を行ったが、毎日破網して漁獲皆無という失敗が約二か月も続くという状況であった。色々と研究改良を続

表162　39トン型1艘まき網漁船1ケ統の構成及び設備概要　昭50.1調

船種	船名	船質	トン数	馬力	艤装付価格
網船	第1義栄丸	FRP	39.64トン	550HP	8,800万円
運搬船兼探索船	第3義栄丸	〃	19.98トン	200HP	2,800万円
〃	第6義栄丸	〃	18.86トン	200HP	2,800万円
〃	第8義栄丸	〃	19.68トン	200HP	3,200万円
レッコボート	義栄丸	〃	2.25トン	60HP	500万円

1.　ジャミ網　　1張　2,200万円
1.　中羽鰯網　　1張　2,600万円
1.　さばハモノ網　1張　2,000万円

漁労機械

魚群探知器	2基	
超短波送受信機	3基	
SOS自動発信装置	1基	
環まき用5トンウインチ	2基	環綱締めつけ用
浮子手用3トンウインチ	2基	浮子巻き込み用
2トンキャプスタン	2基	
自動ワイヤーリール	2基	環綱の巻き取り用
ネットホーラー5トン巻	1基	揚げ網機
網捌き機　2トン巻	1基	網を船内に取り入れる
ネットローラー8M4M	各1基	魚捕部の締めつけ
移動環吊デリック	1基	環綱の締めつけ用滑車つり
ネットソンデ	1基	網の沈下水深を計る

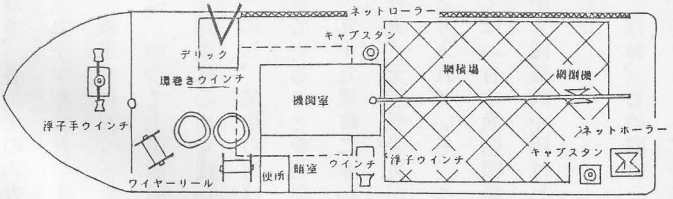

船体　全長28.80m　全幅6m　深さ2m　船質FRP
発電機交流100V30KW1基　直流35V5KW1基
油圧装置150K200L2基　150K100L1基

図139　1艘まき網第1義栄丸（39トン）艤装要目

(1)　投網準備　PREPARATION OF THROWING NET INTO THE SEA
ボートを本船の船尾につり上げ、いつでも切り離せるようにセットする。

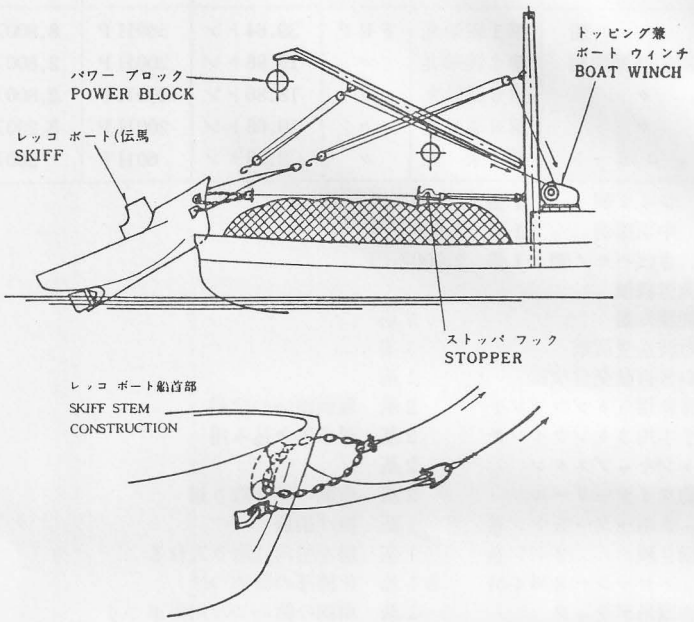

図140の1　1艘まき網操業図　　津谷俊人『日本漁船図集』より

けて一応の成果を収め得るようになり、各地での六九トン型および三九トン型普及の先駆となった。

義栄丸における新漁法への挑戦は、かつて土田清蔵が揚繰網、片手地曳に心血を注いだことと軌を一にし、父祖の血は脈々として生きていることを物語っている。

九十九里町においてはその後酒井丸、元船長栄丸が一艘まき網をとり入れている。この漁法については『日本漁船図集』津谷俊人著から操業図を添付して参考資料とした。

なお、この図は一一五トン型のものであるが、操業原理は三九トン型と同じである。

(2) 投　　網　THROWING THE NET　INTO THE SEA
船尾甲板上にとう載のボートに漁網先端の浮子（アバ）側ロープおよび沈子側ワイアを固縛し、次に本船とボートを切り離し投網、漁群を包囲する。

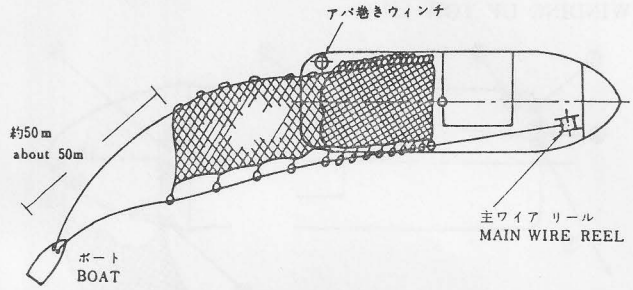

(3) 魚群包囲　SURROUNDING FISH SCHOOL
全速で魚群を包囲する。大きな円を描いて、投網を終っても、本船がボートに接近できないときは、アバ側ロープに連結してある大手巻き、ウィンチのワイア（約200m）を延ばす。

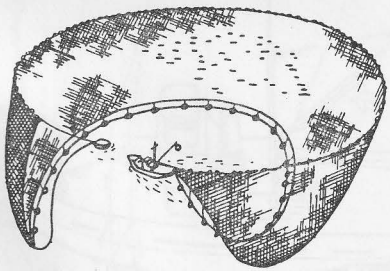

図140の2　　津谷俊人『日本漁船図』集より

(4) 投網終了　NET CASTING COMPLETED
投網を終ると、本船はボートからアバ側ロープと、沈子側ワイアを受け取り、アバ側ロープは揚錨機付キャプスタンで巻き、網が本船に近づいたらアバ側ロープをストッパに掛ける。
WINDING UP TOW LINE

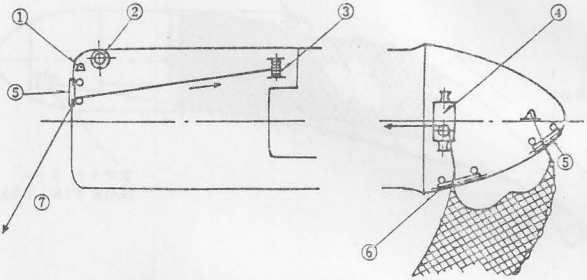

①ストッパフック　STOPPER HOOK
②アバ巻きローラ（3t×30m/min）　FLOAT LIEE ROLLER
③大手巻ウィンチ　CHORKER WINCH
④揚錨機付縦型キャプスタン（3/2t×30/20m/min）　CAPSTAN
⑤三方ローラ　FAIR LEADER
⑥網揚げ用三方ローラ　FAIR LEAD
⑦　網　TOW LINE

(5) 環　ま　き　PURSING

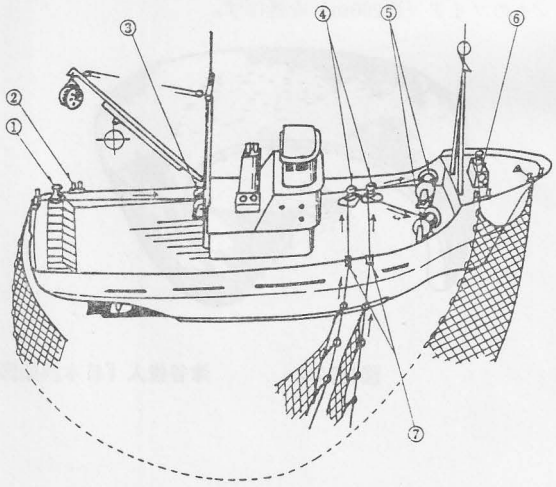

図140の3　　津谷俊人『日本漁船図集』より

(6)　揚網開始　STORING NET ON DECK
環を締め終り、網底が閉鎖されるとパワーブロックやネットホーラを使用して、網の収容にかかる。網捌きローラは、網を所定の位置に収容するために用いる。

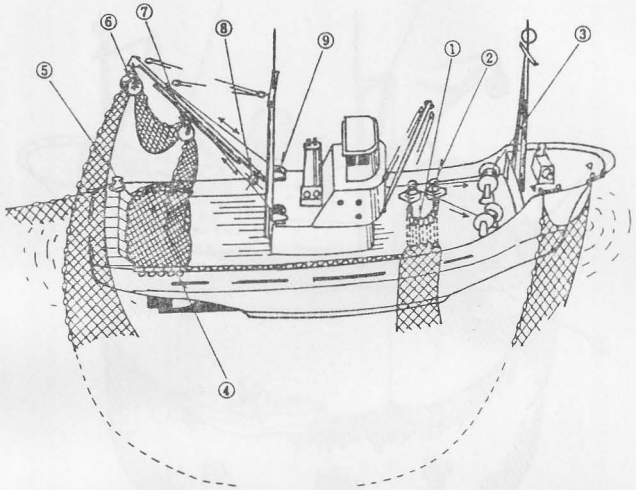

①環を上甲板上に引き揚げる　HEAVE UP THE RINGS ONTO THE DECK
②環まきウインチ　PURSE WINCH
③環まきリール　WARP REEL
④環　RING
⑤アバ巻きキャプスタン　CAPSTAN
⑥パワーブロック　POWER BLOCK
⑦網捌きローラ　NET SHIFT BLOCK
⑧ベビーマイタ（0.5ｔ）　POWER BLOCK FIX WINCH
⑨バングウインチ　VANG WINCH

(6)　環を上甲板に引き揚げる
LIFTING RINGS AND STORING ON DECK

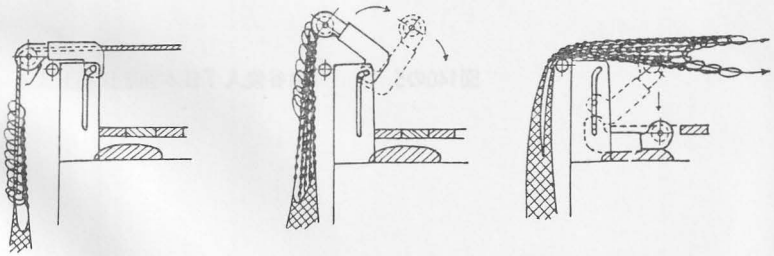

図140の4　　津谷俊人『日本漁船図集』より

(7) 魚の取り込み　TRANSFERING FISH FROM NET TO FISH HOLD
魚捕部の網は、舷側のパワーローラで引き揚げられ、同時に補助艇に支えられ、魚を運搬船に収容する。

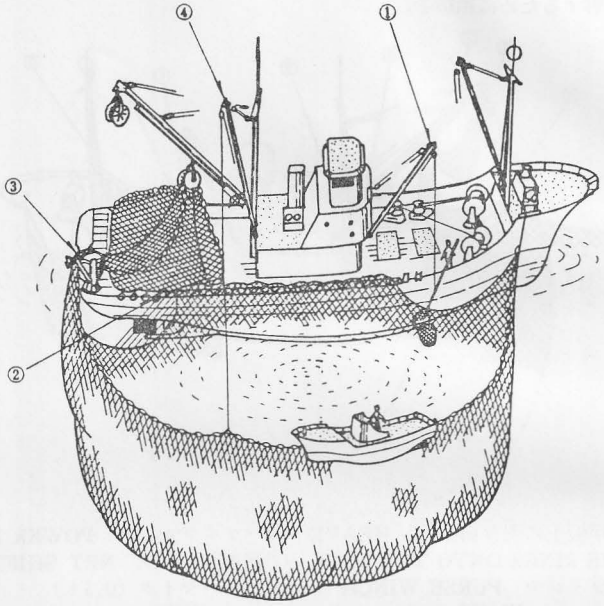

①荷役ブーム　BOOM
②パワーローラ　SIDE HAULER
③ネットホーラ　NET HAULER
④アバつりブーム　SLING BOOM (FOR FLOAT LINE)

図140の5　　津谷俊人『日本漁船図集』より

最近の漁況

概　要

経営体階層別、経営組織別漁業経営体数について

一九七四年（昭和四九）の漁業経営体数は三一経営体である。

漁業経営体数は、千葉県の場合、全県的に減少の一途を辿り、一九六三年（昭和三八）の一六、七二二経営体が一九七三年（昭和四八）には、八、八一八経営体となり、この一〇年間に四七パーセント（七、九〇四経営体）も減少した。

つまり約半分近い経営体数が減ったわけである。とりわけ東京湾地域は埋立による漁場の喪失で、急速かつ著しい減少をみている。

直接的には都市化、工業の影響をうけなかった九十九里地域及び外房地域でも、漁業世帯員の流出等により経営体数が消滅、減少しているが、九十九里町の場合はこの時点ではほとんど増減がない。

すなわち、一九六三年（昭和三八）及び一九六八年（昭和四三）の経営体数はいずれも三三経営体であり、一九七四年（昭和四九）も三一経営体とむしろ横ばいで推移している。

経営体階層別にみても、動力船使用一〇トン以上の階層の中での移動（上位階層への上昇）がみられるほかは大きな変動がない。

つぎに経営組織別にみると、個人経営体が全体の七〇パーセント前後を占め、団体経営体はまき網漁業を営む会社経営体とばっち網の共同経営体となっている。

なお、第六次一九七八年（昭和五三）、第七次一九八三年（昭和五八）漁業センサスの所要項目の抜萃を末尾に掲げるので参考にされたい。

表163　漁業経営体数の推移

『九十九里町の農水産業』(1975.12) より
千葉統計情報事務所東金出張所編

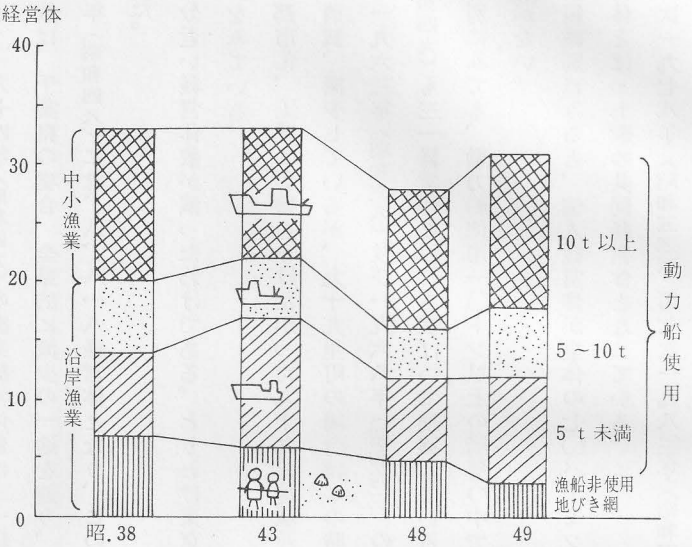

経営組織別漁業経営体数

年次・区分		昭.38	43	48	49
総数		33	33	28	31
個人経営体		26	24	20	20
団体経営体	会社	7	8	8	1
	共同	—	1	—	3

資料：漁業センサス，漁業経営体調査

営んだ漁業別漁業経営体数及び使用漁船隻数について

一九七四年（昭和四九）の漁業経営体数を営んだ漁業種類別にわけてみると、採貝一八、小型底びき網一五、まき網一一、地曳網三、バッチ網二、船びき網一である。

このうち、単一漁業種類の漁業経営体はまき網一〇、バッチ網一、船びき網一の計一二経営体である。つまり、一九経営体は主従二種類以上の漁業を営んでおり、例えば小型底びき網の一五経営体及び地びき網の三経営体は従として採貝を営んでいるわけである。

ただし九十九里町の場合、一九七四年（昭和四九）には三種類以上の漁業を営んだ経営体はない。次に漁業経営体が漁業に使用した漁船（動力船）についてみると、漁業経営体数の動きに類似して大きな変化はみられないが、まき網経営体の使用漁船（一〇～三〇トン級）がやや増加している。

漁業就業者数について

漁業就業者の動きをみると、一九七三年（昭和四八）の漁業就業者数は漁業センサスによれば三一五人で、一九六三年（昭和三八）の五一四に比べると一〇年間に三七パーセント減少している。

また、昭和三八年から四三年までの五年間の減少率一五パーセントに比べ、四三年から四八年までの五年間の減少率は二八パーセントと高く、それだけ漁業就業者の減少速度が早まっていることが察知できる。

これは高度経済成長のもたらした第二次及び第三次産業の雇用機会の増大から漁業世帯員の流出が促進されたためと考えられる。

つぎに、男子漁業就業者の年齢構成をみると、一五～三九歳までの青年層の占める割合は、三八年の四

表164　営んだ漁業別漁業経営体数（昭和49年）

『九十九里町の農水産業』（1975.12）より
千葉統計情報事務所東金出張所編

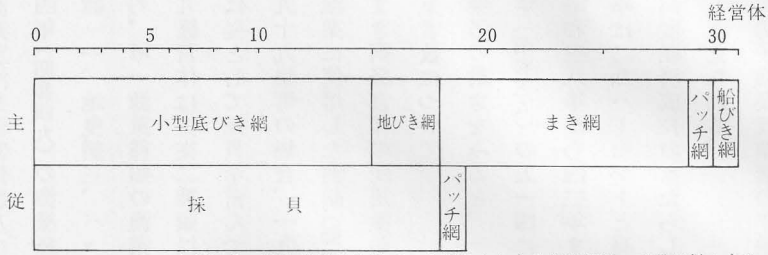

注：漁業種類の主従組合せ別漁業経営体数で，上段は主とする漁業種類，下段は従とする漁業種類である。
　小型底びき網を主とする経営体は，ほかに採貝も営む複合種類の経営体となる。同様にまき網を主とする経営体のうちパッチ網を営むものが1経営体あり，そのほかは単一漁業種類の経営体である。

表165　使用動力漁船隻数

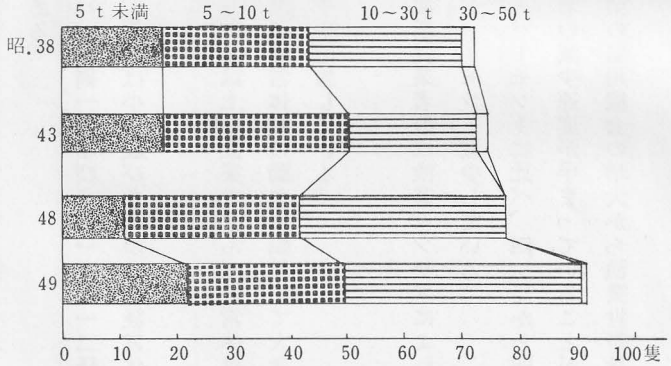

資料：漁業センサス，漁業経営体調査

表166　漁業就業者数の推移

『九十九里町の農水産業』(1975.12) より
千葉統計情報事務所東金出張所編

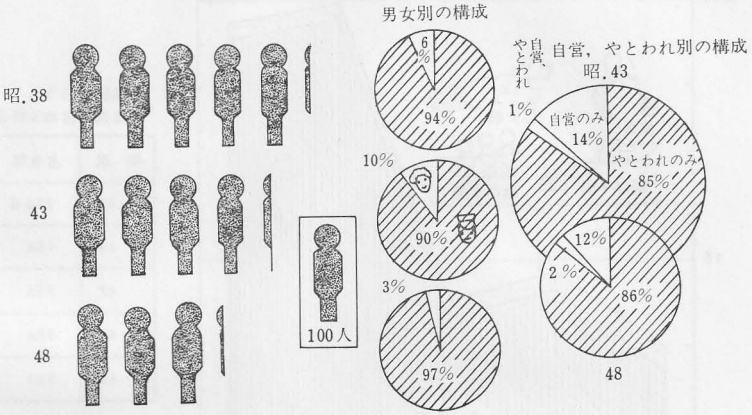

表167　男子就業者の年齢構成

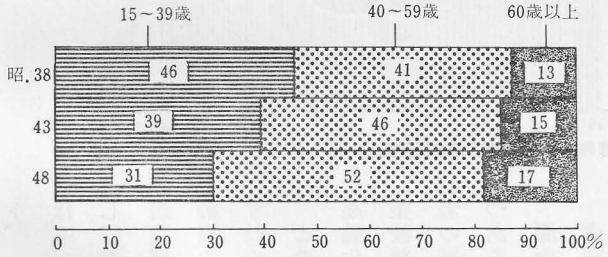

資料：漁業センサス

表168　漁業別漁獲量の推移

『九十九里町の農水産業』(1975.12) より
千葉統計情報事務所東金出張所編

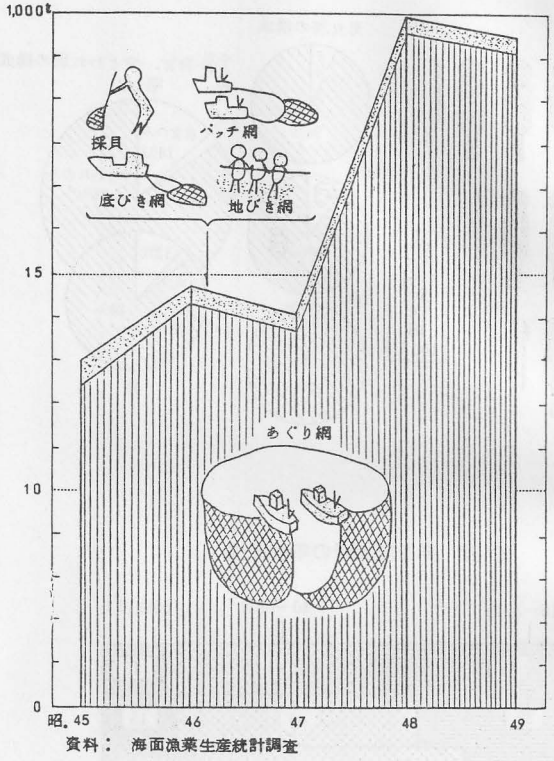

資料：　海面漁業生産統計調査

総漁獲量のうち
まき網の占める割合

年　次	占有率
昭.45	95.6 %
46	95.4
47	95.3
48	98.6
49	96.1

六パーセントが五年後の四三年には三九パーセント、一〇年後の四八年には三一パーセントに低下し、対照的に四〇～五九歳及び六〇歳以上の高年齢層の占める割合が高まりつつある。

このように就業年齢の高齢化が進むにつれ、漁業後継者を含め若年労働者の補充が困難になりつつある。

海面漁獲量及び漁業生産額について

九十九里町所属の漁船による漁獲量は、この五

年間に著しい増加を示し、特に一九七三年（昭和四八）には一万トンの大台を超えて四五年の二倍に近い漁獲高を挙げた。

一九七四年（昭和四九）の漁獲量は一五、六九二トンで前年より二六五トン、一・七パーセントの減産となってわずかに後退したが、引き続き好漁況を持続した。

主な漁業別にみると、九十九里地域でも代表的な漁業のあぐり網が一五、一二四トンをあげて総漁獲量の九六パーセントを占め圧倒的優位を保持しており、ほかには採貝二一三トン＝一・四パーセント、バッチ網二一一トン＝一・三パーセント、小型底びき網一三〇トン＝〇・八パーセントがあげられる。

例年総漁獲量のうち、あぐり網が占める割合は九五パーセント以上の高率を示しているが、ほかの漁業の大幅な伸展がみられていない現状から推して、今後の九十九里町の漁獲高の推移は、この漁業の成果いかんにかかっているものといえよう。

魚種別漁獲量について

漁獲量を魚種別にみると、一九七〇年（昭和四五）以降いわし類が総漁獲量のうち八〇パーセント以上を占めており、とりわけ一九七三年（昭和四七）以降の三年間は九〇パーセント以上と高く、文字どおり中心的な魚種となっている。

一九七四年（昭和四九）のいわし類の漁獲量、一四、七六八トンは急増した前年に比べ五パーセント、八一一トンの減とやや後退したが、四五年の二倍以上の生産をあげた。

ほかのあじ類、さば類、ぶり類及び赤貝、こだまがいなどは、いずれも一、〇〇〇トンを超えるものがな

表169　魚種別漁獲量

『九十九里町の農水産業』(1975.12) より
千葉統計情報事務所東金出張所編

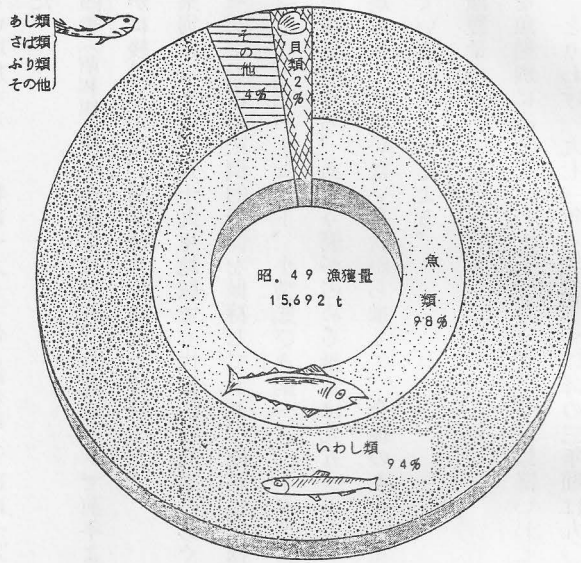

総漁獲量のうり
いわし類の占める
割合

年次	占有率
昭。45	% 88.4
46	82.4
47	90.6
48	97.6
49	94.1

年次別いわし類漁獲量（属人）　　単位：t

	昭。45	46	47	48	49
総数	7,098	8,132	8,307	15,579	14,768
まいわし	2,575	1,081	1,965	9,000	4,930
うるめいわし	−	−	96	−	11
かたくちいわし	4,523	7,051	6,246	6,579	9,827

資料：　海面漁業生産統計調査

く、いわし類に比べ極めて少量である。なおいわし類の漁獲量をまいわしとかたくちいわしにわけてみると、この五年間ではまいわしの豊漁となった四八年を除き、おおむね、かたくちいわしが優位を保っている。

漁業生産額について

一九七四年（昭和四九）の漁業生産額は八億八千万円で、前年より九パーセント、七千万円増加した。漁業生産額は必ずしも漁獲高

表170　海面漁業漁獲量と漁業生産額

『九十九里町の農水産業』(1975.12) より
千葉統計情報事務所東金出張所編

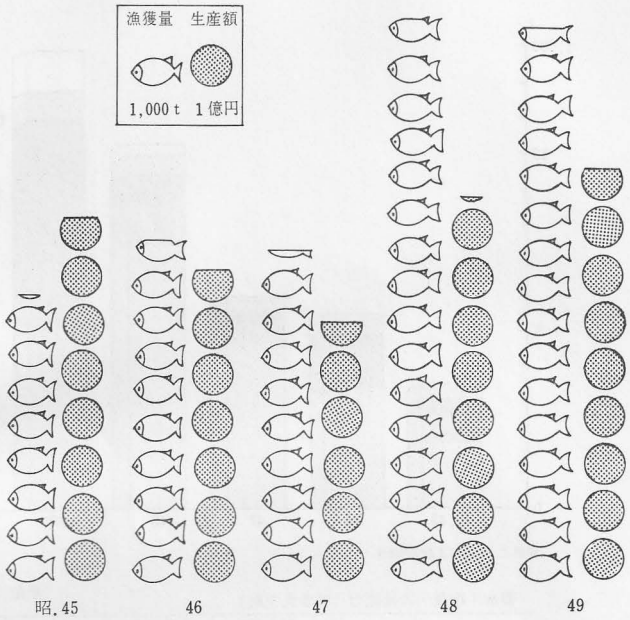

資料：九十九里町企画係資料

の推移に平行していない。

とくにいわし類の生産地価格の変動に大きく左右される九十九里町の場合は、それが顕著によみとれる。この五年間についてみると一九七〇年（昭和四五）の漁獲高は最低でありながら生産額は比較的高額を示しているし、漁獲高も伸び悩み、いわし類の価格が低下した一九七二年（昭和四七）の生産額が最低となっている。

また、一九七三年（昭和四八）には漁獲高が急増したが、豊漁にひきかえ価格安にみまわれて、その割には生産額の大幅な伸びはみられない。

なお一九七四年（昭和四九）は、かたくちいわしの価格高の影響をうけ、引き続き上向きを示した。

このように生産の主軸となっているいわし類は、水揚げしたのち生鮮仕向けよりも加工向けが多いため、

表171　水産加工生産量

『九十九里町の農水産業』(1975.12) より
千葉統計情報事務所東金出張所編

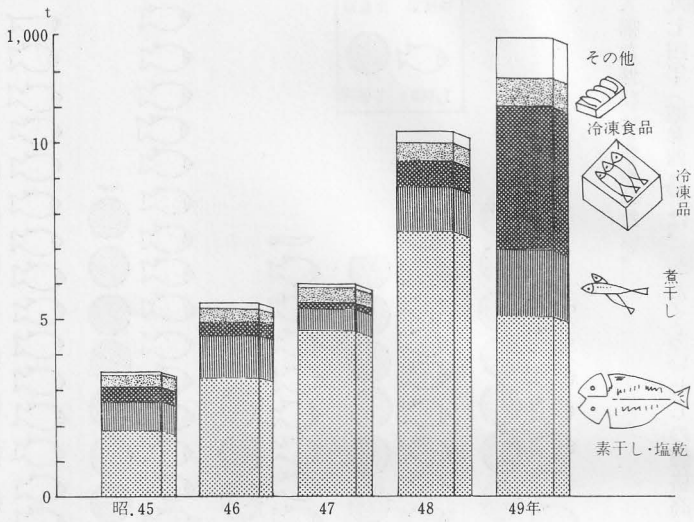

資料：水産加工統計調査

製氷・冷蔵・冷凍能力（九十九里町）　　単位 能力：t 比：%

年　次	工場数	製氷能力（1日当り）	冷蔵能力	うち貯氷	冷凍能力（1日当り）
昭. 43	38	15	2,841	560	189
48	75	19	7,228	393	428
48／43×100	197.4	126.7	254.4	70.2	226.5

資料：第4次・第5次漁業センサス

生産地価格も低廉に終始する場合が多く、従って生産額は漁獲高の伸びの割には急激に増加していない。

水産加工業について

水産加工品の生産量は、加工業を営む実経営体数の動き（やや減少）とは裏腹に目覚ましい伸長をみせ、一九七四年（昭和四九）の生産量は五年前に比べ、四倍近い生産をあげた。

これは、水産加工品の需要増を背景とする社会的な要因とは別に、一九七三年（昭和四八）、一九七四年（昭和四九）のいわし類の漁獲

増に伴う加工原料魚の導入確保が比較的順調に推移したことと、一方冷凍、冷蔵施設の拡充で保蔵能力が増大したこと、その他加工技術の向上などによるものと考えられる。

一九七四年（昭和四九）の生産量を加工種類別にみると、素干し、塩乾、煮干しが全体の五五パーセントを占めており、以下冷凍三四パーセント、冷凍食品三パーセント、その他の加工品八パーセントの順である。

また、この五年間の動きは、素干し、塩乾、煮干しが四五年から四八年まで全生産量の八〇パーセント前後を占め、主軸となるとともに着実に増産を続けたが、四九年には主に餌料目的の冷凍品生産の急激な伸びにひきかえ、減少に転じた。

そのほか、冷凍食品がほぼ横ばい、その他の加工品がさくら干し、みりん干しの需要増を反映し大幅な生産増となった。

水産加工経営体数について

九十九里町の水産加工業は、地元に漁港が整備され、従来から塩乾、煮干し等のいわゆる手工業的な性格をもった比較的小規模な事業所が中心となって営まれてきた。

最近は労働力事情の悪化をはじめ、周年操業に必要な原料魚の不足などが水産加工経営にとって極めて深刻な問題となりつつある。

特に近年は、全国的に主要水揚げ港周辺に近代的かつ大規模な冷凍工場やねり製品工場が建設され、加工品の量産が主要水揚げ地を中心に集中化する傾向がみられ、原料魚確保が困難になってきた。

このため地元水揚量のほか、近県はもとより北海道、九州方面からも原料魚を導入している現状で、その

表172　加工種類別経営体数

『九十九里町の農水産業』(1975.12) より
千葉統計情報事務所東金出張所編

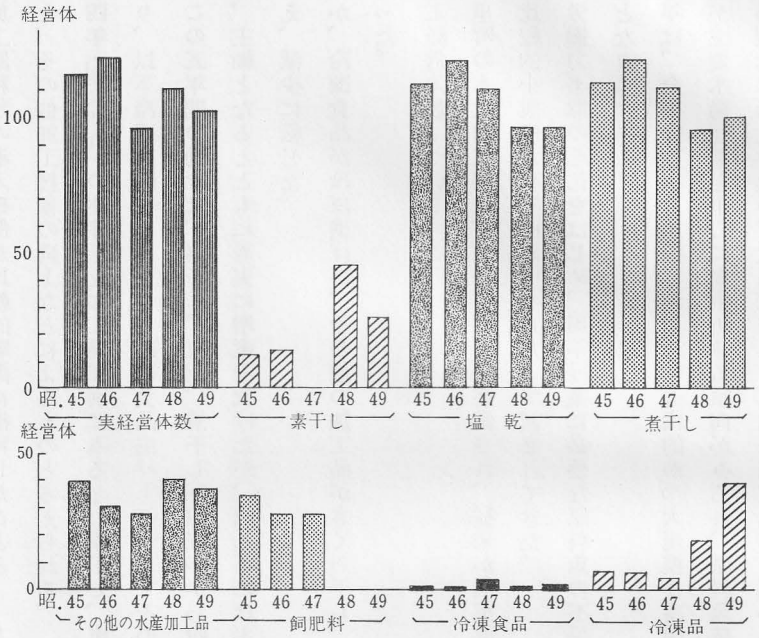

資料：水産加工統計調査

いわし類水揚げ量(九十九里町)

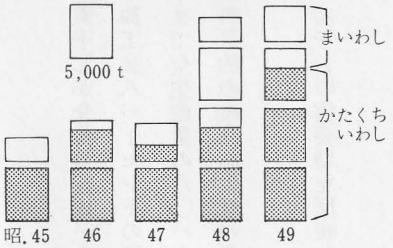

資料：海面漁業生産統計調査

表173　第6次・第7次漁業センサス抜粋

	漁業経営体数	漁船無動力船	船外機	漁船動力船	トン数	馬力	従事者数	家族	雇用者	漁獲金額
		隻	隻	隻						万円
昭53	34	5	73		913.42	7,099	382	50	332	79,294
		隻	隻	隻						万円
昭58	35	1	15	66	830.33	5,814	328	47	281	89,414

作表　田村

輸送や価格、ひいては製品の販売過程にまで多くの難題を抱えており、これらの打解を図ることが直面する課題となっている。

漁業をめぐる今後の課題　水産物に対する需要が国民所得の向上に伴って、量的に拡大していることは、水産物の需給のアンバランスからする魚価の上昇からも明らかだが、反面、若年層を中心としたいわゆる「魚ばなれ」の現象がみられる。価格の上昇には労力費、資材費の値上がりによる生産コストの増大も影響を及ぼしている。

最近における食用水産物の国内年間総需要量は約八〇〇万トンに達しているが、質的な高度化が要求されている。高級魚指向の風潮である。

九十九里町漁協では、ひらめの試験養殖を実施しているが、その結果をふまえてさらに規模拡大を図り、生簀蓄養から活魚の供給にまで発展させるべきだろう。

他方、片貝漁港における水揚げの九〇パーセントのいわしについては、魚価の安定、加工原料魚の安定供給のため、調整機能を果たす大形冷凍蔵施設の設置も急がなくてはなるまい。

また、今後の経済構造の近代化に伴って、漁業就業者の減少傾向が強まり、とくに若年労働力の減少と老齢化による労働力の質的低下が進むものと考えられる。

さらに漁場利用の合理化、生産性の向上を図るため、技術設備の近代化が必要と

なる。

前にも述べたように一九五〇年（昭和二五）頃から、船体・漁網・通信機器・省力化機器、一艘まき網への転換など、さまざまのことが行われて来たが、今後ともその気概をもって進んで行くよう漁業関係者に訴えるものである。

（宮崎茂一郎）

参考文献

中村　城『九十九里町誌』　一九五七年

土田　弘、小倉忠光、小栗山英吉、川畑章談「漁船徴用について」　葉県の実態調査）　一九六七年

土田弘談「一艘旋網漁法への転換」　九十九里町『九十九里町の農水産業』　昭和五〇年

白子町編『白子町史』　昭和四〇年

矢野照重ほか『これからの漁港』　昭和四四年

東大社会科学研究所『沿岸漁業と漁村社会の研究』（千